

筑波大学博士（国際日本研究）論文

台湾における民主化と国会改革

李 嘉進

2014 年度

目次

序 章.....	1
研究の動機と目的.....	1
研究方法.....	2
内容の概要.....	3
第1章 先行研究.....	5
第1節 民主化と国会改革に関する先行研究概要.....	6
第2節 台湾における民主化と国会改革の研究概要.....	35
第3節 分析の理論的枠組み.....	44
第2章 台湾民主化の推移及び政党政治（二大政党）の確立.....	47
第1節 日本植民地支配統治時代及び戦後国民党一党支配政治.....	47
第2節 台湾の中華民国化（戒厳令時代）.....	57
第3節 中華民国の台湾化 戒厳令の解除（総統直接選挙—民主化時代）.....	66
第3章 経済発展と政治民主化.....	73
第1節 官僚システムと経済の建て直し.....	76
第2節 経済自由化と政治民主化.....	85
第3節 経済発展、市民社会と政治民主化.....	95
第4章 民主化運動と国会（立法院と国民大会）の改革.....	106
第1節 国会改革のプロセス.....	108
第2節 戒厳令時代の国会と補欠総選挙.....	108
第3節 戒厳令解除後の国会解散総選挙.....	112
第5章 民主化と国会改革に関する分析.....	128
第1節 民主化と国会改革に関する世論調査の分析.....	130
第2節 民主化と国会改革に関する報道などの分析.....	140
第3節 民主化と国会改革に関する立法院官報及び質疑内容の分析.....	146
第4節 台湾と日本における国会選挙制度改革の比較研究.....	155
第5節 民主化と国会改革が相互に影響する事例の分析.....	175
終 章.....	187
参考文献.....	202
図一覽	
図 5-1 立法院に対する国民の信頼度と満足度（1991～2005）.....	135
図 5-2 第七期国民党立法委員に対する国民の評価(2008.4-2010.2).....	136
図 6-1 台湾式民主化モデル.....	201

表一覧

表 1-1	民主化研究方法と民主化の解釈要素の関係について.....	21
表 1-2	ポッターらとハンチントンの民主化に対する解釈要素比較.....	27
表 3-1	外国人向けの投資制度	80
表 3-2	権威主義・民主化以後の政治面の比較.....	86
表 3-3	権威主義と民主体制の経済面の比較.....	91
表 3-4	社会抗議事件の種類及び頻度（1983-1988）	97
表 3-5	社会抗議事件の規模	97
表 3-6	台湾における中央政府所管人民団体（1983-1997）	99
表 3-7	台湾の社会運動	101
表 4-1	立法院において成立した民主化にかかわる主要関連法案.....	124
表 4-2	初代立法委員の所属政党と「増員補欠」選出議員が占める議席.....	126
表 5-1	政府に対する国民の信頼	137
表 5-2	台湾での政党、政治機構、メディアに対する信頼.....	138
表 5-3	台湾での民主政治運営に対する満足度.....	138
表 5-4	台湾の政党、政治機構、メディアに対する信頼の相関性分析.....	139
表 5-5	ハードな権威主義期に立法委員が本会議の口頭質疑で民主化課題関連の発言を行った回数.....	149
表 5-6	ソフトな権威主義期に立法委員が院会の口頭質疑で民主化課題関連の発言を行った回数（1974-1986）	150
表 5-7	民主化加速期に立法委員が院会の口頭質疑で民主化課題関連の発言を行った回数（1987-1991）	152
表 5-8	民主政治確立期に立法委員が本会議の質問で民主化課題関連の発言を行った回数（1992-2000）	154
表 5-9	日本の主要政党の歴代衆議院議員選挙における得票率及び議席獲得数（1996-2009）	165
表 5-10	台湾の主要政党の歴代立法委員選挙における得票率及び議席配分一覧表.....	174
表 5-11	全国レベルの公民投票の第 1 議案から第 6 議案の主旨及び結果.....	179
表 5-12	台湾地方レベル公民投票案の主文及び結果.....	180
表 5-13	任務型国民大会代表選挙結果	185
表 6-1	台湾の中国大陆と香港に対する貿易依存度の統計表（1981-2013）	195

序章

研究の動機と目的

台湾はかつて日本の植民地であった。日本統治時代の台湾において、民主化に類似した政治発展が見られた。総督府の専制統治に立ち向かうために、台湾における民族主義運動と民主化運動が合流し、議会の設置を求めべき主要目標として活動していたのである。日本の植民地統治下とはいえ、自身の政治的権利を積極的に追求していた台湾の人々は、その具体的な方法として自ら議会の設置を目指して取り組んだのである。

日本統治時代の台湾における議会設置運動は「内地延長主義」から生まれた。この内地延長主義こそ、植民地下の台湾人には日本本土と同じ憲法による保障はなく、日本国民としての政治的権利が許されていない、ということを明らかにするものであった。台湾の人々の要求は大日本帝国憲法の下で日本国民と同等の権利を享有することにほかならなかった。しかし、日本が統治した 50 年間に於いて、その要求は実現されなかった。議会設置の要求は結局、総督府に属する諮問会議を設置するという形で終わり、台湾の人々が目指した国会のような行政監督機能を備えるものにはならなかった。

第二次世界大戦後、台湾は祖国に戻り、国民政府は憲法を制定し、施行した。しかし、国共内戦の末、国民政府が台湾へ移ると、立憲体制もつかの間に終わり、動員戡亂時期臨時條款の制定によっていわゆる動員戡亂時期に入った。臨時條款は既存の憲法体制に例外を作った。例えば、一期という憲法に規定されている総統の任期に制限がかけられなくなった。総統の権限が拡大されたことで、国会の機能は相対的に低下し、国民主権の精神は発揮されにくい状況となった。

ただし、憲政の枠組みは民主化の発展に法的な基礎を与えた。国会が機能不全に陥った時期においても、その将来性は消えなかったのである。ハードな権威主義体制の時期からソフトな権威主義体制を経て民主体制へと移行した過程において、憲政の制度を設計していた段階で国会の監督と牽制の機能が既に組み込まれていたため、後の民主化及び政治変動の中でそれほどの時間を費やすことなくその機能を発揮することができた。

台湾の民主化は政治的奇蹟と賞賛されている。そのモデルを体系的に説明することができるのだろうか。二度の政権交代を経て、民主制度が定着する段階に入った台湾で行われた国会改革は如何なる課題に直面しているのだろうか？これらの課題を明確にした上で、解決する方策を探り出すことが本論文の目標である。

国会は国民主権を反映させる重要な場所であり、国会の改革に関する数多くのテーマの

中で、国民主権の実現、すなわち国民を主体とする政治権利の行使はもっとも民主化を実践したものと言える。そして、国会の改革に伴い、立法や政策決定によって市民社会の多様な利益が保障され、より重視されるようになる。とりわけ、女性など政治的、経済的、社会的立場の弱い人もしくは団体は法律の制定によって守られる。従って、社会の公平性も生まれてくる。台湾研究は国会改革に触れなければ成立しない。政治変動の過程において、万華鏡のように、動く角度によって異なる模様が見える国会改革そのものの変化や動きは単調な行政に比べ、より複雑である。

筆者は1999年から2009年まで4期にわたって立法委員（国会議員）を務め、自ら議会運営に携わったほか、03年から04年までは国民党の立法院・党書記長（幹事長）を経験し、党の国会運営を仕切ってきた。政党政治と国会の関係及び行政と立法のやり取りに精通しているため、研究を進める上で貴重な経歴を有している。その経験を生かすこともまた執筆の動機である。

研究方法

台湾の民主化に関する研究は数多くある。解釈方法こそ異なるものの、基本的にはハンチントンの五つの要素、すなわち、政治的合法性、経済発展、市民社会、宗教、そしてイデオロギーに沿って組み立てられている。政治変動や政治史に関する今までの研究は政治指導者に重点を置くものが多いが、本研究では国会指導者に焦点を当てる。それと共に、経済界や学界の指導者たちの見方も分析対象として取り入れる。

制度化された民主社会において国会は行政を監督する役割を果たす機関であるが、世界の歴史の中で民衆は議会をコントロールすることで王権へ対抗を図り、自らの権利を実現しようとしてきた。国会の設置と運営は民主政治を制度化する上で重要な基礎の一つである。国会は多岐に渡る社会の利益や立場を反映することができるため、政策の策定や法案の審議へ影響を与えようとする様々な利益団体が働きかける場ともなっている。このような意味で、国会は行政よりも多元的な市民社会を反映しやすい。

民主化の過程において、国会は民主化を推し進める重要な場所となる。民主憲政のもとで、国会では言論が保障されるため、政治的にタブー視されている主張を唱えることも可能である。そのため、国会は民主化過程で議論を主導する役割を果たす。民主化関連の議論はつねに国会の場で盛り上がり、市民社会へ広がり、そして抗うことのできない民主化の潮流と化していく。その民主化の成果がまた国会自身の改革に影響を及ぼし、国会の制度がさらに民意や社会の多元的な利益に近づくように改善される。

国会は利益団体との関係を通じて市民社会の多様性を反映する。市民社会と国会の関係を分析するにあたって、社会過程、政治体制、政治過程、そして政治決定と、異なる側面から市民社会と政府との関係を分析する方法が使用されている。そのような研究手法で分析された日本を含む各国における「一党優位制」以降の市民と政府の関係は、台湾の民主化過程にも当てはまる。政党政治の各段階の発展において、市民社会の力は利益団体に代表される各種の利益によって政治体制、政治過程そして政策決定過程に現れる。本研究ではこのような三つの側面から国会改革と民主化の関係に対する政治的アクターの理解と解釈に焦点を当てたい。

内容の概要

(1) 台湾民主化の道のり

本研究では、ハンチントンの民主化理論に従って、台湾における民主化の道のり及び民主化と国会改革の関係を検討する。台湾民主化の道のりを分析するにあたって、政権の合法性、経済発展、市民社会、宗教、イデオロギーなどの国際要素で構成されているハンチントン理論を用いる。民主化と国会改革の関係は、時には民主化が国会改革を導き、時には国会改革が民主化論議を牽引する。ハード権威主義体制時代からソフト権威主義体制時代、民主政治体制時代へと移行するに従ってその関係が変わる。

(2) 台湾式民主化のモデル

民主化の発展を解釈するとき、ハンチントンの五つの要素を用いれば、ほとんどの場合の解釈がつくと考えられている。しかし、それらの要素は台湾の民主化において、実際にはどのような働きを果たしたのだろうか？政治制度の変化過程においてどのような役割を果たしたのだろうか？その要素はお互いに如何なる関係にあるのだろうか？これらは研究を進める上で明確にしなければならない問題である。それらの問題を明確した上で台湾民主化のモデルを組み立てれば、それが権威主義体制の転換を迎える東アジア地域にとって啓示になる可能性があることもまた興味深い課題となろう。

(3) 台湾における国会改革の過程

ハード権威主義体制期からソフト権威主義体制期、民主政治体制期に移行したことで、国会の機能は潜在的なものから顕著的なものとなる。選挙制度と政党政治を通じて、制度に与えられていた本来の機能が、政治環境の変化によって発揮できるようになったのであ

る。国会の制度は独裁政治による行政権の拡大、憲法による制度設計、あるいは、制度設計に基づく解釈のいずれかによって改変されるが、その変化と動きを追う必要がある。

(4) 将来に向けて台湾の国会改革の方向性

インタビューを通じて収集した民主化以降の国会改革の優先順位に対する国会指導者、経済界、学界、市民団体、そして一般国民の見方を踏まえ、本論文は制度変遷に関する分析及び研究手法を用いて、将来の国会改革の方向性を見出す。

(5) 台湾式民主化の困難と契機

台湾式民主化の発展は19世紀末の帝国主義国家同士の争い、第二次大戦以降の冷戦構造及びそれ以降の変化など、国際要素の変化に強い影響を受けている。従って、台湾民主化が今後直面する困難を予測するのに、国際政治経済の情勢変化を念頭に置く必要がある。一方で、中国大陸では改革開放以降、権威主義体制の下で行われた経済自由化が進んだことで、政治自由化と民主化へと向かおうとしている。台湾の民主化モデルは中国大陸将来の発展にどんな啓示をもたらすかも実に興味深いところである。

第1章 先行研究

古代ギリシャの古典から始まった政治理論は中世の暗黒時代を経て近代民主主義理論の誕生につながった。西洋政治思想史において、この時期の理論は古典的民主主義理論¹、あるいは、規範性民主主義理論と言われ、古典的自由主義と重なる部分が多い。

二十世紀以降、二回の世界大戦、自由主義と社会主義思潮の衝突と論争を経験したこともあって、民主主義とは何かという議論はさらに多様化し、経験をもとにする民主主義理論も展開されるようになった。ベルリンの壁の崩壊に伴って冷戦体制が崩れ、ソ連をはじめとする共産主義政権は全壊した。アメリカの政治哲学者、フランシス・フクヤマは自由主義が歴史の終結であると主張したが、第三世界の民主化は始まったばかりで、東ヨーロッパの国々では民主化に伴う様々な課題に直面している。自由民主主義 (liberal democracy) と社会民主主義 (social democracy) の違いは冷戦の前後を問わず存在し続けていた。

グローバリゼーションが進んだにもかかわらず、民主主義モデルは多種多様である。それは国によって育まれた異なる歴史文化伝統と社会経済の基礎から生まれたためである。これらの国々に見られる民主化へのアプローチはそれぞれ違うため、かつての民主主義理論で論じられた内閣制と大統領制、あるいは、多数決とコンセンサス形成などの概念をもって分析できるものではない。

共同体主義²の台頭は自由主義に対して疑問を呈し、個人の基本的権利にかかわる仮説と前提を設定する際、異なる社群の伝統と文化を考慮すべきと訴えたのである。ハンチントンが主張する、キリスト文明とイスラム文明の衝突は、世界秩序再編に影響をもたらす一方、西洋国家をモデルとする民主化理論にも衝撃を与えた。民主化理論は従属理論、世界システム理論などからの挑戦をも受けていた。非西洋国家においてはその発展の経路も違えば、その社会経済条件も違う。

第三世界の民主化過程は単に歴史が発展した結果ではなく、多様化の表現である。従属理論という馴れ合いの経験から、ラテンアメリカの政治発展と転換は権威主義体制転換理論の入門と言える。東南アジアの国々も独自の発展モデルを築き、いわゆる「東アジアの4匹の竜」は経済の実力で頭角を現し、その経済発展の成果は儒教による影響とも考えら

¹ Joseph Schumpeter は Capitalism、 Socialism and Democracy で民主理論を古典民主理論と経験民主理論に区分。(Held・1987:236)

² 共同体主義 (きょうどうたいいしゅぎ、英: communitarianism) は、20 世紀後半のアメリカを中心に発展してきた共同体 (コミュニティ) の価値を重んじる政治思想。コミュニタリアニズムとの表記も一般的である。なお、これに立脚している論者をコミュニタリアン (communitarian) という。(俞可平・1999: 5-31)

れている。それらの国々の政治発展はラテンアメリカの権威主義体制に似ているが、実際には大きく異なっている。儒教文化の伝統はカトリックと違い、同じ従属理論の発展モデルであっても東アジアのものはラテンアメリカと異なった独自のモデルである。それは近代化理論、あるいは発展理論に含まれないもので、今日に至っては中国の台頭に関する研究にも応用されている。

第1節 民主化と国会改革に関する先行研究概要

(1) 多元主義

ヨゼフ・シュンペーター (Joseph Schumpeter) は古典民主主義思想と代議政治への批判を継承した多元主義では、政治過程に対して市民は無力で、エリートこそ政策の決定者であると認めている。しかし、それはシュンペーターがエリート政治至上主義を完全に認めることを意味するものではなく、エリート政治にチャレンジするドイツ社会学者マックス・ウェーバーの主張に近い発想と言えるのである。

Robert Dahl によると、Madison はアメリカの政治システムの基礎理論を構築した (Dahl, 1956 : 5) が、その理論は自由主義のような個人と国家の関係を重視するものではなく、利益団体 (interest groups) が如何に構成され、如何に政策に影響を及ぼすかに関心があった。すなわち権力闘争の中で、個人は如何に力を合わせて、組織や団体として結集したか、そしてそれはどのような結果をもたらしたか、という観点である。

限られた資源しか有しない複雑な工業社会に利益は散りばめられているが、需要だけが旺盛なため、派閥 (利益団体あるいは圧力団体) は自由結社の産物として生まれる。(政府の基本的な目的は結社の自由を守ることにある。政府はその利益を促しつつ、派閥が互いに自由と利益を奪い合うのを防ぐのである。

利益の競争は民主平衡関係の基礎であり、公共政策を順調に発展させる基礎でもある (Held and Krieger, 1984 : 24-38)。現代において、利益は複雑で見えにくく、政治は理想的なアテネ式民主政治から程遠い。ジャン＝ジャック・ルソーやマルクスらが想定していたものでもない。多元主義者は自ら経験主義の民主主義理論と自認し、理想的な観点よりも民主主義の実践を強調しようとする (Dahl, 1956 : 63)。

多元主義の観点から、権力の定義は「ライバルを相手に、自身の目標を達成する能力」 (Dahl, 1956 : 13) と言われている。資源の種類は多く、いずれの団体も独占できない。特定資源について、それぞれの団体が優位性を持つ。権力の配分は多元的に、非階級的に、そして競争的に、多数の利益団体が際限なく取引を続ける過程である (Dahl, 1956 : 146)。

政府も利益団体の一つで、自身のために希少な資源を勝ち取ろうとする。権力の本質は社会の隅々に散りばめられている。そのプレッシャーポイントは各方面から降りかかり、一つの決定権だけではなく、対立関係にあるさまざまな決定権が並存する (Truman、1951 : 508)。

Truman 曰く、民主主義の相対的安定は社会利益の多様性よりもたらされる。多数派の専制を防ぐには、集団間の「重複メンバー」(overlapping membership) が主要な解釈変数となる (Truman、1951 : 503-516)。Lipset は政治への無関心は統治者に対する信任とも見做される。つまり、参加しないのも市民自身の選択である (Lipset、1963 : 32)。

R.Dahl は利益団体間の競争は最終的に均衡状態になると主張する。アメリカやイギリスなどでは、利益団体に対して利益を得るために競争できる選挙システムを提供している。権力は能率的かつ合理的に配分される。政治家は選挙と利益団体の競争によって出番を制限され、市民のコントロールがより効果的となる (Dahl、1956 : 132)。多数の専制は存在できず、少数派の利益団体は互いに合流することによって統治の優位に立つ。「安定的多数」はなくなる。

多元主義の観点によれば、専制と民主政治の違いは少数派か多数の少数派かのどちらが政権を握ることにある。民主政体においては、規則のあるアレンジを通じて、組織と利益団体に競争の機会が与えられ、その競争を通じて、公共政策の形成に影響を及ぼす。民主政治の運営基礎は、価値観の形成にメンバーのコンセンサスを得ることにあって、シュンペーターの言うエリート政治ではない (Dahl、1956 : 134-135)。多元的な政体運営の社会的な前提は運営規則、ルーツに対する共通認識である。政策の選択範囲に対する共通認識、政治活動にかかわる正当な範囲の共通認識などである。その認識が強ければ強いほど、民主政治はより確固たるものになる。しかし、国家は派閥の裁判官、仲裁者となることについて説明したものの、権力、影響力、資源分配にかかわる構造的な失調については説明できていない。

古典的多元主義において民主主義は経験主義によって解釈される。市民が如何に選挙と圧力団体を通じてエリート政治をコントロールするかということに議論が集中し、民主モデルの正当性や特徴、一般条件などについてはきちんとした考察や比較はほとんど見ない。陳述性と解釈性の理論は最後にある種の規範性理論となり、(Duncan and Lukes、1963 : 40-47) さらに経験主義のもとで、民主政治をめぐる論述は英米の経験を合理化したものにすぎず、市民参加の程度や政治ルールの適用範囲、民主政治の最適規模などについての論議は置き去りにされている (Held、1995 : 237)。

古典的多元主義において、経験事実が民主主義の常態であると解釈されるのは間違いで

ある。たとえば、市民の政治に対する無関心について言うと、Dahl は価値観のコンセンサスが最終的に国家と社会を引き合わせると、Schumpeter は選挙制度が合法制度であると、そして、Dahl は政治制度の基礎は政治文化にあると、それぞれ主張した。Almond & Verba は政治態度のサンプル調査を用いて、政治文化は政治制度の支持元なのかを検証した。政体が長く続くことは、市民に受け入れられている証拠であり、それは政府の形態が完璧だと考えられるから、政治態度は合法性の指標となる (Almond & Verba, 1963 : 230)。

しかし、正反対の調査結果がある。イギリスでは 46%の人々しか政府体制に満足していない (Almond & Verba, 1963 : 102)。価値観に対する共通認識の程度が低い。政治態度の満足度というのはあいまいで、制度自身と機能がはっきりしない。労働者階級に見られる政治に対する疎さと不信感 (Almond & Verba, 1963 : 268)、あるいは男女の政治態度の違いなどについて説明していない。一部の学者はこれらの研究から英米社会に価値観の共通認識が存在しないと結論付けた (Mann, 1970 : 1-23)。中産階級と労働者階級の比較で、中産階級の方は同じ信仰や価値観に対する認識が比較的高く、労働者階級は民主主義制度を敵視しがちである。つまり、階級間にコンセンサスではなく、相反する認識が存在することこそが事実である。中産階級は自身の政治への影響力に自信を持つのに対し、労働者階級は政治に疎外感や不信感を抱いている (Pateman, 1971 : 1-8 ; 1980 : 12-30)。これは明らかに価値観の違いと社会的地位と関係している。

1960 年代から 70 年代にかけて、アメリカと西欧社会においては激しい社会的衝突が存在し、多元主義者はそれを十分に説明できなかった。Bacharach & Baratz は権力行使の過程において、権力者は政治ルールの外に立ち、マイノリティが議論に入れないように仕向ける (Bacharach & Baratz, 1962 : 947-952)。Lukes は系統的な傾向を維持するために、個人の一連の選択のほか、社会構造と文化に起因する団体行為と制度的な慣例も極めて重要で欠かせないものである (Lukes, 1974 : 22)。個人意志による権力行使で定義された権力は集団の力と社会による構成を見逃すことになる。たとえば、階級、エスニック、男女、政治家と一般市民の間に非対称な権力関係は如何にコンセンサス政治の裏に隠されているかは理解されていない。

数多くの権力の中核にかかわる仮説について次の問題提起がある：①あらゆる権力の中核に対して政府は公平に扱うことはできない。②政府は権力の中核を代表する指導者と付き合う。③政府は権勢のある方から影響を受ける。④議論されたものは必ずしも実行に移されない (Lively, 1975 : 20-24, 54-56, 71-72, 141-145)。

Schumpeter が主張したように、資源を持たず、政治の舞台に入り込めない団体は、実力のある社会団体に対抗できないし、場合によっては抗議する力すらない。これは多元主義

の政治参加にかかわる条件分析が簡略すぎて、西洋の戦後の民主政治への評価を急ぎすぎた反面、マイナス面を見逃してしまったためである。

(2) 民主、統合式資本主義と国家

Dahl は企業が自由に自己資本を累積し、その経済活動を階層体系に織り込んでいくと述べている (Dahl, 1985 : 50)。このような権勢と企業がコントロールする仕組みが市民の政治的自由を脅かし、市民の政治参加に条件と機会の不平等を生み出す。この論点はマルクスの国家論に起因するが、Dahl はそれを否定している。しかし、彼は統合資本主義が社会と経済の不平等を生み出したことに異議がない。その影響は深く、政治の平等も民主政治過程も侵食されている (Dahl, 1985 : 60)。

Lindblom は新多元主義者である。欧米諸国は経済成長と発展を確保し、その政府の合法性と選挙制度による権力を維持するため、私人資本の累積を容認し、頼らざるを得ない (Lindblom, 1977 : 122-123)。市民の自由と平等を実現させるには、政府は民主主義の原則を工業領域に広げなければならない (Dahl, 1985 : 162)。利益団体に不平等があり、国家は完全に中立できない。国家は利益の仲裁者として振る舞い、利益団体から受ける影響は不均衡であるため、民主政治過程も不均衡である。

官僚体制による国家管理では各利益団体の競争に対する完全に公平な扱いは不可能であり、政府は権力を維持するため、一部の団体は犠牲にされる。新多元主義は政府政策決定の背景にある種の権力関係があることを認めず、経済界の利益が突出しているにもかかわらず、自由に構成される圧力団体と政治統治の不確実性を強調し続ける。さらに、政党間競争を堅持し、透明性のある選挙制度と圧力団体は国家の硬直化に必要な権力モデルとして重要視される。

マルクスは、矛盾する負の遺産を残した。それは国家を階級支配の道具として認識する一方、その政治の独立性を認めたことである。この二つの論述は新マルクス主義の多元主義に対する批評と反省が含まれている。自由民主の政治体制は歴史的にすでに終結を宣言されたものの、新マルクス主義は自由民主主義に対する反省の意味ではやはり意味深いものである。

Miliband は国家が社会利益の仲裁者であるという見解に反対する。彼は①現代の西洋社会においては支配階級が生産手段を占有、支配する。②支配階級と政党、軍隊、大学、マスコミなどの権力機構は密接な関係にある。③国家機関、とりわけ式部門においては、資産家と中産階級が多数を占め、彼らは資本主義の利益を固く守っている (Miliband, 1969 : 128-129) と指摘する。

Miliband はまた、国家は平時において自身と支配階級の派閥と分けるべきで、政府の政策は時には資産階級の短期的な利益に相反するものであるとも主張している。さらに、国家の危機や戦争など特殊な場合、国家は相当な独立性を持ち、生産手段を支配し、政治の核心的地位を擁すると強調した。この観点は新多元主義にも受け入れられているが、階級を民主政治と国家行為の主要な構成要素と見なすところは新多元主義と異なる。新多元主義は資産階級について近い観点を有するが同一な物ではない。階級関係と政治過程は関連性を持ちつつ、独立性も存在すると考えられる (McLennan、1984 : 85-86)。

Poulantzas は Miliband の主観主義の方法に見られる局部性を指摘し、構造的な要因を重視すべきと提唱した。①国家が支配階級の政治組織を保障せよ。②国家が労働者階級の政治分裂を確証せよ。生産の集中化により、労働者階級は支配階級を脅かす勢力になりうるからである。③国家が非主流の生産方式の階級を政治的に再編させることを確証せよ。これらの階級は経済的、政治的に地位が低く、国家に対抗する立場を取りかねないからである (Poulantzas、1973 : 287-288)。

支配階級は分裂しやすく、中央政権に対して長期的利益を保証するよう常に要求する。特殊な利益を相手に、国家が相対的自主性を保持すれば、このような現象が起こる。国家は一方通行しか許さない磐石ではなくて、衝突と分裂の場所で、階級勢力から濃縮されたものでもある (Poulantzas、1975 : 3-18)。社会闘争の強度や階級関係と派系関係などによって国家の自主性の幅が決まる。権力は階級利益を実現させる能力であり、国家機構は権力の中心である。しかし、階級が権力を握り、階級闘争や権力闘争を行ううちに、その相対的自主性を国家に渡すこととなる (Poulantzas、1973 : 335-336)。

現代自由民主主義国家は公民社会無政府競争による必然的な結果である。それはさらに競争と分裂をもたらす力でもある。国家は単に社会経済の経験を記録するだけでなく、自分自身の形態、形式を作り、自らの力を強化するものである (Poulantzas、1980 : 5-35)。

Poulantzas が階級関係、政治権力、国家について言及した際、その自己矛盾的な部分が見えてくる。たとえば、国家の相対的自主性を認める一方、すべての権力は階級権力から由来すると断言している。国家自身の影響力と社会経済発展に対する反応能力を軽く見ている。国家を階級力量の濃縮として捉え、内面の定義と制度の分化に欠ける。制度が如何に運営されるのか、政治エリートとの関係、利益団体政治などを見逃したり、性別やエスニックなど階級以外の構造的な要素についても触れていなかった。

Offe は階級の力が国家を決めるという Poulantzas の国家観に賛成しない。「資本主義社会の中に国家がある」という Miliband の主張にも同意しない。彼は国家がある程度の政治権力を維持しつつ、階級利益を振り抜けることができると考える (Frankel、1979 : 38-49 ;

Keane、1984b : 41-50)。国家は資本主義から派生する多次元の矛盾に直面する。①経済成長の基礎は私有資本にあるが、経済の所有権は政治権力の付与に直接にはつながらない。②国家の財政は私有資本の蓄積に頼るところが大きく、私有財産からの税収によって国家財政が支えられる。③国家が頼りにしている財源は直接組織したものからではない。国営企業を除けば、国家は資本蓄積を促す過程において普遍的な利益が存在する。このような利益は国家と資本の結合ではなく、国家が自身の生存条件を維持するための普遍的な考慮からのものである。④自由民主主義国家においては選挙に勝たなければ権力を手に入れることができない。このような政治制度は国家収入を私有資本に頼る事実をぼかすことができる。

資本主義国家の特徴は構造的矛盾状態にある。国家は財産の蓄積過程と資源の私人占有を維持する一方、自分が階級利益の公正仲裁者であると自認することによって、その権力を合理化する (Offe、1984 : 22-25)。国家と市場経済が制度上に分離していることは、国家の運用資源が営利生産組織に頼ることを意味する。蓄積過程にある資源は国家の組織能力を超える。国家は自身の制度上の利益と国家権力者の利益を確保するため、資本主義経済の活力を保つよう取り組まなければならない。

制度上の国家自身の利益とは、特定の階級のために連盟を組むのではなく、資産階級の圧力を受けて階級利益に合わせるように働くものでもない (Offe & Ronge、1975 : 140)。国家は自身の利益だけのために、資本の蓄積をはかるものである。

政治権力の性質は二つの要素によって決まる。①民主主義と代議制政府の正式ルール。これは政治権力へのアクセスの形式を確立する。②資本蓄積の過程における物資内容が政策の成功範疇を決める。

国家は生産過程に介入し、資本の蓄積を図る一方、自由市場をもととする資産階級からの抵抗に直面する。市場における公平競争を信じつつ、資源を合理的に配分し、自身の合法性を堅持する。自由民主主義の資本主義国家には四つの性質が見られる。①生産過程から外される。②資本蓄積に必要な機能を備える。③資本蓄積に頼る。④前述の三つの性質を隠し、否定する機能を持つ (Offe、1975 : 144)。

民主国家は現存制度を維持するため、強大な既得利益と妥協せざるをえない。このような妥協は弱勢団体の政治や経済の利益を犠牲にして、引き換えたものが多い。それは政治の代表と行政の官僚による政治策略有効代理人としての能力を軽く見るもので、機能のみで國家の発展と限界を解釈しようとするに等しい。

二十世紀に入り、経済環境の変化は経済権力の集中に拍車をかけた。私有資本と労働者闘争は優位に立ち、労働者運動は集中化、官僚化、専門化の様相が見られる。現代統合主

義の定義は利益代表の体制である。一定の数量から構成するその形成単位は、単一的、強制的、等級明確的、機能分別なもので、それが国家に承認、批准されて、各自の範疇において精緻な代表独占権を有する。指導者選挙、要求と支持の訴えを公の監督のもとに置く（Schmitter、1974：93-94）。

統合主義のレジームは雇い主、労働者、国家組織の三角関係からなり、最終的に国家によってコントロールされる。ポスト自由主義の統合式資本主義時代には三つの要素が含まれる：①三角関係と基礎とする意思決定の過程が徐々に伝統的な代議制政治に取って代わっていく。②職能代表に替わられ、議会あるいは地域代表は利益を主張、保護する主要形式ではなくなる。③地域代表の意思決定への参加が急速になくなる（Schmitter、1974：95-98）。

マクロ経済を除くと、三者協議のテーマを取り上げられるものは少ない。マクロ経済政策にしても、歳入政策以外に、統合主義に相応しい論点はあまり見当たらない。新しい制度に挑戦する主要勢力は政治の意思決定過程から排除される人たちで、たとえば、単純労働者、自然保護主義者、原子力反対運動者、女性の権利を主張する運動者、民族主義者などが挙げられる（Offe、1980：5-16）。

統合主義は主要利益組織の権力均衡を保証すべく、あらゆる利益と視点を政策決定過程に取り入れようとする。一般市民の社会、経済、政治などに対するコントロールを排除するものである。

(3) 第三の波の民主化

ハンチントン（Samuel P. Huntington）の『第三の波—二十世紀末の民主化潮流』（1991）では、三十あまりの国々における1970年代から80年代の民主化の事例が分析されている。政治行動者のやりとりをベースに、変容(transformation)、変革(replacement)、転換(transplacement)という三つのモデルを提唱した。ハンチントンは、この本が民主化理論の専門書ではなく、民主化の歴史を記録する著作でもなく、それを全般的に説明する書籍であると説明した。しかし、執筆された当時ではちょうど進行中であったこともあり、第三の波の民主化を研究する手始めの資料と認められ、20世紀末の民主化現象を研究する上で重要な参考文献となっている。

『第三の波—二十世紀末の民主化潮流』はハンチントンが民主化理論を論述した代表作である。彼が提唱した変容(transformation)、変革(replacement)、転換(transplacement)の三つ

の転換モデル³は次の通りである。

① 変容(transformation)

政権エリートが民主化を実現するために先頭に立つと、変容が起こる。その変容は次の五段階に分けられる：（Huntington、1991：127-142）

a)改革派の登場

権威主義体制下において、民主化の方向が必然的だと信じる指導者あるいは潜在的な指導者が誕生し、彼らが政治変容を促す一つの力になっていく。

b)権力の獲得

改革派は権威主義体制の指導者の死亡、指導者の定期的更迭、権威主義体制を敷く指導者の追放などを通じて、既存の政権の中で主導権を握ってはじめて民主化に突き進む。

c)自由化の失敗

民主化の過程は必ずしも順風満帆ではなく、民主化の抑圧を要求する団体が現れ、反民主勢力の反発に遭うこともある。

d)保守派の抑制

権力を握った改革派は民主化を推し進めるが、保守派からの挑戦も続く。改革派指導者の使命は政府や軍隊の中で粛清に取り組むことにあり、必要に応じて政党組織において保守派の幹部クラスに改革派を入れていく。

e)反対派との連携

民主化過程で、改革派はほかの反対派指導者、社会団体と連携しながら変容をスムーズに運ぶ。

② 変革(replacement)

反対派団体によって権威主義体制が倒された際、変革が起きる。三つの段階がある。（Huntington、1991：142-151）

a)政権を倒すための抗争

政権内部における改革派の存在やその規模が確認できないため、反対派はほかの権威主義体制反抗勢力と組まざるを得ない。それによって、政権内部の保守派と掛け合って、保守派政府を倒すことを目指す。

³ ハンチントンが度々台湾を取り上げたが、具体的な言及と探求はなかった。台湾が先行する自由化を経て民主化段階に入ったのは1991年以降で、《第三の波》の中では表3-1という注解の形をとった。台湾は第三の波の中の、後期発展民主化国家に属する。Samuel P. Huntington、The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century、p.113を参照。

b)政権崩壊

反対勢力が大きくなれば、権威主義体制を倒すことは可能になる。それはクーデターや、指導者を定期的に更迭、もしくは辞任させることによって実現される。

c)政権崩壊後の闘争

権威主義体制崩壊後、改革派はすぐにも政治の空白を埋められるよう備えておく必要がある。他国の支持を求めながら、自らの合法性を確立する。しかし、改革派の内部にも合法的な競争が起きる可能性があるため、その場合は協議によって解決する。

③ 転換(transplacement)

政府と反対派団体が歩調を合わせることで民主化の実現につながった場合には転換が発生する。転換の過程において、政府から政権の交代について話し合う用意を示された場合は大抵受動的で、反対派内の穏健派との接触となる。このようなやり取りの中で、政府も反対派の主導団体も、いずれも国の進路を一方的に決められないので、協議を経て転換型の民主化を達成するしかないことを認めることになる。

(Huntington、1991 : 151-163)

二十世紀半ば、ハンチントンは民主主義の意義にかかわる論議について三つの論点を提出した。それはすなわち政府の権威の源、政府の目的、政府構成の順序過程である。指導者が競争選挙を通じて統治される民衆によって選ばれるのは民主政治のもっとも順当な過程であると考えられる (Huntington、1991 : 6)。普通選挙によって最高指導者が選ばれるのが民主政治の真髄である。すなわち、自由、公開、公平な選挙によって作られる政府とそうでない過程で作られる政府を入れ替えることが民主化過程の鍵と言える。民主化過程には非民主的政権の終結、民主的政権の登場、そして、民主主義体制の確立が含まれている。(Huntington、1991 : 7)

ハンチントンにとって、『第三の波—二十世紀末の民主化潮流』は説明を中心とする専門書であって、特定の国々のある時期における政治体制の転換を全面的に説明するものである。第三の波の民主化とそれまでの第一、第二の波の民主化との違いを説明するとともに、進行中の第三の波について初歩的な検証を行い、民主政治を確立する原因、方式、条件などを解釈する汎用性のある社会科学理論を構築した。

ハンチントンは1974年から1990年にかけての南ヨーロッパ、ラテンアメリカ、東アジア、西ヨーロッパなどにおける30カ国を対象に、権威主義体制から民主主義体制への移行を観察し、第三の波の民主国家の体制変換に影響をもたらした五つ変化要素を発見した。

① 正統性の低下及び施政成績のジレンマ(declining legitimacy and the performance dilemma)

二十世紀末に権威主義体制が直面した問題について、正統性(legitimacy)から検証していかなければいけない。政権の本質によって正統性問題は異なる。共産国家、メキシコ、台湾のように、土着政治から生まれた一党体制はイデオロギーや民族主義によって支えられるので、合理性を強く与えられる。外来勢力あるいは政体が共産主義や一党体系に押し込まれる場合はイデオロギーは作用するが、民主主義は組み込めない。結果として、このような政権にとっては民主主義が不安定要素となる。経済発展に伴い、共産主義政権は共産主義のイデオロギーで自らの合理性を維持しようにもますます難しくなる。(波特など、2000 : 34-35)

合法性問題の変遷において、ハンチントンは権威主義体制に三つの段階があると主張した。まず、権威主義体制は民主政体の失敗から「消極的合法性」(negative legitimacy)を得る。続いて、権威主義体制は政治の業績を合法性の拠り所とするため、業績のジレンマ(performance dilemma)に直面する。1970年代から80年代にかけて権威主義体制が直面していたジレンマの中で、石油価格の高騰など経済面の問題が代表的であった。そして、そのジレンマの影響で、統治者は選挙に破れ、自らの合法性を失い、権威主義体制の合法性も瓦解してしまう。(Huntington、1991 : 46-48)

政権の合法性の脆弱さに対して権威主義体制の指導者が取りうる対応策として、ハンチントンは次のように指摘する。①合法性の脆弱さを認めず、権力を保持する。②弾圧によって人民を服従させ、政権を存続させる。③外国との衝突を引き起こし、民族主義の喚起によって合法性を維持する。④政権の民主的合法性を模索する。五、統治者が自主的に権威主義体制を終わらせ、民主体制を始める(Huntington、1991 : 55-58)。

② 経済発展と経済危機(economic development and economic crises)

ハンチントンは経済要素が民主化に大きな影響をもたらすと主張する。およそ三種類が挙げられる。まず、石油価格とマルクスレーニン主義の影響によって経済活動が停滞し、権威主義体制の維持が困難となる。次に、全面的な経済発展が民主主義の基礎となり、転換を促す。三つ目は、高度の経済成長が権威主義体制の安定性を壊し、体制側に自由化か弾圧かの選択を迫る。(Huntington、1991 : 59)

経済発展と民主化の関係を説明するため、ハンチントンは「移行区域」(transition zone)の概念を提起した。財や富と民主化の関連性については、高度経済発展の国々で民主主義への転換が起こる一方、貧困国では民主化が見られないと考えられる。一国の経済発展は

この区域に入ったら、民主化する可能性が生まれる（Huntington、1991：60）。

③ 宗教による変化(religious changes)

第三の波の民主化はカトリックの影響が強い。1974年から1989年にかけて民主政治に転換した国の中で四分之三がカトリック国家であった（Huntington、1991：76）。70年代と80年代の民主化について、カトリック教は経済発展に次ぐ重要な要素であった。これは米ドル札に十字架が刷られるのと同様な意味を有するのである（Huntington、1991：85）。

④ 外部アクターによる新政策(new policies of external actors)

外部アクターは第三の波の民主化に影響を与えていた。欧州共同体は民主化を促し、その加盟国にインセンティブを与えようとする。第三の波の民主化において、アメリカは政治、経済、外交、軍事のあらゆる手段を駆使して民主化を促し、ラテンアメリカと東アジアに影響を与えた。80年代末に東ヨーロッパに起きた民主化は、ソ連の政策転換によるものであった。外部アクターによる政策の変革や外来勢力の影響がなければ、第三の波の民主化はさらに制約されたのであろう（Huntington、1991：85-87）。

⑤ デモストレーションあるいは「雪だるま式」(demonstration effects or snowballing)。

民主化には感染力がある。ある国が民主化を実現したことは、その権威主義体制の終結と民主体制の確立能力を宣言するに等しく、他国の民主化に実例を提供することになる。これから民主化に取り組む国に、危機回避と困難を克服する方法を知らしめることにもなる（Huntington、1991：101）。

雪だるま式現象の第三の波の民主化にとって重要なことについて、ハンチントンには次のように指摘した。 a)世界的な情報伝播の速さにより、その重要性は如何なる民主化、あるいは、政治潮流より大きい b)地理的、文化的に近い国ほど、雪だるま式現象が見られる c)民主潮流の原因は時間が経つにつれ、重要性も相対的に変わる（Huntington、1991：100-106）。

ハンチントンは「雪だるま式」を一つの変数と捉えている。その影響は必ずしも影響される国の民生、経済、社会の条件にとってプラスに働くものではない（Huntington、1991：107）。

(4) 民主化の道のり

『民主化の道のり』(1997)では19世紀から20世紀末にかけての各地域における民主化の

発展が論じられている。HuntingtonとPotterは民主化研究の発展について議論を深めていた。二人はそれぞれの著作の中で、違う時間と国を対象としているものの、どちらも民主化にかかわる二つ核心的な問題を検証している：①民主化はどの国で発生するのか(what)?②どの時期に発生するのか(when)?

① ポッターらの民主化理論

ポッターらの『民主化の道のり』(Democratization)ではDavid Heldの『民主主義モデル』(Model of Democracy) (1987)とRobert Dahlの『民主主義とその批判』(1989)に記述される概念を基本に、民主主義と民主化の基本概念を構成した。民主化という意味を「民主主義の道のりに向かう政治の変遷」(波特等、2000:9)と表現した。このような変遷の特徴は、時間が経つにつれ、責任の少ない政府から責任の多い政府へと移っていくところにある。競争の少ない選挙から高度な自由公正の選挙へ発展していく。厳しく制限される市民の政治的権利は適度に保護されるようになり、自主性の弱い市民社会から自主性の強い市民社会へと進む。(ポッターら、2000:5-9)

『民主化の道のり』では近代化理論(modernization approach)、転換理論(transition approach)、構造理論(structural approach)と民主化に関する理論が述べられ、経済発展、社会差異、国家と政治制度、市民社会、政治文化と観念、国際介入など六つの分析要素を提出した。ポッターらはこの三つの理論と六つの要素をもとに比較分析の方法を通じて、世界各国の状況を地域ごとに分析し、それぞれの民主化経験を検証した。

ポッターらの民主化分析は、19世紀の欧米の民主化の歴史に始まり、ラテンアメリカとアジアの民主化の道のり、そして、「第三の波」潮流にかかわる討論と解釈に至る。そのほか、中国、インド、台湾、韓国の民主化発展との比較分析も行われた。また、アフリカ、中近東の民主化発展にあわせてイスラム教と民主化の関係についても検証した。共産主義国家とポスト共産主義国家の民主化及びその民主転換についても触れたが、ソ連崩壊後の東ヨーロッパとロシアの民主化に重点を置いた。ベトナムのことも取り上げられた。最後には民主転換と民主確立の問題について議論を重ねた。彼らは世界の民主化事例を紹介し、理解することを通じて、社会全体の政治知識を向上させ、政治生活の改善と生活の質の向上を図ろうとする。権威主義体制は人類の生命と信念を脅かすもので、民主化の進展はそれを正すと考え、世界の民主化に対する理解を広げ、適宜に民主化の契機を作り出す狙いがあった(ポッターら、2000:42-43)。

② 民主化理論の研究手法

民主化過程の研究では一般的に以下の三つの研究法が使われる。(ポッターら、2000 : 13-27)

a)近代化理論(modernization approach)

近代化理論が重要視するのは社会経済の発展程度である。数量化された根拠を用いて、実証研究の相関性などについて因果関係を持たせる。最近の研究では、社会経済の発展がもたらす影響だけでなく、他の変数との相互影響も探求されている。他の変数とは、政治文化の変遷、エスニックの分裂と衝突、政治制度と政党体系、植民地のしこり、国際関係などを指す。

b)転換理論(transition approach)

政治転換は政治アクターを研究の重点とする。政治アクターの特定行為や選択、策略が民主転換に寄与すると考えられる。民主化の進捗具合はエリートや個人の行動、そのタイミング、場所、方法による。歴史の観点から、民主化はエリートらの自主的行動と関係が強く、これらの行動はある程度構造的に形成されるものと考えられている。この構造にはエリートの決断に影響する一連の物質的、社会的制約、ひいては変わりやすい多くの機会とセットになる規範あるいは価値が含まれている。

c)構造理論(structural approach)

構造理論の重点は階級、国家と国際政治権力における構造の変遷にある。特定の構造モデルの変遷は民主主義の発展に導くこともあれば、権威主義体制の統治につながることもある。長期的な歴史の変遷を解釈することを主とするが、またあらゆる国に対しても比較分析をする。その目的は民主化の歴史要因を探求することにある。転換理論と違い、構造理論では歴史の視点が重視され、民主化は構造変遷によるもので、エリートの自主的な選択に起因するものではない。政治領袖とエリートは決断を下すものの、彼らは属する政治構造から与えられた制限と機会からしか選択できないというものである。

③ ポッターの民主化要素に対する解釈

ポッターが提出する研究法はすべて、関連性を持つ要素を用いて民主化の存続を検証するものである。それぞれの要素によって民主化の状況や構造、過程、原因などが比較、分析される。彼が提出した六つの解釈要素は次の通りである。

a)経済発展

経済発展は民主化を解釈する重要な要素である。近代化理論を用いる学者は経済発

展と民主化の媒介変数を求め、経済発展を普遍的、一般的な仮説として捉える。民主化潮流はすでに歴史的に存在するが、豊かな国ほど適切な時期に民主化に移行する可能性が高く、持続性がある。転換理論を用いる学者は、経済発展は競争を促し、その中でエリートらが妥協を作り出すと考える。構造理論では、民主化事案の中で経済発展過程の細部と歴史的結果に注視する。

しかし、経済発展と経済危機は必ずしも民主化に導く必然的な過程ではない。ポッターによると、経済発展と「自由民主主義」は社会に民主主義観念を引き起こすこともあれば、民主化を壊し、妨げることもある。権威主義体制を支えることさえある。一方、経済危機は自由民主主義体制を壊す可能性もある。たとえば、第一次、第二次世界大戦中の欧州と低開発のアフリカサハラ砂漠以南地域はその典型である（ポッターなど、2000：29-31）。

b)社会的差異

経済の発展は社会における階級差異の変化をもたらす。これらの階級差異は一部の国が民主化に向かううえでの重要な要素でもある。民主化の過程において、いかなる地位の階級も、その階級及びほかの階級からの特殊関係に影響を受ける。そのため、単一階級ではなく、全体の階級構造の変遷を分析する必要がある。また、階級差異だけでなく人種、部落、言語、宗教、異文化などにも影響される。性別の差異も民主化の重要解釈要因の一つである（ポッターなど、2000：31-32）。

c)国家と政治制度

構造理論を用いる学者は、民主化路線は国家と相対的独立階級が権力均衡にあることが特徴と考える。近代化論者によれば、民主化は国家経済統制主義を放棄し、簡素な国家と活発な資本主義の発展を志向する。国家と階級要因の民主化に対する解釈は抽象的に過ぎるところがあり、ポッターらは中間層の政治制度を解釈因素とする。制度の定義は「経常的、耐久的に存在する人類の接触法則。規則、規範、共同策略によって構築される重複状況」である。制度分析の主な目的は、同じ国家階級関係を有する異なる国家間で、制度は如何にして政治結果を形成するかを解釈することにある。（ポッターら、2000：33）

d)市民社会

国家・階級との差異関係の観点から、市民社会は民主化を解釈する要素の一つと言える。近代化と転換理論の学者らによると、活発な発展と多元的な市民社会は国家権力のバランスパワーとなるため、健全な市民社会は権威主義体制へ逆戻りさせない厚い壁を形成する。構造理論の学者から見れば、市民社会の成長は国家装置を牽制する

重要な要因である（ポッターら、2000：34-35）。

あらゆる研究方法において、市民社会の存在が強調される。近代化理論においては、市民社会固有の本質的な議論が重視されるが、構造理論は市民社会の国家の力に対する自主性に重点を置く。基本的に、市民社会を民主化過程の基本要素として捉えている。

e)政治文化と観念

民主化の解釈において、政治文化が果たす役割とコンセプトに対する異論はほかの解釈要素より多い。政治文化は構造理論の核心的な解釈要因である。大量の統計資料を駆使し、現代化、民主、参加、抑制、反対勢力の容認などにかかわる関連性を探求する。構造理論の学者は民主的な政治文化は結果的に民主化につながりやすいが、民主化を促す直接の要因ではないと考える。転換理論の学者は、民主化への転換は政治エリートの衝突によって生まれる考え方と行動によるものと判断し、政治文化という視点が欠けている。

比較分析の目的については、ポッターは宗教が普遍的な文化の特徴を表すと述べている。欧米と第三の波の民主化転換事例においては、キリスト教徒とカトリック教は民主化との関連性が強い。アジアの国家では、儒教とイスラム教は民主化の発展を難しくすると捉えている。宗教が環境の変遷と政治趨勢に向かう際に、教義が修正される例も見られる（ポッターら、2000：35-36）。

f)国際介入要素

二つの側面がある。一つは「国際的やり取り」、すなわち国連、世界銀行などのように、軍事同盟や戦争、外交関係、多国間の関係に多く見られる事例である。もう一つは「国境を跨ぐやり取り」、すなわち国家コントロールを超える国際社会の関係を指す。これらの行為は政治背景の違う世界、地域、国家、地方の関係に散りばめられる。世界経済、金融、国際分業体制、国際的なマスコミ、NGOなどがその例である。

民主化を解釈するにはこの二つの側面は欠かせない（ポッターら、2000：36-37）。

以上の内容をまとめると下記の表となる。

表1-1 民主化研究方法と民主化の解釈要素の関係について

解釈要素	近代化理論	転換理論	構造理論
1.経済発展	経済発展と民主化の間に存在する「媒介変数」を追求する。豊かな国ほど民主化に向かう可能性が高い。裕福な国はその自由民主主義政治を維持できる。	経済発展は競争を促す。エリートたちは妥協の着地点を探り続ける。	経済発展と民主化の「因果関係論」を探求し、両者の歴史的関連を探す。経済発展の結果は必ずしも民主化に向かうものではなく、破壊や妨げになる可能性もある。
2.社会的差異	社会経済の近代化は中産階級の成長につながり、彼らは基本的に民主化を支持する。	民主化過程における各階級と団体間の政治対立に注目。	資本主義発展は社会階級を作り出し、労働者階級などは民主化に関心を持つ
3.国家と政治制度	民主化は国家経済統制主義のスリム化、資本主義の活発な発展に関係する。		国家と階級間の関係を重視し、民主化路線は国家と独立階級間の権力平衡を特徴とする。
4.市民社会	活発かつ多元化した市民社会は国家権力をバランスし、健全な市民社会は権威主義体制への逆走を防ぐ防波堤となる。民主主義の確立と維持にも重要。		市民社会の成長を国家装置に抵抗する重要要素と見做す。
5.政治文化と観念	政治文化は核心的な解釈要素で、調査資料を用いて教育水準や民主、参加、抑制、反対勢力の容認などとの統計的な関連性を探る。	政治文化の要素を重視せず、民主転換は政治エリートが衝突の中で熟慮した結果、一部のエリートが民主化への妥協で共同利益を認め合うこととしたためと考える。	統計的関連性に懐疑的な立場を取る。民主の政治文化は民主化の結果であり原因ではない。
6.国際介入要素	社会経済発展は社会の対外開放につながり、国を跨ぐ過程が権威主義政権を破壊する。		国際政治権力の関係の構造的変遷及び国家と階級の関係への影響。

出典：David Potterら、2000、『民主化の道のり』、29-37頁

(5) 総合的な研究方法

20世紀末以降、民主化研究に携わる学者は多数の理論を分析の基礎として用い、総合的な研究方法が一つの流れを成した。本論文では、比較民主化理論における民主化の解釈要素を採り入れた上、総合的な研究法をとる。またポッターらが提出する解釈要素とともに、ハンチントンの第三の波の民主化で提唱される解釈要素を検証する。

ポッターは19世紀の欧米民主から始まり、20世紀末の各国の民主化現象に至る過程を六つの要素で解釈する。一方で、ハンチントンは第三の波の民主転換にかかわる発展状況を解釈するのに、五つの要素を取り上げた。二人の解釈を照らし合わせ、民主化の解釈要素にかかわる議論をさらに掘り下げて、二人の民主化理論の見解の違いを見出すことを試みたい。

① 政権正統性問題

Lipsetは『政治人』において正統性の定義を「現存の政治制度あるいは形式は現在社会にとって最適であるという信仰を生み出し、そして維持する」と述べている(Lipset, 1981: 64)。政権の正統性(regime legitimacy)は近代化理論の学者に注目される。ポッターらとハンチントンは民主化理論の研究において正統性を民主化分析の解釈要因と位置付ける。

ポッターによると、政体の転換を理解すれば、政権の正統性が重要な概念になることが分かる。正統性は統治の受け入れ(acceptance)を意味し、政権統治の道徳性(moral)を信じる(belief)だけのものではない。政権は正統性を確立する上で社会に「消極的合法性」を構築する必要がある。「消極的合法性」とは社会の大多数が政権を支持し、反逆者がいないということである(ポッターら、2000: 289)。ポッターらは権力構造、エスニックと宗教、政治経済、政治理念、国際要素など五つの解釈要素を挙げ、正統性の政体変遷と民主化を理解するうえでの重要性を強調する。権力構造は官僚や軍隊の役割など国家の構造に注目する。エスニックと宗教の違いが国のアイデンティティーから、国家の民主発展まで影響する。政治と経済の安定は正統性を判断する最重要のバロメーターである。民主主義の政治理念は政治の決断、行動と関係があるだけでなく、政権の持続も左右する。他国による政権支持もまた政権正統性と大きく関係する。(ポッターら、2000: 287-289)

ハンチントンによると、権威主義政体が二十世紀末に抱える諸問題を理解するには正統性は重要な概念の一つとなる。現代の権威主義において合法性(legitimacy)はナショナリズム(nationalism)とイデオロギー(ideology)からなる。前者は民族にとっての共通の敵の存在にかかるが、後者はマルクス・レーニン主義が中心である。ハンチントンによると政権の合法性と経済のパフォーマンスには相当な関連性が見られる。1973年から1974年に

かけて石油価格が高騰し、世界的な不況に陥った。人々は欧米の民主政体による統治の能力を疑い始め、貧しい国々における権威主義政府がその合法性を維持するための経済面で必死な努力の効果も上がらず、インフレ、マイナス成長、債務拡大など状況が悪化する一方であった。ハンチントンは第三の波の民主化潮流においては、経済のある程度の発展に、短期的な経済失政が加わると、権威主義体制の民主政府への転換が起こりやすくなる と考える (Huntington、1991 : 72)。

経済的不安定は政治的不安定につながる。それが政府の運営に支障をきたすことになり、ひいては、政体の存続まで脅かす。ポッターらによると、民主政体にせよ、独裁政体にせよ、経済問題は政府の合法性にかかわるもので、独裁政体を民主政体に導くこともあれば、逆のパターンも当然あるという (ポッターら、2000 : 97)。

② 経済要素

ハンチントンは近代化理論の研究方法を使用しつつ、貧しい国と民主化された豊かな国の間には移行区域(transition zone)が存在し、民主化され、その方向に向かう国々はほとんどこの区域にあると分析している。1970年代の経済移行区は一人当たり国民総生産500ドル から1、000 ドルまで (1960年時点の貨幣価値で計算)の範囲にある。また21カ国が第三の波の民主化に乗り、そのうちの三分の二は一人当たり国民総生産が300ドルから1、300ドルの間にある (Huntington、1991 : 61-62)。国が中度もしくは高度の経済発展を遂げると、政治の移行区域に入る。

ハンチントンは国民総生産の名目値を根拠とするが、ポッターは国民総生産の資料は手に入れやすいが、税金逃れなどの行為に起因する地下経済 (black economy) の存在を指摘する。地下経済の規模は国によって違い、計測が難しいため、ポッターらは国民総生産を経済活動の指標とすることに反対する (ポッターら、2000 : 42)。

民主化研究ではよく以下の問題点に直面する。経済発展と民主化は如何なる関連性を有するのか？経済は如何に発展すれば民主化につながるのか？

ハンチントンによると、経済発展によって社会構造が変わり、それが民主主義の価値観を引き出すという。経済発展は教育の普及を実現する。高等教育を受けた人同士は互いに信頼し、達成感を追求する結果、民主政治につながっていく。Lipsetも高等教育が民主政治の必須条件である と考える (Lipset、1991 : 60)。教育は個人の民主主義の価値に対する信仰を高める一方、民主政治の実行を保証する。

中産階級の拡大は経済発展と民主化の間に存在する重要な媒介変数である。現代社会において、中産階級は工業化経済の産物であり、ある種の社会的な地位を意味する。ビジネ

スマン、教師、公務員、経営者、技術者など、自立した経済力を持つ人々である。ハンチントンによると、中産階級が多数に達しない段階では、民主化を支持することによって自らの利益を損なわれることを恐れるため、権威主義政府を支持する。経済発展につれて中産階級が拡大すれば、民主化を促す彼らの自信が深まる。さらに選挙を通じて自身の利益を確保する力にも自信も持ち始めるという。(Huntington、1991 : 67)

ポッターは、韓国の民主化を論じた際、中産階級についても触れていた。ポッターによると、韓国の民主化過程において、中産階級は社会の再編成であり、彼らは「権力よりも金儲けに興味がある」。韓国の中産階級の位置は保守派(資本主義と自由民主主義を支持)と左派革命者(暴力をもって現体制を倒す)の中間にあり、民主化支持(pro-democracy)運動の機運を弱めた。彼らはこのように限られた民主主義の概念を持つものの、それなりに支持を広げようとしたために、結果的に民主政治につながっていった(ポッターら、2000 : 276-277)。

社会における市民の価値観と態度は経済発展によって決まる。市民は自由な消費行為によって自由選択権の概念を強める。この概念は経済行為から政治行為に移る。市民が政治の選択権を考え始めると、市民社会は活発になり、多元的に発展し、民主化につながる。経済発展によってもたらされる政治の可能性は多様だが、民主政治の基礎が経済発展にあることは間違いない。

③ 社会要素

ポッターらによると、市民社会は、家庭、信仰、利益、イデオロギーをもとに形成された、非強制的な人民団体と社会関係である。近代化理論も転換理論も、市民社会の成長は国家装置の過度な権力を弱めることができ、民主化過程に役立つと指摘している(ポッターら、2000 : 318)。

ハンチントンは、経済発展の影響で、社会における市民の価値観と態度は変わり、相互信頼も生活の達成感も生まれ、競争の習慣も身に付けるようになる。これらの習慣と民主制度とは密接な関連性があるという(Huntington、1991 : 65)。

共産主義国家が市場経済改革を始めると、市民社会のような団体組織が現れる。中国とベトナムの民主化を分析する際、ポッターらはこれら資本主義から繰り出された組織は政治的ではないが、「トップダウン式」(Top-down)という原動力が感じられた。この状況の中で、市民社会の自由化過程に果たす役割はあまり顕著ではなかった。(ポッターら、2000 : 597-599)

前述のように、ハンチントンもポッターも市民社会が民主化の発展に役立つという見方

を示していた。政治発展過程においては、市民社会（civil society）の出現は確かに重要な要素である。その特徴は①異なる意見を容認すること；②他人と協力すること；③話し合いを通じてコンセンサスを得る。暴力による解決を避ける；④他人と分け合う概念を持つ（Danziger、2007：267-269）。これらは民主主義の発展にとって重要な価値感である。

④ 宗教とイデオロギー

ポッターによれば、組織化と制度化によって宗教は社会への影響力が強くなり、政治的な重要性も増す。近代の民主化はキリスト教国家から始まったため、初期の民主化研究においてキリスト教は民主主義と融合できる唯一の宗教と見做された。第三の波の民主化において、この視点が若干修正された。

ハンチントンはキリスト教の拡張とカトリックの変革が第三の波の民主化の推進に寄与したと主張している。韓国はキリスト教の拡張による民主化の典型例である。キリスト教は個人の尊厳を教会や国家機関から分離させることを強調する。政治的に迫害された人々に精神的支柱と制度の基礎を与える。カトリックの変革は教会を独裁政権に反抗する社会的組織に築き上げる。独裁政権は宗教からその正統性を認められず、教会は民主的反対運動を保護、支持する（Huntington、1991：72-85）。

アジア国家では、儒教と他の宗教(イスラム教、ヒンドゥー教)がそれぞれの社会に大きな影響を与えている。ハンチントンは儒教文化が伝統的に階級(hierarchy)、権威(authority)、共同体(community)、忠誠(loyalty)を強調するため、政体に対する民主化要求を弱めると主張した（Huntington、1991：7）。儒教、また儒教の影響を受ける社会は、民主主義の発展に向いていないと判断した（Huntington、1991：301）。ポッターも儒教思想と他のアジアの国々に存在する宗教、文化信仰はこの地域の民主化の発展の足かせになるのではないかと考えている（ポッター、2000：35）。しかし、イスラム国家の多元性が徐々に見えはじめたため、イスラム国家は民主化に抵抗的ではなく、ただ長い時間を要するだけである。

⑤ 外部要素

ポッターはあらゆる民主化の解釈は国境を越えた世界秩序と関係するものであり、「国際介入」と「国を跨ぐ」の二つの解釈要素が含まれると指摘する（ポッターなど、2000：36）。この観点から、ハンチントンの説明する第三の波の民主化に関する五つの解釈要素を検証すると、確かに「国を跨ぐ」と「国際介入」が密接に関連している。ハンチントンの五つの要素において、外来勢力はポッターの言う国際介入要素に入り、ほかの四つはすべて「国を跨ぐ」という要素に当てはまる。

経済の安定的発展は政体の正統性を維持する最重要要素であり、国際情勢の変化は国家の経済発展に重大な影響を及ぼす。ハンチントンは1970年代、二度起きた石油危機が世界的な不況を引き起こし、権威主義統治の正統性を失わせたと指摘した。権威主義政体の正統性がなくなるのは第三の波の民主化に発展するきっかけでもあったと指摘した。

ハンチントンは「1960年代から70年代にかけての社会経済発展が社会開放、すなわち外国との貿易、投資、観光、交流のきっかけを作った」と言う（Huntington、1991：66）。ポッターの説明によると、これは近代化論者による国を跨ぐという定義であり、この開放過程は民主主義観念の受け入れを促し、権威主義体制を脅かすことになる。

また、ローマ法王の各国訪問についてハンチントンは、政治的な影響が伴うと説明した。権威主義体制においてローマ法王に対する崇拜は体制に反対する勢力となりうる。

外来勢力は第三の波の民主化に寄与するものであった。80年代末、世界主要勢力は積極的に自由化と民主化を促していた。このような「国際」要素の影響により、権威主義政権は政策変更を余儀なくされた。

情報通信が発達し、文化と経済のつながりもあって、第三の波の民主化潮流は雪だるま式に発展した。世界各国との距離は縮まり、互いのやり取りも頻繁になる。このようなやり取りは国境を越えるものであり、異なる政治空間における世界、地域、国家と地方の関係に現れる。ポッターは、これを「国を跨ぐ」関係と定義する。

二人の国際要素にかかわる主張には重なる部分がある。ポッターが主張した「国際的なやり取り」にも、ハンチントンの主張した「外部勢力の新政策」にも、大国が外交や軍事、国際政治の運営を通じて他国の民主化を促すということについて言及している。なお、「国を跨ぐやり取り」と「雪だるま式或いはモデル効果」の論議では、二人ともグローバルメディアによる民主化の宣伝力を論じている。二人が指摘する国際要素を基礎に、外在事件に触発された民主化の過程を分析することができる。

ポッターが民主化研究の重点をグローバルな民主化の過程と発展に置くのに対し、ハンチントンは二十世紀末の民主化の波を重視すると同時に、政治エリートによる転換理論の研究手法を用いて民主化発展過程を説明する。ポッターはエリートの転換を成功させる理由として：①権威主義体制の政治秩序と制度一致性の維持；②経済発展の成功による権威主義体制の正統性の打破；③民主体制に賛同する国際的圧力（ポッターら、2000：177）を挙げる。この三要素は分析内容こそ若干異なるが、ハンチントンの提唱する五つの要素と似ている。二人の観点を以下の表にまとめた。

表1-2 ポッターらとハンチントンの民主化に対する解釈要素比較

	同じ観点	相違点及び異なる観点
1.政権正統性問題	ポッターは資本主義発展が民主化にもたらす正の影響に注目するのに対し、ハンチントンは経済的リスクが権威主義体制の正統性を弱めるところに重点を置く。	ポッターは正統性の議論を権力の構造、エスニックと宗教、政治理念、国際要素まで延伸させ、関連性を検証する。
2.経済要素	ポッターらは経済発展と自由市場が社会の民主的理念を促す；ハンチントンは第三の波の民主化は50、60年代の経済成長から生まれたと考える。	ハンチントンは国民総生産を基準とし、転換の区域の概念を提出した；ポッターは経済指標の正確性に疑問を呈する。
3.社会要素	経済発展は社会の市民に価値観と態度の変化をもたらし、民主化に役立つ。	ポッターらはベトナムと中国の自由化において市民社会の役割はあまりないという。
4.宗教とイデオロギー	キリスト教とカトリック教は民主化の発展にプラスの影響を及ぼす；儒教思想とイスラム文化は民主化に向いていない。	ポッターは政治環境の変遷において、宗教が発展のために教義を修正するという。
5.外部要素	ポッターは外部因素として「国際」と「国を跨ぐ」に分けて論議する；ハンチントンは「外部勢力」と「雪だるま式」の両面から議論する。二人とも民主化に対する外部勢力の貢献を肯定。	ポッターらは戦争は国家装置を過分に強化することになり、民主化を脅かすと考える

強権政体であれ、民主政体であれ、正統性を得た政権しか維持できない。ポッターらは正統性を権力行使の構造、エスニックと宗教、政治経済、政治理念、国際要素に関連付けて論述した。ハンチントンは権威主義体制による経済的パフォーマンスに着目した。彼は、

1960年代から70年代にかけて権威主義政体は施政のジレンマ（performance dilemma）に直面し、経済状況の悪化がその正統性を弱めたと分析している。ポッターらは「政治と経済の安定は政権の正統性を判断する上で重要な基準になる」と考えている（ポッターなど、2000：289）

両者とも経済が民主化に影響を及ぼす重要な要因と考えている。ポッターは、経済発展と自由市場が社会に民主的観念をもたらすが、経済発展は民主発展を壊すこともあるし、権威主義体制の支持につながる可能性さえあるという。一方で、ハンチントンは経済発展の第三の波の民主化への影響を論じる際、第三の波の民主化潮流は1950、60年代の経済成長をもたらしたものと主張する。さらに、経済発展を指標として政治転換区域の概念を提出し、この区域に入った国は民主化に向かう可能性が高いとみる。しかし、ポッターらは中国やインドを例に挙げ、両国が発表した経済発展指標を測るデータの正確さに疑問を呈するなど、経済成長率の高さと民主化の関連性を認めない。

経済危機について、二人とも政権の合法性に与える影響に注目し、権威政体でも民主政体でも、経済危機は政権の合法性を否定することになりかねず、一国の政治安定に影響を及ぼすものである。これは、権威主義体制から民主化へ向かわせることもあれば、民主政体を潰すこともある。

ポッターらは宗教の組織化が強い社会影響力を持つものと考えている。この考え方に立ち、政治に対する宗教の重要性を唱える。ハンチントンは宗教の変遷と発展を強調し、カトリックの発展を第三の波の民主化をもたらす要因と判断している。二人とも民主化とイスラム、儒教思想の関連が薄いと主張しているが、宗教というのは時勢と政治の變遷に伴い、自らその教義を適度に修正したり、全体的な趨勢にあわせていくものと、ポッターは楽観的な見方も示した。

ポッターは、国際要素がラテンアメリカとアジアの民主化に影響を与えると考えている。80年代末、すなわち冷戦終結以降、この二つの地域に影響を及ぼしていた。フィリピンが韓国、台湾に影響を与えたように、一国の権威主義体制が瓦解すると、周辺の国へ飛び火する可能性がある。また、殖民統治について、その政治経験に基づき、殖民統治はラテンアメリカよりもアジアの民主化への影響の方が強いとも述べている。

ハンチントンは世界主要勢力の動向をもとに、第三の波の民主化の発展を分析した。アメリカ、ヨーロッパは民主化に積極的で、ソ連の政策転換により東ヨーロッパ各国の民主化につながっていった。雪だるま式の重要性をも強調し、民主というのはある環境の中で影響しあい、情報社会の発達とも相俟って、一つのうねりを起こすものである。ポッターと同様、ハンチントンはフィリピンのマルクス政権崩壊が韓国と台湾の民主化に影響した

ものと見て、それを雪だるま式の実例と認める。

ハンチントンが第三の波の民主化を促した原因 (causes) として、正統性の低下と施政業績のジレンマ、経済発展と経済危機、宗教の変遷、外來勢力の新政策、そして雪だるま式と五つの要素を挙げる。民主化の発生は創造者 (causer) が起こすものである。民主的社会、経済・外部条件など有利な条件だけでは民主を起こすのに足りず、民主を創造する意欲を持つ政治指導者が現れてはじめて、民主化発展の可能性があり、民主国家を建造することができる。第三の波の民主化発展においては、民主の条件に加えて政治の指導者もその意欲を持っているため、一つの潮流になったわけである。

民主化の解釈要素を通じて、ポッターらとハンチントンの民主化理論を分析してきた。そして、整理と分析を重ねて、二人の民主化研究を深く論議し、整合させた。このような理論の比較と探求を通じて、民主化理論の中で各種研究方法の枠組みと第三の波の民主化の内容を改めて検証してみたい。

(6) 民主化と国会改革

民主化と国会改革を研究する上で、国会改革の変遷の原因は何か、国会改革が民主化をもたらしたのか、それとも民主化が国会改革を促したのか、といった論議が中心となる。

1990年代以降の資料により、国会改革と民主化の関連性はある程度はつきりしてきた。⁴最初の資料として Rundquist の「立法機構：民主改革の種」(1991) が挙げられる。立憲民主主義制度の国家である限り立法機関が存在し、それは権威主義体制内に民主改革を進める機会を与えるものである、と主張した。しかし、民主化と国会改革の関係がどのように生じたのか、具体的な説明はなかった。

Ilonszki はハンガリーの国会が権威主義体制の転換と民主化過程に果たす役割について研究した。国会は二つの役割を持ち、一つは提唱者 (initiator)、もう一つは確定者

(consolidator) と指摘した。また、彼女は権威主義体制の民主化に伴い、国会の役割は前者から後者へ転換するという仮説を立てたが、ハンガリーの状況を検証したところ、正反対の結論に至った。共産党政権下の最後の国会は民主化と国会改革の提唱者にもなれなければ、民主体制を強化する確定者にもなれなかった。その国会は民主化の発展と安定化の過程で自らの立ち位置を探し続けた (Ilonszki、1994 : 216-276)。

Longley (1996 ; 1998 ; 1999) は権威主義体制の転換における立法機構の役割の変遷にかかわる理論の枠組みの構築と研究課題の発見を試みた。その中で、政治発展の段階によ

⁴ イギリスの内閣制では国会と内閣の関係は権力的融合が強調される (fusion of power)。二大政党制のもと、党紀が厳格に守られ、「国会」の自主性の有無について判断が難しい。

って国会は三つの機能を持つものと設定した。

「一党専制やエリート支配の国家体制のもと、当初、多くの国会は『カーボンコピー』の役割を継承する。民主化の発展に伴い、『変革機構』(transformational institutions) に変身し、民主化の政治変遷に場所として提供される。国会自身はこの政治変遷の過程に参加する一方、変えられることもある。その後、徐々に安定的かつ自主性のある立法機構になっていく。このように制度化し、成熟した民主政体に向かう」(Longley, 1998 : 5)。

Longley の言う国会の役割設定では、民主転換と国会の関連性を十分に説明することはできない。権威主義体制から転換する前、民主化の初期段階を含めて、国会はただの「カーボンコピー」で、民主化のきっかけは何だろうか。単なる「カーボンコピー」の国会は如何にして「変革機構」になるのだろうか。その過程をリードするものは何だろうか。すべての憲政民主体制下の国会は最終的に「自主性」に辿りつくのだろうか⁵。

Longley は民主化過程における国会の果たす役割を静態的に分析しているが、その後の研究(1999)では最初の役割設定から離れたものとなった。その過程において、国会のメンバーや指導者に焦点を当てようと試みたが、単に彼らを改革の代理人(agents)(Longley, 1999 : 135-182)と見做すだけであった。アメリカ下院議会制度の変遷を分析することによって、Longley は「新興の民主国家においては、議員の補欠や選出によって国会の目標機能は劇的に変わるものであって、その都度、新しく入れ替わる議員の経歴や経験も関係する」(Longley, 1999 : 171)という結論を得た。国会のメンバー構成の変遷が国会改革に大きな影響をもたらしたものと見方である。

理論研究及び経験研究の成果を振り返れば分かるように、政体変遷の過程において国会は特定の役割を果たす。一部の研究(Liao, 1994 ; Alda & Nieto, 1994 ; Olson, 1998 ; Zajc, 1999)では、民主化過程における国会の役割は「影響をする方でもあり、される方でもある」(Olson, 1998 : 847)と認め、「広い民主転換の中で創造されたもの及び主要な参加者である」と指摘している(Olson, 1998 : 847)。

民主化の道のりは長いものであり、いくつかの段階を踏むように進む。それぞれの段階で立法機構の役割が変わり、国会とその置かれた政治システムの民主化は動的かつ連鎖的な関係にある。

民主化過程は四つの階段に分けられる。第一段階はハードな権威主義時期(hard authoritarianism)(Winckler, 1984 : 481)。政府は通常、権威主義体制を敷く一政党によっ

⁵ 1990年以降、世界政治学会(The International Political Science Association, IPSA)の立法専門家研究委員会(The Research Committee of Legislative Specialists, RCLS)から注目され、関連の論文など続々と発表されていた。

て掌握される。統治方法に三つの民主化条件は揃っていない。すなわち、広汎な政治参加がなく、有効な政治競争もない。制度上、外部の競争者にとって政府要職を獲得する機会がなく、異なる公共政策を提供することもできない。市民権についても自由を抑制、制限する手法がとられる。第二段階はソフトな権威主義時期 (soft authoritarianism) (Winckler、1984 : 481-99)。この段階では、ハード権威主義の統治から三つの民主化条件に対する制限が解かれ、政治参加の機会と範囲が増え、多くの社会エスニックの選挙参加や意見陳述ができるようになる。第三段階は「民主化」時期である。この時期に入ると速いスピードで民主化条件に対する制度制限を緩和、解除する。権威主義体制の徹底的変革を成し遂げる。第四段階は民主主義確立の時期である。政府は議論、妥協、修正など民主的な段取りを学習しつつ、民主化三条件を揃えるのに取り組む (Linz & Stepan、1996 : 3-15)。

民主化の過程においては、国会議員から民主化関連の提議を出されることもあるが、これらの提議はただちに民主化に影響するものではない。ハードな権威主義体制では、このような声は「汽車に吠える犬」と揶揄される。ただ国会からの要求が民主化の推進に全く役に立たないものとも言えず、このような積み重ねこそ民主化の道のりとなる。国会における権威主義体制転換や民主化への要求は政治体制の民主化促進要因として捉えるべきであろう。

台湾の場合、権威主義体制期の国会はやはり「カーボンコピー」に等しく、憲法に則って立法権を付与され、行政府を監督するとされたが、実際には象徴的な存在にすぎず、実質的な監督機能を持たなかった。権威主義体制から民主化へ移行するとともに、その監督機能は高まっていく。民主化理論の分析によると、民主化は国会の機能を徐々に強め、その強度が先進国のレベルまで到達していなくても、実質的な政策設計の機能を持ち、意思表示ができるようになり、行政への監督と勢力均衡効果も働く⁶。

ハードな権威主義体制の下では、国会は「カーボンコピー」にすぎないと見られがちだが、それなりの生命力を育んでいる点を見落とすわけにはいかない。統治者にとって耳障りな発信もされることがある。中でも少人数の議員グループが時々民主化関連の問題提起を行い、内閣と相容れない行動を取ることもある。

① ハードな権威主義⁷体制時期

⁶ 民主国家の立法機構の機能は憲法設計によって定められている。各種憲政体制における立法機構の機能 について、次の文献を参照。Polsby、Nelson W.、1975. “Legislative.” In Fred I Greetin & Nelson W. Polsby、eds.、Handbook of Political Science、Reading、Mass: Addison-Wesley、Vol. 5、212-289。

⁷ ハードな権威主義体制、韓国朴政権、台湾蒋政権、軍事政権による政治的不寛容の下での資本家との連携によるトップダウンの開発。軍事的脅威への対抗が最優先課題。

憲政体制の枠の中で、立法機構の設置とその機能が定められている。単一の権威主義政党が国会を実際掌握できるとしても、通常の政府予算の審査や法律制定など備えるべき機能はすべて揃っている。権威主義体制のもと、国会は「カーボンコピー」と言われるが、一部の研究によると、国会あるいは立法機構は制度設計の中に組み込まれれば、いずれその機能を発揮する時がやってくる。権威主義体制下、新設される立法機関は長い間機能しないように見受けられるかもしれないが、潜在的な生命力は見逃せない。ただし、時には声を上げ、内閣や政党に影響をもたらせるものの、権威主義体制を揺るがし、民主改革を促すほどの力にはなることができない。権威主義体制の下、国会は政治環境の変化に即座に対応できず、周りの声を反映させることもできないうえに、政治反対運動も鎮圧される。この時期の国会は静かで、平和的に見える。

② ソフトな権威主義⁸体制時期

ソフトな権威主義体制に移ると、政治的環境は劇的な変化を見せる。国会はその変化に反応し、その環境から吸い上げられる各種のニーズや意見を反映できるようになる。しかし、国会は自身の役割と立場をはっきりわきまえることができていないため、憲法の枠内で付与された政治機能を完全に発揮するものにはなっていない。麤りつつある国会は制度設計上付与された政治機能を生かせるようもがきはじめる。この過程は権威主義体制の転換と民主化と密接に関係し、民主化を促す決定的な要素ともなる。

③ 民主主義確立の時期

民主主義確立の時期に国会の制度上の機能は回復され、その機能の強化に進む。国会は受動的に政治環境の変化に対応するばかりではなく、政治環境を変えていく主導的な役割にも挑む。国会から発信された意見と要望は権威主義体制の転換と民主化にある程度の影響を与える。そこには国会自身に制度上、付与された政治機能も含まれる。国会はすでに民主化と政治変遷を推し進める力を備えたといえる。国会主導による改革と民主化の動きは、他の政治アクターにとってすぐに意識されないものではない。さまざまな改革のニーズと、国会の設定する議題との行き違いも見られるが、国会の議題設定によって民主化と政治変遷が影響される事実は否めない。

④ 民主化過程における国会

⁸ 「ソフトな権威主義」とは多党制や権力分立などを求めるつもりはないとしつつ、こうした利害の多元化、意見の多様化をフィードバックできるメカニズムを備えた権威主義体制への移行の必要性を力説した。

前述の三つの段階を経て、国会は政治システムの民主化過程において各段階によって果たす役割の輪郭が見えてくる。しかし、それぞれの段階で民主化の中身が違うため、民主化過程と国会の関連性をさらに明確にする必要がある。

Diamond、Lin と Lipset は民主主義の定義について「政府は三つの条件を揃えなければいけない。一つ目は政府のポストを各界の個人や団体（とくに政党）に与える。そのために、武力を排除した広く定期的な選挙競争を作る。二つ目は、公平かつ規律のある選挙によって、政治指導者になることや政策選択からすべての社会エスニックを排除させないようにする。三つ目はある程度の政治的自由が存在する」(Liao、1988 : xvi) と述べている。

この三つの条件は一部の制度設計と制度化過程に織り込まれている。これらの制度設計は民主政体の人民に政治権力と市民権を与えるもので、権威主義体系の転換と民主化過程にこのような政治権力、権利を与えられることはなかった。そのほか、民主化と制度化の過程にそれまでよりさらに開放的かつ公平な権力を追い求めるもう一つのゲームルールを定めることは必要である。

民主化は時間のかかる道のりであり、その過程で前述の三つの条件に関する課題が出され、議論を重ねて制度化していく。既存の制度は三つの民主条件を揃えるのに足かせとなり、修正や改革をさらに進めなくてはならない。斯くして民主政治の変遷が進む (Longley & Hoffman、1999 : 135)。

(7) 政治環境と国会の役割の変遷と民主化

政治環境の変遷と国会の役割の変遷は呼応関係にある。政治環境に二つの次元がある (Easton、1957 : 383-400)。一つは国会内部の政治環境、すなわち国会の枠組みである。国会議員のバックグラウンド、政党の組成などが含まれる。もう一つは国会外部の政治環境である。これは憲政制度、民意、マスメディア、国際情勢などを意味する。国会の役割は、この二つの次元から論じなければならない。

これまでのほとんどの研究では、民主化改革は国会外から発動されるものと結論付けるものが多い (廖達琪、2003 : 359-381)。⁹しかも、多くの国会研究者が、国会は民主化過程の直接受益者と考えている (Zajc、1998 : 333)。また、組織論や制度論から国会を研究する学者は権威主義体制の転換における国会の役割を理解するための重要な要素として「制度の文脈」(institutional context) あるいは「制度タイム」(institutional time) を挙げて

⁹ 民主化の関連文献は多いものの、国会が政治体制の民主化過程に鍵となる役割を果たすというものは少ない。それらの文献について廖達琪、2003、〈議會與民主化——個理論架構的考量〉、楊日青編、《兩岸立法制度與立法運作》、p. 359-381、台北：韋伯文化などを参照。

いる (Strahan、1994 : 311-320 ; Cooper & Brady、1981 : 411-425)。

国会の役割の変遷と民主化の間に論理的な議論が生じる。いわゆる論理的な議論には三つの意義が含まれる。一つ目は政治システム内部にある矛盾関係である。元来、国会は政治システムの一環として、行政への監督機能を付与されている。その機能は反対的な立場と見做される。憲政体制が始まる民主化初期には、国会が反対の力を発揮するものの、その牽制の力は限られている。とはいえ、国会はある程度の地位を占めているので、その力を無視することもできない。

二つ目は、権威主義体制の転換と民主化の過程においてこの薄弱な力は長い政治発展過程を経て大きな力へ移行し、権威主義体制を変化、もしくは修正できるものになっていく。政治発展段階により反対の論理的な議論の勢いが強まり、三つ目の意義を生み出すことになる—すなわち質量の互換である。民主化初期において国会からの反対の声は小さいながら、権威主義体制にもある程度その影響を及ぼしている。その上で、政治環境の中で作用し、頻度や数量が重ねられ、ついに権威主義体制に質的変化をもたらすものとなる。政党間の競争などに見られるように、国会改革も量的な変化から質的な変化へ変わり、このような質的な変化は民主化への要求につながっていく。さらに、その時の政治環境と呼应し、権威主義体制を修正させようとする。このように相互作用が続き、質的な変化と量的な変化が同時に重視されるべきで、特に質的な変化に留意する必要がある。

既存の資料の収集と分析から、二つの趨勢が見られる。一つは民主化初期に発せられる立法院のささやかな改革要求である。権威主義体制の転換において、その要求と政治環境が発した民主化要求はともに権威主義体制の方向転換を促し、前後呼应になる。もう一つの趨勢は、立法院は国会の典型代表として、その役割の質的な変化と量的な変化は同等に重要であることである。ハードな権威主義体制からソフトな権威主義体制へ移行し、そしてスピーディーに民主化へと入る過程において、立法院は構造的な変化を促した。つまり国会改革の質的な変化により政治環境における民主化要求の量的な変化を造成し、さらに権威主義体制を変える力になっていった。

国会と政治体制の関係について論じてみたい。国会は政治システム内部の一つの制度設計の機構であるが、権威主義体制の転換と民主化を推し進める主導的な役割を果たすことはできない。そのため、「保守」というレッテルもよく貼られる。政治制度の変遷過程において、国会内部に抵抗しようとするアクターが現れるからである (Huntington、1968 : 388-396 ; Pakenham、1970 : 521-581)。国会議員は、個別の国会指導者や議員が国会改革の代理人になれる上、出身の違う多くの新しい議員が参入することが、国会と政治体制を改革する力にもなりうる。このような政治変革が制度の変遷を促す過程は速度が速く、国

会のもともとの特質及び目標を変えることもありうる (Longley & Hoffman, 1999 : 171)。

第2節 台湾における民主化と国会改革の研究概要

台湾の民主化は第三の波の末期に始まり、二十一世紀の今日に至った。台湾の民主化は戒嚴令の解除や動員戡亂時期臨時条項の廃止、政党設立の解禁、国会全面改選、総統直接選挙、政権交代、2008年の二度目の政権交代による民主転換の達成、その上での民主の確立と定着化、という段階を踏んできた。

台湾の民主化は権威主義政体の移行(the transition of authoritarian regime)と分類される。アジア各国の権威主義体制転換と同じように、アジア四小龍は(90)それぞれの経済発展により中産階級が生まれた。彼らは民主化の旗手ではないが、民主政治を擁護する立場に立った。中産階級の形成と台頭は民主化の礎となった。2008年の二度目の政権交代以降、民主化はいわゆるM字型社会という挑戦に直面する。すなわち、社会における富の分配のひずみや格差であり、市民社会の維持にとって一大課題となっている。

グローバル化に伴い、民主化及び近代化は同一視されやすくなり、欧米以外の地域では異なる歴史・文化の伝統を擁する国家や地域では近代化及び民主化の発展過程も違うだろうと理解されているが、冷戦期にはアメリカをはじめとする自由陣営はソ連の共産陣営と対抗し、文化輸出及び国際政治の圧力を通じて発展途上国に近代化と民主化を押し付けていた。台湾は日米同盟の東アジアにおける封じ込め政策にとって第一列島線の重要な位置に立つので、経済発展のほか、その民主化も米国など大国から注目された。台湾の民主化過程は疑いなく、米国や日本など大国から圧力と支持を受けたものである。それゆえ、国際要素は無視できないし、グローバル化の時代にはさらに重要視するべきであろう。

当然ながら民主運動が台湾の民主化のきっかけでなった。美麗島事件¹⁰から始まり、その後の政党設立解禁により民主進歩党が誕生した。中央や地方の選挙で同党は政権党の国民党に対抗し、台湾の政党政治は二大政党制の様相を呈するようになった。2000年に初めての政権交代が実現され、民主進歩党が政権をとった。2008年には二度目の政権交代が起き、国民党が政権の座に返り咲いた。これは重要なモニュメントとなった。台湾の民主政治は二大政党の競争によって展開される政党政治となり、民主主義の確立と深化に向かって、その発展は理性的になりつつある。

¹⁰ 美麗島事件(高雄事件とも称す)は1979年12月、世界人権デーに台湾高雄市で行われた雑誌『美麗島』主催のデモが、警官と衝突し、主催者らが投獄されるなどの弾圧に遭った事件。台湾の民主化に大きな影響を与え、今日の議会制民主主義や台湾本土化へと繋がった。また前総統の陳水扁も、逮捕者の弁護団に参加している。

民主化過程においては、政治エリートの役割は無視することができない。統治エリート、非統治エリートとも、民主化を推進する役割を果たしうる。台湾では蔣経国と李登輝の両総統が果たした中心的な役割は言うまでもない。政治の領袖による決断は政治環境をふまえながら経済のリスクや国際政治経済などを勘案した上で下されるもので、とりわけ、国家指導者の政治決断は鍵を握る要素である。ハンチントンの理論を用いて、次のように台湾の民主化を分析したい。

(1) 民主化の原因

① 経済発展

台湾の権威主義体制の統治においては、重大な経済的失策によって政権を失うことがなく、むしろ「経済の奇跡」と言われるまで成果を上げた（若林正丈、1994：148-153）。経済発展の奇跡とは、相対的に平等な所得分配にある。それがのちの政治変遷に平和をもたらした（Wong、2003：235-256）。経済成長に伴って社会階級の変化も起こり、台湾社会にはビジネスマン、技術者、教員、公務員など多くの中産階級が誕生した。ハンチントンによると、この中産階級こそ台湾の政治変遷の主要アクターである。中産階級は自身の力によって選挙システムを通じて享受できる利益を高められる（Huntington、1991：323）。台湾の中産階級は1980年代から政府に自身の参政空間を求め始め、民主化につながった。

11

② 合法統治権威の衰え

台湾経済の発展につれ、中産階級と知識人が大量に増えた。国民党政権の権威主義統治時代には、彼ら社会エリートは置かれた環境に不満を持つため、政府に対し開放のスピードを要求するようになった。国民党政権は地方選挙や中央民意代表の補欠増額選挙を通じて、その改革圧力をかわそうとしたが、その情熱を冷やすことはできなかった。1970年代以降、一連の外交の挫折により国民党政権による統治の正統性は打撃を受け、その権威主義体制の正統性も疑われるようになった。権威主義体制が完全に消えたという象徴的な出

¹¹ 一部の学者は台湾の中産階級はその民主化を促した主要要素ではないという。彼らは民主化前からある程度の社会的、経済的地位を持ち、民主化より安定と予測可能性を求める傾向が強いからである。Peter R. Moody, Jr., “East Asia: Democratization from the Top,” in Howard J. Wiarda, ed., *Comparative Democracy and Democratization* (Orlando: Harcourt College Publishers, 2002), p. 93 を参照。

来事は、国会全面改選と総統直接選挙である¹²。1991年5月、動員菅乱時期が終わり、臨時条項が廃止された1991年にはじめて第二期国民大会代表の全面選挙が実施された。また1992年12月、立法委員が全面改選されたことには、国民党として政権を争う政党間競争を初めて認めるという重要な意義があった。すなわち、野党が政権を奪取する機会を得られ、その選挙は民主化の重要指標と見做された（Copper、1994：45）。1996年3月、初めての総統直接選挙が実施され、李登輝が54%の得票率で勝利した。これはそれまでの蒋介石－蔣経国国民党権威主義政府に終止符を打ったことを意味する。台湾は初めてフリーダムハウスによって自由民主国家にリストアップされた。

③ 儒教思想の弱体化と転化

ハンチントンが民主主義が儒教思想の影響を受ける社会に馴染まないものと考えている¹³。1990年まで、アジアにはフィリピンと日本という二つの民主主義国家しか存在しなかった。前者はカトリック国家で、後者は儒教の影響を受けるものの、その儒教は変形したものである。台湾の民主化過程においては、儒教思想の弱体化と転化がプラス要因となったと考えられている。ハンチントンが1984年に記した『Will More Countries Become Democratic?』では、文化の系統について次のように論じられている。イスラム文化は民主制度に合わない。儒教文化と仏教は権威主義統治を導きやすい。韓国や台湾、シンガポールなど民主的な経済要素を備えた国家でさえそうである（Huntington、1984：208）。1980年代前半、台湾経済は著しく発展したが、民主化の光は見えなかった。1991年、『第三の波：二十世紀末の民主化の潮流』が出版された際、ハンチントンは以下のように指摘した。台湾では迅速な経済発展と社会発展が伝統的な儒教影響を弱めた。台湾籍企業家の台頭は中国政治文化に一種の変革をもたらした。驚くべきほどの経済発展は儒教の名残を完全に圧倒した。1980年代後期に蔣経国と李登輝は経済と社会の変遷による圧力に対応するため、政治的開放も始めた（Huntington、1991：303）。このほか、キリスト教長老教会などの宗教は政治反対運動者に信仰と物質的支援を提供するほか、人権問題にも関心を寄せ、台湾の民主化に寄与した。

¹² ハンチントンの《第三の波：二十世紀末の民主化の潮流》は、普通選挙方式による最高指導者の選出は民主政治の精粹であると指摘されている。民主化過程の鍵は自由、公開、公平の選挙によって誕生する政府がその過程を踏まない政府に取って代わることにある。Samuel P. Huntington、The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century、p. 11 参照。

¹³ ハンチントンのほか、Suzanne Ogden も新儒教思想の観点に立ち、「儒教思想は個人の中に社会政治関係の優先度が織り込まれていくもので、西洋の世界人権論の精神と相容れないかもしれない」と指摘。「儒教思想は基本的に『権利』ではなく『儀式』を強調する」とも言う（Ogden、2002：42-43）

④ 大国の外部要素

ハンチントンが指摘したように、アメリカは確かにアジアの民主化にある程度の影響を与えた。戒厳令下の1986年9月、民主進歩党が結成された。アメリカの両院議員が蔣経国に対して「戒厳令の解除、政党設立の解禁、国会の全面改選」と呼び掛け、国民党政権が民進党の結成を邪魔しないよう要求した。アメリカ下院国際委員会アジア及び人権チームは「台湾民主決議案」を発表し、蔣経国政権に「新政党設立を容認すること、言論、出版、集会、結社の自由を保障すること、健全な議会民主主義制度を実施すること」を訴えた。さらに、1980年代後半には経済制裁や武器売買などを手段にして、国民党政権に経済自由化と政治民主化など改革を迫っていた。このような圧力が民進党の誕生につながり、台湾の民主化は正式に動き始めた（林佳龍、1999：121-122）。

台湾の民主化は外部勢力から受ける影響が大きく、アメリカや中国大陸などはいまだに台湾の民主化の発展に影響を及ぼしている。かつて中国大陸からの脅威がなければ、1980年代のアメリカからの圧力もなかっただろう。その脅威や圧力によって国家に対して挑戦を試みる社会内部の反抗勢力が台頭することがなければ、決断を下す者は妥協できたか疑問に思う。1979年の美麗島事件に対して鎮圧を決めた国民党政権が、1986年の民進党の結成には手をつけなかったゆえんである。

⑤ 雪だるま効果の影響

1986年、フィリピンのマルコス大統領が失脚、韓国の枢機卿金寿煥が民主化を求めるなど、アジアの権威主義体制の指導者らに不安を感じさせる事案が相次いだ（李西潭、張孝評、2004：22）。経済発展に伴い、台湾の人民は隣国の民主化運動にも刺激を受け、国民党政府に各種制限の解除を求め始めた。隣国の民主化成功の経験は台湾の民主化にとって一つの模範となった。国民党政権は指導者が決定権を握るという「準レーニン主義党国体制」(Quasi-Leninist Regime)と位置づけられるが、中国共産党は「レーニン主義党国体制」の「全面コントロール」であり、両者の性質は違う（若林正丈、1994：32-35；Cheng、1989：471-499）。国民党は、プロレタリア独裁の原則をとらず、長期にわたり政治権力を独占し、訓政時期のイデオロギーを民主段階まで持ち込んだ。当時の最高権力者は外部の要素（国連脱退、アメリカとの断交）に対応し、そして、台湾人の士気を鼓舞するという政治目的のもと、大規模な公共建設や重工業投資を行う一方、さらなる本省籍台湾人の入党と政治参加を図った（Moody、2002：94）。その後、国民党政府は経済発展につれて政治参加を要求するマグマが臨界点に達したとして、自由化、民主化を真剣に検討し始めた。1987年、蔣経国総統が戒厳令解除を宣言し、台湾の自由化がようやく動き始めた。そ

して、李登輝総統のもとでの民主改造により、一党支配を続けていた国民党政権は自由民主国家へと突き進んだ。両指導者とも自由、民主の台湾をつくると決断し、功績を残した。

ハンチントンが提唱した六つの民主化要素に照らし合わせると、経済発展と指導者の決断が台湾の民主化にとって二つの大きな要因と考えられる¹⁴。経済発展は民主化の客観的な環境を整えた。しかも、国民党の権威主義統治の合法性を揺るがし、儒教思想の変化を促した。その結果、強権国家政策を転換させた上に、雪だるま式の効果が政治指導者の決断に影響を及ぼした。主観、客観の条件とも揃い、民主化の奇跡を作り上げた。これはハンチントンが『第三の波：二十世紀末の民主化の潮流』の最後で指摘した「経済発展は民主主義を可能にする。政治のリードは民主主義を確実にする」（Huntington、1991：316）と一致している。

(2) 台湾民主転換の過程

台湾の経済発展及び指導者の決断は最終的に民主化をもたらしたが、権威主義体制の急激な崩壊には至らなかった。民主化の発展が経済成長に衰退を起こすことはなく、社会的動乱も政治的軋轢もそれほど見受けられなかった。政権内部には、権威主義体制から自由民主国家へ転換する「静かなる革命」が起こっていた（阮銘、2000：30-33）。

ほかの新興国の事例と比べながら、民主化過程を次のようにまとめてみると、下記のとおりとなる。

- ① 民主転換の過程。もう一回の民主化の変身ではない。
- ② 民主転換は一党専制から始まった。軍事政権からの移行ではない。
- ③ 民主転換は重大な政治経済の危機、衝撃を受けた。社会経済の改革要求も伴った。
- ④ 民主転換にはエスニックの分裂と衝突が潜んでいた。政治の現地化を促した。
- ⑤ 民主転換は正統性に異議を申し立て、アイデンティティーと正統性に疑義を呈する。（Chu、1996：69-71）

政権党の改革派が野党の穏健派と協議を重ねることを主導し、国家を民主化の変革に導いた。政府と反対派は成熟した態度を見せ、激しい暴力を許さなかった。理性的な妥協、低レベルの暴力は台湾の民主転換の特徴と言える。

ハンチントンの提出した三つの民主転換パターン（変容、変革、転換）から見ると、交代が一番激しいパターンであろう。幸い、前述の議論からでも分かるように、台湾の民主

¹⁴ Robert A. Dahl は Polyarchy という著作で次の仮説を立てる：もし統治エリートは反対派を鎮圧するより容認する方がコスト安いと判断すれば、鎮圧を選択しない。この観点から指導者の決断は重要ではあるが、彼らは国内圧力を受けることも大きい。（Dahl、1971：14-16）

化の過程では、政府崩壊あるいは反政府暴力闘争は起きず、比較的穏やかな改革と転換の二つのパターンを兼ね備えたものであった。ハンチントンが台湾を民主化と分類するが（Huntington、1991：124-142）、改革と転換の間の区切りが曖昧な点も認めている。一方で、台湾の民主化は政権エリートが発動し主導する漸進式の改革でもある。民主化と自由化の定義から区分すると¹⁵、台湾の民主化は1990年代の李登輝政権時代から始まったことになる。蔣経国時代の改革は自由化の範疇に属する（林佳龍、1999：105；117-119）。『第三の波：二十世紀末の民主化の潮流』が世に出た時点で台湾はすでに自由社会となっていたが、1990年までは本格的な民主化を進めなかった（Huntington、1991：113）。

ハンチントンの民主化パターンでは、政権エリートが民主化を主導し、彼らは民主主義が可能性のある道と信じている。ただ、このエリートたちは民主化を進める方向を決めた場合でも、必ずしも民主化を最終目的とするわけではない。民主化を手段として自分の地位を固めるという目標を達成しようとする可能性もある（Huntington、1991：106-108）。また、1980年代後半に台湾の指導者が進めた自由化を解釈するのに、「相互安全」(Mutual Security)というモデルも使われる。1979年の美麗島事件以降、「党外人士」は組織化し、反対勢力を結集した野党の結成を目指していた。国民党政権に起こったスキャンダルも加わり、蔣経国は強い圧力を感じていた。1986年、民進党の誕生は蔣経国が民主化に舵を切ることの後押しとなった（林佳龍、1999：115-127）。

蔣経国は反対運動に対し鎮圧と容認にかかるコストを比較計算していただろう。強行鎮圧に出ると、計り知れない政治的コストを払わなければいけないと見て、各種の改革にかかわる提案を自発的に高まっていた改革を求める気運を収めようとした。当時の提案には、戒厳令解除や政党結成と新聞発刊の解禁、大陸への里帰りの容認、経済社会政策の修正などが入っていた。これにより彼は改革の主要な推進者となった（林佳龍、1999：126-127）。さらに蔣経国は内外の事情を斟酌し、国民党政権を永続させるために、現地化を進めなければならないと判断。その上、反対の声を聞き入れ、社会の多元化を図っていくことにした（Moody、2002：94）。

ところが、1988年に蔣経国が死去した。台湾の民主化はまだ不安定な状態にあり、後任の李登輝は内外の危機に直面した。政権の正統性を強化する一方、保守勢力の巻き返しを防いだ。それと同時に、野党と穏やかな改革を推進するコンセンサスを得るために協調を

¹⁵ Scott Mainwaring：「政治自由化は権威政体内の抑圧の緩和と市民の自由の拡張を意味し、民主化は民主政治へ向かう運動で、違う政治体制への移行である。」（Mainwaring、1992：298）

図った。1990年6月、李登輝は国是会議¹⁶を召集し、集団協議の方式を通じて人民の支持を得ようとした。さらに、国会全面解散総選挙を実施することによって政治民主化の段階に進むように仕向けた。しかし、李登輝の改革ペースに対して国民党の一部から批判の声が上がった。1993年、趙少康、王建煊ら7名の国民党の中堅立法委員は李登輝の改革路線に不満を抱き、離党した。彼らは「新党」¹⁷を作った。幸い、この分裂は国民党のさらなる崩壊を誘うことはなく、改革の後退から免れた。それとは反対に、国民党内の反対勢力が挫折し、李登輝の地位は強化された。

李登輝は改革の推進力として台湾人の支持を取り入れ、民進党からも政策への賛同を取り付けようとした。これはAdam Przeworskiが指摘した「民主転換の過程の第一の関門は、統治集団内部の一部の人間が動き始めて、外から支援を求めること」(Przeworski, 1986 : 47-63)である。このほか、李登輝は外交政策と大陸政策の調整にも入った。国是会議の結論に沿い、総統直接選挙の方向へ舵を切った。1996年、初めての総統直接選挙が行われ、李登輝は圧勝した。これは民主改革の道の正しさを証明したものであり、台湾はさらに民主確立の目標に向かってまい進した。

台湾民主化の変革の過程において、若干の抗争や事件が起こったものの、全体的には落ち着いたものであった。この結果はハンチントンが強調した第三の波の特徴の一つ“低度暴力”と一致している(Huntington, 1991 : 192-207)。民主化の原因はいろいろあるが、理論の多様性と経験への勘案から下記のような幾つかの命題が見えてくる(Huntington, 1991 : 38)。

- ① 単一の要素だけでは、すべての国家あるいはそれぞれの国家の民主発展を説明することはできない。
- ② 単一の要素は、あらゆる国家の民主発展にとって欠かせない。
- ③ すべての国家の民主化はいろいろな要素を組み合わせた結果である。

これまでの分析から分かるように、民主化の展開は条件が揃った上でないと動かない。欠かせない原因(Causes)は経済発展、合法的権威主義統治の衰弱、宗教と文化の変遷、外来勢力の影響、雪だるま式の効果などがある。その上、きっかけを作る者(Causers)も必要で、それがすなわち政治指導者である。

(3) 台湾の民主化と国会改革の研究

¹⁶ 国是会議とは台湾の政治用語で、与野党や民間による国家の政治、経済関連の重要政策を決める合同会議である。李登輝政権時代に二度召集され、台湾民主化の発展に寄与した。会議の性質は政治協商会議に近く、法的の職権も常設の機関も持たない。

¹⁷ 新党は中華民国の政党の一つ。中国国民党革新派と見なされる立法委員らが作った政治グループ新国民党連線はその前身。1993年、彼らは李登輝に反対し、国民党を離れた。現在、元立法委員の郁慕明氏が党首を務める。

① 憲政体制

憲政体制の観点は憲政体制の上位概念を重視する。法律学者でも政治学者でも憲法の優位性を認める。そのため、憲法の規範する政治体制が立法権を代表する国会と行政機構の関係を決めると考えている。国会内部の意思決定のメカニズムまで決めるとも言われている。内閣制と大統領制の論点はこの観点に立つものが多い。中華民国の憲政体制はもともと双頭体制と想定されていたが、何回かの憲法改正により総統に多くの権限を与えたため、大統領制に傾きつつある。相対的に国会の職権と機能は弱体化したが、再び強化すべきだとの声は高まってくる。一部の学者からは議院内閣制¹⁸の設計を復活させるべきだと主張している。

憲政体制の分析を通じて国会の機能と役割を説明する論文は数多くある。廖達琪らの「修憲對立法院功能與角色之影響—從表演場到表演場」（2006）、蘇子喬の「台灣憲政體制的變遷軌跡（1991-2010）--歷史制度論的分析」、廖達琪らの「半總統制下的國會監督—從法制面比較台灣與法國國會的監督能量」（2012）などである。中華民国の憲政体制は内閣制の精神が込められているが、一部の学者からは半大統領制¹⁹と見做されている。台湾の憲政体制は何回かの憲法改正を経て大統領制に傾きつつあるから、台湾の国会が持つ監督機能はフランスなどの半大統領制国家より強化されている。このような研究は我々が憲政体制の角度から国会の役割を考える上で参考になる。憲政体制は上位概念のため、研究上は独立変数と見做されやすい。国会の機能と役割の変遷を付随変数と見ることが多いので、国会議員の互いのやり取りが如何に国会の機能に影響し、国会の変遷を促したかなど国会内部の能動性は見逃されやすい。

② 政党政治

政党政治は民主化過程を分析する上でも、民主化と国会改革の関係を研究する上でもよく使われる観点である。民主化の過程は政党勢力の消長を伴う。言い換えれば、政党政治は民主化過程の一つの指標である。国会改革の中でも政党政治が働く。その分析の観点には政治過程論が使われることが多い。時系列で民主化と国会改革の関係を説明するため、まとまって論理的になっていないところも多い。

¹⁸ 議院内閣制とは、立法権を有する議会と行政権を有する政府（内閣）が一応分立しているものの、政府は議会（特に下院）の信任によって存立することとする制度。

¹⁹ 半大統領制（semi-presidential system）は、議院内閣制の枠組みを採りながら、より権限の大きな大統領をもつ政治体制である。フランスの政治学者モーリス・デュヴェルジェは、半大統領制の条件として以下の3点をあげている[1]。選挙で選出される大統領がいること、大統領が憲法上大きな権限を持っていること、議会の過半数の支持により成立する首相と内閣があること（つまり大統領に制度上の首相任免権があっても、実際の選出や信任・不信任の決定は議会がこれを行い、大統領はただそれを踏襲するのみ）。

政党政治の分析観点は政党の国会内部における運営全般を含む。党の議員団の運営や政党協議の進め方などがその範疇である。政党協議のブラックボックス化を如何に避けてその透明化を図るか、政党間の利益は如何に分配するか、そして市民社会から政党政治に透明化を求めることなど、すべてはその観点に基づく論議である。

政党政治の角度からは、林佳龍の「臺灣民主化與政黨體系的變遷：菁英與群眾的選舉連結」（2000）、徐永明と陳鴻章の「老狗學新把戲：立委選舉政黨提名的有效性」（2002）、劉義周の「政黨民主與台灣民主化」（2004）、楊婉瑩と陳采葳の「國會改革風潮下黨團協商制度的轉變與評估」（2004）など民主化と国会改革の関連著作がある。民主化は政党政治の発展につれて形成し、政党間の競争は民主化を加速させる。国会は政党間競争の重要な場所である。そして、政党による利益分配の主なメカニズムでもある。政党政治の構造ができてから、政党間の競争及び利益分配に如何にして正当性を与えるのか、市民社会の監督を受けるのかなどは民主主義の深化と確立にとって重要課題となる。

③ 選挙制度

選挙制度は政党政治と密接な関係にあり、国会内の政党勢力に直接関わるが、政党政治とは独立して分析する必要がある。選挙制度の影響は地方政治の勢力と派閥に及び、国会の政治勢力と派閥にも関係している。

政党システムには二大政党制と多党制が主な形態である。二大政党制は政治の安定をもたらす一方、二大政党による議席独占になりかねない。小政党の生き残りが難しくなり、少数や弱者の声は反映されにくくなる。一方で多党政治は政治の混乱を起し、政党間の連携と離反が頻繁になる。政策は継続性に欠けるが、小政党にとって生き残りやすくなる。選挙制度の改革はこの二つの形態を念頭に、二大政党と小政党とのバランスを取っていくものである。

選挙制度の観点から民主化と国会改革の関連論文及び著作を分析するものは黄秀端の「單一選區與複數選區—相對多數制下的選民策略投票」（2001）、楊德源の「論臺灣的國會改革：人數是重要因素」（2003）、盛杏媛の「選區代表與集體代表：立法委員的代表角色」（2005）、黄德福と廖益興の「我國立法委員為何選擇並立式混合選舉制度？2004年選舉制度改革之觀察」（2009）などがある。選挙制度によって国会は異なる顔を見せるので、選挙制度の改正は国会改革を観察する上で重要な指標の一つとなる。その上、選挙制度改革過程における政治アクターの分析は選挙制度がもたらす影響を明らかにするものである。

第3節 分析の理論的枠組み

憲政体制、政党政治については選挙制度を通じた民主化と国会改革の関連性の分析はすべて制度面から入る。これは制度設計の規範性、約束作用、運営機能などを強調し、構造的性及び機能性の研究分析に重心を置くものである。制度面の分析に加え、本研究は政治アクターの役割と彼らの民主化と国会改革に対する理解と影響にもっと着目しようとしている。

民主化の研究には多くの成果が出ているが、説明の方法こそ違うものの、ハンチントンの五つの要素からは離れていない。本研究の枠組みでは、ハンチントンの理論をベースに台湾民主化の道りを検討し、その中で民主化と国会改革の関係を確認しようとする。

民主化と国会改革の関係は政治変遷の段階によって変わる。民主化は国会改革をもたらす一方、国会も民主化論議の提唱者を演じる。国会改革についていえば、ハードな権威主義時期、ソフトな権威主義時期、民主確立時期など各段階で民主化とそれぞれ異なる関係を持つ。制度研究の観点から分析する場合、国会の機能が政治体制移行に伴って裏から表に出てくる原因を探求する。制度設計の段階から国会はすでにその機能を付与されているのであり、政治環境の変遷に伴い、選挙制度や政党政治などに影響され、その機能が表に出てくるものである。国会は、強権政治による行政権独占、あるいは憲法設計の既存路線のいずれかの道を歩むによって、その位置付けが異なるのである。

規範性の民主理論では、国会は行政権に対する監督とバランスの役割を果たす。ヨーロッパの経験によれば、封建政体や専制政体から民主政体に移行する過程において人民は、議会の掌握を通じて王権や皇室に対する牽制力を得ようとした。そこには国民主権の精神も窺える。国会の設立と運営は民主化過程における制度設計にとって重要な基礎となる。多元化した社会で、国会はその多元的な利益と立場を反映するところとなり、それぞれの利益を代表する団体がロビー活動を行い、政策や法律制定に影響を及ぼそうと激しい競争を繰り広げる。したがって、通常の行政部門よりも市民社会の多元性を反映する場となる。

国会は民主化を推進する重要な場所でもある。憲政のもとで国会議員は国会内での言論の自由を保障される。民主化関連の議論は国会内で熱く交わされる上に、市民社会に伝わる。こうして民主化の潮流が生まれ、うねりになる。いずれ国会自身の改革にも影響を及ぼし、その制度設計をさらに民意の趨勢と社会の多元的利益に近づけることとなる。

国会改革と民主化過程の相互関係及びその多様性を表すものとして、政治過程論がある。政治過程論は市民社会から政府まで政治過程分析において完全な体系構造を作り上げた。そして、それを細かく分類すると、社会過程、政治体制の次元、政治過程の次元及び政策

決定過程の次元（Tsujioka、2009：252-259；2003：83-115）となる。政治過程論は日本を含め一党優位性の国家を対象に、市民社会と政府の関係を分析している。これは台湾で一党優位制から政党政治に移行する政治変遷過程において、市民社会の力が政治制度、政治過程、政策決定過程に利益団体を通じて利益の多様性を反映するものと一致する。ただし、本研究は政治制度、政治過程、政策決定過程の三つの次元の中で、国会改革と民主化の関係における政治アクターの理解と影響に重点を置く。

政治過程論でいえば、過去の政治変遷あるいは政治史の解釈は政治指導者という要素を中心に民主化過程を考察するものが多い。本研究は政治指導者に加えて経済界や学界なども政治アクターとして研究対象に含める。政治エリートの部分では行政部門に限らず、人民を代表して主権を行使する国会の指導者も対象とし、彼らの民主化過程に果たす役割及びもたらす影響を分析する。

本研究は国会改革に携わった重要な国会領袖、国会議員、政党領袖などからヒアリングを行う。その内容を通じてこの政治アクターの国会改革に対する見方と理解を明らかにする。国会外の政治領袖、財界人、学界リーダーにも同様のヒアリングを行い、国会と行政部門との関係及び国会と市民社会や利益団体との関係を探っていく。面談対象者に対しては直接に質問して回答を求める単独方式を使う。面談対象者の基本的動機、信念、態度等（Malhotra、1993：2-22）を観察しつつ、誘導的な聞き方を避け、自由に発言できる環境を整える。

また、民主化と国会改革の関係についての見方、将来の国会改革に対する国民の態度を理解するため、世論調査の資料などを採り入れた。

行動主義は政治アクターと政治環境の関係を刺激と反応の関係に見立てる。この研究方法を用いると、国会改革は政治環境変遷の産物となる。しかし、この研究方法は政治アクターの政治環境変遷に対するルールメーカーとしての能力と可能性を見落としがちである。

政治システム分析は政治システム自身の機能を設定し、その機能不全（disfunction）をもって制度変遷の原因を解釈する。その解釈に従うと、国会改革過程はシステム自身の調整過程にすぎず、政治アクターとは関係ないものと見做される。この研究方法も政治アクターの政治変遷過程に果たす役割と能動性を見逃している。

新制度論の研究方法は政治アクター自身の見方からその制度を理解しようとするものである。それは一体、意味の付与なのか、利益の計算なのか、好みの選択なのか、それとも決まったプロセスに従うだけなのかを探求、分析することとなる。台湾が民主確立の段階に入った以降、国会改革というテーマは政治指導者、財界指導者、学界のリーダー、市

民団体、一般国民にとって、その優先度は如何なるものなのか？ その制度変遷の分析と研究を通じて、将来の国会改革の方向性を見出していきたい。

第 2 章 台湾民主化の推移及び政党政治（二大政党）の確立

第 1 節 日本植民地支配統治時代及び戦後国民党一党支配政治

1895 年に結ばれた下関条約により、台湾は日本に割譲された。その移行時期において、武力抗争を含め、台湾官民による激しい抵抗が 1915 年の「西来庵事件」まで続いた。この 20 年間は有効統治を固める期間と位置付けられた。すなわち、植民地政権の確立期であり、その植民地政権における主たる機構である総督府の主な使命は抗日抗争の鎮圧にあった。

1898 年、児玉源太郎が台湾総督に、後藤新平が民政長官に、それぞれ任命された。その時点から台湾における植民地経済体制が始まった。独立の財政をもって、台湾農業の商品化を推し進め、日本本土の工業化と資本増加に寄与すべく、糖業の独占を通じて台湾農業の剰余価値を奪い取った。これが台湾総督府の主な仕事であった（黄昭堂、1989:23-47）。

日本にとって台湾は初めての植民地で、統治経験が乏しい初期段階において試行錯誤が続いた。統治の 1 年目には所管組織として政府に台湾事務局を設けたが、1896 年に拓殖務省、1898 年には内務省へと所管の官庁は変わった。しかし、いわゆる「六三法」²⁰に基づき、総督は絶大な権力を付与され、台湾総督府の自主性は高いものであった。「六三法」は、総督は委任立法権を擁し、台湾では行政命令はあらゆる法律に勝ると規定した。日本植民地統治時代を通じて「六三法」は何度か修正があり、諮問機能を持つ評議会まで設置されたものの、総督専制の状況には変わりなく、とりわけ 1930 年代後半の戦争動員体制に入ってから、総督の権力はさらに強まった。

1920 年代、台湾では政治、社会運動が活発化した。それらの運動は自治主義と社会主義と二種類に大別される（陳俊昇、1993:37-38）。自治主義とは、台湾同化会をはじめ、台湾議会設置請願運動、前期文化協会、前期台湾民衆党及び台湾地方自治連盟など、民主主義と民族主義を融合させ、植民地体制のもと、立法というアプローチをもって、民主制度を確立することによって、台湾社会の特殊性を前提とする台湾植民地自治を求めるものである。

社会主義の方は、後期の文化協会、後期の民衆党、台湾共産党及び台湾農民組合などが

²⁰ 明治 29 年法律第 63 号であることから六三法の通称がある。内容は次の通り。第一条、台湾総督には管轄地域において法律の効力を持つ命令を発する権利を擁する。第二条、同命令は台湾総督府の評議会における議決を経て、拓殖大臣の勅裁を得た上で、台湾総督府の評議会から勅令をもって定める。第三条、緊急時に前段の手続きを経ずに直接命令を発することも。第四条、前条によって発される命令はその後、すぐ勅裁を立てると同時に、台湾総督府の評議会に報告する。勅裁を得られなかった場合、即刻同命令を取り下げる。第五条、現行法律や将来実施の法律をふくめ、一部あるいは全部、台湾において適用されるものはすべて勅令によって定める。第六条、この法律は施行日から三年で失効する。

担い手となった。彼らは流派が多いものの、階級問題の重要性を強調するのは共通項であり、階級解放を植民地解放運動の核心のひとつと見做した。1931年台湾共産党、民衆党が相次いで粛清された末、社会運動は終わりを告げた。1930年代後半、日本軍国主義の拡張につれ、台湾も戦争動員体制に入った。その後、残りの地方自治連盟も地方選挙や皇民化運動の中で徐々に取り込まれていった。

台湾は日本の初めての植民地として、統治時代前期においては日本の近代国家体制構築に取り込まれることなく、台湾総督府の法律制定権による専制政治に耐えるのに終始した。いわゆる「内地延長主義」は日本本土の民主化運動をうけて打ち出したスローガンにすぎず、台湾の人々は参政権を手に入れたことはなかったうえに、搾取されつづけた。植民地統治の後半には戦争動員体制が敷かれ、日本の南洋戦線拡張に伴い、台湾は南進の基地と化した。また、日本帝国は南洋統治のため、台湾の日本化を図り、皇民化政策を採ることとした。しかしながら、敗戦により、台湾の統合は一過性のものに終わった(陳俊昇、1993: 38)。

(1) 政権の強化と専制統治

台湾総督は樺山資紀から安藤利吉まで19代のうち、9人が文人であった。51年間の日本統治時代において、17年間は文人統治であった。総督府は「六三法」によって、行政権、立法権、司法権、軍事権など統治権を与えられた。文人総督の時代に入ってから、軍事権こそ外されたが、専制政治の実態は変わらなかった。明治31年(1898年)施行の、清王朝から継承した保甲制度(中国古代の連座制度に相当)に加え、秘密警察の組織など社会をコントロールする厳密な統治体制が敷かれた。交通網の建設強化と通信インフラの整備も総督府の統治力に寄与した(陳俊昇、1993: 39)。

異民族統治には、その社会風習や生活習慣に対する理解が欠かせない。後藤新平は明治34年(1901年)臨時台湾旧慣習調査会を設置し、入手した情報を科学調査することによって、統治のための基礎知識を収集した。教育は国家の事業として、明治29年(1896年)国語伝習所と国語学校を設立し、国語教育を中心に国民の同化と植民地統治に取り組んだ(矢内原忠雄、1987: 142-153)。

当初、台湾の財政は日本本土にとって大きな負担であり、それゆえに台湾を切り捨てる主張さえあった。明治38年(1905年)、総督府は地租や各種の専売制度を通じて税収を増やし、ついに独立した財政を実現した(黄昭堂、1989: 92)。税収の大きな柱は地租で、総督府は土地調査を実施し、多大な税収を獲得して財政基盤を確立した。独立財政こそ総督府の統治維持の基礎である。

(2)植民政権の専制統治

1896年3月1日、台湾では軍政から民政へ復帰した。同月30日に公布された法律第63号「台湾において施行すべき法令に関する法律」の第一条は「台湾総督は管轄の地域において法律効力を有する命令を発することができる」と規定した。総督は行政権、軍事権のみならず立法権まで与えられた。命令の発令にあたって評議会の議決は必要とされるが、その評議会の人員構成は、たとえば民生局長、財務局長、陸軍幕僚参謀、海軍参謀長や事務官など総督のもとにいる官僚で、1921年設置された総督府評議会でさえ、メンバーのうち7名の役人のほか、在台日本人の9名、台湾人の9名すべては公募選挙でなく総督の直接任命であった。その評議会は諮問機関にすぎず、昭和5年（1930年）には建議権を付与されたが、植民地統治が終わるまで議決権は与えられなかった。

「六三法」の第一条及び第三条によって発された命令は法律効力のある律令であり、総督の立法権は律令制定権である。日本本土では、天皇勅令でさえ法律の抵触は許されないが、総督の律令は別格のものと言える。緊急時には総督は緊急命令権を発動できる。日本本土では緊急勅令は天皇の専権であり、総督の発した緊急命令は天皇から勅裁が必要ではあるが、形式だけのものだ。それに対して、天皇の緊急勅令は帝国議会の追認が要る。台湾総督は絶大な権限を擁した。「六三法」の提出後、日本国内では憲法をめぐる論戦が一時激しくなり、帝国憲法を台湾に適用すべきかについて意見が分かれた。そのため、「六三法」に第六条「この法律は施行日より満三年で失効する」と追加されたが（蔡培火等、1971：54）、事実上延長を重ね、日露戦争後の1906年まで11年間の施行となった（蔡培火等、1971：54-56；黄昭堂、1989：219-220）。

明治40年（1907年）「三一法」が施行され、総督命令の法律効力が消えたが、同命令の効果は変わらなかった。総督命令の法律抵触は禁じられるが、既存の命令は引き続き有効とされた。5年有効の「三一法」は15年へと延長された。1921年、内地延長主義が実行され、台湾でも日本本土と同様に、一部の民主化が実現した。これにより、総督の律令制定権には制限が設けられたとはいえ、日本統治が終わるまで律令制定権と緊急命令権は持たれ続けていた（黄昭堂、1989：217-224）。

総督律令のもと、台湾の人々は憲法で保障されるはずの最低限の権利も得られなかった。明治31年（1898年）「匪徒刑罰令」は、日本の役人や軍隊に抗うものは主犯のみならず教唆犯も死刑に処する、とある。しかも同法には遡及効があった（黄昭堂、1989：94）。

律令とは別に、総督は律令と同じ法律効力をもつ「総督府令」を発することもあった。違反者は1年以下の懲役、禁固刑、拘留や200円以下の罰金を科せられる。地方官庁も、日本本土の府令、県令と同じように、州令、庁令などを発令することができる。違反者は2

ヶ月以下の刑罰、あるいは、70 円以下の罰金を科せられる。

台湾は憲法の適用から除外されていたため、三権分立はなく、総督府や地方州庁の行政権が幅を利かせた。裁判所の管理や人事権は総督府が握り²¹、「台湾総督府臨時裁判所条例」に基づき、総督は政府転覆、抗争暴動、高官への危害、外患罪及び「匪徒刑罰令」違反者に関わる案件について、一般裁判管轄権にとらわれず、しかるべき場所に臨時裁判所を設置し、裁判を行うことができた。明治 37 年（1904 年）律令第 4 号「犯罪即決令」では、行政命令に違反するものに 3 ヶ月以下の刑罰を科す権限を庁長に与えた。大正 9 年（1920 年）この権力は郡守、支庁長、警察署長にまで認められるようになった。「台湾住民治罪令」は憲兵、将校、士官、守備隊長、駐屯司令官、地方行政長官、警部にまで検察官の権限を認め、軽犯罪者には警察署長、支署長のレベルで判決を下すことを定めた。その中で、「台湾人民軍事犯処分令」など司法手続きを経ないで、総督によって発せられる厳格な命令はあった。台湾人の基本的な人権は守られず、独立の司法裁判による保障もなかった。

(3) 植民統治の社会統制

植民地政権の社会統制は警察組織と保甲制度によって成り立つ²²。台湾での秘密警察の密度は当時の日本帝国の中では一番高い。当初の軍政時期には、警察権は軍部にあった。民政に移行した後も軍部の警察に対する力はなお大きかった。児玉源太郎が総督に就任してはじめて統一された警察機関が確立した。その時から警察は台湾社会を統制する役割を果たすことになる。「警察国家体制」が誕生し、一般人とよく触れ合う支庁長はすべて警部に担わせ、一般行政は警察の管理下に置かれた。日本統治の前半の 25 年間はこのような制度が続いたが、初代の文人総督田健治郎の時、ようやく警察機関から一般行政を分離させた（陳俊昇、1993：41）。

とはいえ、警察の権力はなお大きく、保甲制度を通じて社会を掌握していた。行政への干渉は全面的で旧態のままであった。その大きな理由は行政長官（郡守）が警察権を握ったことにある。その後、社会反対運動に遭い、1929 年石塚秀蔵総督は「郡警分離」を打

²¹ 1897 年に「高野孟矩事件」があった。植民地統治の初期、役人の腐敗が蔓延したため、当時の台湾高等裁判所の所長兼民政局法務部長高野孟矩は厳粛に対処し、民政局長や財務部長山口宗義、学務部長伊澤修二、通信部長土井通彦にそれぞれ免職、非職など処分が下された。そのため、高野は総督乃木希典から法務部長の職を解かれ、台湾高等裁判所所長の地位も追われた。高野はその処分を違憲と主張し、「帰任書」を提出の上、職務を続けた。だが、乃木総督は警察を動員して高野を裁判所から追い出し、高野は台湾を離れることを余儀なくされた。

²² 1922 年時点で警察官 1 人あたりの管理対象人口は次の通り。台湾 547 人、朝鮮 919 人、南樺太 572 人、内地 1228 人、関東州 797 人、北海道 1743 人。面積から見ると、1 平方キロにつき、台湾では 3.1 人の警察官がいるのに対して、軍人専制の朝鮮には 1.3 人の警察官しか配属されていない。

ち出したが、敗戦まで実施されることはなかった（塩見俊二、1985：128-129）。

行政権のほか、思想統制と経済面の権力も警察の手にある。すなわち、「思想警察」と「経済警察」である。昭和3年（1928年）川村竹治総督は「思想警察」として高等警察制度を設け、社会主義運動と台湾民族主義運動への鎮圧を目的とした。昭和12年（1937年）中日戦争が勃発すると、台湾は戦時統制経済に入り、経済統制法令の実行のため、経済警察制度が設けられた。「警察国家」の機能は経済的な性格が強くなったが、植民地政権は警察系統を媒介に政治動員に従事する傾向もさらに強まった（塩見俊二、1985：129-130）。

明治31年（1898年）律令第8号では、日本本土の民法、刑法、商法及び附属法の台湾での適用は邦人関連に限られ、台湾人は適用外とされた。これは慣習法による扱いを基本とする帝国の植民地戦略である（陳俊昇、1989：42）。帝国憲法は属人主義で、台湾人と日本人を分けることで、植民地の台湾人との差別化をはかり、憲法の権利保障を及ぼさないようにするものだった。

明治34年（1901年）台湾の民間風俗を理解するため、臨時台湾旧慣習調査会が設立された（黄昭堂、1989：86）。文化改造の重要な一環として国民の同化、言語の改造が挙げられる。植民地の人々の言語改造のため、言語学校、言語伝習所が設置された。台湾の閩南語や先住民の言語が公式用語の日本語に取って代わられたが、国語教育はまだ行き届かず、日本人が政府や企業の要職を占めた。台湾のエリート層は言語改造の影響で、優位性を失うばかりではなく、大正11年（1922年）の新教育令も日本人に高等教育の資源を独占、集中させるため、国民の差別待遇の様相がさらに酷くなった。高等教育を受ける台湾人でも官庁や会社での就職は難しく、いわゆる「高等遊民化」（矢内原忠雄、1987：142-153）の現象も見られた。このような日本語中心の言語政策こそ植民地文化統制の鍵であり、植民地政権の国民形成の基礎の一つである。

(4) 民主運動の展開と退潮

台湾は日本帝国の領土に組み入れられながらもずっと植民地の地位であった。台湾人は日本人と同じ待遇を受けられず、帝国憲法による基本的な権利も守られていなかった。「内地延長主義」²³は植民地の人々を宥めるスローガンにすぎず、植民地体制には根本的、制度的な変更はなかった。1920年代、反植民地統治の民族運動が始まった。民族運動は

²³ 大正10年（1921年）から日本本土の法律が初めて台湾に適用される。総督の律令権を行使される特殊な場合を除き、基本的に台湾の人々は日本国民として扱われ、日本国民と同等の権利を享受する。これは「内地延長主義」という。しかし、日本本土においては総督の律令権のような、植民地統治のための特別法は存在せず、一方で台湾の人々は植民地統治の間、参政権を得ることはなかった。

自治主義と社会主義の二つの流れがあった。自治主義は日本植民地統治の現実を認めたいうえで、植民地の自治権を求めるものである。たとえば、台湾議会の設置、地方自治の施行、全面選挙の実行であり、これらは民主主義と民族主義のつなぎ合わせともいえる。社会主義は植民地統治に対し批判的で、民主化問題よりも搾取を伴う生産体制に目を向けていた。植民地の独立と解放を求めるほか、階級による圧迫の解消が重点である。

同じ民族主義、同じ日本帝国主義による圧迫のもとで、植民地社会は植民地統治に対抗し、集団行動で植民地体制の改造を試みようとした。国家の改良か新国家の建設か、前者は政治制度に着目したが、後者は生産体制を問題視し、重点の置くところが異なった。蔣渭水のような、両者の主張をバランスよく取り入れ、全民族主義を唱える民族運動者もあったが、台湾民族運動の組織的変遷から見ると、やはり自治主義と社会主義が2本柱であった（陳俊昇、1993：50）。

自治主義の起源は「台湾同化会」²⁴に遡る。同会は台湾人を日本人に同化させることを主張した。その主張は台湾人の政治的権利を日本人並みにするよう求める半面、植民地の特殊性という視点に欠けがちであった。のちに、林獻堂、蔡培火、蔡惠如、林呈祿らがその反省に立ち、台湾という植民地の特殊性を勘案したうえで、台湾議会の設置や植民地の人々に高度な自治権を付与することを要求した（蔡培火、1971：107-108）。台湾議会設置の請願運動は不発に終わったが、文化協会が各地で開催した講演会などが、植民地の人々の政治意識の啓蒙につながった。前期文化協会は議会設置請願運動の活動に力を惜しまなかった。当時、台湾の一部の青年は日本内地に行き社会主義思想に触れるようになっていたため、活動が学生に浸透した結果、左翼勢力によって文化協会は逆に分裂の羽目に陥った（張炎憲、1984：282-290）。

分裂後、自治主義者は台湾民衆党を組織したが、左傾化により再び分裂した²⁵。林獻堂、蔡培火などは台湾地方自治連盟を組成し、自治主義の主張を堅持した（蔡培火、1971：445）。自治主義者が左派路線を受け入れないのは、急進と穏健の改革手法の違いだけによるものではなかった。主な勢力が林獻堂のような地主階級で、階級闘争路線は彼ら自身の利益に反するためであった。

社会主義の始まりは1923年の社会問題研究会で、1927年の文化協会分裂は連温卿、

²⁴ 台湾同化会は大正3年（1921年）に林獻堂らによって設立され、板垣退助の支持も得ていた。板垣退助は自由民権運動にかかわり、台湾滞在中に林らと台湾同化会の設立を申し合わせ、日本に戻って「同化会趣意書」を発表した。植民地統治として、台湾に対して同化主義を取るべきと主張し、大隈重信首相や与野党の賛同を得て同化会は同年に設立された。板垣は総裁に就任した。

²⁵ 昭和6年（1931年）に民衆党は「農工階級を中心とする民族運動」を訴え、指導者の蔣渭水は「今日になって資本家に頼れず、階級闘争の必要性は言うまでもない。台湾の現状を鑑みて、過渡期の方針として階級運動を加味した民族運動を取らない限り、成功の可能性はない」と述べた。

王敏川らの主導によるものであった。1926年には台湾農民組合が設立されたが、従来と同様に階級闘争路線を歩んだ。これら社会主義者は日本と中国の社会主義思潮の影響を受けたものであった。広義には、世界的な社会主義運動思潮の産物でもある。

1928年、台湾共産党が上海で創立され、1929年に台湾文化協会を、1931年に台湾農民組合をそれぞれ外郭組織として編入した。一方で、民衆党が台湾労働者総連盟をつくり、労働組合の組織と大衆動員を掌握したため、台湾共産党による労働者運動への支配力は弱かった。台湾共産党は日本共産党及び中国共産党との関係が複雑で、さらにコミンテルン（第三インターナショナル）の指導を仰いでいた。コミンテルン所属で、日本共産党の台湾民族支部という位置づけである。1920年にモスクワでレーニンが発表した「民族と植民地問題に係わる綱領」はコミンテルン第二次代表大会で採択され、植民地解放運動の指導綱領となった。台湾共産党も台湾民族論と台湾独立の主張を打ち出した（史明、1980：573-583）。台湾民族の基礎は植民地の特殊性にあることも当時の中国共産党に受け入れられた。

すなわち、台湾共産党を中心とする社会主義運動は社会主義と民族主義をつなぎ合わせたもので、運動綱領による産物でもある。台湾民族の概念は帝国主義の支配に対する発想で、その基礎は台湾社会の植民地的性質にある。

社会運動のもうひとつの流れは蔣渭水の代表する台湾民衆党で、彼らは孫文の「全民主義」を信奉していた。すなわち、民族主義と社会主義の組み合わせである。しかし、この民族主義は漢民族中心論と中国民族主義の意味合いが強く、民族と文化の発想からのもので、社会的な性格の強い台湾共産党の民族主義とは異なっていた（楊碧川、1988：68-69）。

(5)民族化と民主化の終結

自治主義と社会主義は階級に対する立場の相違、イデオロギーによって運動路線が分かれる。民族と国家像に対する理念と戦略も異なる。

国民形成（nation building）の観点から言えば、自治主義は日本帝国による国家統治の合法性を認めたいうで、植民地の民主化と自治権を求めるものである。簡単に説明すると、台湾人にも日本国民と同等の公民権を与えるように、そして同じく憲法による保障をも与えるようにと、両者をあわせて要求したのである。この理念は議会設置請願運動にも見られ、地方自治連盟で確立された（周婉窈、1989：164-170）。

社会主義者の国民形成（nation building）とは基本的にレーニンの植民地民族論を継承するもので、社会的な性質をもって国民を区切る。階級革命を中心とする国づくりは帝国主義統治を覆すのが前提になり、それに続いて労働者階級による社会革命を進めることこ

そが国づくりの主な中身となる。「国家を階級闘争のツールにする」という国家づくりはコミンテルン、すなわち当時の正統マルクス主義の国家理論の指導によるものである。

自治主義にせよ、社会主義にせよ、日本帝国の軍事戦線拡張のもと、日本本土からの社会主義に対する弾圧も激しくなり、台湾が戦争総動員体制に入ったことから、その姿も消えていく運命にあった。植民地における国づくりの構想は一過性のものに終わった。同時に、大陸における中国国民党と中国共産党それぞれの率いる国民国家運動も、のちの歴史の中で台湾の民主化と社会の発展に影響を及ぼすことになる。

(6)戦後国民党の一党支配

第二次世界大戦終結後、台湾は国民政府に接收され、中華民国の主権のもとに入る。8年間の対日抗戦を経て、中国人の民族意識はさらに強固になった。一方の台湾は混乱の中で主権の引き継ぎが行われ、ジョージカー曰く、世界秩序が不安定の中で、島嶼の辺境性のために台湾の人々の主権は蔑ろにされ、大国によって財産のように扱われ、米国の同意を経て、国民政府によって接收された（Kerr、1992：70）。

蒋介石が台湾の行政長官に任命したのは陳儀である。陳が主張した「国家社会主義」とは政府の権力行使によって物資や財産を奪い取り、一部の官僚や個人の利益を満たすものであった。陳儀と行政長官公署による台湾統治は台湾の戦後社会経済の建て直しではなく、略奪と破壊ばかりであった（Kerr、1992：139-142）。

戦後、台湾の経済は中国に組み込まれた。国家の統合は本来、経済の統合が含まれるべきものであり、国民経済の統合は通貨の統一が先決である。しかし、当時大陸では混乱が極まり、物価は高騰していた。台湾自身の経済体系を安定させるため、国民政府は通貨の統一にはしばらく着手しなかった。しかし、市場が徐々に一つに収斂するにつれ、大陸経済のインフレは台湾にも影響を及ぼし始める。1945年10月の時点で、台湾元と公定通貨の交換レートは1元=30公定通貨であった。1948年8月18日には中国本土のインフレの影響で、1元=1635公定通貨と大幅な元高となり、外貨インフレの形で台湾へ大きな衝撃を与えた。1949年5月ごろから、台湾でもそのあおりを受けてインフレの波にさらわれた。物価は史上最高の前月比122.2%上昇を記録し、そのまま続くと台湾元が崩壊する恐れさえあった。そのため、当局は同年6月15日に台湾元の改革に着手し、金圓券との交換は止められ、新台幣ドルを誕生させた。この幣制改革は台湾経済を中国本土経済から切り離すことを意味した（劉進慶、1992：43-51）。

1947年、228事件が発生した。その大きな背景には大陸本土のインフレに影響を受けた台湾経済の危機から生じた、社会的な要素がある。行政長官署に代表される官僚組織はイ

ンフレに対処する力がないだけでなく、戦費捻出のため、やみくもに紙幣を増発し、インフレの加速にさえ加担していた²⁶（李怡庭、1989：57-64）。台湾の物資は中国本土での内戦に注ぎ込まれる一方、政府は日本から残された物資や設備などを台湾の戦後復興に使わず、自らの財産、あるいは内戦への補給手段に使っていた（李筱峰、1986：182-186）。

官僚組織の汚職、腐敗は人々の反感を買った。いわゆる「専売制度」は官僚が民間物資を徴用し、民の利益を奪うメカニズムにすぎなかった。228事件が、タバコ専売のもとでの闇タバコ事件一つに触発されて全島の自治運動にまで広がっていったのは理由のあることだった（李筱峰、1986：186-191）。台湾人で構成された「228事件処理委員会」が主導する自治運動は、基本的に日本統治時代の自治主義の延長線上にある。しかし、国民政府の流血鎮圧により、その自治運動は独立運動へと変貌を遂げた。228事件の中、大陸系の人々も殺害されたが、それまで長い間台湾と中国大陸の分離状態が続いてきたことも手伝い、行政長官公署と鎮圧機動部隊によって代表される大陸政権はエスニック的な対立を引き起こしたのである。この対立は大陸由来の官僚体制と、日本的近代化の洗礼を受けた台湾人との衝突でもある。自らの主権を失い、大国に翻弄される台湾は接收の過程において、前後の政権の近代化の程度の違いによって、権威主義的統治と暴力的鎮圧を経験させられたことになる。

中国の国共内戦が進むにつれ、台湾は国民党政権に代表される中華民国の陣営に編入されていく。中国の内戦は自称農民革命を基礎とする共産党と地主や資産階級を基礎とする国民党の争いであり、その闘争の結果次第で、中国の国家像と国民像が決まる。結局、国民党が敗れ、台湾は米国を支えとする政権統治に入る。以降、中国の国民形成は中国共産党の手によるものとなった。国民党政権はその国民形成と無関係になった²⁷。中国の内戦が続いたため、台湾も国民政府の移転により内戦状態に置かれてしまった。台湾では古寧頭戦役、823砲戦をはじめ、ついに戦争体制に巻き込まれてしまった。

米国から台湾白書が公表された際、台湾へ撤退した国民党政権の維持は一時危ういものとなったが、折しも朝鮮戦争が勃発し、米国は台湾海峡の中立化を宣言し、第七艦隊を台湾海峡に派遣した。ここに東アジアにおける冷戦の構図が固まり、台湾の国民党政権は米国をはじめとする自由陣営が支えた。国民党政権は米国の支援なしには中国大陸の軍事脅威から免れず、国連の議席も守れなかった。形式上、中国の主権を擁し、台湾の中ではそ

²⁶ 当時、大陸ではインフレが激しく、台湾ドルを法定貨幣に組み入れるとそのインフレの影響を真に受けることになる。混乱をさけるため、貨幣制度ではしばらく台湾ドルと法定貨幣を分離させることとした。為替市場の操作を通じて、台湾と大陸の物価体系、金融体系の距離を取らせた。台湾が大陸から影響を免れるよう仕向けるのが目的であった。

²⁷ 内戦状態は1988年動員戡亂時期臨時條款の廃止により、終結する。

の合法性と正統性を謳った。さらに米国から経済援助を受け、台湾経済の発展に取り組み、日本から残されたインフラもあって戦後の復興は成し遂げられた。それが国民党の台湾統治を確かなものとした。その40年後、欧米から「台湾の奇跡」とまで賞賛されるようになった。

台湾の経済発展の根本は米国の協力、効率的な官僚体制の運営、産業構造の転換、低コスト労働力など要素のほか、歴史的に見れば、日本統治時代後期に敷かれた戦時動員体制のもとで形成された独占的な国家資本が国民党政権に接収され、生産と流通の支配を可能にする物的な基礎となった。民間資本も同時に現れ、そして独占的な国家資本と混在した状態から独立し、国家のコントロールから離れて、むしろ独占的な国家資本体制に風穴を開けようとした（文馨瑩、1990：12-16）。

国際分業体制から見ると、台湾は依存型の経済であり、地政学的にも辺境性を帯びた加工基地として、米国と日本からの技術に頼るしかなかった。ラテンアメリカのようにグローバル企業に左右されることはないものの、やはり米国、日本資本は台湾に進出するため、台湾の民主化は当然なことながら新たな国際経済体系の影響を受けざるをえなかった。

冷戦が終わり、自由・共産二大陣営対立の構図は消えた。東欧の変革、ソ連の瓦解が起き、冷戦時に分裂していた国は統一の道を歩み始めた。東ドイツと西ドイツが統一され、韓国と北朝鮮は国連に同時加盟を果たし、統一協議を開始した。こうした流れの中で、台湾にいる国民党政権にとっても統一に向けた議論は避けては通れないはずであった。しかし、台湾と中国本土との分裂が長期にわたるだけでなく社会的な相違が統一への大きな壁となった。国民党政権は40年以上台湾に根付き、徐々に土着化もしてきた。その国民党が共産党との内戦終結後の統一を進めるに当たっては、台湾住民の意見を尊重しなければならなかった。

台湾での国民形成と国家像について触れてみたい。日本統治時代の台湾の国民形成とは日本化であり、日本という近代国家の一員として取り込まれることであった。戦後、正統中国を維持した状態の国民党政権による台湾統治は4年と短く、国民党政権が台湾に撤退してからの台湾は、共産党主導の中国国民国家づくりから離れた。台湾での中華民国は国民党政権の移転と台湾社会の形成によって国家形成が進められた。台湾の主権は台湾住民のものである。台湾民主化過程において、国民国家の建設と主権独立問題は常に争いの的となっている。

戦後の国民党政権は日本殖民統治時代から社会インフラなどを接収したため、その当時の台湾はすでに現代化の洗礼を受けた社会経済構造にある。その後、経済発展が社会の基礎を築き、市民社会の雛形も見受けられていた。同時に経済発展も社会に多元性をもたら

し、その多元化社会が国会改革の一層の発展と民主の深化を促した。

第2節 台湾の中華民国化（戒嚴令時代）

当初、国民党政権は足場を固めるため、米国の資金援助を当てにしながら日本統治時代の独占的な資本を建て直し、巨大な国営企業からなる国家資本体制を作り上げた。一方で、農地改革を通じ、土着地主階級の資本を縮小させた上で、不等価交換の手法で地主の資本を国家資本体制へ繰り入れた。

政治体制から見れば、台湾での国民党政権はラテンアメリカのような「権威主義体制」とは単純に説明できない。ラテンアメリカの場合は、グローバル企業の支配によって国家、国内資本が抑えられる。軍事力と官僚体制はグローバル企業の地方社会に対する搾取とコントロールに役に立つ、という関係にあった。台湾での国民党政権はそもそも冷戦を背景に米国の支援によって支えられていた。台湾の戦後資本の形成もグローバル企業によるものではなく、米国の資金援助をあてにしつつ日本から接収した独占資本の建て直しを果たした上で、国家資本体制を築いた。米国の援助を頼りにした経緯から、米国の民間資本の参入には有利に働くが、その外資の参入までに政府はすでに国家資本体制を構築し、民間資本も育てられた。従って、外資は台湾の依存型経済をもたらす一要因とはなかったが、国づくりや民間資本への掌握はできなかった（李佳哲、1990：102）。

国民党政権が統治の基礎を固めるため、国家資本体制の構築は欠かせなかった。長きにわたる日本の植民地統治を経験した社会と台湾に渡った後の政権側の激しい衝突が生じた。中央政治体制におけるエスニック差別も全体的なエスニック対立に油を注いだ。国民政府は、土着社会の掌握と敵対関係にある中国共産党政権からの防衛のため、米国の軍事的な援助を得て軍備を充実させながら、台湾社会の統治にあたるしかなかった。

(1) 蒋介石総統時代（1945年—1972年）

蔣経国総統が現地化政策を始める1960年末頃までの蒋介石総統時代において、国民党政権は台湾での軍事官僚統治を徹底させていた。国民政府は台湾に撤退してから、まず党内改革に着手し、蒋介石の個人権威統治体制を確立させた。党、政、軍一体の権威主義体制を敷き、張り巡らされる諜報、秘密警察の組織を通して社会を統制した。中央政治体制では国民党の一党支配を固める一方、地方では利益配分などを手段に地方派閥を育てた。台湾社会の既存組織、団体もすべて政権によるコントロールのもとに置かれた。1950年から1960年代の間、反共の大義名分のもと、諜報や秘密警察によるコントロールを強化

した。

政権の統治基盤を固める上で、経済政策を遂行するプロ集団としてテクノクラートが不可欠である。国民党政権は内戦の反省から、経済発展こそ政権基盤の固めに欠かせないものと実感していた。台湾は米国の経済援助に頼るところが大きいと、米国側からしばしば国民党政権に対し、経済の自由化や政治の民主化を巡って口出しされた。経済政策を遂行する上では、テクノクラート集団は権威主義統治のもと、米国の援助にも頼りながら、国家プロジェクトとして計画性を持つ自由経済を推し進めた（Gold、1986：67-72）。国民党政権は政権基盤固めと統治の正統性を得るため、米国駐台代表機関の監視下で経済部門から合理的な官僚体制を作り上げる必要に迫られた。

① 領袖と硬性権威主義体制

内戦状態が続く中で、国民党政権は台湾での政権固めに政治体制として領袖を中心とする権威主義体制を築いた²⁸。権威主義体制とは、政策形成に少数の人や集団しか参加できない政治システムである。ただし全体主義に比べれば、一般人を動員する力と、体制の正統化を促すイデオロギーには欠ける政治体制である。政治参加を許される個人や集団にとって、国家政策決定の仕方は明らかではないものの、その政策形成過程はある程度予測がついた。一方、一般人に対しては、国民統合や社会的必要性を重んじることで、強制的にその国家政策を受け入れさせた。

蒋介石総統時代の政治体制を分析すると、権威主義体制の概念と特徴に当てはまるところは次の通りである（若林正文、1988：5-6）。

- a) 政策決定参加者は国民党の上層部、すなわち蒋介石親子に近い少数の大陸系集団に限られる。
- b) 中国共産党と戦った経験から、学生、労働者、農民の政治参加を極端に嫌う。中国青年反共救国団、御用労働組合、農業組及び諜報組織や秘密警察を駆使し、厳格な統制を実施する。
- c) 基本国策として奉ずる孫文の三民主義²⁹は拡大解釈も許容される性格を持つものではあるが、大陸で日本帝国に侵略された時代でも、1949年以降の台湾でも、政治体制の形成や正統性の確立、政治動員などに使われることはなかった。

²⁸ Linz は権威主義を「権力への挑戦勢力を許さず、限られた多元主義の政治権力体制」と定義し、その定義から多元的政治体制へ移行の可能性も含まれる。制限を解かれた後、政治体制は多元的政治形態へ向かう。

²⁹ 三民主義とは1906年に孫文が発表した中国革命の基本理論であり、また後にまとめられて出版された理論書である。これは中国国民党の基本綱領として採用され中華民国憲法にその趣旨が記載されている。

- d) 蒋介石時代にはその政策決定へ参加を許されるコアなメンバーの顔ぶれはほぼ決ま
っていて、蔣経国時代に入っても若干の動きは見られるものの、さほど大きな差異は
なかった。権力継承の際、孫立人事件、吳國禎事件のようにいくつか権力闘争事案も
見られたが、指導部の分裂による政局の変化はなかった。
- e) 中国共産党の脅威を強調することによって、国民の団結と社会の安定を促し、国民の
政治参加の度合いを低く抑えた。

要するに、台湾での蒋介石、蔣経国親子時代の権威主義体制は国民党一党優位、領袖権
威、内戦体制、エスニック政治、発展志向、米国依存が特徴である（若林正文、1988：4-30）。

権威主義体制の構築において、領袖権威と恩顧主義（クライエンテリズム）の制度化に
より、権威恩顧主義体制（authoritarian-client regime）が成立した。さらに仕分けると、
国民党の権威主義体制は蒋介石総統が代表するハード権威（hard authoritarianism）と蔣経
国総統のソフト権威（soft authoritarianism）と分けられる（Winckler、1984）。後に、ソフ
ト権威主義体制から民主体制へ転換していく。

1948年5月10日に発令された「動員戡亂時期臨時條款」は総統に緊急命令権を付与し、
憲法の縛りは解かれた。これにより領袖権威の政治体制が確立された。1950年8月、蔣
介石は中国国民党中央執行委員會を解散し、中央改造委員會を新設する。これで蒋介石の
党内権威が固まった（彭懷恩、1987：71）。臨時條款と国民党第七回全国代表大会修正党
規により蒋介石は政府と党の最高指導者となり、民意機構の監督を受けず、再選の制限も
なくなり、正真正銘の権威主義体制となった。蒋介石は大陸で果たせなかった権力体制の
一元化を実現した。

領袖権威による権力構造の特徴は、①個人の権力に制限がなく、あらゆる法令を超える
ものであること、②個人の権力は党内派閥や政治統治機構の力に勝ること、③個人の親衛
隊は軍の指揮系統の下に置かれないことである。①と②は指導者の最高権威を確立するた
めの手立てであり、③から派生するものは指導者以外の何ら権力にもとらわれない特務政
治である。台湾へ移った国民党政権のもとには、警政署、警備総部、調査局、中央党部、
国防部情報局、憲兵司令部、總政治作戰部、国家安全局など八つの系統の情報組織が存在
したが、すべて国家安全局の指揮に置かれた。

指導者権威主義体制のもと、政治体制は通常のルールではなくて、権威恩顧主義の原則
によって運営された。権力の最終決定権は指導者の意思にあり、従って制度規範の明確さ
はその権力の妨げになるものとみられる。

権威統治あるいは政治動員は指導者の意思によるもので、平時にはテクノクラートによ

る支配が強いが、内部から危機が生じた場合、すぐ引き締めへ転じ、動員や党の権力拡張をすることとなった（南民、1987：28）。

蒋介石総統時代には、政府や党の幹部らは自ら私有の社会資源を持たず、最高指導者からの信任と授権こそが彼らの権力の根拠となる。この幹部らと最高指導者の間にある恩顧主義関係は国家機構に組み込まれていて、幹部らは党や外郭など組織部門で要職を占め、それによりそれぞれの部門間で組織の資源を生かしながら、共通の政治的な利益を求めるように調整する。その後の人事交代などはあるものの、縁故的な昇格や採用などを通じて幹部らの意思は貫かれていく（朱雲漢、1989：142）。権威恩顧主義の支配下にある官僚体系は、個人のネットワークや利益分配の原則によって運営される。

また、権威主義下の政治とメディアの関係は次の特徴が見られる。

- a) 出版の特許制度、新聞の刊行へ制限をかける。
- b) 新聞の事前審査、政府に不利な言論を統制する。
- c) 政府に不利な言論を発表する記者に罰則を設け、新聞社にも営業停止処分を下す。
- d) 政府自らも言論統制のため新聞社を経営する。
- e) 記者などに硬軟の手段を交えてプロパガンダを強要する。

政治経済学の視点から見ると、国民党の民間社会統制は国家中心の「統合主義」³⁰（state corporatism）というもので、経済の領域においては巨大な国営企業を通じた掌握を徹底する。民間企業は合法的に設立を許されるが、半官の組織によって指導される。

メディアについては、国民党中央党部に文化工作会、新聞党部があり、横と縦のネットワークの関係を構築する。聯合報、中国時報など民間新聞社も権威主義体制の組織に取り込まれるか監視の対象となった（周育仁、2011：205）。権威主義体制による報道統制政策の特徴は次の通りである。①党、政、軍三面工作。党には国民党文化工作会。政府では行政院新聞局があり、諜報系統では警備総部、国家安全局及び国防部総政治作戦部があたる。②軍隊、警察、諜報部門によるコントロールを強める一方、メディアの“筆”による特定な世界観を造成する。③報道への統制にはばらつきがあり、電波放送などは直接のコントロールをするのに対して、新聞社や幹部向けの党報、党員報、党友報などに読者のランク別

³⁰ 統合主義（corporatism）、ナショナリズムと有機体的一体論（Organic unity）に関連したイデオロギーの1つである。統合主義は、社会階級間の協業により社会的な相違と階層を守り、社会的および経済的な集団間の闘争を超越する。統合主義は、イデオロギー的な代議制度の代わりに、労働組合やコーポラティズムや有機体的な政治的代議制度を提唱する。統合主義は、既存の国家のための最良の政治的制度は、国家の生息地の歴史や文化や風土によって異なると主張する。それはしばしば、「血と土」の保守主義と関連し、国民や国や国家を手段としてよりも目的や道徳的な善として主張する。

に厳格な統制体制をとった。④電波放送のコントロールは国家資本主義に二つの典型的なアイデアをもたらした。イデオロギーと商業利益の強化である。

国家中心の統合主義により上から下までの報道統制を徹底させるために、メディア統制の法律や行政命令など作られ、例えば、国家総動員法に基づき、新聞社や通信社の開設は禁じられた。戒厳令では、印刷物の事前審査が行われ、出版法と出版細則は、印刷物の枚数や制限などに法律の規範を設けた。懲治叛亂條例により、記者などは共産党の宣伝に加担するという濡れ衣を着せられ、投獄させられるのを恐れて萎縮せざるをえなかった。

②民主化の基礎強化

蒋介石総統の時代が権威主義体制を構築し、国民党一党支配の体制を築き、国民党政権を確固たるものとした。台湾民主化の観点から見ると、確かに蒋介石時代の権威主義体制は民主的ではなかったが、のちに見られる台湾の民主化への発展への契機を作ったこともまた間違いない。これは国際政治と経済発展の二つの視点から分析できよう。これらはハンチントンの民主化に対する見解と一致する。

国際政治の観点から言えば、1950年に朝鮮戦争が勃発し、台湾は米国陣営に取り込まれ、ソ連など共産陣営に対抗するための戦略的な拠点となった。中米共同防衛条約が調印され、第七艦隊は台湾海峡の防衛に入り、台湾の共産化は免れた。1949年、中国共産党は政権をとり、中華人民共和国を建国し、「無産階級専制体制」を築いた。それは共産党専制体制である。毛沢東は個人独裁政治や権力闘争を推し進め、文化大革命はその頂点となる。この時、台湾は戒厳令が敷かれた状態のままで民主化にはほど遠かった。無論、米国の支持は国民党の台湾統治の正統性を与えた重要な国際的要素である。裏返しに米国との国交断絶は国民党統治の正統性に対する危機となり、それが台湾の民主化を加速させる要因ともなった。

権威主義体制は台湾の近代化をもたらした面もある(周育仁等、2011:278)。とりわけ、台湾では経済発展にともない中産階級が生まれ、彼らの台頭は民主化の社会的基礎になった。国民党政権の官僚組織も権威主義体制のもとで築き上げられたものである³¹。1949年

³¹ 歴史学者の黄仁宇は中国初の近代的官僚体制を作り上げたことを蒋介石の貢献と認めるが、同氏は軍事官僚体系を論ずる。経済政策を担うテクノクラートは国民党政権の台湾における権威過ぎ体制時期に育てられたものと見られる。

までの大陸統治時代、国の金融、財政は孔氏、宋氏³²に代表される特権を持った家族に握られ、当時の金融、財政政策は国のためと言うより、それらの一族のためだった。国民党政権の台湾撤退後、土地改革に取り組み、小作農家への搾取をなくした。地主には国営企業の株を与え、政権の統治基盤固めに成功した。一方、冷戦の中で、米国は国際戦略上の封じ込め政策を採り³³、その一環として同盟国の台湾に近代化の加速を促した。米国からの援助などによって台湾経済の発展が成し遂げられた。それは台湾の「奇跡」をもたらす重要なファクターの一つである。蒋介石時代に政治の安定化と経済成長はその後の蔣経国総統の政治改革にとって二つの重要な基礎となった。

(2) 蔣経国総統時代（1972年－1988年）

蒋介石総統から蔣経国総統への移行において権威主義体制はテクノクラートによる政策主導の官僚政治に取って代わられることになった。政府の統治の正統性は経済発展の成果に基づいて発生し、その経済発展は米国の援助以外、産業政策や工業化の基礎建設などすべて官僚主導によるものとなった。その中に1974年から始まる十大建設も含まれている。³⁴台湾の近代化は日本統治時代から始まり、政権の移行などを経て、蔣経国総統の時代には権威主義体制のもとで近代化を進める形となった³⁵。

蔣経国時代の台湾の官僚的な権威主義（b）はラテンアメリカの軍人による長期統制、すなわち軍事官僚が政治権力と政策決定を仕切るものとは違い、テクノクラートを中心に財政経済政策決定にあたるものである（彭懷恩、1984、24-38）。李國鼎や孫運璿など代表的なテクノクラートたちが重大な政策の意思決定にかかわり、四年計画や六年計画などを策定することによって、台湾の官僚的な権威主義³⁶が確立された。また、ラテンアメリカ

³² 蔣宋孔陳四大家族は、中華民国期に政治・経済の実権を握った蒋介石・宋子文・孔祥熙・陳果夫（陳立夫）の一族を指す。四家の姓を取って蔣宋孔陳と呼ぶこともある。四家のうち蔣・宋・孔家は血縁関係がある。宋子文の姉宋霽齡は孔祥熙夫人であり、妹の宋美齡は蒋介石夫人だったことから、蒋介石・宋子文・孔祥熙は互いに義理の兄弟の関係にあることになる。ちなみにもう一人の姉宋慶齡は孫文夫人であり、彼らは孫文とも義兄弟の関係ということになる。唯一、陳家だけが直接の血縁が無いものの、蒋介石と陳其美は義兄弟の契りを交わしており、其美の甥にあたる陳果夫・陳立夫も特に秘密警察や特務関係で力を振るった。

³³ 冷戦中のアメリカの外交政策と国際戦略は近代化理論の影響が大きい。経済の近代化は民主化の基礎と見做され、それはアメリカをはじめとする自由民主陣営がソ連をはじめとする共産陣営に対抗し、封じ込めるための最適な戦略であるとみなされた。その戦略に基づき、アメリカは日本、韓国そして台湾の経済発展を手助けし、民主化の進展を確保しようとした。

³⁴ 当時の行政院長蔣経国が掲げた十大建設は桃園国際空港、高速道路、台中港、蘇澳港、鉄道の電氣化、北周り鉄道、石油化学工業、高炉建設、造船工場、原発である。

³⁵ 権威主義体制による近代化の推進は後進資本主義に合うもので、ドイツ、日本、そして、20世紀80年代以降台頭した中国大陸はその例である。

³⁶ 台湾の官僚主義は「国家資本主義」と呼ばれ、その統治を分析すると、西欧の統合主義に近いものが見られる。統合主義とは国家が社会団体の利益から生じる衝突と矛盾の調整に入り、協議により国家の発展に資するように財政経済や産業政策を策定する。だが、官僚体系の政策目標は必ずしも国家発展のためではない。それが国家資本主義の特徴である。

の官僚権威主義体制では、自国の安い労働力を生かしつつ外国資本に依存する様相となっている（O'Donnell、1973）。たとえば、アルゼンチンの場合がそうである。台湾はアジアの四小龍の一つとして国家と官僚の主導のもとで産業の構造転換やイノベーションを図り、産業の独立性や競争力の強化に成功することによって、ラテンアメリカ式の“依存型”モデルから逃れることができた。

① 現地化及びエリートの移動

長期政権維持のため、蔣経国総統は現地化政策を採り始めた。台湾現地の政治エリートを大量に育てる、いわゆる「吹台青」³⁷に取り組み、国民党統治の正統性を強化した。初代の直接選挙による本省籍総統李登輝、元民進党主席許信良、元民進党秘書長張俊宏などは皆、蔣経国総統に育てられた。1969年から「自由地区中央民意代表増補選」が実施され、政治参加に風穴が開けられた。それに伴って、在野の政治勢力が育っていった。

1951年に「台湾省参議会」は「台湾省臨時省議会」と改名され、定期的な選挙も行われるようになっていた。俗称「五龍一鳳」³⁸、すなわち、男性5人、女性1人の非国民党議員も誕生した。当時の議員らはのちに民進党建党に主要幹部として携わり、台湾政党政治の雛形となった（趙永茂、吳若予、2009：5-6）。

現地のエリートを取り込む政策は、権威主義体制を強化することにつながる一方、民主化の端緒ともなった。台湾はその一党支配体制を通じて政治的に安定的な発展途上国の姿に辿り着いた（Huntington、1968）。このような国は、強力な政党による利益調整を可能にする。このような政党の力は異なる社会勢力の調整だけではなく、異なる地域にある帰属意識やアイデンティティさえ超越する。指導者の継承と人材の登用は制度化され、政治系統は秩序によって維持される（Huntington、1968：chap.7）。

現地エリートを国民党の中心幹部へ吸収するほか、中央や地方の議会選挙に機会を与えた。さらに、公務員登用の試験制度を設け、省籍やエスニック、地域を問わず、一般庶民に競争原理で平等に昇進の道を開いた。この試験制度は政権の正統性をさらに強化し、議会選挙による現地エリートの政治参加にもまして、一党支配の長期維持効果があった（周

³⁷ 1970年代初期から、蔣経国氏は、「本土化」（台湾化）を公式路線に掲げていた。いわゆる「吹台青」（弁が立つ若い台湾出身者を抜擢する）路線である。1976年、台湾独立運動者が爆弾小包で当時の謝東閔台湾省主席に大怪我を負わせた事件は、とりもなおさず、この本土化路線を妨害しようとしたものである。にもかかわらず、蔣経国氏は1978年に敢えてその謝東閔氏を副総統に抜擢したのは、その決意を示そうとしたことにほかならない。1984年、謝東閔氏が任期満了になると、蔣経国氏はさらに李登輝氏を副総統に抜擢した。これは「副総統は台湾人がなる」という政治路線が定着したことを物語っている。

³⁸ 「五龍一鳳」とは吳三連、李萬居、郭雨新、許世賢、郭國基、李原棧の非国民党籍省議会議員グループを指す。彼らは1957年から野党を作ることを訴えた。

育仁等、2011：280-281)。

② 党外雑誌及び政治反対運動

蔣経国はソフトな権威主義体制をとった。権威主義体制の言論統制³⁹を維持していた。その特徴は以下の通りである。

- a) 経済発展という国家目標に向けて、新聞、放送、テレビ、映画などあらゆるメディアを動員する。
- b) メディアは当局を支持し、権威へ挑戦せず、異議の申し立ても政府批判もできない。
- c) 情報は国家の資産であり、統治する側とされる側の情報交換は上から下の一方通行であり、報道や情報の運用は国家目標達成のためにある。
- d) 国は貧困や疫病、識字率などの難問に直面し、個人の言論の自由や公民権などは喫緊ではない。
- e) 国際広報対応では、国家利益に鑑み、国家主権を理由に外国記者の出入国や情報の伝達を制限する。

現地化政策を推し進めるため、蔣経国総統は李登輝や施啟揚など当時の大学雑誌出身のエリートたちを取り込んだ。

一方、政治の反対運動も雑誌の刊行を通じて自らの政治理念を宣伝し、社会への影響力を増していった。黃信介や康寧祥、張俊宏らが携わった「台湾政論」は蔣経国時代の初めての反対運動の雑誌で、1975年の立法委員選挙、1977年の県市長と省議員選挙においては党外の政治活動家が大躍進した。1978年、美麗島雑誌は当時の反対運動の中堅幹部らを網羅し、党外運動の機関紙と見做された(李筱峰、1987)。美麗島事件の発生後、関わった人物は投獄されたが、弁護団のメンバーたちはポスト美麗島時代の政治家となっていた。江鵬堅、尤清、陳水扁、張俊雄、蘇貞昌、謝長廷らである。

このほかにも言論の自由を求める雑誌、出版活動が活発化し、1986年9月28日、民主進歩党の誕生につながった。蔣経国総統は寛容の態度を取り、国策顧問陶百川、台湾大学

³⁹ 言論統制とは、政治権力が報道・出版・その他の言論に対して行う規制である。規制の対象や方法は様々である。マスメディアが対象となることが多いが、集会、デモ行進、個人の会話まで規制されることもある。言論統制は主に対内的に流布する利敵情報、例えば国家政策への批判、治安・風紀を乱す主義思想、国家的に重大な機密、暴動・国内的混乱の扇動など、が出版・報道・流布されないように調査や検閲を行い、必要に応じてこれらの情報を操作・管理・防止することである。テレビ、新聞、ラジオ、映画、学校教育などが情報統制、世論操作に使われているが、近年ではさらにインターネットを通じてもおこなわれている。

教授楊國樞、胡佛、李鴻禧らによる調整もあって、中国国民党の中央常務委員会で次のように発表した。「時代が変わり、環境が変わり、潮流も変わり、政権党は民主憲政のもとで、新しい考え方、新しいやり方をもって革新の仕事に取り組まなければいけない。これこそ時代の流れに即したものであり、末永く民衆とともにあることとなる」。2日後の10月7日に戒厳令の解除が発表され、1987年7月15日戒厳令体制は正式に解かれた。1988年1月1日には、40年間禁止されていた新聞の自由刊行も開放された。

③ 国家統合と経済発展

一党支配体制の下、政権交代がないために、経済政策の一貫性と実効性は指導者の任期を越えて保障された。財政経済を専門とするテクノクラートが打ち出した権威主義体制の経済戦略によって台湾はラテンアメリカ式の依存型経済から逃れることができた。

経済発展が政治参加の意欲をもたらすという命題には、二つのアプローチがある。一つは経済発展による社会階級の変化である。経済発展により、ピラミッド型の所得と富の分配の構図は逆さまになり、すなわち、上層と中間階級が増えることによって、政治参加の実感や政治参加の効果 (political efficacy)、公民の責任感が強まる。これらは民主化に寄与する (Nie et al., 1969 : 372-374)。二つ目は経済発展により社会の利益団体が増える。利益団体の絡み合いで政治、社会の動員の頻度や幅などますます高くなり広くなる。間接的に政治参加の増加につながる。言い換えれば、利益団体の関与が増えれば、政治との関わりも深くなる (Nie et al., 1969 : 811-814)。

経済発展の公民の政治参加への影響は二つの視点から見ることができる。まずは政党政治からみる。政党間の競争により中央と地方の選挙は激しさが増す。1977年の中壠事件と1978年の美麗島事件 (両者とも政治事件)、1983年党外公政会の設立、そして1986年の民主進歩党の誕生に至ってはすべて選挙を中心とする政治動員である。

一方で、経済発展により労使の衝突、環境汚染・保護、学生の権益と大学改革、女性の権利保障、先住民ら弱者の地位向上、大陸退役軍人の帰郷問題など多くの問題が浮き彫りになる。80年代以降、様々な社会運動が入り乱れて野党と連携し、政権与党へ圧力をかけるようになった。これも蔣経国総統が戒厳令の解除、国会改革、政党組織の解禁、新聞発行の解禁など一連の政治改革に着手した一つの社会的背景である。これら改革によって台湾社会のエネルギーが発散し、政治参加もさらに活発化し、制度化されたチャンネルを通じた意見、主張表明もできるようになり、政策の見直しにつながり、権威主義体制の転換を促すこととなった。

政治発展の過程において、この時期には幾つかの民主制度と民主化の基本原則が確立さ

れた。一、投票行動による政治参加という基本目標。二、選挙により選ばれ、民意の代表になる権利。三、選挙を通して、国会で反対勢力の野党を作り、政府へ対抗する権利 (Dahl ed., 1973)。

経済発展が社会の多元化を促進した。言論の自由などにも反映された。国会改革の課題は多元社会に存在するさまざまな利益の競争を反映するものでもある。国会改革は国会の枠組みに多元社会のさまざまな利益の発信が含まれるべき、そして公民参加の拡大も必要のことを意味する。すなわち、民主化は民主の確立と深化の段階に入った。

第3節 中華民国の台湾化 戒嚴令の解除 (総統直接選挙—民主化時代)

1988年1月13日蔣経国が死去し、副総統の李登輝が総統に就任した。権威主義体制の転換と台湾の民主化は蔣経国総統の最後の一年にほぼ完成し、李登輝総統はそれを基礎に引き続き改革を遂行し、動員戡亂時期臨時條款の解除、国会の全面的改選、総統直接選挙及び中央地方政府組織の見直しなどが含まれていた。1991年から今日に至るまでの政治改革の道のりにおいて、李登輝総統による六回の憲政改革、2004年陳水扁総統時代の七回目の改憲は政府組織内部の改造に重点が置かれ、それは権威主義体制から民主体制への移行に含まれる総統の権力の拡張につながり、その権力拡張の結果、中華民国憲法のタンデム体制⁴⁰あるいは半総統制⁴¹が総統制へ傾くことになった。

(1) 李登輝総統の時代 (1988年—2000年)

七回の憲法の改正内容には、国会議員の全面改選、動員戡亂時期臨時條款の廃止、総統直接選挙、直轄市と省長の民選 (その後、選挙がなかった)、総統権力の拡張 (総統による行政院長の任命は立法院の同意を必要としない、受動的な国会解散権)、国会改革 (立法院の行政院長に対する不信任案の提出、国民大会を任務限定型とし、実質的な改憲権は立法院にある)、司法権の独立 (司法院長、副院長は大法官に兼任させる) などが含まれていた (国民大會、2005)。

反対運動は権威主義体制の転換を促し、1987年の戒嚴令解除に繋がった。1991年「動

⁴⁰ タンデム体制は、2008年から2012年までロシア連邦で続いたドミートリー・メドヴェージェフ大統領とウラジーミル・プーチン首相による二頭体制のこと。

⁴¹ 半大統領制 (semi-presidential system) は、議院内閣制の枠組みを採りながら、より権限の大きな大統領をもつ政治体制である。フランスの政治学者モーリス・デュヴェルジェは、半大統領制の条件として以下の3点をあげている^[1]。1. 選挙で選出される大統領がいること。2. 大統領が憲法上大きな権限を持っていること。3. 議会の過半数の支持により成立する首相と内閣があること (つまり大統領に制度上の首相任免権があっても、実際の選出や信任・不信任の決定は議会がこれを行い、大統領はただそれを踏襲するのみ)

員戡亂時期臨時條款」の廃止により中華民国憲法は本来の姿を現すこととなった。権威主義体制から民主体制へ転換し、憲政体制は「国民主権」から生じた憲政の危機に直面した⁴²。その際、李登輝を中心とする当時の政治リーダーたちはその危機へ対処するため、ルー尔的な転換を図り、民主の原則に相応しい憲政の制度を築こうとした。国会の全面改選、直轄市と省長の民選、総統直接選挙などである。後に李登輝は2004年、群策会主催の「台湾新憲法」セミナーで挨拶し、憲政改革を主導する目的は台湾を正常な憲政に戻すことにあり、国会の全面改選など重ねた憲法の改正は民に権力を返すためであると述べた（群策會、2004：17）。

権威主義体制が終わって、憲政においては総統制と内閣制の矛盾に直面することになった。そのため、李登輝総統らが着手したのは1997年四回目の憲法改正による総統の権力拡張、国会改革などである。しかし、中央政府では未だ「半総統制」のままである（呂炳寛、徐正戎、2005：183-219）。

1991年から進められた憲法改正は「国民主権」に回帰し、権威主義体制から民主体制へ移行させるよう中央政府の体制を改造するものであった。国会の全面改選や省長市長の民選、総統直接選挙など中央政治の制度改革が中心となり、結果的に選挙制度を通じて「国民主権」、すなわち人民の意志が反映されるようになった。

李登輝総統時代には言論と報道の自由は新しい段階に入った。民主化に伴い、政治とマスコミの関係には「政治平行主義」（political parallelism）が生まれた。「政治平行主義」は新聞社、雑誌、ラジオ局、テレビ局などマスコミはそれぞれ特定の政党と密接な関係を持ち、迎合していた。このためマスコミの言論は常に互いに平行線を辿る、という意味で解釈される（Hallin and Mancini、1995）。

李登輝総統時代の国民党内に起こった主流派と非主流派の争いにもその政治平行関係が見られた。主流派を代表する新聞社は自由時報である一方、非主流派は聯合報と中国時報がバックアップした。1992年聯合報の「中共政治局常委李瑞環不惜血洗台灣」と題する記事に李登輝総統が激怒し、台湾の現地政治団体の呼びかけで同紙の不買運動にまで発展した。

1997年、李登輝総統がドイツメディアのインタビューで「両国論」を持ち出した際、

⁴² R. Dahl が提唱する、民意に応える民主制度の八つの特徴。組織を作る自由、意見表示の自由、投票権、参政権、政治領袖の競争、自由公平の選挙、偏向決定制度。一方で、Lijphart は代表性、返答性、経済の公平性、マクロ経済対応をもって民主のプレゼンスを評価する。この憲政の危機は民主制度の代表性と返答性を欠くことに起因し、すなわち権威体制のもとで、政治の反対運動の批判を受けて、その正当性の主張ができなかった。その正当性を改めて構築する必要がある。

それまで中立のスタンスを取っていた非主流派の中国時報も参戦し、同紙の社主余紀忠氏が主導的に紙面で「両国論」を批判した（林麗雲、2008）。報道の「政党化」が顕著になり、その役割は客観的事実の報道ではなく、特定の政治イデオロギーの裏づけでしかなくなった。

一般国民はそれほどの読解力を持ち合わせていないため、このような、極端なマスコミ現象は台湾の民主化を初期段階に留めさせた。台湾現地出身の国家元首が誕生し、政権交代も複数回経験しているのに、マスコミが今なおエスニック的な論議を取り上げるのに意欲的なのはまさに報道の自由化に至り、民主化に至らずである（李金銓、2004）。

(2)第一次政権交代—民進党陳水扁政権の時代（2000年—2008年）

2000年3月、民進党総統候補の陳水扁が当選し、台湾で初めて政権交代が実現した。これにより民主体制における政党政治と競争のメカニズムが確立された。

2004年8月、立法院において「国会改革、公民投票を憲法に盛り込む」という第七回憲法改正案が議決され、憲法の規定により2005年5月憲法改正案を再議決するため任務型国民大会の議員選挙で改正賛成派の国民党、民進党あわせて249議席、反対派は51議席の議員が選出された。その後、6月に国民大会で改正案が議決され、「公民投票による再議決」と「単一選挙区二票制」が決まった。

公民投票による再議決の原則とは次の通りである⁴³。第一条、立法院から提出の憲法改正案、領土変更案は告示から半年以降、自由地域の選挙民の投票による議決に委ねる。第十二条、憲法の改正案は立法院から提案する。告示から半年以降、自由地域の選挙民による投票を実施し、その有効票数の半分以上の賛成をもって可決とする。

第四条には「立法委員は第七期より定数を113とし、小選挙区と比例代表の並立制から選出する」と「単一選挙区二票制」を盛り込んだ。これにより台湾政党政治における二大政党制が確立した。台湾の「単一選挙区二票制」はドイツ国会選挙より日本の衆議院選挙に近い。ドイツの場合は比例代表が議席の半数を占めるのに対し、日本では8分の3に過ぎない。ドイツの場合、基本的に政党の得票率に合わせて議席を割り当てられるが、それは選挙区での当選者を除いた上で政党の比例代表を足していくものである。言い換えれば、選挙区の当選者と政党代表を合わせた獲得議席は、凡そ政党の得票率と合うことになる。小党もある程度のラインを超えれば、その得票率にあわせて議席を割り当てられ、比例代表の部分で全滅でも議席は確保される。（陳）台湾の選挙制度は日本の小選挙区比例代表

⁴³ 孫文は選挙、罷免、創制（創製）、複決（再議決）と人民の基本的参政権を提唱する。その中に公民投票の再議決が含まれる。

並立制に近く、小政党には不利で、二大政党制の確立には有利である。

陳水扁総統時代は、民主政治の基本原則として国会の全面的改選、単一国会、総統民選、政権交代、司法独立などを実現した一方で、その8年の間に「319銃撃事件」と「紅衫軍事件」（陳総統の汚職に対する抗議デモのこと、参加者は全員、印として赤いTシャツを着ることにちなんで紅衫と呼んだ）のように、「民主の確立」にマイナスに働く事件も起こった。

「319銃撃事件」は2004年総統選挙の前夜に起こった銃撃事件で、当時の選挙結果に相当な影響をもたらしたとみられ、選挙の公正を疑わせたものである。国民党の候補者である連戦は選挙結果を認めず、立法院には真相追及するための「真相調査委員会」も設けられたが、最終的には陳水扁総統と民進党陣営による自作自演説の裏付けが取れずうやむやに終わり、政党間競争に負の影響を与えた。以降、大型選挙の度に国民党と民進党は互いに「寝技」を取られないかと神経を尖らせていた。それは台湾における選挙文化の質の低さを反映し、ひいては選挙の公正性を疑わせるものである。

「紅衫軍事件」は陳水扁一族の汚職腐敗をめぐり、2006年に起こった陳水扁総統退陣を求めるデモ活動である。デモ活動自体は政府から退去を迫られ、解散に終わったが、陳水扁総統の個人と家族のスキャンダルは台湾民主化に汚点を残した。

ハンチントンの主張によると、政権交代を果たした新しい政権党は民主の進化に無策かその邪魔になる場合が多い。よく見られる事象はエスニック衝突、対外戦争そして社会秩序の乱れである。陳水扁総統の場合はその任期中、選挙の度にエスニック的に扇動して票を取ると批判された。また、国際的現実、兩岸関係の制限を直視せず、兩岸の対立をあおり立て、戦争の可能性まで取りざたされた。とりわけ指導者自身の法令違反は政治社会に悪影響をもたらした（周育仁等、2011：285）。

新聞発行解禁以降、三つの大きな変化が見られた。①1993年のケーブルテレビ合法化、24時間放送チャンネルの普及に伴い、一般国民がテレビを通じて情報を得るのが主流になった。②インターネットの普及で、若い世代を中心にネットニュースの受け入れが広がった。③2003年5月、リンゴ日報の台湾創刊がマスコミ業界に大きな衝撃を与えた。

国家統合主義のもとでマスコミには社会的責任を求められるが、自由化以降、期待されていた多様性が生まれず、かえってリンゴ日報のような煽情的な報道や記事が横行し、メディアの質は大幅に落ちた⁴⁴（蘇蘅、2003）。政治家のプライバシーを暴露するなど、報

⁴⁴ 学者の間では、その煽情主義の傾向はかねて存在していて、すべてリンゴのせいには帰すべくではなく、それはマスコミ市場の悪質な競争による結果であるという意見もある。ケーブルテレビとネットニュースによる市場の奪い合いから新聞などに悪質な競争に拍車をかけたと言われる。

道、記事は“リンゴ化”した（陳澤美、2010）。戒厳令を解かれた台湾では、マスコミの変容は激しいものであり、アジアの中でも特殊な存在である。

(3)第二次政権交代—国民党馬英九政権の時代（2008年—2012年）

2008年、国民党総統候補の馬英九が当選し、第十二代目の中華民国総統に就任した。台湾民主化の歴史の中で二度目の政権交代を実現する。それは「民主の定着化」でもある。

ハンチントン『第三の波：二十世紀末の民主化潮流』の政治理論では、「二度目の政権交代」を民主主義が定着したか否かをみるためのテスト（two-turn-over test）と表現した。政権を争う二大政党があって、選挙で負けた方はルールに従い、平和裏に政権の引継ぎを行うことによって民主的な政治文化が確立される。「二度目の政権交代」は二つ意味を持つ。まずは二大政党ともに民主体制を充実に守り、体制内で権力の移転を行うことである。もう一つは政治エリートたちと国民は政治体制を変えることを求めず、その都度、適任な指導者を求めることである。

「二度目の政権交代」以降、二大政党は民主制度の枠組みでルールに従って競い合うが、とはいえ民主政治の質もそれにより高まったわけではない。政府はかえって公共政策の質をさらに求められ、その改善に制度設計が必要になる。馬英九総統を例に引くと、就任時と任期を終える直前の支持率はかなりの差がついた。アメリカのオバマ大統領も韓国の李明博大統領も同じような傾向がある。民主政治のもと、指導者の施政が常に問われる。民主の定着化は「グッドガバナンス」⁴⁵の重要性が高まることを意味する。台湾民主化においてこれこそが最重要のミッションと言える。

ハードな権威主義体制からソフト権威主義体制へ移行し、臨時條款の廃止に伴い、憲政に戻った。人権は保障される一方、戒厳令は解かれ、政党の設立も解禁された。1988年1月11日に「集会遊行法」、1989年1月20日に「人民団体会法」がそれぞれ可決され、国民の集会やデモの自由は確保された。民主定着化の節目として、2009年12月10日国際人権デーに馬英九総統が「公民と政治権利に関わる国際条約」と「経済社会文化権利に関わる国際条約」の発効にあわせて関連整備された国内法の実行を発表した。これらの措置を通じて台湾は先進国と同レベルの人権保障と法治社会であることを証明した。

パブリックガバナンスが国家の競争力と民主深化の基礎であり、施政の満足度へ影響することが認識されている。OECD、国連、APEC、世界銀行など国際組織ではパブリックガバナンスについて国際的な調査研究も行われている。パブリックガバナンスの評価に

⁴⁵ UNESCOによると、「グッドガバナンス」とは参加、法治、コンセンサス重視、公正と包容、返答力、透明性、効率と効力、責任追及性など八つの特徴が挙げられる

あたっては基準として法律に則り施政すること、行政の透明性、責任追及のメカニズム、成果主義、清廉さ、民意への応答、公民参加など挙げられる。台湾の民主深化を求め、国家競争力をさらに高めるため、行政院研究考察委員会では OECD の基準を満たしているのかを検証するため、2009 年 1 月に民間のシンクタンクに依頼し、「雇用促進対策」、「消費券」、「豊后大橋崩落事件」、「高等教育改革」など過去の事案や政策のレビューを行った。それは政府の政策や施政を検証する新たなアプローチである。

OECD の基準では、政府の効率だけではなく、その清廉さも評価の一つである。馬英九総統は腐敗の芽を摘み、清廉な政治を徹底するため、「国連の反腐敗条約」の内容を実施すべく廉政署という監督官庁の設立を打ち出した。関連法案の成立を経て、2011 年 7 月 20 日にその廉政署が発足した。

まとめ

立法委員経験を持つ学者の k 氏（男性、民進党籍、イェール大学政治学博士号、現職の大学教授。）は台湾の権威主義体制移行を研究する専門家で、権威主義の移行には政権交代のみならず国会の転換も含まれるとして国会における議員の質、活動の質が一向に上がらないという国会改革の問題点を指摘している。

一方で、元国会議員の学者 L 氏（女性、国民党籍、ミシガン大学政治学博士、現職の大学教授。）は政党政治の重要性を強調している。二大政党の政治において、国会内の競争は生産的なものでなければ、公共政策の質を向上させるのは難しい。その上、小政党は二大政党の狭間で活動する余地が少ないため、悪質な競争になりかねない。それも政党政治に負の影響をもたらすといえる。

台湾では日本の殖民統治時代に議会政治の雛形ができていたが、戦後の国民党による権威主義体制時代の最初はその議会政治を継承しなかった。蔣経國がトップに付いてからはじめて国会の改革に着手した。国会の改選議席を少しずつ増やし、最終的に中国大陸選出の委員をなくした。この全面的な改選は民主化を確立した鍵となる。

日本殖民統治時代の議会政治の理念と伝統は台湾の民主化の基礎を固めた。立法委員の前面改選が行われる前の国民党権威主義体制においても、すでに在野の勢力が現れていた。彼らはその後、政治団体を結成し、国会の改革過程において政党へと変身した。2000 年には政権交代を実現させることに至った。国会改革は、政権交代を通じて在野勢力を政権与党を育つ役割も果たしたと言えよう。

2000 年政権交代以降、一時、国会は悪質の政治闘争の場に化していた。公共政策は理性的に議論されず、国会議事の効率が低下した。国民から反発を受け、国会改革を求める

機運は高まった。経済発展も相俟って個人企業は財閥となり、公共政策を影響できるほどの力を持つようになった。立法委員は財閥の影響を受けやすいため、政策決定過程の透明化はさらに求められた。立法委員の働きの質の向上を目指す国会改革法案は相次ぎ出され、情報公開法の徹底を求める声も高まっていた。法律の形で立法委員の行為を規範することになり、国会改革の進展に伴い、台湾の民主化は民主進化の段階に入っていく。

総統直接選挙実施以降、民意の基礎はさらに拡大。憲法の改正により中華民国の憲政体制は総統制（大統領制）に近づき、行政権の正当性は確立する。一方で、国会による監督機能を強化する必要性がさらに高まり、国会改革は国会の組織統合のみならず、その技術性や透明性を求められる機運も高まっていた。国会改革は民主深化の段階に入ると、さらに複雑かつ繊細な変革過程になるものである。

第3章 経済発展と政治民主化

近代化理論の台頭と反省

1960年代に構築された近代化理論は、経済発展と民主化が比例して進行するものとし、経済発展を政治発展の基礎と位置付ける。この理論は冷戦体制のもと、アメリカがソ連に対抗するために作り上げた一つの理論体系と言える。近代化理論は自由主義の市場経済体制を構築した上で、経済の自由化を通じて政治の自由化、民主化を促すことができるという主張である。

Lipset は経済発展が民主化をもたらすため、貧困国は民主化の可能性が低いと主張している。経済発展の程度が低ければ国民の識字率は当然に低く、生活の圧力から、政治への関心も理性的になれず、民主政治の発展が難しくなる。近代化理論への反対者はサウジアラビアやインドの例を挙げている。前者は国民所得が高いのに権威主義体制のまま、民主化の程度が低い。後者は国民所得水準が中国大陸より低い、民主化の程度は中国大陸に勝る。経済発展は民主化とはさほど関係がなく、民主化要素の一つに過ぎないと指摘した。

しかし、経済発展が民主化を促す根本的な原因は、社会階級に変化をもたらすことにある。社会構造から言えば、中産階級が増えるにつれ、経済の安全がより重視されるようになる。彼らは政治に対し安定感を求める。できるだけ自らの影響力を生かし、政府に政策の制定が極端に走らないよう働きかける。経済発展は社会の流動性を高め、情報の伝達により多くのチャンネルを提供する。社会における階級の線引きをなくしていく。経済発展は、底辺の人間の社会の流動性に対する期待が、分配の制度化を通じて満たされる一方、権力と財産をもつ上層の人間にとっても、もっと多くの分配できる資源を創造するものであるため、歓迎される。そのうえ、社会底辺の人々による暴力的な略奪からも免れるため安心できる。経済発展と民主化の関連性に理論的枠組みを作り上げたことは Lipset の功績といえる。この枠組みを用いて、それぞれの時代に、いろいろな国々を対象に検証や分析をすることはできる。

1959年以降、Lipset 理論に対する経験研究の成果が次々と現れた。大体二つの研究方法が使われる。一つは経済学者と政治学者が使う定量分析方法、もう一つは歴史学者と社会学者が使う歴史比較分析である。

定量分析方法では Jackman の「論経済発展與民主表現的關係」(1973) が、初期の民主化計測方法の欠陥を直した新しい計測方法を提出した。これは 60カ国の民主化程度を数

字で表示するデータベースである。彼の研究は回帰分析を通じて民主化の「経済ハードル」説を支持した。その分析結果によれば、「経済ハードル」を越えて以降、経済発展をもたらす政治への効果は限界効用逓減傾向を示す。(Robert Jackman、1973) Bollen の「政治民主と発展のタイミング」(1979) は先に民主化を成し遂げた国家は後続の民主化国家に追い抜かれないという観点に反論した。統計分析から得た結論は、民主化の後先は民主化の程度とは関係なく、民主化の程度を決めるのはその国の経済発展水準と市場化程度だということである (Kenneth Bollen、1979)。Ross Burkart & Michael Lewis-Beckl の「比較民主：経済発展の命題」(1994) は数字のデータサンプルが少ない、測量方法が時代遅れ、時系列感覚を欠くなど過去の欠陥を修正すべく、初めてフリーダムハウスのデータバンクを利用して Lipset の命題を検証し、経済発展が民主化をもたらしたとの結論を得た (Ross Burkart & Michael Lewis-Beckl、1994)。1999年 Barro は改めて Lipset の見方を支持した。彼は国家の大きさ、植民地の資産、宗教などの民主化への影響は顕著ではないが、経済と教育水準は一国の民主程度に影響が大きい。生活水準にかかわる各種の指標は民主程度の上昇を見込めるが、経済発展の裏付けを持たない民主政体は長続きしない、と論じた (Robert Barro、1999 : 60)。

近代化理論を初めて体系化したのは Inglehart & Welzell の「近代化、文化変遷と民主化」(2005) である。この著作は経済発展と民主化の間に媒介変数として政治文化を加えた。経済発展が民主化をもたらす前に、まず一国の政治文化を変えなければならないというものである。主張のポイントは次の通りにある。

① 経済発展は工業化段階とポスト工業化段階に分かれる。

工業化が必ず民主主義文化につながるとは限らない。ポスト工業化段階こそが民主主義文化を促す確かな段階と言える。工業社会段階の標準化、機械化された生産方式は、等級化、規律化の文化心理をもたらすところに留まるが、ポスト工業社会の生産方式は柔軟性があるため、個別の創造性と自主思考が重要な生産要素となる。

② 政治文化の核心要素を再定義する。

Inglehart は「自己表現価値」(self-expression values) に注目する。ポスト工業社会では人々は自己表現できることの価値を重視し、それが民主転換と確立の基本動力となる。個別の自主性と結び付き、自身の選択を強調するのが自己表現価値の核心だと主張している (Inglehart & Welzell、2005 : 259)。その研究によれば、自己表現価値はほかの政治文化要素より一国の民主化水準を説明しやすい。政治文化を

測るため、1980年代から Inglehart は政治文化領域において世界最大規模の世論調査を行った。その調査は、81カ国、85%の世界人口をカバーし、5年ごとに実施されていた。

③ 民主制度を「形式民主主義」と「有効民主主義」に分ける。

形式民主主義の程度はフリーダムハウスによる民主評価指数に準拠する。一方で、有効民主主義の程度はフリーダムハウスの指数に世界銀行の反腐敗指数をかけて算出したものとする。これまでの20年では、自由でない民主主義、選挙式専制などの民主政体が現れたため、このような区分が必要とされた。

Inglehart は経済発展や政治文化、民主制度の関係について量化分析を行った。経済発展と政治文化の二つの変数の関係から、経済発展が社会の基本価値に強く影響を及ぼすという傾向を見出し、経済の発展した国は自己表現価値が明らかに高いと論じている。分析対象となった80の社会は、文化遺産などにとらわれず、経済発展が例外なく同じ方向へ導かれている (Ronald Inglehart & Christian Welzel, 2005 : 58)。

また、工業化が文化を世俗化、理性化させ、ポスト工業社会は価値観を生存価値から自己表現価値へと変える。政治文化と民主制度の二つの変数から見ると、自己表現価値が民主主義の出現と質に強く影響している。自己表現価値が強いほど、形式民主主義、有効民主主義とも程度が強くなる。30%を超える人口が自己表現価値を強調するようになれば、形式民主主義が現れてくる。45%の人口が自己表現価値を強調する場合は本当の有効民主主義が現れやすい (Ronald Inglehart & Christian Welzel, 2005 : P155)。第二から第四の世界価値観調査では72の社会をサンプルにした。自己表現価値の違いは形式民主主義の程度の52%の違いを、有効民主主義の程度の80%の違いをそれぞれ説明できる (Ronald Inglehart & Christian Welzel, 2005 : 158)。

戦後の台湾は経済が自由化され、政治も民主化を成し遂げた。民主化に向かう際、権威主義政体の制度にピラミッドの3本柱が見えてくる。ガバナンスの出来る政府や国家の自主の力、公共政策による経済への介入が弱くなった；政治民主化の結果は政府の権限を民間経済に転化し、市場経済の原理に任せるようになり、経済の活性化や創造性などが生じる。その上で、経済のグローバル化や自由化に対応していくものとなる。台湾は「経済の奇跡」から「政治の奇跡」 (political Miracle) ⁴⁶へ発展したものと考えられる。台湾の統計資料によると、民主化の経済成長率への影響は顕著なものであり、1953年から1978年

⁴⁶ 台湾の奇跡とは蒋介石、蔣経国政権下におけるアメリカ合衆国の莫大な支援による中華民国(台湾)の急速な経済成長を指す。蒋介石、蔣経国政権下の中華民国政府は台湾の政治改革、制度改革や経済建設の一連を実施し、1950年代から1990年代にかけてその成果が出た。改革によって、台湾は飛躍的に経済発展をするようになり、非常に成功した。

にかけて民主化程度と経済成長率とは正の相関関係があるが、1978年から2003年にかけては負の相関関係となっている。1978年は、民主化が経済成長率に影響するピークアウトのポイントと言える。この事例はBarroが主張した逆U字曲線によって証明されたものである。

第1節 官僚システムと経済の建て直し

戦後台湾の経済発展が成功した原因どこにあるのか。台湾は他のアジアの国々と同じく発展型国家モデル (developmental state) に沿うものと見られている。発展型国家モデルを簡単に説明した上で、台湾のケースを分析したい。

(1) 開発志向国家⁴⁷

アジアの国々の経験からその発展の要因を見てみよう。まずは、政治のトップらが経済発展を目指す強い意志を持っていることである。後進国家として外敵から国を守るため、現代民族主義を形成し、その意思が経済力を強める動機につながった。第二に、経済建設を担う政府部門の存在である。政策立案能力と使命感を持った経済官僚システムが存在し、経済発展を図る上での優先順位をつけ政策の刷り合わせを行う。彼らは政治のトップからも信頼、支持され、物事を進めていく。国民には経済成長の成果を平等に享受させる。それこそが経済発展の優先順位を納得させ、社会から長期的な支持を得る方法となる。

経済政策の遂行にあたっては、全体的な制度設計を担う経済官僚のほか、産業界とコミュニケーションを図り、政策の質と執行効率を確保しなければならない。これは「嵌め込まれた自主性」といわれる。官僚は産業全体の発展を目標とするため、政策設計は個別利益団体の影響を受けない。しかし、産業政策の有効性を検討する上で業界とのコミュニケーションも必要であり、現場の実情を理解した上で作られた政策こそが実現可能なものとなるこのような政策立案は産業界に「嵌め込まれた」ものといえる (Peter Evans, 1995)。

戦後の台湾は荒廃した状況から出発したが、この発展モデルは権威主義体制のもとで着実に工業化への幕を開いた。とはいえ、成功に導くモデルは一つの経済体で限られた一時期にしか有効に適用されないものである。成功のモデルは必ず社会経済に重大な変化をも

⁴⁷ 東アジア諸国の国家は、「開発志向国家」(developmental state)として形容されることが多い(末廣[1998:3]、Hoogvelt[2001:222])。これらの国々では、第二次世界大戦後に獲得した植民地支配からの独立を維持し、新たな国民国家と国民経済を建設するために開発主義を必要とした。が開発における政府の役割は、経済開発、社会開発と並ぶ国際開発の中心的課題のひとつである。その意図するところは、民主化した政治体制の下でいかに開発指向の国家を樹立するかを、中央政府、地方政府の双方で考えることである。

たらし、その経済体を次の発展領域に押し上げる。次の発展領域に入った経済体には、新しい発展モデルが必要となる。

1980年代以降、台湾は自由化とグローバル化にさらされながら産業構造を転換してきた。同時に政治では民主化の過程が進み、経済との相互作用も見られた。民主転換と経済発展は密接に絡んでおり、この関係を理解するには、まず戦後台湾の発展モデルの歴史を見なければならぬ。

台湾における開発志向国家の形成を説明するには、歴史の研究方法を使わないと難しい（瞿宛文、2009）。その一方で、構造学派⁴⁸ (structuralisme) の経済理論を用いた分析が有効である。構造学派によれば、後続の国々は帝国主義的な先進国の政治経済力に対抗しなければ、自国の経済発展は実現できない。その防御と抵抗の過程で意思を集中し、自身も発展していく。開発志向国家の前提条件としては政治エリートが経済発展を支持する強い政治意志を持つことが挙げられる。この「発展の意志」は後進国として外敵に対抗しようとする現代ナショナリズム (Dore, 1990; Eckert, 2000) から生まれる。従属理論 (dependency theory)⁴⁹ の間違いは西洋経済と隔離する方式を取り入れるべきだと提唱することにある。構造学派の中での修正学派は戦後アジアの成功事例を総括し、国際経済への拒絶ではなく参加によって自国の経済発展も可能であると論じている。いずれにしても戦後60年以上の経験からみて、後進国の経済発展には厳しい道のりが待ち受けているのが分かる。失敗例がほとんどで、これらの国々はナショナリズムがまともに形成されているか疑問だが、ナショナリズムが必ずしも経済発展を促すわけではない。

後進国の経済発展には、ナショナリズムに加えて、外部勢力に対抗する経済発展の意志、能力も必要とされる。戦後台湾経済の成功はこの三つの要素が揃ったためである。かつての議論は後進国の能力と外部要因に注目しがちであった。そのため、冷戦構造やアメリカと日本の役割、国民党政権の経済官僚システムの能力などを中心に論述してきた。これらは発展の必要条件だが、十分条件ではない。「発展の意志」が言及されていないのである。

⁴⁸ 構造学派 (仏: structuralisme) の理論などが提起され、対外従属的な低開発経済を改める戦略として、工業育成、国内の資本形成、技術開発、企業家養成、土地改革を含む制度改革、域内協力などの政策が提起された。これらの開発をめぐる理論や政策はラテン・アメリカだけでなく他の開発途上諸国にも大きな影響を及ぼした。

⁴⁹ 従属理論 (dependency theory) とは、経済学・社会学において提起された学説。ラウル・プレビッシュ (en:Raul Prebisch) の経済学構造派によって想起され、政治的発展を遂げ、提唱された。マルクス主義の影響が大きい。国際政治経済学においては、経済学の政治学に対する不可避的影響を主張するものの一つである。従来の帝国主義理論や一国単位での単線型発展モデルに対し、この理論は「先進国」の経済発展と「第三世界」の低開発をセットにして考えようとするものである。すなわち、第三世界の低開発は彼らを支配する先進国に原因があり、第三世界の近代化 (資本形成) は先進国の経済発展に従属する形において行なわれる、という主張である。この問題を解決するには、前者の後者への従属を断ち切る必要があるというもの。

それは発展を推し進め、困難を乗り越える力である。それは政治的なもので、外部の勢力に対抗しようと芽生えたナショナリズムから出てきたものである。戦後の台湾では、国民党政権が強力に発展を推し進めてきた。その意志と動力は中国が百年来、西洋列強と日本の侵略を受け、立ち直ろうと芽生えた現代中華ナショナリズムから生まれたものである（瞿宛文、2011：249）。

(2) 日本の植民地統治の影響とアメリカの役割

日本の植民地統治は台湾近代化の基礎を築き、戦後の工業化に良い前提条件を提供したが、それは工業化が自発的に進んだことを意味しない。日本統治時代の工業化は限られたもので、本土資本を中心とする生産基地に過ぎない。戦後、日本の勢力は完全に引き揚げたため、欧米の植民地支配が継続的に経済資源を圧迫し続けたのと違い、戦後の日本は台湾経済の主導権を握ることがなかった。

国民党政権は台湾に移転してすぐ、経済の建て直しという難題に直面した。巨額の財源が必要だったが、アメリカからの援助が復活し、軍費支出は減り始めた。日本が残したインフラを生かし、集中投資を行う国家資本主義体制と相まって、経済建て直しが実現された。冷戦構造の形成に伴い、台湾はアメリカをはじめとする国際分業体制の一員になった。斯くして、その後の経済奇跡につながった。

生産、流通、金融部門をすべて国有化したのは、この時期の経済建て直しの特徴といえる。主役を担うことになった公営企業は、公営銀行から資金提供を受けた。公営企業が台湾の全資本の半分以上を占め、とりわけ金融機構の公営化は独占的な金融体制を敷いたものに等しい（劉進慶、1992：113-115）。公営企業は製糖、電力、石油化学、化学肥料など基礎産業から土地開発、観光、出版、印刷まですべての業界を網羅した。日本統治末期、日本政府は戦争動員体制を敷き、台湾を経済・軍事面で自主防衛能力を備える基地に仕立てようとした。それは基礎産業から民生工業まで、生産、流通、金融のあらゆる部門を政府の管理範囲に収め、一つの独立した経済ユニットを育成しようとしたものだった（陳俊昇、1993：75）。

産業部門から分析しよう。国家資本主義体制は四大公営企業を通じて生産部門を掌握した。すなわち台湾糖業、中国石油、台湾肥料、台湾電力である。公営企業はほかに鉄鋼、機械、造船、鉱業、金属、化学、紡績、製紙、製薬、木材、土木建設に及び、塩、タバコ、酒は専売事業とした。ほぼすべての基礎産業、民生工業が公営企業として営まれた。流通部門では中央信託局が対外貿易を担い、物資局が国内農産品の流通を仕切り、糧食局が食料の流通をおさえた。交通運輸は鉄道を含め、陸運、海運がすべて公営で、通信事業も公

営。金融部門は、農会（農協）信用部と信用合作社を除きすべての主要金融機関が公営である。政府主導の金融体系は総統府直属の中央銀行を頂点に中央信託局、交通銀行、台湾銀行、土地銀行、農民銀行、華南銀行、彰化銀行、第一銀行、合作金庫など台湾省属の銀行・公庫からなり、この金融体系は経済の立て直しに決定的な役割を担った（陳俊昇、1993：75-76）。なお2000年に民主進歩党が政権をとった後、金融自由化政策の実施に伴い、多くの公営銀行が民間金融グループに吸収された。

この時期の公営企業部門は資本金、従業員数、企業数、いずれからみても民間企業に優越している（劉進慶、1992：112）。1954年から1966年まで、公営企業が全国の企業資本総額に占める割合は50.3%から58.7%へと増加傾向にあった。1953年の土地改革によって公営企業株が民間に放出されたため、民間資本の役割が重要になってきた。国内総生産（GDP）の変化を見ると、公営企業の占める割合は1952年の57.3%から1965年の37.9%へと下がった。主な原因は、輸出主導型経済になって公営企業より民間企業の方が製造業などでリードする立場になったからである。

公営企業の民営化により四大グループ企業が誕生した。これらはすべて日本統治時代からの産業部門を継承している。台湾セメントは戦前の浅野セメント、化成工業、南方セメント、台湾セメントの四つの会社を統合した。台湾紙業は戦前の台湾興業、台湾パルプ工業、塩水港パルプ工業、東亜製紙、台湾製紙の五社を統合した。台湾工鉱は24炭鉱、31鉄鋼機械企業、7紡績企業、8ガラス企業、9油脂企業、12化学品企業、14書籍印刷企業、36製陶企業、1ゴム企業、5電器企業、16建設企業の計11業種、160企業をまとめて設立された。台湾農林は8茶業、6パイナップル業、11水産業、22畜産業の計4業種、45企業を統合して設立された（劉進慶、1992：84-85）。

冷戦構造の確立に伴い、アメリカは台湾に経済援助や軍事援助を行ったため、国民党政権は台湾での統治を確かなものにし、共産党政権の攻撃を振り払った。経済も安定を保ち、アメリカを中心とする国際分業体制に組み込まれた（文馨瑩、1990：194-214）。アメリカは台湾への支持を自国の外交政策の象徴と位置付けていた。経済援助のみならず、国民党政権の保護主義的政策や輸出補助金交付などを容認し、輸出市場も提供した。植民地統治を終えた日本が完全に引き揚げた上、国民党支持のアメリカも台湾の地元利益を無視しなかったため、台湾はほかの発展途上国がなかなか得られない経済の自由度を保持していた（瞿宛文、2011：250）。アメリカの経済援助が打ち切られた後も、台湾は冷戦体制の下、国際分業体制の一員としてアメリカと日本に頼った。一連の外資誘致の政策、法令、制度（表3-1）なども加わり、外資の導入はスムーズに進められた。

とはいえ、台湾の経済奇跡はアメリカの援助だけで実現するものではなく、その援助資

源を有効に使い、経済発展に役立てるよう政策立案できる優れた官僚システムの存在(P79 ②参照)も欠かせなかった。権威主義体制の下、官僚に経済政策の権限が与えられたことも大きかった。国民党が大陸統治時代に供与されたアメリカの援助は巨額のものだったが、共産党との内戦を勝利に導けなかった。経済発展は優秀な官僚システムに加え、有効な土地改革、社会の変遷、民間資本の形成、外資の導入など様々な条件が揃わなければ始まらないものである。

表3-1 外国人向けの投資制度

1952.6	簽訂中美投資保障協定
1952.10	有關對華僑在台灣投資生產事業的獎勵辦法
1954.7	外國人投資條例
1954.11	外國人及華僑投資審議委員會
1955.11	華僑回國投資條例
1959.2	公布外國人及華僑投資本金、利潤的外匯寄回國審查基準
1959.12	修改外國人投資條例
1960.3	修改華僑回國投資條例
1960.8	制定投資獎勵條例
1961.1	制定投資獎勵條例施行細則
1961.9	制定新美國援助法（外國援助法）
1962.	修訂中美投資保障協定
1962.8	制定技術合作條例

出典：外国人投資制度に関して（谷蒲孝雄、1992：106）

(3) 国民党政権の役割

後進発展型の政府が権威主義体制を敷くことは珍しくないが、民主化以降、それまでの権威主義体制をどう評価するかは難しい課題となる。韓国の場合、朴正熙政権への評価はまさにその典型である。韓国はナショナリズムの下での近代的工業化という点で高いコンセンサスを得ているが、台湾の経済発展はナショナリズムの要素について否定されている。

台湾は日本統治が残したインフラやアメリカの援助など外部条件に恵まれなかったら、経済発展は達成できなかった。ただし、これらは必要条件であって、誤った統治や政策によって損なわれる可能性もあった。必要条件に加えて、経済発展を推進する指導者の決意と執行能力も不可欠であろう。台湾の経済発展に導いた国民党政権から如何なる意思や能

力が発揮されたかを理解するには、歴史の文脈を探る必要がある。

① 土地改革と民間資本蓄積支援

1949年1月、国民党が共産党との戦いで追い込まれていた頃、陳誠が台湾省主席に任命された。何の法律根拠もなしに、2月初めに「三七五減租」の実施を宣言した。以後、貨幣制度改革、地方選挙の実施、国民党改革など一連の改革措置が立て続けに繰り出された。土地改革は、政治的強制力を使って土地所有権を変更させる政策である。地主主導の農業経済から資本家主導の工業経済へ転換させるプロセスで、当然ながら地主の利益を侵すことになる。大陸時代の国民党には、その改革を実施する条件が揃わなかった。

国民党と共産党の内戦は、両党による中国近代化の主導権争いという面があった。共産党は土地改革による農民動員戦略をとり、アメリカをバックとする国民党を追い込んだ。国民党も台湾に渡って土地改革実施を決意した。台湾では地主と縁が薄い分、しがらみは少なかった。土地改革後、国民党政権は工業化に全力を注ぐことができた。

国民党政権は権威主義体制の政治力をもって戦後台湾の国家資本主義体制を築いた。戦後の接収で日本統治時代の資本やインフラを受け継いだ。規模の小さいものは「耕者有其田」政策の実施を通じて地主に転売した。重要なのは新興産業の部分で、国民党政権は成長が見込まれる産業を新興の民間資本に手渡した。公営企業の更なる拡張には慎重な姿勢を取った。このような政策からは、大陸時代の経済政策失敗への反省が垣間見える。

土地改革の過程で、土地を手放した地主は実物債権と四大企業の株を対価として渡された。この四大企業は前述の台湾セメント、台湾紙業、台湾工鉱、台湾農林で、のちに民営化され、民間資本の形成につながった。1953年6月1日、四大企業は株式交換券及び実物債権の発行を行い、株式市場を誕生させた。小さい地主の所有株は証券会社によってかき集められ、最終的に大型の証券会社と大地主によって集約された(劉進慶、1992:226-227)。台湾セメントの場合、1954年10月の株主総会で経営権が台湾五大名家のうちの板橋林家、鹿港辜家、霧峰林家、高雄陳家に握られた。これらはすべてもともと大地主であった。

1958年、台湾の工業生産に占める民間企業の割合が初めて公営企業を抜いた。五大名家などを除いて、戦後台湾の民間企業家はほとんど裸一貫からの起業した者で、たとえば台湾プラスチック、国泰、新光、台南幫などはそうである。彼らの活躍した分野は紡績や食品など民生関連の軽工業、また金融やセメントなどの独占産業である。独占産業の場合は権威主義体制の維持のために、地元のエリートによる均等の利益配分という原則に沿う(瞿宛文、2010)。

② 国家を救うテクノクラート

大陸での失敗経験と緊迫した情勢のため、国民党政権の指導者は「一步下がると死ぬ」と高い危機意識を持ち、1949年以降、経済の建て直しと振興に力を入れるべきとのコンセンサスがあった。台湾に移った初期は経済状況が厳しく、百万人単位の人口増加や財政と貿易の赤字、インフレ、民生物資の不足など、難題が山積していた。蒋介石総統から任された陳誠の下、尹仲容、嚴家淦等など有能な経済官僚が働き、アメリカの援助が相まって、短期間に物価の安定を取り戻した。1952年には生産の水準を戦前と同程度に回復させ、アメリカ経済援助対象国の優等生となった。

かつて北伐直後の国民政府でも、経済官僚らは工業救国を訴え、近代工業化に取り組む一方、企業経営の概念を採り入れた経済企画組織として資源委員会を設立し、当時の優秀なエリートを集めた（薛毅、2005；鄭友揆等、1991）。戦時中、資源委員会は工業がなかった後方地域に基礎工業を立ち上げた。戦後、同委員会は大陸全土の重要工業を引き継いだ。台湾に移ってからは日系企業を接収した。この組織が有能だったため、任された十大企業は皆、順調に生産を回復させた。孫運璿、李国鼎らが当時台湾で接収作業にあたったメンバーだった。同委員会は大型の鉱工業を受け継ぎ、国营企業の基礎を作った。そのメンバーは1950年代の台湾工業発展の重責を担い、当時、彼らは工業救国、国家に奉ずると励まし合っていた。

台湾の経済奇跡を実現させた仕掛け役ともいえる彼らは経世をモットーとする知識人でもある。経済を学び、国を救うのは経済しかないと考え、工業救国の思いに至った。経済発展だけを目標とするというよりは、国を救い、西洋に追いつくために経済発展を目指すという考え方である。財政経済技術官僚の彼らを「実業をもって国を救おうとする儒教信奉の官僚」と呼ぶべきであろう（瞿宛文、2009）。

たとえば、経済学者である王作榮は尹仲容について（王作榮、1964）「……仲容先生は彼の司る行政組織を活用し、台湾の経済建設の実行を促した。個人の前途を省みず、この分野の推進に自らの人脈や支配できる資源を生かした。どんな批判を受けようと、意に介さずに突き進んだ。挫折に見舞われても基本的な態度を変えることはなかった」と記している。尹仲容はリスクの伴う決断をしてきた。1955年に起こった揚子木材事件では、彼が司る中央信託局が、財務上の問題に直面していたが優れたものを持つとの判断で民間企業に融資したところ、「」の罪で起訴され、最終的に無罪に終わったものの、二年ほどの間、無職を経験せざるを得なかった。

歴史学者の柯偉林によれば、彼らエリートらは大陸にいた頃から戦後復興や工業化計画などの準備を進めていた。彼らの経済企画能力は国民党政権が台湾に移った最初の時期に欠かせない資産であった（Kirby、1990）。その能力のみならず、発展を後押しする強い

意志も見逃してはならない。国家を救おうとする百年来の思潮は一種の近代中華民族主義と言え、これは中国大陸及び海峽兩岸の経済発展に影響が及ぶものである。戦後初期、実業救国を目指すこの儒教志向の官僚たちは自らの足場を固めるだけでなく、中国の模範となる省の建設を目指していたのであり、救いたいのは台湾だけではなく、中国こそその目標であった。彼らにとってみれば台湾の経済発展は中国近代化計画の先駆けだった。

(4) 産業組織と平等主義発展モデル

一般的に言えば、台湾の経済発展モデルでは、戦後初期の成長では所得の配分が比較的平等だった(表三を参照)。国民党政権は権威主義体制のもとで社会の安定を維持する一方、所得配分に配慮していたのである。農村の土地改革において専業農家の割合を上げる一方、農家の農業外所得も増やそうとした。都市と農村の所得格差を縮小し⁵⁰、公務員部門の給与体系をフラット化し、格差を減らそうとした。労働運動は抑えながら、給与のベースアップも徐々に図った。また、中小企業と労働集約産業を支援した。

経済発展に伴い、権威主義体制に挑戦する社会的な基盤も整ってくる。人々は権力の共有を求め始めた。そして、経済発展に伴い、民主化運動も台頭し、誰か主導権を握るという問題しか生じない。市場経済の国々では大企業は政府との関係が近く、政治からアプローチされる立場にもある。政と商の密接な関係は普遍的なものと思われる。それに対して中小企業は政府と割と遠い関係にある。

以下、韓国の例を見る。戦後初期、李承晩政権が日本から接收した資産を早い段階で民間に安く払い下げた。これらの企業が後に財閥の基礎となる(Kim、1987)。1960年代、朴正熙が軍事クーデターにより政権を奪取した。その後、経済発展に突き進み、財閥の規模も大きくなっていった。朴は財閥と緊密な関係を築いた。1970年代、大型の重化学工業を推し進め、いくつかの財閥に任せて、政府がバックについた。当時の大財閥が事業分野を広めようとして中小企業の活動を圧迫するケースも見られた(Amsden、1989; Cheng、1990; Kim、1997)。

韓国の民主化運動は植民地時代からの抗日運動を継承し、冷戦体制下でも継続した。民主化を求める力は①学生②労働者③教会である。なぜなら、中小企業の力が弱い一方、大企業は政府と緊密な関係にあるが、この三分野の人々だけは過去の歴史を伝承しているからである。

⁵⁰ 台湾における農家と非農家の一世帯平均所得を比較すると、1960年代から現在に至って、農家の場合は凡そ非農家の7、8割りで、後進的な国家の中で都市と地方の格差をこれだけ抑えた国はなかなか少ない。農業以外の収入を増やしたため、1969年から農家の世帯所得に占める農業以外収入の割合は農業収入を超え始めた。主計処 2009年台湾地区家庭收支調査報告: <http://win.dgbas.gov.tw/files/all.asp?year=98> (2009. 5. 20) をご参照ください。

韓国と違い、台湾の戦後経済において国民党政権は内戦の失敗から平等主義を採るようになった。まず、日本から接收した資産を私有化せず、国有化した。これは、統治を継続するためであり、国営という民国創建以来の伝統でもある。民間企業を支援することも方針としたが、その前提は企業が政権を脅かす力まで持たないことである。政府が利益を配分する際、特定の民間企業が突出しないよう、各勢力に均等に割り当てようとした。この動きは中小企業に発展の道を開くことになった。国営企業は事業範囲を広げすぎず、民間企業の利益に影響することはなかった。戦後台湾の産業構造は、基本的に国営企業-大企業-中小企業、それぞれが自らの土俵を持つという形になった。この仕組みが戦後台湾の所得均等分配に役に立った（瞿宛文、2011：255-256）。

台湾と比べると、韓国の経済は、財閥の果たす役割は非常に大きい。韓国財閥のGDPに占める割合も高く（Kim、1997）、中小企業の発展は圧迫されている。サムスンや現代などの大財閥は与えられた発展の務めを果たし、世界の一流企業と肩を並べたが、韓国社会も相応の負担を強いられた。1997年のアジア金融危機で財務リスクの問題が表面化し、当時の上位30社の財閥のうち半分が倒産や経営再建を迫られた。なお、財閥の影響力は韓国の政治転換にマイナスに働くこともあり、民主化運動での攻撃対象にもなった（Shin & Chang、2003）。

韓国政府は民族工業（National Champion）政策を採ってきた。朴正熙時代から、韓国は財閥を支援すると同時に、世界的なブランドの創出を仕掛けた。もちろん、この動きはリスクも伴うが、成功すれば大きく報われる。国民党政権は民間企業を支援する際、均等の原則を徹底した。台湾に移った当初の危機感が経済の命題を成長より安定の方に決めさせた。韓国のような民族工業（National Champion）を推進することなく、TSMC、UMC、ACERなど台湾の著名企業はすべて企業の努力によるものである。これらは政府がIT産業に力を入れた証拠であり成果でもあるが、委託生産を中心とする企業がほとんどである。中国大陸は積極的で、経済高度成長と同時に民族工業政策を採っていた（Chu、2009）。

国民党政権は土地改革を通じて社会への掌握力を強めた。加えて、危機意識の下で平等主義的な発展を求め、都市と地方、大企業と中小企業の所得水準に格差が生じないよう取り組んだ。そのため、社会的な格差問題はそれほど大きくならなかった。このため民主化運動が社会問題をテーマにすることは少なかった。のちに設立された民主進歩党は、いわゆる本省人-外省人のエスニック問題を取り上げた政治闘争を行う場合が多かった。

台湾の民主化は経済の自由化に始まる。戦後、国民党政権の官僚らは日本殖民統治による産業インフラを基盤に、アメリカによる資金援助を生かしながら、土地改革政策や産業政策などを駆使した。台湾を先進国の仲間の地位に押し上げた。経済の自由化と社会の多

元化に伴い、国会改革に対する期待はますます膨らむ。

第2節 経済自由化と政治民主化

戦後の台湾は経済面でも政治面でも著しい発展を成し遂げた。過去50年余り、台湾は Kuznets の言う近代的経済成長の時代(epoch of modern economic growth)を実現した。農業経済から工業経済へ転換し、1960-1990年代の高度経済成長によって経済奇跡(economic miracle)を創った。一方で、経済の自由化、市場化に向かう。1987年の戒厳令解除、1988年の蔣経国総統の死去を経て権威主義体制から民主主義体制へ移行し、いわゆる「静かなる革命」を完成した。二度の政権交代も経験し、政治民主化の道のりを着実に進んでいる。

台湾の民主化と経済発展の関係はとても密接である。三つの論点から考えてみたい。①政治制度の比較と変化；②経済制度の比較と変化；③政治体制の変化と経済発展の関係。権威主義体制の下、政府が民間経済に影響を及ぼす三つの力がある。すなわち全能政府⁵¹、官僚システムの自主権、政策強力介入である。官僚システムの自主権とは、官僚システムが経済発展という政策目標を達成するにあたり、社会团体や各層の要求する利益を反映させることだけを考えるのではなく、自主的に政策立案をすることである。国家が独立変数、社会は従属変数である。官僚は自らの考えに沿って政策を作り、社会团体に影響し、経済発展や文化、イデオロギーの発展につながる。政策能力は政府の民間社会への影響力、社会関係の規範、資源の吸収と運用などの能力が含まれている（盧文吉、1998）。

政策強力介入の経済とは、政府が経済成長達成を目的にあらゆる経済活動について積極的に公共政策を作ろうとするものである。公共政策の範疇は財政政策、関税政策、金融政策、外貨・国際資本移動政策、国営事業政策、農業政策、産業政策、科学技術政策、経済建設政策等が入る。これらの公共政策は強く市場に介入し、影響を及ぼすもので、市場原理を歪める弊害もあるが、政府の政策として存在感がある。権威主義体制の下での、全能政府、官僚体系自主権、政策強力介入は民間との衝突が少なく、経済効果が大きく現れた。

権威主義体制は、野党の結成や選挙の開放など重大な事象が起きるたびに变化する。その都度、国家権力は排他性や強制力を削がれる。高度経済成長が経済市場化をもたらし、政治の民主化と社会の多元化に促っていく。

国家が立ち向かう課題は単なる社会の要請による公共サービスや政治参加の範疇を超え、産業の成長もそれまでの政府の産業発展の過程に占める主導性と存在感を弱めることになる。一部の産業では政府の政策を誘導しようとするに至る。大企業の財務能力の向上

⁵¹ 全能政府とは政府が政策目標を達成するため、どれだけ強い特殊な社会状況や利益団体の抵抗に遭おうとも対処できることを意味する。

に加え、グローバリゼーションにより資本市場の自由度が高まったこともあり、民間の投資行為が次第に政府の影響外におかれるようになった。産業活動の国際化、国内市場自由化への要求がますます強まり、権威主義体制はその環境の変化に迅速に対応することができなくなった（劉鴻暉、2000:190-191）。

権威主義と民主化後の政治面の比較をした（表3-2参照）。権威主義体制下では全能政府、官僚システムの自主権、政策強力介入の要素が強調されるのに対し、民主化以後は効率のいい政府、国会によるバランス、少ない政策介入などが見られる。

権威主義体制の場合、政府は立法機関と民間社会を同時に掌握するため、行政が相対的に自主権を持つ。一方で、民主化後の政府は国会の監督を受けるようになったが、高度科学技術の工業化政策と戦略性産業においては主導権を握り続けた⁵²。

表3-2 権威主義・民主化以後の政治面の比較

制度支柱	政策段階	権威主義時期	民主化後
相対自主	政策決定	政府が立法機関と民間社会を掌握するため、相対的に自主権を持ち、行政が政策を独自に決める。	政府の施政が立法院の影響を受ける。高度な技術及び工業化の関連政策と戦略性産業の政策については依然、主導権を握る。
政府能力	政策施行	中央主権的な官僚システムの下、強力な権威主義体制の支えを得るため、産業界から抵抗を受けにくい。	政策の実行は権威主義体制の強制力に頼れず、制度運用を生かして産業界を誘導する。産業界も収益を見込んで協力する。 利益と関係ない者に「効率いい政府」は「行政指導」の手段を使って協力させることはできなくなる。
公共政策	政策内容 と目標	各領域に関係する政策を使い、産業の生産と投資の	政策内容に大きな変化。科学技術産業の発展に集中し、政策

⁵² 過去 50 年、台湾の政府は各種の産業政策を打ち出し、産業の発展を支援した。例えば、1950 年代輸入代替の時期に食品加工業と自動車産業への支援。1960 年代輸出拡張時期の紡績業。1970 年代第二次輸入代替時期の石油化学業、鉄鋼業、造船業など。1980 年代政府が「戦略性工業」を打ち出し、機械業、機電業、IT 産業、情報産業を対象に支援した；1990 年代六ヵ年國家建設計画が推進した「十大新興工業」に通信業、情報産業（ハードとソフト）、消費性電子業、半導体業、精密機械と自動化、航空工業の特化、製薬、バイオ化学技術業、医療保険業、環境保護業、高級材料業が含まれている。2000 年代に進めた「新興重要戦略性産業」には 3C 工業（情報、通信、消費電子）、精密電子元工業（含デジタル 3C 部品、半導体、光電）、精密機械設備工業、航空工業、バイオ医療、特殊化学工業、グリーン技術工業、高級材料工業など入っている。

		決定に影響を及ぼし、政府は産業の発展を方向付けながら経済発展を促す。	目標として高度な科学技術の工業化と競争力の向上を据える。
--	--	------------------------------------	------------------------------

出典：「民主化と産業発展の政治経済分析」（劉鴻暉、2000:190-191）

権威主義体制の下では、中央主権的な官僚体制は産業界の抵抗を受けずに政策の実行に突き進むことができる。民主化時期に入ると、政策の実行は制度上の利益誘導を手段に産業界から協力姿勢を引き出す。しかし利益を見込めないと判断されれば、行政指導を使っても企業に迫ることはできない。公共政策の面では、権威主義体制の時期に政策の内容に関連性のある中身を加えたりし、産業の生産と投資の決定に影響を及ぼす。政府は政策目標を立て、産業の発展を方向付けする。民主化時期の政策内容は大きな変化が見られる。科学技術産業に集中し、政策目標に高度な科学技術の工業化と産業競争力の向上を据える。

なお、1950-2005年台湾の政治事件が発生したことから、民主化の過程を垣間見える(Fei and Chu、1996)。政治的なイベントといえば、選挙、法律の制定、政治運動、政党の結成など挙げられる。選挙は、国民大会代表、立法委員、総統、地方省市長の選挙など相次ぎ実施された。法律の制定は選挙関連と人民権利の関連法があり、その中に集会、組織組成、出版、旅行などの関連法が入っている。政治運動と政党の組成をきっかけに、民主化やクリーンな選挙を求めて抗争や暴動などが起き、国民党以外の政党の結成にもつながった。政治歴史事件はその他に蔣経国総統死去や長老の国民代表と立法委員の退任、公民投票などがある。

台湾の経済発展過程と政治民主化の関係を分析するに際して、以下三つの段階に分けることができる(Fei and Chu、1996)。

第一段階 民主化萌芽期(embryonic democratization)(1970-1987)

- ①国民大会代表と立法委員の増員補欠選挙
- ②「クリーン選挙」と「人権」の社会運動

第二段階 民主化根ざしの期(intensive democratization)(1987-1996)

- ①戒嚴令解除
- ②総統直接選挙

第三段階 民主深化と確立(1996-)

- ①二度の政権交代
- ②公民投票

民主化萌芽期は20年近くにわたる。民主主義思想が吹き込まれ、民主化への要求が高まり、一連の社会運動や抗争を促した。国民大会と立法院の正統性に疑義が生じ、国民大会と立法委員の増員補欠選挙の実施になった。民主根ざしの時期は10年で、1987年の戒厳令解除、1996年総統直接選挙など実施された。その後、今日までに2000、2008年と二度の政権交代が実現した。

(1) 経済制度の比較と変化

台湾経済の発展と制度逐次開放が行われた。制度の開放は政府の経済政策と強い関連性がある。戦後台湾の経済政策は三つの段階に分かれる。①輸入代替期(1950~1962)②輸出主導期(1962~1980)③科学技術主導期(1980~2005)。

政府は三つの段階にあわせてそれぞれの経済政策を採り、台湾経済政策モデル(Economic Policy Matrix)を作り上げた。それは十大領域にまたがるものである(李国鼎、1997)。

- ① 財政政策
- ② 関税政策
- ③ 金融政策
- ④ 外貨政策
- ⑤ 国際資本移動政策
- ⑥ 国営事業と国家建設政策
- ⑦ 農業政策
- ⑧ 人材資本政策
- ⑨ 科学技術政策
- ⑩ 経済建設計画

1950~1962年の輸入代替期に政府の戦略方針は内向的発展にあり、国内の需要を満たす生産を支援し、一般消費財及びローエンドの耐久性消費財は輸入品に取って代わった。農産品と農産加工品を海外に売り込んで外貨を稼ぎ、外貨をもとに工業化の基礎をつくった。政府は工場の新設や輸出を制限し、外貨を管理した。

1950年代末から経済成長のペースが速くなり、国内市場は飽和状態に近づいたため、1962~80年に輸出主導経済へと転換した。政府は輸出を奨励し、対外貿易関連の規制を緩

和した。1958年、政府は「改定外貨貿易計画案」を打ち出し、1963年には単一の為替レート制度を導入した。輸出税還付や低利融資、輸入規制緩和、加工輸出区の設置、保税制度の導入、工場新設の解禁、投資奨励条例の公布(高希均など、1994 ; 李国鼎、1997)など次々と政策を投入し、海外市場拡大を図り、工業の成長速度を速めた。工業部門の雇用が大幅に増加し、国内は好景気が続いた。「台湾経済奇跡」の誕生であった。

1970～80年の間、第二段階の輸入代替政策がとられ、その目的は輸入資本財・中間財を国内で生産することにあつた。投資奨励条例を改定し、産業構造の転換を促し、石油化学工業を支援する措置を実施する一方、自動車産業の振興政策も採り入れた。この時期は、輸出拡張のため、合同輸出の形を取った。1979年に外国為替市場を設け、変動為替制へ移行した。

1980～2005年の間は科学技術主導の時期にあたる。当時、先進国では保護主義が強まる一方、後進国は低人件費を武器に追いついてきていた。伝統産業を守るだけでは行き詰まることを見越し、技術水準の高い産業へと全力を傾注することにした。

1985年、産官学が産業高度化と経済発展の対策を練り、最終的に「自由化、国際化、制度化」という将来の経済戦略をまとめた。「自由化」とは、貿易自由化、投資自由化、金融自由化、外貨交換の自由化、国営企業の民営化など、市場の機能に委ねることを意味する。「国際化」は、外国人に内国民待遇を与え、市場へのアクセスを開放し、国際標準に合わせることを意味する。「制度化」は各種の経済管理方法を法律に基づくものにするものであり、言い換えれば、不透明な政商関係にかわっていわゆる「陽光法案」を制定することである。

政府は「十四項目建設」に着手するなど公共投資を増やす一方、自由化の徹底を通じて民間投資を促し、国内需要を掘り起こしつつ、経済自主性の向上や経済の安定成長を目指した。さらに、市場経済の機能を強めるように資源使用効率の向上や産業構造の転換などに努め、生産性の高い産業と技術資本中心の工業に集中して取り組んでいた。

1980年代以降金融自由化、外貨交換の自由化、国営事業民営化など一連の自由化が行われた。金融自由化は、金利自由化と行政面での自由化(公営銀行の民営化、民間銀行の設立解禁、外国銀行への市場開放)が含まれていた。

産業構造の転換を目指す行政手段は税制上、及び金融面での優遇措置であった。とりわけ、税制がその主要な部分であった。「投資奨励条例」と「産業高度化促進条例」が施行された。前者の実施期間は 1960 年から1990 年まで、三つの段階に分かれる。第一段階は 1960 年から 1970 年 ; 第二段階は 1971 年から 1980 年 ; 第三段階は 1981 年から 1990 年。後者の実施期間は 1991 年から今日に至る。

1960年、政府は経済発展計画を実行するために「投資奨励条例」を提出した。期限は10年であった。第一段階が終了する際、劉大中主催の賦改会で税制の全面見直しが議論され、投資奨励条例は10年延長とされた。第二段階の終了間際、今度は第二次石油危機に見舞われ、経済建設委員会が中心になって「修訂奨励投資条例把握的政策方向與修行重点」をまとめた上で、さらに10年延長した。1990年末、投資奨励条例の期限が迫り、政府は環境の変化に応じて経済自由化、制度化、国際化をさらに進めるため、代わりに産業高度化促進条例を制定した。

おりしも、「投資奨励条例」の第一段階は「輸入代替時期」から「輸出拡大時期」へ移行する頃にあたる。国民所得を増やし、租税制度の見直しを通じて資本と貯蓄の蓄積を促した。1968年から1970年までは税制改革期間で、設備更新の促進と資本集約型産業の育成のため、「減価償却の加速」と「5年免税」が盛り込まれた。第二段階の奨励目標には設備更新の加速、資本大衆化、合併の奨励、省エネ、エコ、国際資源開発などが加えられた。その段階毎に奨励目標を設け、ツールと対象を拡大していった。

1973年、石油危機が起き、省エネや国際資源開発が重要なテーマになったため、第二段階で条例に節約とエコ機器の設備の減価償却期間を二年短縮すると追加され、外国資本による開発に一年から四年免税する優遇措置を適用した。第二段階の奨励対象には鉱工業と特別奨励事業が加わった。特定鉱工業は国内で製造されない設備機器を導入する際の免税措置が適用された。特別奨励対象となる基本金属製造工業、重機械工業、石油化学工業など、国防関連の発展にも必要な資本技術集約型の重要生産事業は22%の納税限度額を適用され、産業構造転換が期待された。

第三段階は景気の動向に応じて投資控除などの刺激策を打ち出した。そのほか、国際競争激化と保護主義台頭の中で、政府は国際的マーケティング力を増強するため、大手貿易会社の設立を促した。製品の品質と付加価値を追求するため、研究開発に力を入れた。産業構造の転換をはかり戦略的な産業を育てようと、利益の内部留保の上限を資本金の二倍まで引き上げた。

投資奨励条例では、五(四)年の免税措置を受ける事業は一定の基準を満たさなくてはならない。生産能力、資本金、原料投入、生産工程、品質、内製率、輸出比率、マーケットなどの制限がある。政府がこれらのハードルを設ける目的もまた、産業構造を資本技術集約型に転換させるためであった。

1990年代の産業高度化促進条例は各方面のコンセンサスを得て、投資奨励条例を大幅に修正したものである。五(四)年免税と関税減免などを外し、企業の生産力向上や品質改善への寄与を主眼に内容の見直しを行った。自動化生産設備や技術の導入、研究開発、人

材養成、国際ブランドの創造、エコ、省エネ、合併の推奨、起業などに重点が置かれ、一般的な投資、大手貿易会社などの奨励をあまり強調しなくなった。

次に権威主義体制と民主主義体制の経済発展への影響を比較した（表3-3）。経済制度の変化は如何にして権威主義体制下の政府と社会の関係を民主主義体制下の政府と社会の關係に轉換させたのだろうか。すなわち、中央政府の権力が社会の中の家庭と会社に移された。

表3-3 権威主義と民主体制の経済面の比較

項目	権威主義体制	民主主義体制
経済目的	政府企画の下、経済成長を追い求める	経済の安定成長と所得の均等配分
経済政策	積極的に金融・財政政策を運用	金融・財政政策が保守的
金融市場	地下経済の一般化	成熟した金融市場
製品種類	製品の種類が少ない	製品の多元化
創意工夫	創意工夫に欠ける	創意工夫に富む
所得移転	所得が裏で企業に流れる	所得の企業界への流れを避ける
社会福祉	社会福祉が少ない	社会福祉が充実
国際経済	貿易投資面では外国との競争を恐れる	貿易投資面では開放で外国と競争を恐れず
経済構造	経済構造が硬直化	経済構造が柔軟
政府の役割	全能政府	効率のいい政府

出典：「**Liberalization Promotes Development**」(Fei and Chu, 1996)

轉換と変化について、「経済目的」の方は、権威主義体制での経済成長から民主体制での安定成長と所得均等配分へと変わった。「経済政策」の方は、権威主義体制の政府は積極的に貨幣と財政政策を運用し、貨幣政策に積極的に介入していた。外貨政策では政府が国家主義を基本にし、外貨準備高を独占した。人民の経済行為をコントロールするため、中央銀行は外貨の使用権を許可制にするほか、経済成長を求めため、人為的に為替レートに対する評価を操縦することによって輸出業者に支援や抑制を行っていた。民主体制に入ってから、貨幣と財政政策を保守的に扱い、貨幣政策への介入も保守的になり、外貨政策は国家主義から国際主義へ轉換した。

「金融市場」は、権威主義体制の下、地下金融が一般的に存在し、かえって通常の正規

金融が少なかった。民主体制では、成熟した金融市場がある。「製品種類」の方は、権威主義体制の下、製品の種類が少ないが、民主体制になると製品が多様化した。権威主義体制では「創意工夫」はあまり見られなかったが、民主体制では非常に多く見受けられる。

「所得移転」については、権威主義体制の場合、所得が裏で企業界へ流れることが多く、たとえば、農業を犠牲にして工業の発展にお金を回すや、企業に投資への低金利融資を提供するなどいろいろな事例が見られた。民主体制の下、累進税率の実施や富裕層課税などを通じて、所得は企業界に流れるのが防がれている。権威主義体制での「社会福祉」は少なく、民主体制の社会福祉が厚い。「国際経済」の面では、権威主義体制の下、貿易投資で外国との競争が恐れられ、民主体制は外国の競争を恐れず、貿易投資のスタンスは開放的である。「経済構造」は権威主義体制の場合、硬直で、民主体制は柔軟である。「政府の役割」は、権威主義体制の政府は全能で、民主体制の政府は効率のいい政府となる。

(2) 経済発展と政治民主化の相互影響

経済の自由化・市場化が政治の民主化をもたらしたのか。それとも政治の民主化が経済の自由化・市場化を促したのか。社会進化論 (social evolutionism)⁵³から、台湾の政治と経済発展の相互影響を見てみよう (Fei and Chu、1996 : 29-32)。

台湾民主化の萌芽期(1970~1987)は、輸出主導期(1962~1980)から科学技術主導期(1980年以後)に転換する過渡期にあたる。技術集約型製品が労働集約型製品に取って代わり、生産と輸出の構造は変化と競争に対応しようと柔軟性を保っていた。

政治の民主化は、政府権力がミクロ経済に分散された過程である。市場機能の調整などと関連し、輸出主導期の三つの大きな事象があった。

①経済の市場化

a)金融市場は金利調整によってマネーフローをコントロールする

-金融市場(1976)

-貸出基金市場(1976)が民間に資金融資し始める

-債券市場(1974)が政府に資金融資する

⁵³ 社会進化論 (social evolutionism) とは、ヘーゲルやコントなどの社会の進歩についての議論をベースに、生物学において広まりつつあったさまざまな進化論をとりこんでつくられた社会理論の一種であるが、今日の英語圏では主に単なるイデオロギーとしてとらえられており、本来のダーウィンの考えからは逸脱するとの説もある。その理論は多様であり、目的論的自然観に基づく方向性のあるものから、チャールズ・ダーウィンの進化論にヒントを得て、方向性の定まっていないものまで含まれる。今日、社会進化論は、社会はしだいに進歩するという社会理論一般を指し、C. ダーウィンの進化論を直接社会現象の説明に適用するいわゆる社会ダーウィニズム social Darwinism とは別物であるとする暗黙の了解がある。しかし歴史的にみると、比較的最近になるまで両者の区別は存在しなかった。代表的な社会ダーウィニストといわれるキッド B. Kidd が著した本の題名が《社会進化論》(1894)であったのがよい例である。

- b)外国為替市場
 - 外国為替市場の設立(1979)
 - 外国為替相場のペッグ制か変動制の採用(1978)
- ②政治の影響力低下(depolticization)
 - a)財政政策を駆使し、市場価格の介入を行う
 - 輸入制限の撤廃(1971.1983.1986.1988)
 - 債券市場の設立(1974)
 - b)公営企業の経営効率改善(1973)
- ③中央銀行の自主性：貸し出し基金説の高金利政策によるインフレ退治(1972)

社会進化論の観点から分析しよう。経済自由化・市場化の過程において、政治民主化萌芽の第一段階では(1970～1980)科学技術主導の基礎が形成された。台湾の市場経済体系は柔軟性に富むものとなった。経済面では、科学技術主導期(1980～2005)の自由化過程は台湾社会に多様性をもたらし、政府の権力はさらに移転され、市場は次のような「機能性専門化」と「国際化」に向かっていった。

- ①金融市場が機能性専門化と国際化に向かう
 - a)機能性専門化(1985.1986.1987)
 - b)国際化(1983)
- ②為替レートの合理化と介入のない変動相場制(clean float)(1983.1985.1986)
- ③政治の転換による財政保守主義(fiscal conservatism)

市場経済の枠組みが固まり、政治の力は経済面から撤退し、政治民主化が促され、人民の政治転換に対する要求が高まる。

政府の政策は民営化、国際化を目指すだけになり、市場はさらに完備される。

 - ①民営化：政府は人権の需要を満たすため、経済や政治の面での対処が必要。
 - a)経済面：民間の外貨保有を解禁(1987)、証券会社の設立を解禁(1988)、銀行の設立を解禁(1989)、公共事業への民間投資の奨励(1990)。
 - b)政治面：集会、結社、出版、旅行(1987.1988)を解禁し、政治や経済の自由化の過程を強化する。
 - ②国際化：外資の保険市場参入(1987)、国外投資者の株式投資解禁(1990)。
 - ③市場の更なる完備：新為替レート制度(1989)、外国為替先物市場の開設 (1991)；先物商品市場の開設(1996)。

政治の民主化は経済の自由化に伴って進んでいた。経済の市場化及び自由化の過程の末期には政治民主化が始まり、展開した⁵⁴。時系列や推移変化を論理的に分析すると、経済の自由化、市場化、近代化は政治民主化の必要な基礎となると言える。

民主主義が芽生え、経済は科学技術主導期に入り、輸出の主力が労働集約型商品から、労働力と資本蓄積の組み合わせによる技術集約型商品に変わった。企業は技術上の問題、たとえば特許の合法性を含む契約の争議などにより多く直面することになる。中産階級は個人の権力と利益を求めため、民主化を促進する。民主化の達成には企業と家計など経済単位の成熟も欠かせない。教育などを通じて思想と文化価値を学んだ上で成長し、成熟する。

ある段階まで政治自由化は経済成長に有利だが、その段階を超えると、その効果がマイナスになっていく(Barro, 1996 ; Barro & Xavier, 2004)。ロバート・バロ (Robert Barro) の結論によると、民主指標が0.53に達した場合、経済成長率が一番高くなる。台湾の政治民主化と経済成長の関係でも同じ現象が見られるだろうか。学者の研究によると、1953年から2003年まで51年間の統計資料をもとに分析したところ、台湾の政治民主化初期は政治の民主化が経済成長にプラスに働いたが、中期に入ると、逆に経済成長の足を引っ張るようになった。統計分析によると、1953年から1978年まで民主化の進展につれ、一人当たりの国民総生産 GDP 成長率は増加していた。1978年を頂点に2003年までは降下した。1978年、GDP 成長率のピークが51%に達して、ロバート・バロの指摘する逆U字曲線のマックスポイントの53%に近かった(盧文吉, 2005 : 23-25)。

過去50年、台湾経済は成長し続けた。経済構造も変化し続けた。主力産業は農業から軽工業、重工業、化学工業、技術集約型工業へと変わっていた。一人当たりのGDP、教育、医療水準も向上し続けた。人民の政治民主化に対する要求も日に日に高まっていた。情報伝達や教育の発達により、中産階級が成長し、彼らは政治に対して関心を示し始めた。多様な意見が反映されやすくなり、政治的にも許容されるようになった。これは民主政治の基礎となり、経済成長と政治民主化は同方向の関係にあることが分かる。

既存の研究と統計分析はこの結論を支持している。一人当たりのGDP成長率、人口成長率、識字率などから民主化の能力が解釈できる。人口成長率と非識字率は民主化の程度と負の相関関係にある。教育が普及するほど、非識字率が低く、人口成長率が低いほど、民

⁵⁴ 欧米の先進国が貧しい国の発展を助けたいと思うなら、政治体制を輸出するよりも、経済体制(財産の保護と自由市場の原理)を輸出するほうが有効である。多くの場合、政治体制というのは、国民の生活がある程度豊かにならなければ、安定しないものなのだ。貧しい国に経済の自由を根づかせることができれば、経済成長は加速し、その国はやがて、自らの手で民主化を進めていくことになる。貧しい国に経済の自由を根づかせることができれば、経済成長は加速し、その国はやがて、自らの手で民主化を進めていくことになる。(ロバート・J・バロー, 1997 : 28、日本経済新聞社)

主化程度が高い（盧文吉、2005：25-27）。

識字率をあげるために民主政体の政治制度が必要で、Inglehartが指摘した、民主化過程において政治文化の果たす役割と動力の分析と符合している。Inglehartは政治文化の核心要素として自己表現価値（self-expression values）を重視し、この価値観は公民が自己表現の能力を擁するという前提に立ったものと考えられるから、非識字率を下げることは政治文化を育てる基礎条件の一つと言える。台湾社会は工業化を経験し、公民の自己表現能力も教育を通じて高められた。その自己表現の価値こそ民主転換と確立の基本動力である。自己表現価値はその他の政治文化要素に比べ、民主化レベルの解釈に使われやすい（Ronald Inglehart & Christian Welzel, 2005：259）。

経済発展は社会の多元化をもたらし、その多元化の利益をいかに反映させていくか。その利益の衝突はいかに解決するか？立法過程においていかに合理的に制度化、保障されるのか。これらは経済発展に伴う多元化社会の産物である。経済発展に伴う社会多元化の過程に対する理解は市民社会の発祥と発展の過程に対する理解でもある。その理解を深めることにより国会改革と民主化の関連性も垣間見えてくる。

第3節 経済発展、市民社会と政治民主化

近代国家は、国家組織と民間社会で構成される。民間社会は市民社会（civil society）、政治社会（political society）、経済社会（economic society）と三つの領域に分かれる。市民社会は国家組織と自由市場の間に存在し、構成員の経済体系による社会的交際や動きが組み入れられている。その中身は家庭、社会団体、社会運動などによって形成されたネットワークである（Cohen & Arato, 1992：346）。政治社会は政党、政治組織、専門の政治行動者から構成される。経済社会は企業など生産に従事する行動者によって構成される。政治社会は市民社会と国家組織の間に位置するが、経済社会は市民社会と経済体系の間にある。両者が市民社会と共通するのは民主主義政治システムにおいて個人の権利の基礎に立ち、その個人の政治的権利と経済的権利が制度化されることである。民間社会の社会文化価値体系、組織、パブリックコミュニケーションネットワークなどが形成され、民主化の過程において個人の権利を国家組織と市場経済システムによる侵犯から守る（Cohen & Arato, 1992：ix）。国家組織の角度からみれば、政治社会は政治のコントロール、動員、効率、統治などに影響し、経済社会は生産の管理や市場秩序の維持などと関係している。

冷戦以降 1990 年代、グローバル化の影響を受け、国際政治と国際経済は二つの異なるシステムに分かれる。一つは競争的国家システム（a system of competing states）であり、

もう一つは世界資本主義システム (a world capitalist system) である。この二つのシステムの動きが国家組織と市場経済の運営に影響する。

国家組織は互いに機能を補い合う行政、治安及び軍事組織から構成される。一つの行政権威が率いて調整などを行う。国家組織は特定の領土内、民間社会で運営される。国家の公権力を付与され、民間社会から資源を汲み上げ、その資源を使い、その行政性と強制性を支持する機関組織を構築する (Skocpol, 1979 : 29)。近代国家組織の二つ基本的な利益と立場は、自らの正統性 (legitimacy) と資本蓄積 (capital accumulation) (O'Connor, 1973 ; Offe, 1984 ; Habermas, 1975) である。近代国家における民主化と経済発展の関係を分析すると、国家組織は経済システムの運営を維持しつつ、国民からの民主化要求に応えなければならないという姿が見えてくる。

産業構造の転換及び国際環境の変化により、台湾経済は輸入代替から輸出主導へ転換し、民間部門の経済力は増した。その中で、民間社会の政治自由化に対する要望も高まり、政権の正統性に挑戦的な見方が出てきた。それが報道・言論の自由などへの要求となった。1970年代半ば以降、「台湾政論」、「夏潮」、「美麗島」、「1980年代」など政治関連の「党外」雑誌が発刊された。郷土文学をめぐる論戦も起こり、市民社会が出身省籍や階級利益の格差などに気づき、権威主義体制における政治経済の主体性を中心とする政治権力構造とイデオロギーに挑戦するようになった (蕭全政, 2004 : 11)。蔣経国総統は経済発展を重視したが、農民、労働者、女性、消費者には権益の相対的剥奪感も生じさせていた。そのほか、環境保護運動なども始まった (蕭全政, 1989)。1980年代、様々な救済活動や抗議事件、社会運動など多発し、一部は政治反対運動と合流した。彼らは国家組織から出された政策内容と優先順位に疑問を投げかけ、権威主義体制の正統性に挑戦した (張茂桂, 1989 ; 蕭新煌, 1989 ; Hsiao, 1992 ; Shiao, 1999)。

アメリカ保護主義からの衝撃に加え、国内新重商主義の経済政策も影響し、1980年代から自力救済や社会の抗議事件など相次いだ (表 3-4、3-5)。頻度、種類とも増え、規模が拡大していく趨勢にあり、発生回数は1983年の175回から1988年の1172回まで増加し、特に1987年の戒厳令解除を境に社会から溢れ出したエネルギーは相当なものであった。種類から見ると、公共建設用地の徴収補償及び費用分担、都市の屋台と市場管理など生計に関連のあるケースが多いが、戒厳令解除後は労使関係、政治、女性、原住民、教師、学生など抗議活動のテーマは多岐にわたるようになった。

表 3-4 社会抗議事件の主張及び頻度 (1983-1988)

	労使関連	環境関連	生活関連	政治関連	その他	合計回数
1983	27	37	88	10	13	175
1984	40	62	85	14	2	203
1985	85	39	112	27	11	274
1986	40	98	113	74	0	335
1987	69	146	273	173	72	733
1988	296	200	382	190	104	1172
合計	557	582	1053	488	212	2892

出典：(張茂桂、1992：125)

表 3-5 から 1983 年から 1988 年の間に起こった社会抗議事件の分布と変化を分析すると、全体的には小規模なものだけでなく、100 人以上の比較的大きな規模の抗議活動も増え続けた。5000 人以上の事案は戒厳令が敷かれていた時代にもあったが、大型の抗議活動は 1988 年にピークに達した。1990 年代以降、徐々に減っていった。1980 年代は台湾社会運動のうねりが起こった一年で、頻度も回数も種類も、そして規模もそれまで例を見ないものであった。これは民間社会の力が発散した証拠で、これらの社会運動は国家組織と権威主義体制を批判したものだが、国家組織が硬直なため、政策も社会の変化を反映できない。社会改革を訴えることは (Hsiao、1992) 台湾社会がますます成熟になってきた証しでもある (蕭新煌、1989)。

表 3-5 社会抗議事件の規模

人数	1-10	11-30	31-50	51-100	101-200	201-500	501-1000	1001-5000	5001-	平均
1983	25	31	22	28	9	11	2	0	0	73.4
1984	33	35	28	23	12	12	0	3	0	110.4
1985	40	47	36	68	17	7	5	1	0	83.1
1986	45	44	28	58	23	17	11	10	5	301.8
1987	67	94	101	117	42	53	36	18	7	265.3
1988	126	176	117	189	70	87	47	31	12	267.2
合計	336	427	332	483	173	187	101	63	24	229.1

出典：(Yun-han Chu, 1992 : 105)

アメリカをはじめとする保護主義の台頭から台湾の経済発展に圧力がかかっていた。台湾ドル高により民間のホットマネーが行き場を失い、博打（大家楽）など地下経済に流れた。さらに社会抗議事件が相次ぎ、企業の投資意欲も削がれた。台湾の企業はコスト、価格、市場の三つの挑戦に直面し、社会主義国家との貿易を解禁するように動き始めた。外貨取引の規制や対外投資の制限など撤廃し、経済自由化を求め、場合によっては自ら政治参加し、直接政策に影響を及ぼすようにポジションを確保しようとした（Shiau, 1996）。

国際的な競争環境及び民間社会運動という内外の圧力を受け、蔣経国総統が1984年にアメリカの貿易関税法の改正にあわせて「経済自由化、国際化、制度化」の推進という政策を決めた。1986年、民主進歩党が誕生する前に、彼は国民党内に憲政改革と兩岸関係を研究する作業チーム（Chou & Nathan, 1987）の設置を指示し、台湾経済の実力を支えるに对外関係を推進し、「弾力外交」を実施した。弱小国に対する経済援助を通じて外交関係承認や対等の外交関係を勝ち取ろうとした。レーガン大統領のカリブ海開発構想とブレイディ・プランを支持し、ラテンアメリカ諸国の外債危機の解決にかかわり、ラテンアメリカにおける台湾外交戦略の成功につながった。同地域における台湾経済のプレゼンスは高められた。

1988年1月13日までに、蔣経国総統は政治自由化と経済自由化の基礎を築くことに成功した。戒厳令解除、外貨取引規制の解除、海外投資、社会主義国家との経済活動の解禁、大陸との敵対関係の解消など具体的な成果が見られた。とりわけ、台湾を「脱内戦化」させ、大陸への帰省や親族訪問を許可した。

蔣経国総統が戒厳令解除や経済貿易国際化など政治自由化と経済自由化の関連政策を打ち出しても、国際的な新保護主義や国内の政治経済改革への要求という二重圧力を打ち消すことはできなかった。しかも、民間資金の流出や産業の海外移転などが権威主義体制と国家組織の政権担当能力及び正統性にさらなる挑戦を突きつけた。外交孤立を防ぐこと、そして権威主義体制の民主化への転換、この二つ大きな課題が残っていた。

国家組織は台湾の外交プレゼンスを高めるため弾力性のある実務外交を進める一方、動員戡乱時期を終結させ、中国大陸との敵対関係と状態を打ち切りながら、国際社会では中国大陸と競争し、彼らからの圧力をかわす必要もあった。内部では権威主義体制の民主化転換を促し、その過程においてエスニックの問題も適切に対処する必要があった。さらに「脱内戦化」以降、派生してくる政治経済にかかわる社会的な矛盾と問題を解決するため、経済自由化を継続する一方、中国大陸との競争と国内産業の構造転換による大陸への資金

流出を防ぐ手立ても考えなければならなかった。

なお、戒厳令が解かれた後、新聞発行の自由や政党結成の自由が解禁された。国民の基本的権利が保障されることになった。各種の政治組織、職業団体、社会団体が増え（表3-6）、市民の意見が反映されるチャンネルが多くなった。これは市民社会の力が大きくなった証拠で、社会の多元化と利益の多様化を意味した。如何に各種の利益を代表する団体を満足させるかは、政府や政党にとって大きな課題となった。

表 3-6 台湾における中央政府所管人民団体 (1983-1997)

	政治組織		職業団体					社会団体								
	政党	政治団体	労働組合	工業団体	商業団体	自由業	合計	学術文化	医療衛生	宗教	スポーツ	社会福祉公益	国際	経済業務	宗親会	合計
1983			181		152	10	343	216	55	14	51	155	87		72	650
1984			185		154	10	349	228	60	14	54	164	94		75	689
1985			185		154	10	349	232		14		383			82	711
1986			188		157	12	357	242		14		402			84	742
1987			165		156	12	333	325		17		339			53	734
1988			159		161	12	332	400		17		343			62	822
1989	40	5	146	134	31	13	324	238	114	23	87	115	112	228	35	952
1990	59	11	139	134	33	13	319	311	114	32	95	114	112	179	50	1007
1991	68	16	138	134	34	13	319	340	220	65	118	201	112	284	48	1388
1992	72	24	123	133	38	14	308	447	155	87	143	227	105	311	61	1536
1993	74	26	114	135	37	17	303	499	167	109	160	283	101	354	76	1740
1994	75	28	112	137	38	18	305	546	197	135	180	343	110	440	60	2011
1995	77	29	106	138	38	20	302	578	221	171	197	543	117	496	69	2275
1996	82	29	101	138	39	20	298	606	248	158	249	408	114	499	108	2390
1997	84	31	97	138	41	21	297	639	269	232	272	450	125	551	130	2668

出典：内政部 (1997 : 142-143)

民間社会力が政府公権力へ挑戦する具体的な象徴である、各種の組織的社会的抗議活動の組織及び行動の主な類型と訴求は次の通りである。(表 3-7)

- ①政府の不作為への抗議。たとえば、消費者保護運動、地方反汚染運動、環境保護運動、反原子力発電運動、自宅を持っていないことへの抗議運動（殻なきカタツムリ）。
- ②少数エスニックや弱者団体の保護への要求。たとえば、原住民人権運動、新約教会抗議運動、障害者と弱者団体の福祉運動、退役軍人福祉運動、客家人権利運動。
- ③政府のコントロールへの挑戦。労働者運動、農民運動、女性運動、学生運動、教師権利運動。
- ④政治的問題へのルール作りの要望。人権運動、大陸への帰省運動、台湾人の帰省運動（海外独立運動を含む）。(Hsiao、1992 : 57-72)

①と③の社会運動は権威主義体制下の統合主義政策がもたらした社会変遷と経済発展が伴ったマイナス面の効果に関連する批判と抗議となる。②と④の社会運動は政治転換および民主化の過程において、政治的権利を確かなものにしたから、民間社会から関連の権利を要求し始めたものである。社会経済の発展につれ、立場の弱いエスニックが政府に社会救助や福祉政策の提出を要望し、その目的は社会的格差と相対的剝奪感をなくすためであった。この四種類の社会運動は政治反対運動と合流する可能性があり、国家組織の正統性への直接の挑戦となる（蕭全政、2004 : 15）。

1987年、外貨管理が外され、台湾ドルが高騰し、株式市場や不動産市場も熱気を帯びていた。台湾の資金が海外投資に向かい、東南アジア市場が最大の投資対象地域となった。当時、台湾のマレーシア、フィリピン、インドネシアなどに対する投資金額は日本に次ぐ巨額なものであった（許介麟等、1991 : 143）。海外投資のフィールドは広がったが、一方で国内の産業空洞化問題も顕在化した。一部の企業はプラントごと移転する形で海外進出したため、国内の失業問題や労使関係の悪化などにつながった。政治反対運動もそこからエネルギーを吸収し、既存の国家組織の正統性をつき、権威主義体制の転換を促した（張茂桂、1989）。

表 3-7 台湾の社会運動

運動目標	主要な社会運動
政府の不作为への抗議	消費者保護運動 地方反汚染運動 環境保護運動 反原子力発電運動 自宅を保有できない運動(殻なきカタツムリ)
少数エスニックや弱者団体の保護への要求	原住民人権運動 新約教会抗議運動 障害者と弱者団体福祉運動 退役軍人福祉運動 客家人権利運動
政府の統合主義 ⁵⁵ のコントロールへの挑戦	労働者運動 農民運動 女性運動 学生運動 教師権利運動
政治的問題へのルール作りの要望	人権運動 大陸人帰省運動 台湾人帰省運動

出典：H.H.Michael Hsiao1992：57-72

台湾は1997年のアジア金融危機から受けた被害を最小限にとどめたが、1991年から中国大陸への投資に関係する政策の実施に伴って国内資金の流出に歯止めがかからなくなった。国内産業の空洞化にも頭を悩まされた。1992年、鄧小平の南巡講話を機に改革開

⁵⁵ 統合主義（コーポラティズム、Corporatism）とは、政治・経済分野における共同体の概念の1つで、国家や社会などの集団の、有機的な関連性と相互の協調を重視する。コーポラティズムの概念は19世紀のヨーロッパで、当時の個人主義的自由主義による個人主義的な社会観に反対する形で発生し、共同体を人間の身体のように見做し、個人の間における有機的で社会連帯的で機能的な特質と役割に基礎を置いた。20世紀にはベニート・ムッソリーニなどファシストがコーポラティズムを主張し、国家組織に経営者や労働者の代表を組織し、統制経済を行った。これは「国家コーポラティズム」や「権威主義的コーポラティズム」とも呼ばれる。また第二次世界大戦後は、北欧などの民主主義諸国における政府と利益集団のパートナーシップに基づく政策立案・政策運営・利害調整もコーポラティズムと呼ばれる。これは「ネオ・コーポラティズム」（新コーポラティズム）や「社会コーポラティズム」、「民主的コーポラティズム」、「社会民主主義的コーポラティズム」などとも呼ばれる。

放が加速されると、台湾企業の大陸への投資や進出は伝統産業を中心とする中小企業にとどまらず、大手企業、大財閥に及び、その技術レベルや進出規模も過去と比べものにならないほどになった。1993年、中国大陸が台湾にとって最大の貿易黒字対象地域となり、1996年には最大の輸出地域になった。大陸に長期駐在する台湾人ビジネスマンは約二百万人である。四百億米ドルの投資金額のほか、毎年三百七十億米ドルから四百五十億米ドル規模の貿易を大陸と行い、二百億米ドルから三百億米ドルの貿易黒字を稼いでいる（大陸委員会、2003：21）。民主化にせよ経済発展にせよ、台湾にとって、中国大陸は潜在的な脅威であり、競争の相手でもある。

李登輝総統は「実務外交」の戦略を打ち立て、1988年、1989年には中央銀行総裁張継正と財政部長郭婉容をマニラと北京で開催されたアジア開発銀行の年次総会に送り込み、台湾の国際参加と国際組織関与に道を開いた。1989年の天安門事件以降、グレナダ、バハマ、リベリア、ベリーズと相次ぎ国交を結び、1990年1月には「台湾、澎湖、金門、馬祖関税地域」の名義でGATT加盟を申請した。1991年11月、台湾、香港、中国大陸はAPECに同時加盟し、この時期の台湾外交は確実に点数をあげた。1993年から国連の再加盟、南進政策、休暇外交、氷を砕く旅などを推し進める一方、兩岸関係においては、1990年5月20日の総統就任演説で一年以内に「動員戡乱時期」を停止すると重大予告し、大陸の北京政権との敵対関係を見直し、台湾を「内戦」の状態から抜けさせることを図った。同年10月以降、国家統一委員会や大陸委員会、海峡交流基金会など政府や半民間の組織を設立し、国家統一綱領と兩岸人民関係条例を制定した。実務的に兩岸関係を処理するために、「政治実体」という対等的な立場として中国大陸共産党の北京政権と向き合おうとした。経済政策では、李登輝は「急ぎを戒め、忍びを貫く」という政策をとり、経済面における中国大陸への過度依存を防ごうとした。しかし、中国大陸への貿易依存度が事実上、高まる一方で、「中国台頭」はアジアのみならず世界に影響を及ぼすものと化した。中国大陸は国際政治や経済、軍事の各方面に存在感を増していた。この趨勢は台湾の経済発展と民主化にとって最大の危機と挑戦になってきた

1996年、李登輝総統は総統選挙の期間中に「両国論」を打ち出し、中国大陸北京政権を激怒させた。北京はその後、台湾海峡のミサイル危機を起こし、台湾の選挙に影響を与えようとした。李登輝総統は在任中、蔣経国総統以来の政治改革路線を継承し、いわゆる「静かなる革命」を完成させた（Hu、1997：237-252）。以降、台湾では2000年と2008年の二度の政権交代が実現され、民主深化と確立の段階に入った。その一方で、1991年台湾の「動員戡乱時期」終結宣言以降、北京政権は台湾を取り込むことを諦めず、外交、軍事、政治、経済などあらゆる面において工作を絶えず進めていた。2006年1月29日、

当時の陳水扁総統が国家統一委員会の運営停止と国家統一綱領の廃止を宣言し、この動きが北京政権の逆鱗に触れた上、アメリカ政府も陳水扁総統に懸念を抱いた。この宣言は陳水扁総統自ら 2000 年就任演説で宣言した「四つのノーと一つのない」原則に反したもので、兩岸関係の均衡を破った行為とみなされ、北京とワシントンに対して信用をなくす動きでもあった。陳水扁総統就任以来の独立志向に、北京政府は業を煮やし、2005 年 3 月 14 日「反分裂国家法」を制定した。同法は「第三条、台湾問題は中国内戦が残した問題」、「第七条、敵対状態の終結について兩岸が協議、交渉することは可能」とあり、これは北京が台湾の主張する「脱内戦化」と「敵対状態の終結」にまだ不信感を持っていることを意味している。

第八条は「“台湾独立”の分裂勢力は如何なる名義、方式を取ろうとも、台湾を中国から分裂させてしまう事実を造成した、あるいは平和統一の可能性を完全に失われた際、国家は非平和方式及びその他の必要な措置をとり、国家主権と領土を守る。前項の規定によりこの非平和方式及びその他の必要な措置は国務院、中央軍事委員会の決定に基づき実施され、全国人民代表大会に報告することとする」と明記し、台湾独立の主張及び平和統一の可能性が完全に失われた際に「非平和方式」の手段をとる可能性を残した。

2008 年、馬英九総統が当選し、兩岸関係は大幅に改善された。東南アジア諸国連合をはじめ周辺諸国が自由貿易協定 (FTA) がネットワークを構築している情勢をにらみ、台湾は国際競争力を維持するため、中国大陸と経済交渉に入った。2010 年、自由貿易協定にあたる経済協力枠組み協定 (ECFA=Economic Cooperation Framework Agreement) が締結された。2012 年、馬英九総統が再選され、北京政権からは政治交渉の提起を持ちかけられている。中国大陸は台湾の政治と経済にとって非常に重要な変数であり続けることは間違いない。冷戦体制の下では、台湾経済の援助及び政治民主化はアメリカに頼るところが大きかった。しかし、中国大陸が台頭の現下の情勢では、普遍的な価値と見做される民主主義は国際的な現実主義の雰囲気と環境の中で最重要の利益とは言い切れなくなっている。

台湾の民主化は中国大陸の民主化を促し、その水先案内ともなるかもしれない。台湾は、兩岸の統一は民主主義を基礎としなければいけないと重ねて強調している。一方、中国大陸は台湾に対して統一戦線の戦略を生かし、台湾の民主化に影響を及ぼそうとしている。これは台湾の民主化過程を論じる上で見逃してはならないところである。

社会運動は利益が分散した後、その衝突を意味するものである。既存の法体系においては合理的な解決が望めない場合、社会運動に頼ることになる。権威主義体制下の法体系で

は、社会の要求に即座に対応しきれない。民主化の要諦はやはり多様な利益が法体系において合理的に保障されることにある。そのため、国会改革は民主化にとって重要な一環で、法律の制定によりこれらの利益衝突を解決する唯一の道でもある。

まとめ

金融専門の現職立法委員 R 氏（男性、国民党籍、南カリフォルニア大学工業システム博士号、財政金融経済精通。）は経済発展が民主化の重要基礎であると指摘している。経済発展により国民所得が上がり、中間層を形成させる。彼らは政治改革に重要な役割を果たす。合理的かつ公平な政治規範により、社会生活や市場原理がその合理的かつ公平な前提のもと働くよう求める。そして、国民の生命や財産を守ることを目的とする。企業と財団も同様、自由市場において合理的かつ公平なルールを求める。多元的な利益が求められる中、彼らは競争に走るのは民主政治の常軌であり、国会は政府は公平なジャッジを行っているかを監督する立場にあり、公平なルールを制定する機構でもある。

現職立法委員の S 氏（男性、民進党籍、アメリカ新社会研究学院経済学博士候補、現職の国会議員、財政金融経済専攻。）は台湾経済の奇跡は政府の政策だけではなく、民間の持つイノベーションの力によるところが大きいと主張する。その力が市場の活性化を促し、経済の奇跡を作り出す土台を築いた。イノベーションは民間社会の自由化から生まれる。これが政治の民主化を促す。国会は多元的な社会価値を反映させるべく存在し、その機能が働くため、国のイノベーションの力が保たれる。民主の深化はこのように国会の透明化と責任を體現することによって図られるものである。

台湾では政治の民主化は経済の民主化の産物と言われる。経済の奇跡が政治の奇跡より先に起きたことは偶然ではない。台湾経済の奇跡は、日本殖民統治時代に作られた産業インフラに、当時の国民党権威主義体制に実施された土地改革が加わり、そして国営企業も民間資本も育てられた。さらに、政策の誘導もあり、市場経済の活性化を促された結果と言える。かくして民間社会において民主化の基盤が築かれた。国会に多元的な社会価値と利益を反映させるのは時代の流れで、その国会の改革も最終的に完成されよう。

経済の奇跡は経済発展の過程において自由化が社会の多元化をもたらしたことを意味する。社会の多元化によりさまざまな利益団体が現れる。その利益衝突もやむをえない。その衝突解決に法制化は一つの方法である。社会運動が多発し、矛先は行政主導の権威主義体制に向けられる。権威主義体制は対応しきれないため、国会改革に対する要望が高まってくる。国会においては公民参加の拡大、とりわけ利益団体の代弁者が求められる。彼らは国会に入り、利益団体との折衝にあたり法律の制定を通じて利益を確保する。国会改

革は民主化の過程にとって非常に重要で欠かせないものである。

第4章 民主化運動と国会（立法院と国民大会）の改革

ジョン・ロックは「統治二論」の第二論で、議会の機能と立法権の意味を記している。立法権と行政権は分けるべきで、個人一人に任されてはならないと唱える。これがモンテスキューによる行政、立法、司法の三権分立論につながる。

中華民国憲法第62条には「立法院は国の最高立法機関であり、人民の選挙による立法委員から構成され、人民を代表して立法権を行使する」とある。立法委員は選挙によって選ばれ、異なる地域、エスニック、性別、世代、宗教、階級を代表し、権力を行使する。これは「国民主権」の象徴である。また、国会（立法院）は行政を監督する機能を付与される。行政が施策に対する責任を負うことを求め、政策が確実に実行されるよう監督する。この監督機能は民主の基礎であり、人民の利益を守るためにある。国会による監督を通じて行政の透明性や財政責任が確保される。具体的な方法としては、公聴会、不信任投票、質疑、尋問、委員会調査、予算監督、人事任命案の審議などがある。

各国の行政と国会の関係には、主に三つの種類が見られる（周育仁等、2011：50）。①イギリスや日本のような議院内閣制の国でよく見られる、政策策定に当たる自主性の高い国会。②アメリカのような大統領制の国に見られる、立法過程を通じて行政が立案した政策に手直しや修正を加え、影響をもたらす国会⁵⁶。この場合、政策の主導権を握るのは行政である。③政策に影響力がなく、実権のない国会。

内閣制、総統制（大統領制）、双頭体制、あるいは、半総統制など統治制度によって行政と立法の関係も異なってくる。議院内閣制では、行政権と立法権は、倒閣や解散によって牽制し合う。内閣総理が行政権を握る。一方、総統制の場合、行政と立法の分立で牽制し合う。それぞれ人民に対して責任を負う。総統は国家元首であり、行政の長でもある。双頭体制と半総統制においては権力構造はやや複雑で、たとえば、アイルランドやアイスランドの場合、大統領は国民の直接選挙によって選ばれるが、権力は限られる。フランスやロシアの場合は大統領にも行政権が付与される。そのほか、オランダやポルトガルでは、大統領と首相が行政権を分け合う（周育仁等、2011：52-53）。

制度設計上、台湾の憲政体制は双頭体制になるが、1996年総統直接選挙以降、総統制に傾き、1997年の憲法改正において行政院長は総統から直接任命されることになった。

⁵⁶ アメリカ合衆国憲法の第1、2条の内容は立法権を擁する国会と行政権を持つ大統領についての記述である。理論的に立法権が行政権を優先すると解釈されるが、実務的には法案や予算の審議は国会の仕事で、法律の執行と予算経費の使用順序は行政が決める。大統領は国会で一般教書演説、経済報告を行うなど国会の法案審議や予算審査に指導的な立場でいられるため、立法の長とも言われる。だが、ウォーターゲート事件以降、大統領に対しては立法権を代表する国会も強硬な姿勢で向かうことになった。

2007 年大法官會議 627 号憲法解釋案には、總統は最高行政機關であり、最高行政の長でもあるとある⁵⁷。

憲法と立法院職權行使法などに照らせると、台湾における行政と立法の関係について次の特徴が見られる。

- ① 人事任命同意権：檢察總長の人事は總統から提出された上で、立法院の同意を得て總統が任命する。
- ② 法案の提出、審議及び公布：行政院の閣僚から提出される法律案、予算案などに対し、立法院は議決権を持つ。總統の職権によって法律や命令を発するが、行政院長らの副署もされる。
- ③ 施政報告と国会質疑：行政院は立法院に対して施政方針及び施政報告の責任を負う。立法院開会時、立法委員は行政院の閣僚を相手に質疑を行う。
- ④ 再議：立法院において決議された法律案、予算案、条約案などについて行政院として実行困難と認める場合、立法院に再議を促すこととする。立法委員全体の二分の一以上が議決の原案を支持する場合は、行政院長はその議決案を受け入れるべきである。
- ⑤ 倒閣と解散：行政院長に対して立法院は不信任案を提出できる。立法委員全体の二分の一以上の賛成を得れば、行政院長は直ちに辞任する一方、總統に立法院の解散を促す。
- ⑥ 財政監督：行政院から立法院に年度予算を提出する。行政院から提出される政府決算は審計長によって審査の上、立法院に報告される。

民主国家の政治制度設計においては国会は三権分立の一角を占める。行政権の膨張を防ぐため、国会は国民の代表として政府を監督すると同時に立法権も行使する。専制や権威主義の体制では、ほとんどは行政権の独断場で、政治の領袖は行政権も立法権も握る。立法の根拠は国民の意思ではなく、個人の意思である。民主化の過程は立法権を行政権から独立させる政治過程でもある。国会改革は立法権の自立行使で表されることもある。次は台湾の民主化過程において国会は如何に行政支配から離れて自主的に立法権を行使するようになったかを検証してみたい。

⁵⁷ わが国の憲法体制はフランス第五共和制に近いといわれる。だが、フランス第五共和制の中では大統領は国政會議（内閣會議）を取り仕切るほか、首相と国会議長に諮った上での国会解散権を付与されている。

第1節 国会改革のプロセス

台湾の民主化過程は四つの段階に分けられる。すなわち、ハードな権威主義時期、ソフトな権威主義時期、民主化時期と民主確立時期である。台湾の民主化過程の政治発展において、国会改革も制度の変遷によって四つの段階に分けられる。ハードな権威主義時期とソフトな権威主義時期はともに権威主義体制に属し、戒厳令の時代にもあたる。戒厳令を解かれてから、台湾は民主化時期と民主確立時期に入る。

1950年から1972年まではハードな権威主義時期と位置付けられ、公民は中央政治にかかわる権利が許されなかった。1972年以降⁵⁸、台湾における立法委員の増員補欠選挙が行われたことから、公民の中央政治への参加はやっと実現された。

1973年から1986年まではソフトな権威主義時期である。1973年以降、立法院増員補欠選挙の実施に伴い、新しい立法委員が増えたが、戒厳令を敷いたままで政党の設立、言論の自由など公民の権利は依然として制限されていた。(Liao, 1997: 657-663)

1987年から1991年までは台湾の民主化時期である。1987年に戒厳令が解除され、その前年の1986年9月28日、民主進歩党が台湾で初めて結成される政党として誕生した。同党が同年末の立法委員選挙に加わり、続いて1987年に立法院議員団が発足し、正式に野党として立法院に乗り込んできた。集会遊行法、中央民意代表退職条例など民主化関連の重要法もこの時期に出来た。(表4-1参照)。戒厳令解除、デモ活動の自由、第一回中央民意代表退職等関連条例などこれら重要法はすべて1987年から1989年にかけて成立した。(表中第2、3、4、5、6項)。

1992年以降から今日までは台湾の民主確立時期と位置付けられる。1991年末、かつて大陸で選出された長老委員は全員退職し、1992年から立法委員は全員、台湾で選ばれるものとなった。それまで民主化の障害と思われたものは次々と取り除かれ、民主化の進化、既存の社会慣習とのすりあわせのため、立法院では数々の民主化関連の法案が通過した。

国会改革は台湾社会の自由化と多元化に対応するものである。改選幅の狭い国会の体制は必要とされる。つまり、経済社会の変遷を経て多元利益を反映する役割を果すため、国会には台湾社会の公民参加の拡大に寄与するよう各種利益の代弁者が送り込まなければならない。国会において野党も現れ、その改革は主要な課題となる。

第2節 戒厳令時代の国会と補欠総選挙

⁵⁸ 歴代増員補欠選出の議員数：1972年51名、1975年52名、1980年97名、1983年98名、1986年100名。

(1) 立法院の誕生

立法院は 1948 年に設立された。当時政権党の国民党は中国本土を統治し、立法委員は全土から選ばれていた。1947 年にできた中華民国憲法によると、立法委員は選挙によって地域や職業団体ごとに選出され⁵⁹、立法院の機能はイギリスの議院内閣制に近い (Jen、1978)。

2011 年に改正された現在の立法院組織法によると、立法院には議事運営、規律、憲法改正の 3 委員会のほか、憲法第六十七条に基づき、法案審議のために内政、外交、国防、経済、財政、教育文化、交通、司法法制、社会福祉、衛生環境の 8 常設委員会が設置され、週二回の本会議を行う。本会議で立法委員は行政院長と閣僚に対して質疑を行う。各委員会では法案審議の必要に応じ、政府や民間の関係者に質問することができる。中華民国憲法第 63 条に基づき、立法委員による議員立法も可能である。

国民党政権は台湾に移った後も中国全土の主権を主張し続け、立法院はその論理付けと密接な関係があった。1948 年に選出された立法委員は中国全土から集まったメンバーだったため、「法統」の象徴と見做されたのである。当初の憲法規定によると、この「老立法委員」の任期は一期三年、無制限再選だった。その 95% が国民党党员のため政権による立法院の掌握は容易だが、議員の高齢化が進行した⁶⁰。一方、台湾社会では政治参加の意欲が高まり、中央政治への参加を要求する動きが出てきた。当時の台湾省議会はずで定期的に選挙が行われ、省議会議員らも中央議会への参加を求めるなど民主化関連の議論を仕掛けていた (程玉鳳等、2001)。後に大法官会議が第 261 条憲法解釈案を公表、1991 年末に古参の立法委員は全員退職することになった。

(2) 政党政治の完成

国民党政権は 1966 年、1972 年、そして 1991 年、「動員戡亂時期臨時條款」を改正する形で「老立法委員」の無制限任期制がもたらした弊害を無くそうとした。1966 年の修正により、憲法の枠内で台湾の人口増加に応じた「増員、補欠」の形で 1969 年に立法委員 11 名を選出した。1972 年の修正では、「増員選挙」が行われた。台湾から選出した議員を増員するものである。これらの立法委員は「増額立法委員」と呼ばれる。1972 年以降、

⁵⁹ 当時の立法委員の出自は 6 種類ある：各地域、モンゴルの各部族、チベット、各少数民族、海外の華僑、各職業団体。1991 年以降、憲法の改正により、エスニック関係と職業団体からの選出が廃止された。

⁶⁰ 例えば 1948 年選出の立法委員は 1967 年の時点で平均年齢 63 歳であったが、1988 年には 81 歳となっていた。人数は 1950 年代に 500 人をこえていたが、1967 年には 431 人に減り、さらに 1988 年には 210 人へ、そして、1991 年任期終了の際、81 人しかいなかった。Liao Ta-chi、1990. “The Influence of Culture on Information Gathering in Organizations.”、University of Michigan、244. 参照。

三年に一度改選されたが、老立法委員と 1969 年選出の議員は改選の対象にならなかった (Wu、1992 : 85-106)。

これらの改正⁶¹によって立法委員数は増え続け、いわゆる増額立法委員は立法院の役割転換にあたって後に重要な役割を果たすことになる。立法院人事室の資料によると、各年の増額立法委員数は次の通りである。11 人 (1972 年)、51 (1975)、52 (1978)、97 (1981)、98 (1984)、100 (1987)、130 (1990)。

1991 年から 92 年にかけての改正によって立法院は新たな段階に入った。当時残り 81 名だけだった老立法委員は 1991 年末に全員退職し、第二期目の立法委員として台湾で 160 名⁶²の議員を選出、三年ごとの改選とされた。

民主主義の観点からみて、国民党政権が台湾に移ってからの立法院は異様なものといえた。その政党構成はまさに「権威主義体制」の反映である。国民党政権は 1949 年に台湾へ移り、動員戡亂時期の名のもとで戒厳令を敷いた⁶³。政党の設立や集会、言論の自由など公民の権利は制限された。戒厳令体制の立法院に対する最も大きな影響は、院長の座を国民党が 30 年以上維持したことにある (1950-1987)。1950 年代の国民党は 99% の議席を確保し、30 年余りの間、95% の議席を押さえていた。(参考表 4-2) 1987 年に戒厳令が解かれた後、それらの議席を次第に新政党へと明け渡すことになった。立法院人事室の資料によると、国民党の議席数の割合は次のように変化している。1987 年に 94%、1990 年に 85%、1993 年に 63%、1996 年に 52%、1999 年には 51%、2002 年に 31%。

初めての野党—民主進歩党は 1986 年に設立された⁶⁴。民進党の成長は速かった。立法院人事室の資料によると、1987 年に 4% の議席しか占めていないのに、1990 年にはすでに 10% を、そして 1993 年には 32% まで成長し、1996 年から 1999 年まで 32~33% で推移、2002 年にはさらに 39% と躍進し、第一党へと上り詰めた。同党はその時期の政権を担当していた。

1990 年以降、親民党 (2000 年)、台湾團結連盟 (2001 年)、無党籍連盟、新党 (1993 年) などが設立された。1987 年の戒厳令解除は台湾民主化の一大転機である。民主進歩党の設立によって、国会内の政党政治が始まった。

⁶¹ 権威主義体制移行の起点を当時総統だった蔣経国が「政治革新十二人小組」に自由化作業を指示した 1986 年 4 月と見なしている。

⁶² 立法委員定数は変動が続いた。1993 年選出は 160 名、1996 年選出は 164 名、そして、1999 年、2002 年、2006 年の三期とも 225 名が選出され、2008 年に 113 名となった。

⁶³ 1987 年まで続いた長期の戒厳令体制は民主運動の標的となった。薛月順、曾品滄、許瑞浩編纂、2000、《從戒嚴到解嚴 (1945-1987)》、台北：国史館を参照。

⁶⁴ 青年党と民社党があったが、いずれも大陸から移ってきたもので、議席をあわせて 1% に満たず、「花瓶政党」と言われた。

(3) 一党独占下の静かな国会

権威主義体制のもとで一党が議席を独占する国会は静かなものだったが、1986年増員補欠の立法委員選挙が実施されて以降、行政は立法院との折衝を注視するようになる。1987年の戒厳令解除を前に、行政院は「活発な立法部門と有能な行政部門は両立するものである。行政院は立法院とのコミュニケーションに努め、法案の審議を通じて民意を反映させることこそ、民主の精神に合う」「民主政治は専制政治と違って、異なる意見は十分に述べられる。民主社会ではあらゆる意見は尊重されるべきだ」（薛心鎔編著、1996：88-89）と発表した。行政院は立法院とのコミュニケーションの必要性を認識していた。

この時期、国会は全面改選されず、政権党の議員が大多数を占め、質疑の機能は民意の反映と「授意提問」⁶⁵に限られた。「授意提問」とは国民の政策に対する理解を深めるため、政権の宣伝意図を受けて立法委員が質疑を行うことを意味する（周萬來、2004：155-157）。

この一党独占期において、立法院はただ政権の意思に合わせるだけの受身的な組織であった。それでも民主化の流れを受け、牽制機能を反映する一部の動きが見られた。1990年8月1日、ある長老議員の引退に伴い、「増員補欠」組の議員数が初めて「長老組（老立法委員）」を超えた。国会の権力構造が変わり、国会における与野党駆け引きも始まった。

1990年5月、元軍幹部の郝柏村氏が組閣する際、立法院ではその同意権行使にあたって野党が激しく抵抗した。最終的には通ったものの、「軍人組閣反対」という訴えを知らしめる野党側の狙いは達成された。

一方で、1990年に立法院側が提案した公職人員財産申報法に対し、軍公教人員（軍人、公務員、教員を指す）の利益と反するとして行政院の態度は非常に消極的であった。当時の国会は全面改選前で、行政部門への圧力がかかりにくかった。結局、1992年6月に政風機構人員設置条例が制定される際、付帯決議として「公職人員財産申報法草案」の次期国会会期の審議が明文化されたことを受け、行政院側はようやく原案のとりまとめに取り掛かり始めた（陳建仲、1995：49-51）。この時期において立法院による立法はなお難しい状態にあった。

国会改革の原動力は権威主義体制の指導者の決断にある一方、その体制外の政治運動にも関係する。この政治運動は野党勢力の形成につながり、権威主義体制が経済の自由化と

⁶⁵ 「授意提問」とは権威主義体制において多くの国会議員は民選ではないため、政党の支配が強い。国民の意思より党の意思が優先される。党の利益が国民の利益より重視される。国会質疑の際も党からの指示によるものが基本であるから「授意提問」という。

社会の多元化を経たあと、政権党が対応できない利益団体の受け皿にもなった。この勢力増大につれ、野党の力もますます強くなり、最終的に野党主導で台湾社会の多元利益を代弁できるよう国会の体制転換を訴えた。国会の全面的改選は国会改革のマイルストーンとなり、民主化の重要指標とも位置づけられる。

第3節 戒嚴令解除後の国会解散総選挙

1949年、中国国民党（略称：国民党）と中国共産党の内戦の末、中華民国政府は台湾に転出したため、中華民国憲法施行後の、国民大会代表、立法委員、監察委員を含む初代中央民意代表は長きにわたり選出できなかった。台湾省議会議員李万居は、当局が主張する「大陸反攻」は「延々無期」なものと訴え、長く改選されぬ初代立法委員は民意の代表たるものと言えないとして全面改選を主張していた。1959年聯合報の社説も憲法制定権による国会の全面改選をうたった（薛化元等、2003）。

1987年の戒嚴令解除前から台湾における国会の全面改選を訴える声はすでに一部あった。その中で、台湾大学政治系教授の彭明敏とその教え子の謝聰敏、魏廷朝が1964年に「台湾人民自救運動宣言」⁶⁶をまとめ、「蔣政権は台湾人民を代表できるか？3000あまりの国民大会代表のうち台湾代表は10議席あまり。立法院の473議席に台湾を代表する者は6人にすぎない。彼らの任期はすでに12年前、15年前に終わっているはずで、現在の台湾人民を代表することはできない」と訴え、「新たに憲法を制定し、基本的人権を保障せよ。国会に責任を負う有能な政府を作って、真の民主政治を実行せよ」と主張した。三人はすぐに逮捕され、「反乱罪」で起訴、投獄されたが、その後も同様な主張が現れ続けた。1971年10月陳少廷が『大学』という雑誌で発表した「中央民意代表の改選問題」、1972年1月雷震の書いた「救亡図存献議」、12月台湾キリスト教長老協会総会が発表した「国是に対する声明と建議」など、いずれも国会の全面改選を訴えるものだった。1978年、在野関係者が共同で発表した政治公約「十二大政治建設」でも国会の全面改選が盛り込まれた。それ以降、1983年「党外後援会」さらに1986年の民主進歩党設立後も「万年国会」の全面改選は常に党外運動と民進党の政治主張から外されることはなかった。

⁶⁶「台湾人民自救運動宣言」は、蒋介石専制政府を打倒し、民主的な台湾政府の建設を台湾全島に呼びかける目的をもって、彭明敏、謝聰敏、魏廷朝の三氏が起草作成したものである。1964年9月20日、彭、謝、魏の三人は逮捕された。10月23日、台湾人、アメリカ人の間で彭氏の行方不明が語られ、秘密の保持不可能とみた国府警察総司令部は、はじめて三人の逮捕を発表し、事件を調査中と述べた。1965年1月21日、警備総司令部は三人を叛乱罪で軍事裁判にかけると発表した。4月2日、国府軍事法廷は「懲治叛乱条例」を適用し、謝聰敏氏に有期徒刑10年、彭明敏、魏廷朝の両氏に有期徒刑8年の判決をくだした。

(1) 国会の全面改選

1980年代後半から台湾社会は劇的に変化した。戒厳令の解除、新聞の解禁、政党の解禁などに伴い、民間の力がみなぎり、各種の社会運動も活発になった。台湾各地は落ち着かない、弾き出そうな雰囲気にも包まれ、学校の中にも流れ込んだ。むしろ学校こそそのエネルギーを受け止める重要な場所となった（莊智、2002）。

しかし、政治改革はなかなか社会的変化に追い付かなかった。1987年戒厳令解除の直前、「台湾民主法案」⁶⁷がアメリカの国会で成立し、当時の政権に民主改革や国会の全面改選の実施を突き付けた。戒厳令解除以降、民進党の主導で、1987年から1989年にかけて国会全面改選を求めるデモ活動が頻繁に行われた。一連の流れの中で、政権側は「第一回資深中央民意代表自願退職条例」を制定しようとしたが、あまり効果が見られなかった。1990年には国会全面改選を求める声がピークに達し、一部の国民党籍“増員補欠”立法委員も支持した。

1990年は第8代中華民国総統改選の年である。同年2月、国民党は正副総統公認候補として李登輝と李元簇という組み合わせを決めた。しかし、党内では李登輝の副総統候補の起用に異論が相次ぎ、上層部内で激しい闘争となった。いわゆる「主流派」（李登輝支持）と「非主流派」（反李登輝）の争いである。非主流派が林洋港と蔣緯国という組み合わせを推そうとしたが、失敗した。

同年3月13日、政府が台湾に移ってから40年間一度も改選されなかった国民大会は1986年に選ばれた増員代表の任期を9年まで延長しようと、自ら「臨時条項修正案」を制定し、国会議員自身の任期延長を図る悪しき前例を作った。

その動きに抗議するため、各界において「学校（授業）、納税を拒否する」などの活動が巻き起こった。総統府へ請願に向かった民進党の主席と国民代表らが阻まれ、反対派の不満はさらに高まる。1990年3月16日、9名の台湾大学の学生が中正記念堂の前に陣取って座り込みの抗議をし、「700人の皇帝による搾取は許されない！」と書かれる横断幕を掲げた。これが「三月学生運動」の始まりである⁶⁸（林美娜、1990：35）。

⁶⁷ 1986年6月アメリカ下院アジア太平洋委員会と人権委員会にてStephen J. Solarz 議員提案の「台湾民主化決議案」が可決され、国民党に（1）新政党の設立を容認すること、（2）言論の自由、集会の自由など保障すること、（3）議会制民主主義の完全実施など要求。

⁶⁸ 1990年3月22日まで続いた「三月学生運動」は「野百合学運」あるいは「台北学運」とも言われる。台湾全土から6000名近くの大学生が集まり、中正記念堂の広場に居座り、「国民大会を解散せよ」、「臨時条項を廃止せよ」、「国会会議を召集せよ」、「政治経済改革のタイムテーブルを出せ」など四つの政治テーマを掲げた。これは国民党政権が台湾に移ってから最大規模の学生による抗議活動で、台湾の民主発展に大きな影響をもたらした。李登輝総統は学生の要求を受け入れ、「国会会議」を招集した。1991年には「動員戡乱時期臨時条項」を廃止し、「万年国会」の運営を停止させることによって、台湾の民主化は新たな段階に入った。

1990年6月20日、司法院は大法官會議 261号憲法解釈案を發表し、「今般の情勢を勘案し、改選されないままの初代民意代表は事実上、職権を行使できず、あるいは、行使しない者に対しては調べた上で職を解くべきで、残りの者は中華民國 80年（1991年）12月31日までに職務を行使する権利を停止させる。中央政府は憲法に則り、本解釈の趣旨及び関連法規に基づき、適切な時期に全国的な民意代表選挙を行うことによって憲政の運営を確保すべきものとする」とした。

民主化圧力のもと、同年7月、李登輝総統は国是會議を招集する。1991年4月、第一回国民大会臨時会において中華民國憲法増修条文 10項目を制定し、第二回中央民意代表選挙に法的根拠を与えた。監察委員も総統が人選し、国民大会の同意を得て任命することに改めた。1991年5月1日の国民大会において、「動員戡乱時期臨時条項」、「動員戡乱時期自由地区中央公職人員増選補選弁法」が廃止されたため、国民大会代表と立法委員の選挙は「中華民國憲法増修条文」の適用が始まり、1947年からの初代国民大会代表とその補欠者、1948年からの初代立法委員とその補欠者が、国会議員に居続けること、すなわち、「法統」を強調するための長老からなる「万年国会」の現象がここに終結した。

1991年には台湾、澎湖、金門、馬祖で国民代表の全面改選、そして、1992年には立法委員の全面改選が初めて行われた。監察院委員についても台湾省議会から選ばれる形式を取り止め、国民大会の職権のほとんどはほかの組織に移された。「国会全面改選」は中華民國の中央民意代表に強い合法性と正当性を持たせるだけではなく、国が民主国家に衣替えをした象徴ともなった。

(2) 多党間と会派間の協議

国会全面改選以降、1992年に誕生した第二期立法委員によって構成される立法院は今までと異なるものである。党内派閥が形成され、これらが政党と立法院の間の仲介役を果たすようになった。これにより政党の権力は弱められた。立法委員は結束して行政へ圧力をかけた。また立法委員は地元選挙区や支持母体の利益を代表するため、それらは党の利益に勝ることがあり、かつて党が主導した立法委員の行動様式は変わり、政策協議が難しくなった（劉淑惠、1997：23-26）。

1992年には国民党の立法院党部が立法院国民党議員団に変わり、1993年に中央政策委員会の組織改正が行われ、そのもとに立法院党政協調工作会など四つのワーキングチームが設置された。中央政策委員会の中に「党政上層幹部會議」を設け、メンバーには行政院、立法院両院長、副院長、党本部主要幹部などが入り、そこで行政・立法関係の重大政策を事前に申し合わせることにした（劉淑惠、1997：25）。

国会全面改選以降、各政党や会派が林立したため、いわゆる「立法怠慢」⁶⁹の現象がみられた。政権党は多数の議席を占めるが動員力に欠け、各委員会において時々少数となってしまうことがあった。その場合は一旦、野党議案の議決を許した上で、改めて「包裹表決」⁷⁰（一括採決）の形を取って翻す場面が多かったが、行政には一定の影響が及んだ⁷¹（雷飛龍、2002：149）。

「包裹表決」はよく批判されるが、全民健康保険の法案審議にあたっては、与党国民党内から反対の声が出たため、慎重に審議が進められた。当時の李登輝総統がわざわざ官邸で党政協商会議を開いた記録もある（徐立德、2010：298-306）。その後、立法院において「逐次議案採決」、「採決と協議の同時進行」の形で、1994年7月19日に同法案が可決、成立し、1995年3月1日からの実施にこぎつけた。結果的に7年を費やし、その間に4人の行政院長が交代した。

1995年第三期立法委員選挙の結果、国民党、民進党、新党の三主要政党とも議席が過半数に届かず、立法院長の選出と行政院長人事への同意権の行使に大きな変数が生じた（吳燕玲、1996：16）。

1997年の憲法改正の結果、行政と立法の関係が変わった。①行政院長の任命に対する同意権。②再審のハードルが引き下げられたほか、立法院による政策変更の権力は廃止された。③立法院は行政院長に対して不信任案を提出できる一方、行政院長は立法院を解散するよう総統に上申することも認められるようになった。

1999年6月、立法院において立法院、各委員会組織、議事規則、立法委員行為法、立法委員職権行使法などの修正案、いわゆる「国会改革法案」の国会五法が成立した。しかし、政権与党は本会議における施政質疑の代わりに「行政、立法党政運作協調会」を開催した。政策法案について予め党と行政院で申し合わせ、了承を得た上で立法院審議に送付するという流れである。与党議員は普段は地元の御用聞きに専念しているため、受け身になりがちである。一方、政策論争を仕掛けるのは野党議員であったが、彼らは少数のため、議事のボイコットに明け暮れていた（王靖興、2009：118-119）。当時は与党優位の時代で、党主導政治のもと、行政権は立法権に勝り、立法院は受け身となるため、「立法局」と擲

⁶⁹ 「立法怠慢」とは政党間抗争により法案審議が滞り、国民の需要に追いつかない現象のことである。世論の批判を浴びるだけでなく、憲政問題にまで発展し、学界では「立法怠慢への対応」学術フォーラムを開いたりした。「憲政時代」第21巻第1期、1995年7月、p. 1-57 参照。立法者が適切な時期を逃し、憲法上の立法義務を果たせない「立法怠慢」は違憲であると指摘された。

⁷⁰ 国会の法案審査は本来、条文内容を逐一確認、必要に応じ修正を加えた上で、採決に付するもの。台湾では一党支配の時代に野党から強い抵抗を受けた場合、与党が修正や審査の手続きを疎かにし、強引に多数の法案を同時に採決に付することは「包裹表決」という。

⁷¹ わが国の世界貿易機関参加関連の修正法案は1996年にあった「包裹立法」の例である。（韓毓傑、2001：397-399）

揄されることもあった（楊日青、2002：59-60）。

(3) 少数与党と国会の争い

2000年、台湾で初の政権交代が実現した。民主進歩党の陳水扁は39.3%の得票率で総統に当選し、少数与党の政権となった。一部の学者は連立内閣（蘇永欽、2001；楊日青、2001：195-218；隋杜卿、2001a：219-248）、あるいは、「左右共同統治」のフランス第五共和制にならって中華民国憲法の枠組みにあわせた「双首長制」（双頭体制）（隋杜卿、2001b：116-118）を取るよう提案した。これらは少数与党政権と国会との関係の難しさを象徴するものである。

2001年の立法院選挙で、民進党は第一党へ躍進し、相対的には多数を占めたが、国民党、親民党、新党の議席を合わせると絶対多数となった。2004年、陳水扁は総統選挙を再び制したが、同年末の立法院選挙はやはり過半数に届かず、行政部門と立法府は引き続き対立した（吳重禮、2007：55）。

2000年6月、行政院から勤務時間の上限を44時間と定める「勤務時間縮短案」が提出され、11月に総統府の9人政策決定チームによって修正を加えられた上で、行政院院会（閣議）で決定されたが、立法院の議事運営委員会で野党の反対により門前払いされた（黃德福、2001：125）。行政院が第四原発の関連予算の執行を止めた一方で、立法院は総統の罷免案を軸に野党連盟が結集した。第四原発の建設が止められて以降、総統が政策を主導するのが明らかになり、国会とは対抗する関係になった。立法院は不信任案より直接、総統の罷免を訴えていき、総統の方からは立法院での施政報告を求めた。

このように立法府と総統、行政院長が代表する行政部門とが対立関係にある中で、立法院が監督機能を強めることもひとつの形となった。国民党の立法院各委員会委員長が議事運営の権力を生かし、行政部門の監督を果たそうとした。法案審議の議事は約10%減少した。一方、行政監督関連の議事は約10%も増加した（鄭勝元、2005）。国会で多数を占める野党勢力は法案や予算の審議、報告などの形で行政院閣僚を立法院での答弁や報告に出席させた（羅傳賢、2004：277；周萬來、2004：243）。

行政院の閣僚らは立法院に頻繁に呼び出されるため、「国会空転」⁷²との批判を招いた。行政部門は立法府の監督から免れようとしたが、逆に立法府は監督の度合いを強めることとなった。たとえば、国会では刑法に「国会輕蔑罪」を加えるべきという非難に直面するほか、行政首長に対して立法院による調査、詢問、公聴会などに対応する責任を負うこと

⁷² 国の議会在、何の成果もないまま無駄に推移すること。与野党が対立して委員会などが開会できない状態を指す。与党の議事運営に野党が反発して起きるケースが多い。

となった。立法院職權行使法が修正され、第 25 条に「答弁を拒むことは許されない」、第 26 条に「閣僚の無断欠席は許されない。会議が始まるまでに欠席理由と行政院長が了承した休暇届を提出すること」とそれぞれ定めた。ここからも行政部門と立法院の緊張、対立関係が垣間見えた。

このような少数与党政権と立法院の対抗関係の下、2000 年から 2008 年まで、2002 年の「中央及び地方財政收支区分法修正案」、2003 年の「公民投票法」、2004 年の「319 銃撃事件真相調査委員会条例」、そして、2007 年の「農会法修正案」など 4 件の法案再議が立法院に出され、「中央及び地方財政收支区分法修正案」の 1 件だけが通り、残りの 3 件がすべて失敗に終わった。しかし、行政部門は再審に失敗すると、司法院の大法官會議に憲法解釈を請求した。大法官會議は第 585 号及び第 645 号憲法解釈案を発表し、「真相調査委員会条例」と「公民投票審議委員会組織の解釈」について違憲の判断を下した。立法院は行政院が同院の再審権を貶めたと反発した（羅傳賢、2004：320-321）。

行政と立法が対抗する中で、仲介を司法に求めざるを得なかった。2000 年から 2008 年の間には大法官會議の憲法解釈案によって解決された 4 案はすべて憲政史に記録された（司法院大法官會議、2011：168-202）。内容は次の通りである。

① 第 520 号解釈案（2000 年）

2000 年 10 月 27 日、行政院が第四原発関連予算の執行を止めると決定したことに対して、「この論争は民意に委ねるべき。なお①憲法改正後の行政と立法の分権関係ははっきりされたものである；②行政機関が予算執行を『進めたくない』というのは、政策決定の範疇にある；③97 年憲法改正後、立法院による政策決定の関与に関しては、報告聴取と質疑に限ることはない」と指摘したい」と解釈された。さらに、理由としては、立法院として反対を含めた他の決議を行うことも考えられるから、行政院は必ずしも両院権力を主導する立場にあるとは言えないと記されていた。一部の学者は、総統は立法院の政党議席数次第で行政権を行使し主導するとして、体制的には立法院の優位となっていると主張している（蘇永欽、2002：189-201）。

②第 585 号解釈案（2004 年）

立法院で採択された真相調査委員会条例を違憲と認定。「立法院が調査機構を設置し、行政権を執行することは、現行機構の調査権を犯す越権行為で権力の分立をうたう憲法原則に反する」と解釈された。

③第 613 号解釈案（2006 年）

国家通信放送委員会（NCC）委員の任命案を違憲と認定する。「NCC 委員の任命は行政権の一部であり、最高行政機関の行政院に属する。行政の一体原則に基づき、初代委員の任命は行政院と行政院長の職権を犯すものとなる」と解釈された。

④第 645 号解釈案（2008 年）

公民投票法に定める委員の任命は実質上、憲法に基づく行政院の人事任命決定権を犯すもので、憲法上の権力相互牽制の限界を超え、権力分立原則に反する。

直接選挙で選ばれた総統は国会の多数を掌握できず、少数与党政権では憲政危機を招きかねないため、一部の学者は総統に対し、1997 年憲法の改正に基づき「双首長制」（双頭体制）を取るべきであり、国会の多数を占める政党の領袖を行政院長に起用するよう提案した。しかし、総統は少数与党政権を堅持し、与野党対立の構図は変わらなかった。

2004 年第六期立法委員選挙ではやはり国民党、親民党、新党が過半数を占めたが、同年の総統選挙前に中央研究院の李遠哲院長と林義雄・元民進党主席が共同声明を発表し、与野党に国会定数半減の実現を呼びかけた。これを受けて立法院は憲法改正のための本会議を開き、議員定数半減を柱とする憲法増修条文第四条条文修正案が可決された。憲法の規定により告示の六カ月後、2005 年 6 月 7 日に任務型（立法院から提出された憲法修正案を審議するために召集される）国民大会において第七回憲法増修条文、すなわち、国会定数半減を含む（ほかに公民投票、公民再議決権関連条文を盛り込む）憲法修正案が可決、成立した。立法院の総議席を第七期から 113 人に減らすとともに、小選挙区と政党比例代表をあわせた選挙制度が導入された。国会の二大政党、国民党と民進党はともにこの修正案を支持し、ほかの小政党は反対した。比例の議席は 34 議席しかない上、議席を獲得するために最低得票率が 50%と定められたので、台湾の政党政治は「多党制」から「二大政党制」に向かうことになった。これは国会改革の一つのシンボルとも言える。

(4) 国会改革及び民主化の深化

第七期立法院の第二会期から、行政と立法部門は「分立政府」から「一致政府」の状態に入った。馬英九総統が率いる政権与党が立法院の多数を握り、議席の四分之三を確保した。これは憲法改正のハードルも越えるものだった。行政と立法の対抗関係が解消し、ここで注目されたのは立法院の監督・牽制の機能が働くか、あるいは行政部門の立法局になり下がるか、である。馬英九総統は、もし任期中に選挙によって与党が議席の多数をとれ

ない場合は、直近の民意を尊重し、内閣制を取ると宣言していた。

政権与党が行政権を握り、かつ立法院で四分之三の絶対的多数を占めると、行政と立法は一体となる。加えて、この政権与党はかつての権威主義体制の時に一党優位制を築いていたため、その再現かと疑われていた。立法院は機能不全になり、政府は秩序維持という建前で権威主義体制を敷いてしまうわけである（劉子琦、2008）。また、総統、行政院、立法院、そして、党本部、それぞれの間でコミュニケーションやすり合わせを如何に再構築するかも論点の一つとなった（黎家維、2008）。

国会議席半減の効果については、必ずしも国会の法案審議の効率向上につながらないとするマイナスの見方もあるが、実際には立法院第七期立法委員の第三、四、六、七、四つの会期、すなわち「一致政府」の状態に入ってから、通した法案の本数はそれまでより増加した（周育仁等、2011：68-69）。

定員が113名にまで減った立法院は、人数が少ないため利益団体にとってロビー活動が簡単になった面がある。不当な取引を防ぐため、立法院における法案審査を透明化させるべく公民国会監督団体は八つの項目を列挙した「国会改革承諾書」を提出した（公民国会監督連盟、2011：4）。

- ① 法案審査や政党協議にかかわるか、委員会の委員長を務める立場にある場合は、利益相反を避けること。
- ② 「公務人員利益衝突忌避条例」、「立法委員行為法」の改正案を成立させること。
- ③ 「政治献金法」改正案を成立させ、選挙経費の出所透明化を図り、候補者に政治献金用の特定口座を開くことを求める。
- ④ 立法院の審議状況を公開し、テレビ中継やネットなどを通じて人民の知る権利を守る。
- ⑤ 本会議や委員会における会議記録や出席状況を設定の期限内にネットで公表すること。
- ⑥ 議会運営委員会における会議記録と採決記録を設定の期限内にネットで公表すること。
- ⑦ 「立法院職権行使法」の改正案を成立させ、政党間協議に透明化を図るべく協議の状況を記録すること。
- ⑧ 民間団体が本会議や委員会に入り、議事進行をモニタリングすること。

民間公民監督団体の催促により、立法院は最終的にテレビ中継を受け入れ、ネット公開の原則を満たすため、2009年2月にIVOD（ネット中継系統）を開設した。関連する会議の記録もウェブサイトで公開することとした。2010年1月7日、立法院において可決された「政治献金法」により選挙の候補者には政治献金口座の開設と財務収支の公開が求められることになった。しかし、公民監督団体が求めていた、②「公務人員利益衝突忌避条例」と「立法委員行為法」の更なる改正は、動きが鈍かった。

また、公民監督団体によれば、議員の出欠記録については、政党の議員団ベースで出欠を取るものの、立法院としては正式に公表しておらず、署名のみで実際には会議に出ていないケースも多かった。会議記録は、検索しにくいシステム設計や出版に時間がかかることなどが議事の透明化を妨げた。議会運営委員会は出欠記録も残されず、その状況を公表しなかった。政党間協議についてもブラックボックス化で会議記録公表するどころか、少数の議員による意思決定で、常設委員会の専門性と機能を損ない、議員の利益相反を顧みず、密室政治による山分けの場と成り下がっていた。公民監督団体が委員会や議場に入り、現場で議事進行をモニタリングする部分に関しては、政党による違いを指摘し、与党籍の委員長はほとんど拒否するのに対して、野党籍の委員長は大半受け入れてくれるという。（公民監督国会連盟、2011：3-4）

2008年1月、国民党本部は党所属の第七期立法委員候補者に「清廉問政公約」への署名を求め、議員としていわゆる「情報公開法」（Sunshine Law）⁷³の遵守、汚職腐敗の拒絶、違法な口利きを受け付けけないこと、利益相反を避けることを確約させた。同時に、国会改革プロジェクトチームを設置した。馬英九総統にとって就任後、党所属立法委員を束ねるのは大きな課題であった⁷⁴。2008年3月当選後に「清廉問政公約」を「行為規範」として具体化、条文化し、違反する議員を公認しないと決めた（中央社、2008.3.26）。とはいえ、総統としては憲政体制における行政と立法の分立の原則を守らなければならない。総統の主導する行政権のもとで、国会の自主性は如何に維持されるのか、そして監督と牽制の機能は働かせられるのか。これら国会改革と民主深化の課題は憲政体制の制度設計と実際の政治運営において努力されるべきものである。

国会改革問題については、2008年7月、中央研究院人文社会科学組院士会議において

⁷³ 情報公開法とは、行政機関が保有する情報に、一般市民によるアクセスを保障する法律である。情報公開法が保障する「知る権利」にもとづき、一般市民が行政機関が保有する情報を請求し、これらの情報を自由に、また最小限の費用で得る権利があることが明文化されている。また基本的に行政機関には、率先して情報を開示し公開を促進する義務が課されている。

⁷⁴ 馬総統は当選後、当時国会改革担当の党政策会執行長に指示し、議員団内に利益関係のグループをつくることを禁じたほか、議員団内規を修正し、出席率の向上、利益忌避、法案提出の質の向上などを図ろうとした。党本部の廉政委員会の組織機能を拡張した。

中研院社会学研究所の瞿海源研究員に国会改革建議案のまとめを任じられた（瞿海源、2010：26-42）。主な項目は次の通りである。

①中央政府体制、位置付けと国会の役割を調整する

憲法体制のもと、わが国の中央政府体制は内閣制となっているが、蒋介石と蔣経国二代の権威主義体制に加え、総統直接選挙も総統の実権拡大につながった。憲法の改正により立法院の行政院長人事に対する同意権と行政院長の法案に対する副署権はそれぞれ取り消された。総統制（大統領制）が新興民主國家で適用されると、総統の権力拡張につながりかねず、もとの設計通り内閣制に戻すべきと思われる。しかし、改憲のハードルが高すぎるため、なかなか実現しない。双首長制（双頭体制）を含む憲政制度の枠内で国会の監督と牽制の機能を強化すべきである。

②立法委員の選挙制度を見直す

小選挙区制は国会議員の極端化を防ぎ、理性的な政治活動に資するものだが、実施以降、欠陥も出てきた。たとえば、地元の利益を重視しすぎ、国家の全体利益を顧みないことなどである。それを改善すべく単一選挙区2票連立制、立法委員の定員増加、国会議員比例代表議席の増加、政党比例代表配分の最低議席ラインの引き下げ及び廃止などを実施するべきである。

③立法院組織制度と運営改革

a)本会議の運営と制度改革

人事同意権と予算審査の質を向上させる。議会運営委員会の運営を法に基づくものにする。

b)常設委員会の運営と制度改革

委員会委員長の人選はベテラン議員優先、政党比例制を中心とし、中立性と利益忌避の原則を取り入れる。委員会審議に公聴会制度を作り、政党議員団協議前に公聴会を開くこととする。公聴会に法律的效力を与え、重大な民生法案をテーマに公聴会を開く。

④政党間協議制度と運営改革

政党議員団協議の透明化と公開を求める。議員団を作るハードルを上げる。議員団と委員会の運営協議、政党議員団協議の外に置かれる少数意見の意思表示。

⑤公民参加を通じて立法の品質を上げる

この中央研究院の国会改革報告に盛り込まれた公民参加の部分については民間公民監督団体の主張と同じ。

⑥立法委員の水準と自律性の向上

- a)新立法委員の研修を制度化する
- b)所属委員に政党議員団による高いレベルの規範を適用する
- c)立法委員の行為に対して規律委員会の規範機能を強化する
- d)財産信託、利益忌避など「陽光法案」⁷⁵による他律規範を強化する
- e)政治献金法を修正し、実行する
- f)ロビー活動関連法を制定する

⑦立法院の幕僚機能と助手の能力の向上

- a)立法の需要に見合う国会図書館の整備
- b)立法院法制局の機能を強化する
- c)立法院予算センターの機能を強化する
- d)常設委員会の研究幕僚を拡充する
- e)公費助手の法制化

⑧立法院の議事を透明化し、公民の民主素養と立法院への監督を強化する

- a)議事進行の様子を多角的なチャンネルを通じて伝える
- b)立法院における情報を公開する
- c)公民民主素養を上げる
- d)国会に対する公民監督団体の監督機能を強化する

基本的には改憲の高いハードルに加えて、公民投票の手続きもあり、改憲と関連する項目についての法案化はなかなかできなかった。総統選挙とあわせて行っても依然として困難である。

しかし、この意見案には参考や検討に値するものも含まれている。たとえば、憲政体制は総統直接選挙の実施により総統制（大統領制）に向かいつつあり、行政権を握る総統のもと運営される総統制に対する牽制と監督は国会に頼るしかない。行政と立法が分立することこそ民主化の原則に合うのであり、改憲が難しいという前提に立つならば、内閣制の精神と制度設計を改めて主張するよりも、国会の監督と牽制機能の強化に取り組む方が妥当である。一方で、公民団体の監督と参加を促し、国会審議の可視化と透明化を図ることが重要になる。

行政と立法の分立という前提のもとでは、行政権を代表する総統に国会改革の推進を託そうとしても、行政権の立法権に対する越権と疑われることになる。国会の自主性と自律

⁷⁵ 陽光法案：立法院行為法、公職財産申告法、公職利益忌避法、ロビー活動法、政治献金法。

性は国会自身の手によって確保するほかない。そこでは公民団体とマスコミによる監督も重要なファクターと言える。

国会の全面的改選以降、台湾の国会では多元社会を反映するようになったが、立法の機能と職権の分担により国会の専門化はもっと重要になっている。一方で、国会の議員は特定な利益団体を代表するものの、その団体から政治献金を受ける過程は法律の監督を受ける必要はある。透明化を目指す陽光法案は国会改革のもう一つの重要課題となる。

まとめ

元国会議員 L 氏（女性、国民党籍、ミシガン大学政治学博士、現職の大学教授。

）によると、国会改革のアプローチは革命ではないため、漸進的な過程である。権威主義体制の下でも制限が多いものの、国会にその行政に対する監督機能は全くないとはならない。国会改革を推進するための議題などは突然現れたものではなく、多くは予めから取り上げられてきたものである。これらの議題から派生した国会改革の事案を分析すると、国会改革と民主化との関連性も見えてくると指摘している。

元立法委員 LGR 氏（男性、民進党籍、ハーバード大学政治学博士号、現職の大学教授。）によると、台湾の国会改革は外側の圧力によるところが大きい。権威主義体制を敷く政権はその正当性を裏付けるため国会改革を断行せざるを得ない。その推進力は国民社会の力である。権威主義体制の政権内から優秀なエリート集団が斬新な方策を採るため、彼らは改革の旗振り役として見られがちであるが、その行動は所詮民主化運動の挑戦を受けてのことで、つまり民主化運動の主張を政策に取り入れただけの行動にすぎない。国会改革も同じ経路と見なすことができようとは指摘した。

国会改革には野党側のみならず与党側の立法委員らも高い関心を示していた。民意を代表する代議士の立場では政党や個人の利益だけではなく地元選挙区の住民の好みも重要視しなければならない。選挙で勝たないと権力を手にすることはできない。国会改革に関心を寄せる有権者の好みを汲み、自らの選挙に有利な行動を取らない代議士はいない。無論、立法委員はその立場に立つに違いない。

一方で、選挙にはお金がかかる。立法委員に資金のスポンサーが必要である。その資金源には企業や財閥も当然含まれるため、立法委員の政治活動は彼ら利益をもある程度反映している。このような活動は法律によって規範されなければならない。それが政治献金法や遊説法、立法委員行為法など国会改革関連法案の制定議論につながるゆえんである。

国会改革の過程は基本的には二つの段階に分かれる。一つは台湾経済社会の自由化と多元化。国会はその多元利益を反映する一方、その利益衝突を解決する制度化も進める。し

たがって、野党の台頭と国会の全面的改選は第一階段の重要任務となる。権威主義体制が利益団体の代弁できず、野党と国会の改選を通じてその代弁者を国会に迎え入れ、その政治体制の正当性を固め直す。政治の秩序を保ちつつ、民主化を発展させていく。第二階段では多元利益を代表する国会の諸問題を制度化するため、立法機能と職権の細分化により専門化が求められる。一方で、国会の議員と利益団体の関係を法制化する必要性も認識され、金権政治の問題も顕在化するため、陽光法案の制定は焦点となる。国会議員の行為規範などは第二階段の国会改革の鍵と言える。

表 4-1 立法院において成立した民主化にかかわる主要関連法案

序號	通過日期	法案名稱
1	1980/5/6	動員戡亂時期公職人員選舉罷免法
2★	1987/6/23	動員戡亂時期國家安全法
3★	1987/7/7	宣佈解嚴
4★	1988/1/11	動員戡亂集會遊行法
5★	1989/1/20	動員戡亂人民團體法
6★	1989/1/26	第一屆中央民代自願退職條例
7	1991/5/17	廢止懲治叛亂條例
8	1991/6/29	社會秩序維護法
9	1992/2/22	立法院各委員會組織法修正
10	1992/6/30	貪污治罪條例
11	1992/7/3	人民團體法
12	1992/7/7	國家安全法
13	1992/7/14	集會遊行法
14	1993/12/14	人民團體法增訂條文
15	1993/12/30	國家安全會議組織法
16	1993/12/30	國家安全局組織法
17	1994/6/3	選罷法部分條文
18	1994/7/7	省縣自治法
19	1994/7/8	直轄市自治法
20	1994/7/15	選罷法部分條文

序號	通過日期	法案名稱
21	1994/10/6	選罷法部分條文
22	1994/10/20	選罷法部分條文
23	1996/1/12	國安法修訂
24	1996/9/6	修正民法親屬部分條文
25	1996/9/19	公設辯護人條例修正
26	1996/10/3	貪污治罪條例修正
27	1998/5/5	犯罪被害人保護法
28	1999/1/12	廢止出版法
29	1999/1/13	地方制度法
30	1999/1/25	立法院各委員會組織法修正
31	1999/1/27	立法院職權行使法
32	1999/6/30	立法院職權行使法修正
33	1999/6/30	立法院各委員會組織法修正
34	2000/1/15	二二八事件處理及補償條例
35	2000/1/15	國防法
36	2000/5/24	立法院職權行使法修正
37	2000/6/27	公職人員利益衝突迴避法
38	2000/6/30	公職人員選罷法修正
39	2000/10/13	刪除選罷法 32 條
40	2000/11/22	立法院職權行使法修正
41	2000/12/15	不當審判補償條例
42	2001/6/20	立法院職權行使法修正
43	2001/11/14	立法院組織法修正
44	2001/11/14	立法院職權行使法修正
45	2002/1/15	立法委員行為法修正
46	2002/1/25	立法院組織法修正
47	2002/1/25	立法院職權行使法修正
48	2002/1/25	立法院各委員會組織法修正

序號	通過日期	法案名稱
49	2005/1/12	立法院組織法修正
50	2005/2/2	立法院組織法修正
51	2007/12/19	立法院職權行使法修正
52	2007/12/19、26	立法院組織法修正
53	2007/12/19、26	立法院各委員會組織法修正
54	2008/5/14、28	立法院職權行使法修正
55	2009/1/21	立法院組織法修正
56	2009/1/23	立法院各委員會組織法修正
57	2009/4	貪污治罪條例修正
58	2010/1/7	政治獻金法
59	2011/1/26	立法院組織法修正

出典：立法院ホームページ

http://npl.ly.gov.tw/www/home.jsp?page_url=/www/law/law5.jsp&key_id=49&folderName=m0 2012.3.16

表 4-2 初代立法委員の所属政党と「増員補欠」選出議員が占める議席

	総席次	国民党		民进党**		他		増補	
1969	445	442	99.33%	-		3	0.67%	11	2.47%
1972	461	451	97.83%	-		10	2.17%	51	11.06%
1975	417	407	97.60%	-		10	2.40%	52	12.47%
1980*	406	388	95.57%	6	1.48%	12	2.96%	97	23.89%
1983	366	351	95.90%	6	1.64%	9	2.46%	98	26.78%
1987	323	302	93.50%	12	3.72%	9	2.79%	100	30.96%
1989	225	189	84.00%	21	9.33%	15	6.67%	130	57.78%

出典：

(1)蔡育倫、2002、〈台灣民主化歷程中政治菁英、選舉機制及媒體的角色探討—以第一屆立法委員的退職歷程為個案〉高雄：国立中山大学政治所修士論文。

(2)Da-chi Liao、 1990. “The Influence of Culture on Information Gathering in Organizations: An Authoritarian Paradigm.” Ph. D. Dissertation、 University of Michigan、 244.

註)* : 1978 年末には増員補欠の立法委員選挙が行われるはずだったが、アメリカのカーター大統領が同年 12 月 16 日に 1979 年 1 月中共と国交を結び、中華民国とは国交を断絶することを発表したため、当時の蔣経国総統はその緊急事態への対応で選挙実施の中止を決めた。増員補欠の立法委員選挙は 1980 年末に復活した。

** : 民進党は 1986 年に成立したが、その前身の「党外」（非国民党の意味）は政党活動の準備のため、1978 年 10 月に黄信介氏、王拓氏らによって「台湾党外人士助選団」が結成された。1980 年から民進党の議席が表示されているのは、「党外」団体の部分を数えるものである。

第5章 民主化と国会改革に関する分析

国会は国民の委託を受け、立法権を行使する。無論、国民の監督も受ける。しかし、直接国民の意思を受けるといふより、マスコミの報道を通じて影響を受けることが多い。国会改革の分析には国会関連の報道を確認することが欠かせない。

これまで国会関連の報道資料を調べると、権威主義体制の転換に伴い、国会改革に対するマスコミの関心も高まっていた。国会全面改選以降、国民生活や公共利益の関連法案はさらに注目されるようになった。

政党政治の下で、政党の利益と国民の利益は国会において如何に反映されるかは注目すべき点である。立法委員の発言、質疑、提案など通じて彼らに関心を寄せるものも見えてくる。世論やマスコミ報道の焦点に付き合わせれば、そのギャップも明らかになる。民主化の過程において、ラグ効果はよく見られる。つまり、マスコミ報道の後追いで国会の議論が始まり、最終的に法案制定につながることは多々ある。

金権政治や政党対立により、台湾では国会空転の状況はしばしば発生した。国会改革の方向として選挙制度は注目された。かつての SNTV 選挙制度の下では政党対立が生じかねず、公共政策の議論はなかなか深まらなかった。そのため、日本の選挙制度改革に倣って、金権政治を防ぐよう単一選挙区二票制が導入された。しかし、選挙制度改革は本当にその設定した目標に達成できるのか。台湾と日本の経験を見ると、その効果は限られるものと言わざるを得ない。単一選挙区二票制の導入に尽力した元立法委員 H 氏によると、この選挙制度は間違いなく小政党に不利であるが、公共政策の議論に資するかはまだ分からない。なにしろ台湾ではこの選挙制度を導入してから時間はそれほど経っていないから、と説明した。

直接立法と直接民意の関係も見てみたい。国民投票法は欧米の国民投票制度に倣って作られた法律である。これまでの実施事例を見る限り、法定のハードルは越えられないものである。この投票結果は真の民意を反映できているのか。それとも政府施政の参考にしかならないのか。恐らく世論調査と同じ、参考の価値こそあれ、直接の立法権にはつながらないのである。

台湾の民主化が権威主義体制からの転換を経て、民主の定着化と確立の段階に入り、国会は多元的な民主社会を反映する場所となった。1992年に国会の全面改選が実現し、国会議員は全員、選挙で選ばれるようになった。しかし、国民の国会議員に対する評価は低下する傾向にある。国会全面改選後、国会議員の働きぶりは期待するほどではなかったということなのか。それとも、そもそも彼らに対する期待が高すぎたのか。様々な見方はあ

ろうが、この両者の見方が関係しているものと考えられる。これは国会改革を研究する上で、一つの焦点と言える。

民主の定着化と確立は国会改革においてどのように反映されているのか。政府の政策と法律の制定は弱者の保護という視点に十分配慮しているのか。社会福祉政策の立案や社会資源配分の改善、その再分配など様々な社会正義と公平の達成を政策目標に置いているのか。実際の政策や立法では、全民健康保険制度や所得税の累進税率、国民年金、土地増殖税を含む税制改革、社会福祉、社会保険制度の実施などが行われている。孫中山の民生主義がうたった「均富」の理想と平均地権等の概念が土地及び税制の制度設計に影響を及ぼした部分がある。「値上がりの差額を公に戻す」や土地増殖税の実施などとの関連性も強い。弱者保護や社会福祉政策については、礼運の大同篇の「老をして終わる所があり、幼をして長ずる所があり、鰥寡孤獨廢疾の者をして皆、養う所があらしむ」に示唆された高齢者、児童、障害者の福祉概念など中国伝統思想の影響はもちろん、近代政治理論で論じられた社会福祉の実現及び政策の制定なども検証、分析された。

公共選択論(Public choice theory)⁷⁶によれば、近代社会における個人や組織は個別利益を重視するため、公共利益の最大化は図られないものとされる。公共選択理論は理性的選択を仮説とし、それぞれの好み(preference)と利益を重視する。情報が不十分もしくは対称性に欠けるため、個人は全体の最大利益を求めることを最優先に考えられず、したがって最善の結果を得られない。これは「囚人のジレンマ」としても知られる。情報が十分であれば、個人の決断が自らの利益にもたらすプラス・マイナスを判断でき、最良の決断を下すことができる(Pareto's optimality)。

国会は国民主権の象徴であり、社会の多様な利益が混じり込んだ場所である。立法と政策の過程を如何に透明化させるかは国会の役割である。公共選択理論が強調するのは、情報公開原則が公共利益の実現に不可欠だという点にあり、それは国会を通じて確保されるものと考えられる。

都市型産業社会(urban-industrial societies)を基礎とする福祉国家では、その経済発展の程度は国民が高等教育を受ける割合及び社会保障に反映される。経済発展は政府の社会保障支出増加につながる(Wilensky、1975：47)。これは「収斂理論」の主要論旨である。ここで想定される福祉国家モデルは以下、三つのパターンに分かれる。一つは協調主義的民主主義(corporatist democracies)。労働団体や職業団体、消費者団体などが働きかけ、政府が制定する法令や政策に自分の利益を反映させる。オランダ、ベルギー、スウェーデン、ノ

⁷⁶ 公共選択論 (public choice theory) は、主として経済学における学問分野の一領域で、民主制や官僚制の下における政治過程を、ミクロ経済学的なアプローチで解く学問である。

ルウェー、オーストリア、ドイツなどで見られるパターンである。次は完全な労働参加のないコーポラティズム。企業が政策決定に特権を持つが、官僚体制が主導する特徴がある。日本、フランス、スイスなどがこのパターンである。最後は断片的、分権的な政治経済体制(fragmented and decentralized political economies)。アメリカやイギリス、カナダ、オーストラリアなどである。その中で、一つ目の協調主義的民主主義が最もよく福祉国家になじむ。この場合、「政治変数無効」(Politics doesn't matter.)の主張が提出されるが、実際、政治体制によって社会福祉の実現程度が違ってくるので、「政治変数未だに有効」(Politics does matter.)と言うべきだろう。

台湾の国会は公共利益を反映できるのだろうか。とりわけ、1992年の国会全面改選以降、社会の多元的利益が基本的に平等な機会を得ることができるようになった。それがどのように反映されたのかを、世論調査、新聞報道、国会議事録など各種資料を用いて検証する。

第1節 民主化と国会改革に関する世論調査の分析

国会は国民を代表して行政と立法府を監督する役割を担う。国会は多元的な利益を反映し、公の議論を通じて問題解決の糸口を探る。国会は統治の正統性の重要な基礎の一つである。国会の代表機能を強化するため、議事進行には三つ特徴が含まれる：衝突性、党派性、可視性(Olson、1994：7-9)。国会議員は選挙区や社会団体を代表し、異なる立場の利益によって生ずる衝突を調整する。そのため、議事進行には対立場面は避けられない。同時に、その衝突や対立をもたらす利益をまとめなければ議事進行が望めないため、政党が立法過程の主導権を握る存在となる。国会議員と政党が責任を持って議事の進行過程に国民の利益を反映しようとしているのか、議員自身の利益だけを求めているのかを確認できるよう、議事進行は基本的に公開されている。選挙民は自分の目で議員や政党の活動を確認し、その評価を次の選挙の投票行為に反映させることができる。

欧州で民主政治が始まった頃、大半のルールは国会と王権との駆け引きによって固められた。民主政治の確立において、国会の役割は欠かせないものであった。多くの新興民主国家の民主化過程では、国会が改革の推進役を演じ、決め手となった(廖達琪、2003：1-6)。しかし、近年、多くの民主国家において国会に対する国民の信頼が低下し(Dalton、2004：38-51)、国民は政治を疑いの目で見ている。その中で、国会と国会議員はもっとも信頼されない存在の上位を占める(Greider、1992；Hibbing & Theiss-Morse、1995；Cooper、1999；Hibbing & Smith、2001)。

アメリカ国民の国会満足度を見てみよう。1960年代末から1970年代半ばにかけて満足度が大幅に低下し、満足しているという人は3割しかなかった。この傾向は1970年代末から1980年代に改善し、5割以上に戻した。しかし、1992年に再び最低の2割まで落ち、その後、1998年8月に国会がクリントン大統領のスキャンダルについて調査をした後、5割以上の満足度を確保した。その後再び下降傾向を辿った。平均的に言うと、1960年代末以降、アメリカ国民の国会満足度はおよそ3割から4割で、5割以上と2割以下になることは総じて少ない(Hibbing & Smith、2001 : 46-48)。

また、アメリカ国民は国会に対して不満足の数よりも不信任の方が大きい。アメリカ国民の国会に対する信任は、1960年代末以降、大幅に下落し、1970年代半ばに起きたウォーターゲート事件でどん底に落ちて1割強の国民しか国会を信用しなくなった。この数字は、不祥事を起こした本人であるニクソン大統領の支持率より低いものであった。2000年以降、国会信頼度は1割から2割の間を推移し、大統領の支持率より低い状態が続いていた⁷⁷。2001年の911事件以降、国会信頼度が43.4%まで回復し、ホワイトハウスへの信頼度も51.5%と高いものとなった。その後、すぐに1割強の低水準に戻った(Dalton、2004 : 51)。世界価値調査所のデータによると、アメリカは1981年から2000年の間に、国民の国会信頼度は年平均0.942%のペースで下落し続けた(Dalton、2004 : 38)。その下落傾向はアメリカだけではなく、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、ノルウェー、フィンランド、オーストラリアなどの民主国家にも見られていた (Dalton、2004 : 38)。

1990年代半ば、日本、ニュージーランド、イタリア、ベネズエラなどで国会の選挙制度改革が行われた理由は⁷⁸国民の国会に対する不満にある(盛杏媛、2002 : 41-80)。1970年代の石油危機以降、ニュージーランドは経済危機に見舞われ、政府は解決できず、小選挙区制の下、国会議員は党規に従わざるを得ない。そのために選挙民の期待に背を向けることもあり、正統性が国民に疑われるようになった。国会の信頼度は1975年から低下し続け、1980年には10%まで届かない状況となった。1993年には4%まで下がった(Vowles、1995 : 100-102)。

イタリアでは1993年の選挙制度改革まで開放式政党名簿をベースとした比例代表制が採用されていた。国会議員は個人の選挙を優先するため、政党分裂の危機は常に伴っていた。内閣の交代が頻繁で、政府が機能せず、国家の直面する課題に対応しきれなかった

⁷⁷ カーター大統領の時代だけ国会の信頼度が大統領を超えたが、その差は小さい。

⁷⁸ 78 ニュージーランド、イタリア、ベネズエラは1993年に選挙制度を改正し、日本は1994年に改正。ニュージーランドのものの選挙制度は小選挙区制、イタリアは比例代表制、ベネズエラは比例代表制、日本は中選挙区制で、この四カ国はいずれも小選挙区制と比例代表制の混合制度に改められたが、詳細はそれぞれ異なる。

(Donovan、1995 : 47-48)。当時の世論調査によれば、94%の選挙民はマフィアが国会に手を伸ばしていると疑い、スキャンダルも後を絶たない状態で、政府の正統性が失われていた (Donovan、1995 : 52)。

ベネズエラでは選挙改革を実施するまでは政党名簿比例代表制が採用されていた。国会議員の選任は政党にコントロールされ、政党の候補者公認は党首が決める。候補者の公認だけではなく、候補者の名簿序列まで党首が決めることになっている。選挙民が名前も知らない当選者が出てくる可能性すらあった (Kornblith & Levine、1995 : 55)。国会議員の当落に対する選挙民の影響力が薄れると、国会議員が選挙区のために働いているかも判断できず、議員への評価が難しくなる。国会議員の行動と選挙民の意思の乖離が生じる (Kornblith & Levine、1995 : 59)。

日本では過去、「複数選挙区(the multi-number district system、MMD)単記非譲渡投票法(the single nontransferable vote、SNTV)」の下で、国会議員は地元選挙民に奉仕する動機を持った。選挙民の票を確保するため、選挙区に利益をもたらすように動き、支持者から政治献金と票を受ける構図となっていた (Ramseyer & Rosenbluth、1993)。政党は内輪もめを避けるために機能性、職業性をもって支持層を仕分けた。場合によっては国会議員と特定職業団体との関係を持たせて後援組織を作った。国会議員と特定利益との癒着関係はここから始まった (Cox & Niou、1994 : 230)。日本では政治献金絡みのスキャンダルが多く、国会議員に対する国民の評価も低かったため、1994年には選挙制度改革に踏み切った。

国会が国民から満足と信頼を得られない理由として、次のようにまとめてみた。

①国会と国会議員のプレゼンスと関係している。

多くの国に見られるように、国会議員はパフォーマンスや無難な振る舞いに終始し、真面目に法案審議に取り組む姿勢が見受けられない。自らや選挙区、特定の団体の利益を求めるあまり、国家全体の利益を軽んじる。アメリカの国会議員はその典型である (Mayhew、1974 ; Fiorina、1980 ; Jacobson、1992 : 201-26)。イタリア、日本の国会議員は個人の票のために、財閥や利益団体、反社会的勢力などにつながり、汚職腐敗のケースは後を絶たない。ニュージーランド、ベネズエラの国会議員は公認を得るため、政党の利益を優先に考え、国民や公共の利益に背を向けることもある。国家が直面する重要問題や危機に機動的に対処することなく、動機も持たない。それより彼らは対処するほどの能力を持ち合わせていない。長年、選挙区への奉仕と党の命令への服従に専念した国会議員は、国家の重大問題に対処する能力を持てなくなった (Mayhew、1974 ; Jacobson、1992)。

②議事運営と関係している。

国会の議事進行は公開されているので、衝突性と党派性が反映されている。これは国会の機能の一つの特徴である（Olson、1994：7-9）。しかし、一般国民は不安を感じ、党派間のせめぎ合いや利益をめぐる争い、調整を見たがらない（Hibbing & Thesis-Morse、1995：84-105；Hibbing、2002：228）。さらに、メディアにも影響される。スキャンダルや衝突、党派利益の争いなどが前面に取り上げられ、国民の国会に対する信頼はさらに失われる。

③一般的に国民の政治に対する信頼感が落ちていることに関係している。

政府の能力と政治家のモラルを信用できない。これは、近代民主国家によく見受けられる一般的な現象である。国会議員が一番信頼されない政治従事者とも言われる。国会に対する信頼感と満足度の低下は政治に対する信頼の低下の原因であり、結果でもある（Hibbing & Thesis-Morse、1995）。

④国家の全体的なプレゼンスと関連している。国の経済状況が良いと、その政治と社会がよい方向へ進んでいると判断され、国会の評価も高くなる。一方、経済パフォーマンスが良くなければ、国会への評価も下がっていく。国会議員が自らや特定な団体の利益を求めることに不満を募らせやすくなる（Loewenberg & Patterson、1979：283-84；Ramseyer & Rosenbluth、1993；Hibbing & Patterson、1994）。

新興民主国家の国会では、これらの問題以外に、先進民主国家より厳しい挑戦が待ち受けている。新興民主国家が権威主義体制から抜け出れば、国会は行政権による独占政治から分離独立し、自主性を高める。当然ながら、政治の意思決定にかかわるように影響力を駆使しようとする。それまでカーボンコピーのように、行政府からの提案に消極的なお墨付きを与えるだけでなく、自らの力を使って主導権を握ろうと動き始める。国会議員は選挙資金集めと票の圧力に駆られ、立法過程で自らの力を行使する動機が高まる。自主提案や行政機関が提出する法案の修正を通じて自らの利益と支援者の利益を反映させようとする。場合によっては行政府と衝突する。これらの国々の政党政治はまだ発展途上にあり、政党は適切にその折衝を担う役割を果たすことができない。そのため、議事運営においては、しばしば激しい衝突が起きる。これらの新興民主国家は社会、経済の激変にも直面することが多く、政府が立ち向かう難題が山積し、それまで組織的に緩んでいた国会がなかなか対応できないのも事実である。民主化転換以降、国民は国会に寄せる期待が高まるが、議事の混乱を目にし、失望に変わる。国会議員が国民を代弁する形で主張する姿が見られず、議員は特殊利益ばかり求める。このため自主性が高まった国会が、かえって非

難的となることもある（盛杏媛、2006：91-92）。ポーランドでは、1981年から1985年にかけて戒厳令が敷かれた時期、国会は国民から高い信頼を得ていたが、民主化以降は当時ほどの信頼性が得られなくなった。ハンガリーなどでも同じ傾向が見られる（Olson、1994：127-128；Rasch、1998：39-56）。1995年に東ヨーロッパ11カ国の新興民主国家を対象にした調査によると、これら国々の国民が示した国会への信頼度は11%から30%の間で、平均して22%であった（Tos & Bibic、1998：98）。これではそれぞれの国の民主深化の進路を阻むことになりかねない。

1991年から2005年まで聯合報が行った世論調査を分析してみよう。国会全面改選以降の立法委員に対する国民の評価は、「満足しない」の割合はおおむね「満足する」より多い。1998年だけ「満足する」がやや「満足しない」を上回った。同じ調査で、1997年までは立法委員に対して国民が「信頼する」割合は、「信頼できない」より上回っていた。国会全面改選の翌年の1993年には信頼できるとの答えが60%近くまで達した。一方、信頼できないと答えたのは21%にとどまる。しかし、それ以降、信頼度は低下する一方となった。2000年以降は「信頼できない」の割合が「信頼できる」をずっと上回っていて、2005年には信頼できないと答える割合が70%まで達した。2002年、2003年、2005年と国会の国民信頼度は20%前後となった。前述した1995年の東ヨーロッパ11カ国を対象とした調査数値の平均値とほぼ同水準となっている。1992年の国会全面改選以降、国会に対する国民の期待が高まっただけに、国会や国会議員の不甲斐ない働きに国民の不満が大きくなり、それが国会改革の必要性が焦点化する契機となった。

2008年、第七期立法委員が就任し、国民党籍の立法委員は8割の議席を占め、全議席の四分の三を超える絶対多数を持った与党政権となった。しかし、遠見民意調査センターが国民党籍立法委員の働きについて2008年4月から2010年2月まで2カ月ごとに世論調査を行ったところ、2008年4月に「満足している」と「満足していない」が39%と同じ数値が出たのを除き、すべて「満足しない」が「満足する」を上回った。「満足しない」は54%から64%で推移した。「満足する」は18%から27%で推移し、やはり前述した1995年の東ヨーロッパ11カ国を対象とした調査数値の平均値22%とほぼ同じ水準となった。

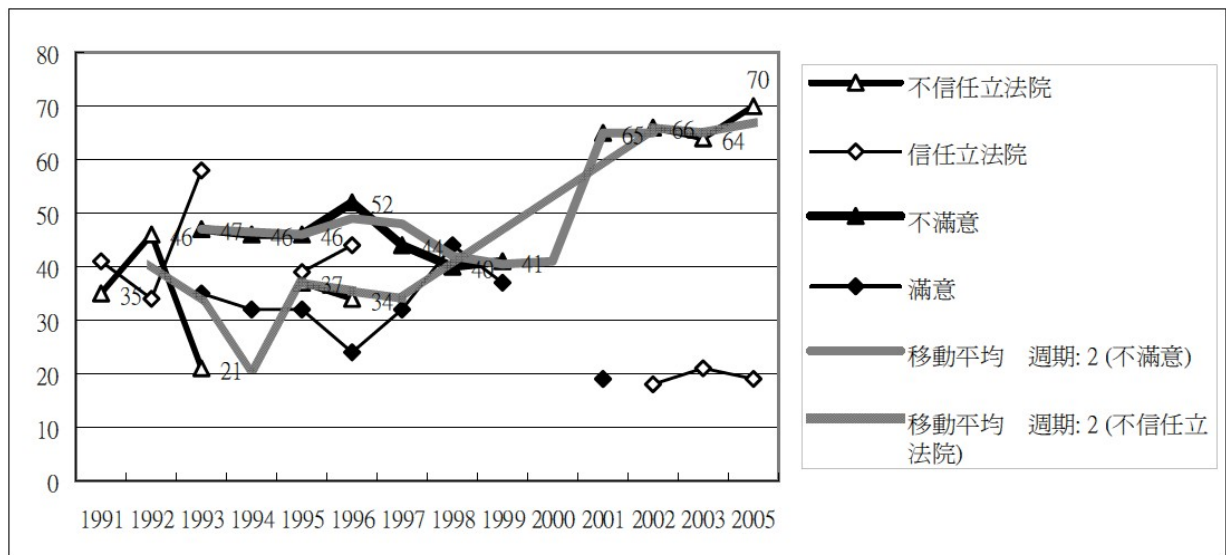
政党の要素を考慮してみよう。2001年の第五期立法委員改選以後、陳水扁総統の政権党である民進党が立法院の最大勢力となった。しかし2002年、2003年の立法院に対する国民の信頼度は20%と低く、国会への信頼は国会における党派の構成変化とは無関係と解釈できる。国会の政党による力関係や構図は国民の信頼に直接つながらないことを意味する。

しかし、政府の各部門に対する国民の信頼と国会に対する信頼には相関性がある

(Christensen & Læg Reid, 2005)。直接選挙で選ばれた総統と彼が任命する行政院に対して国民の信頼が低下すると、国会に対する信頼もつられて低くなる。この現象は国会だけの話ではなく、国民が政府や政治全体に対して信頼できないということを示唆する。

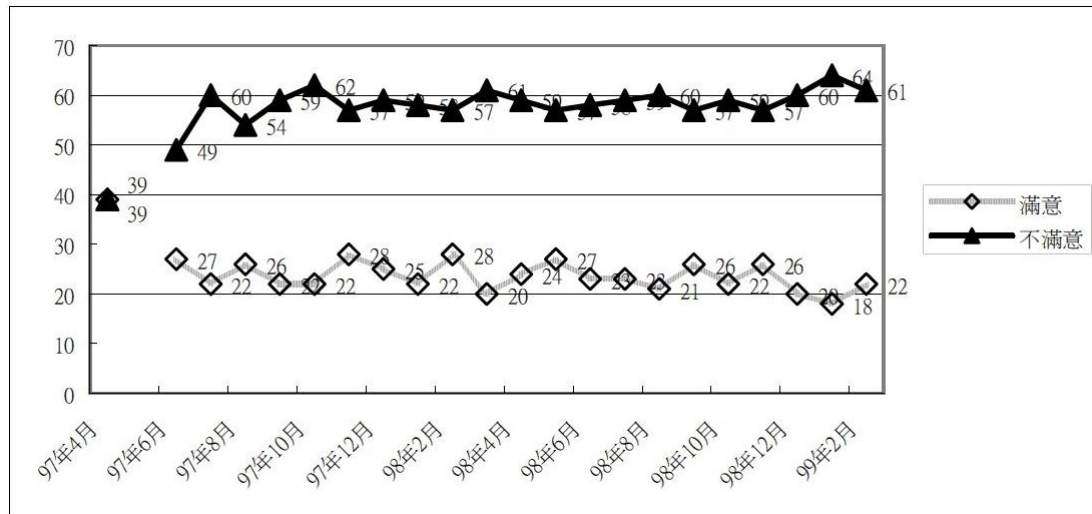
もう一つの調査結果もこの裏づけとなっている。(16) 1992年、総統に対する国民の信頼について、88.3%が「信頼する」と答えるのに対し、「信頼できない」と答えた人は2.6%。行政院に67.9%が「信頼する」と答えるが、「信頼できない」は1.4%となっていた。立法院に対して「信頼する」は33.6%で、「信頼できない」の46%を下回るものの、2002年以後の数値に比べればかなり高いといえる。2002年、総統を「信頼する」が39.4%で、「信頼できない」が41.2%に上った。行政院は42.4%が「信頼する」、38.5%が「信頼できない」。立法院は「信頼する」が18%だけで、「信頼できない」が65.9%に上った。

図 5-1 立法院に対する国民の信頼度と満足度 (1991~2005)



出典：聯合報民意調査センター、中央研究院社会学研究所社会意向調査

図 5-2 第七期国民党立法委員に対する国民の評価(2008.4-2010.2)



出典：遠見民意調査センター。

2003年は総統を39.2%が「信頼する」と答え、41.8%が「信頼できない」と答えた。行政院については「信頼する」が41.9%、「信頼できない」が40.7%であった。一方、立法院を「信頼する」が21.2%だったのに対し、「信頼できない」が64.2%に達した。これらのデータは総統、行政、国会に対する信頼度に相関性と連動性があることを説明できる。

表5-1 政府に対する国民の信頼

		1992	2002	2003
総統	信任	88.3(1, 447)	39.4(477)	39.2(472)
	不信任	2.6(43)	41.2(498)	41.8(503)
行政院	信任	67.9(1, 112)	42.4(513)	41.9(503)
	不信任	1.4(164)	38.5(465)	40.7(489)
立法院	信任	33.6(551)	18.0(218)	21.2(254)
	不信任	46.0(753)	65.9(797)	64.2(772)

出典：伊慶春(1992)；伊慶春、吳乃德、陳志柔、章英華、瞿海源(2002)；瞿海源(2003)。

註)

- (1)1992年「台湾地区社会意向調査」では「非常に信頼している」と「信頼する」をあわせて「信頼する」に一括りし、「信頼できない」と「非常に信頼できない」をあわせて「信頼できない」とした。2002年と2003年の調査は「とても信頼できる」と「信頼する」をあわせて「信頼する」に、「信頼できない」と「とても信頼できない」をあわせて「信頼できない」とした。
- (2)表に書き込まれる数値は当該年度のサンプルから計算された比率で、括弧内に示される数字は当該年度の有効サンプル総数。

もう一つ、2008年の調査を見てみよう。行政をはじめ各部門に対する国民の信頼度はすべて50%を割り込んだ。総統も国会の働きも、国民を満足させられなかった。政治制度に対しても国民の信頼度が低く、これは民主体制に対する自信を失うことにつながりかねない。民主政治の運営に対する国民の満足度について、64%が「満足できない」（「とても満足できない」と「満足できない」の合計）と答え、「満足する」（「非常に満足する」と「満足する」の合計）は36%にとどまっている。

さらに部門別に比べると、2008年は総統と行政院に対しては比較的高い信頼があり、ともに45%台であった。立法院の28.3%と裁判所の39.1%より高かった。ここに、立法院に対する失望感が表れている。一方で、政党に対する信頼は32.9%と立法院よりやや高かった。

メディアに対する信頼は一番低く21.7%で、政府を監督する力として国民から必ずしも認められていなかった。

政党に対する信頼と民主政治に対する信頼の間には関連性が見られる。民主政治に「満足できない」割合は政党に対する信頼が増すほど低下する。政党に「非常に信頼できない」と答えた人が76.3%に上る一方、民主政治の運営にも政党にも「信頼できない」と答えた人は65.7%に達した。政党に対して「若干信頼している」と「非常に信頼する」と答えた人のうちでは、それぞれ48.1%と36.7%が民主政治の運営に不満を持っている（林瓊珠、蔡佳泓、2010：173）

表5-2 台湾での政党、政治機構、メディアに対する信頼

機構信任	百分比
裁判所	39.1
行政院	45.9
政党	32.9
立法院	28.3
総統	45.5
メディア	21.7

出典：游清鑫(2008)。「信頼する」は「非常に信頼できる」と「若干信頼している」。

表5-3 台湾での民主政治運営に対する満足度

	次数	百分比
非常に満足しない	463	23.8
満足しない	783	40.3
満足する	661	34.0
非常に満足する	36	1.9
合計	1943	100.0

出典：游清鑫(2008)。

註)「満足しない」は「非常に満足しない」と「満足しない」の合計。「満足する」は「非常に満足する」と「満足する」の合計。「意見なし」は「答えない、答えに難しい、意見なし、分からない」が含まれる。

民主政治において政党が主要アクターである。政党に対する評価は民主政治全体に対する評価につながる。政党を信頼するほど、民主制度の運営に対する信頼が高まる。これは、政党政治の民主化と民主政治の確立における重要性を説明しているものと言える。

各種の政治制度に対する信頼性には相関性が見られるが、その他の条件の変更を受けて、順序や強弱の変化も当然生じる。ロジック的にも解釈が異なってくる。相関性分析を通じて政治制度を跨ぐ信頼性の相関性を検証することができる。その相関性については、比例関係にあるものと見られる。すなわち、ある政治制度が信頼されるほど、その機関に対する信頼も高まるのである。（Christensen & Læg Reid、2005）

次の表によると、2008年には、総統に対する信頼と行政院に対する信頼は相関関係が一番高く、相関係数は0.63である。その他の政治ファクターの間にある相関係数はおよそ0.45から0.54である。メディアとその他のファクターの相関係数は0.36以下となっている。これは初当選の馬英九総統が擁していた高い支持率と関係している可能性がある。行政院長も総統が任命したためである。

表5-4 台湾の政党、政治機構、メディアに対する信頼の相関性分析

	裁判所	行政院	政党	立法院	総統	メディア
裁判官	1	---	---	---	---	---
行政院	0.518***	1	---	---	---	---
政党	0.304***	0.492***	1	---	---	---
立法院	0.459***	0.485***	0.496***	1	---	---
総統	0.411***	0.630***	0.516***	0.487***	1	---
メディア	0.265***	0.270***	0.246***	0.362***	0.354***	1

出典：游清鑫（2008）。

註)* 表P<0.05；** 表P<0.01；*** P<0.001。

逆に、2008年時点の国会に対する信頼はその他のファクターとの相関性が総統の場合ほど高くなく、裁判所、行政院、政党などの相関性はそれぞれ0.459、0.485、0.496となっている。総統に対して、裁判所、行政院、政党との相関性はそれぞれ0.411、0.630、0.516で、行政院、政党との相関性は国会より高い。当時、政権与党は国会の3/4の議席を確保していて、総統に対する国民の信頼による影響力は国会より大きかった。

台湾大学東亜民主研究計画により2010年から2012年まで実施された「アジア民主動態調

査」の結果によると、国民の国会に対する信頼（Trust in Institutions）の他のファクターとの相関係数は0.572で、直轄市の0.603に次いで第二位であった。裁判所の0.539より高い。その他の順位、数字は次の通り。県市政府0.529、政党0.524、警察0.509、総統0.500、軍隊0.496、郷鎮政府0.489、選挙委員会0.388、テレビ0.379、新聞0.367。

各ファクターに対する国民の信頼の相関性は、国会が総統より高い。台湾では総統直接選挙が実施され、中央政府の政治体制は総統制（大統領制）に近いが、総統の相関係数はむしろ国会より低い。これは、2008年から2012年の間に、政治ファクターに対する国民の信頼において、国会と総統の強弱順序の変化が生じたことを意味する。総統にとって、国会への国民の信頼はほかの政治ファクターが国民から信頼を得ているかどうかより影響が大きく、これは国会改革の重要性を示唆するものである。国会が国民から信頼されるかどうかは、民主制度に対する国民の信頼に影響する問題でもある。

国会に対する国民の信頼感はほかの行政機構と比較すれば意味がある。その信頼感は薄れるほど、国会の機能が低下する。その一方、総統の職権行使が行政機関の執行力の方が信頼厚い場合、三権分立のバランスが崩れかねず、その制度設計の効果も失われる。民主化は挑戦され、国会改革の必要性は現れてくる。

第 2 節 民主化と国会改革に関する報道などの分析

民主化の三つの要件は定期的選挙、広範な参加、民権の保障である。台湾が権威主義体制から民主化へ転換を遂げていく政治環境において、求められる改革の課題は次の六点である。

①1948 年選出の中央民意代表の退職問題及び中央民意機構組織見直し問題

1948 年選出の中央民意代表の改選問題は、1950 年以降 1991 年にかけて繰り返し浮上した。1991 年末から彼らは全面退職し、この議論は立法院の定員削減や単一選挙区二票制を含む立法委員の選挙方法など立法院の改造問題へと変わっていった。

②戒嚴令の解除

③政治参加の拡大

地方自治、地方直接民主、人民の選挙、罷免、創制、複決の四権などが含まれる。

④結社、集会、言論の自由（政党結成の自由も）

⑤人権保障

司法における個人の権利保障、人民を軍法で裁いたことや冤罪に対する賠償の問題

などが含まれる。

⑥行政中立及び軍の国家化

政党、軍、行政部門の役割区分が主な内容。国家安全法の制定、軍の国家化などの関連課題。

ほかにも政治体制の民主化に関連する課題や要求が現れていた。たとえば、いわゆる順序正義というもの。立法院と行政院の関係にもそれが求められる。立法院内部においても一定の順序が求められることがある。ちなみに、弱者団体の保護もその例である。しかし、民主化の三つの要件に当てはめると、その要件を民主体制のハードルとし、六大方向の民主化課題を視点に台湾の民主化過程において、立法院ではどのような議論がされていたかを検証し、ほかの民主化課題については「その他」という項目で括った。

台湾ではもともと、三つの主要新聞社が登録されていた。中国時報(前身は徴信新聞報)、聯合報と自立晩報(夕刊)である。⁷⁹この三大新聞社はこの50年間(1950-2000)、存在し続けた。

また、台湾民主化の過程は、ハードな権威主義期、ソフトな権威主義期、民主化加速期、民主確立期の4段階に分けられる。これらは制度変遷の過程によって区切られる。

1950年から1972年までがハードな権威主義期である。国民党の台湾統治は1950年から始まり、ハードな権威主義体制が敷かれた。市民は中央政治に参画することができなかった。1972年以降、規則的に行われる立法委員台湾地区増員補欠選挙が始まり、⁸⁰市民の政治参加はようやく中央レベルに拡大した。そこからハードな権威主義体制が揺らぎ始めた。

1973年から1986年まではソフトな権威主義期である。1973年以來、三年毎に立法委員選挙が行われ、増員補欠の選出立法委員が立法院に入ったが、戒嚴令体制のままで、結社、言論の自由など各種の権利は依然として制限されていた(Liao, 1997: 657-663)。

1987年から1991年までは台湾の民主化加速期である。1987年に戒嚴令が解除される。その直前の1986年9月28日には民主進歩党が誕生して同年末行われた立法委員選挙に参加した。1987年に立法院民進党議員団を結成し、立法院で野党勢力として正式に現れた。一方、集会デモ法、中央民意代表退職条例など(表4-1参照)重要な民主化関連法案もこの時期に成立した。戒嚴令の解除、集会デモの自由、第一期中央民代退職関連条例など重

⁷⁹ 自立晩報は2001年末に廃刊。

⁸⁰ 増員補欠立法委員の選出人数は51人(1972年)、52人(1975年)、97人(1980年)、98人(1983年)、100人(1986年)。

要法令 1987 年、1988 年、1989 年にそれぞれ成立した（表の第 2、3、4、5、6 項）。

1992 年以後、現在に至るまでが台湾の民主政治確立期である。「老立委」は 1991 年末までに全員退職した一方、1992 年から全立法委員が台湾で選ばれることになった。それまで民主政治発展の主な障害物と見做されたものが取り除かれて、民主化の三つの要件を満たすよう実行に移るだけとなった。つまり、「定期的選挙、広範な政治参加、民権保障の深化」を社会習慣文化と融合させるため、民主政治を深化させる多くの法案や条例を立法院で通すように取り組んだ。

ハードな権威主義期において、行政部門に対して国会は消極的かつ受動的に協力する姿勢であった。この時期、立法院内部は外部から新しいメンバーが入ってこないため、穏やかな雰囲気は保たれていたが、外部の政治環境は必ずしもそうではなかった。前述した三大新聞が伝える民主化課題の関連記事から、当時の雰囲気がよく伝わってくる。

ハードな権威主義期に、三大新聞社が民主化課題をめぐって記事にした回数は 1122 回あった。六大分類で計算すると、民主化課題関連の回数は 622 回まで下がる。一平均 44.4 回である。その後の三つの時期と比較すると（廖達琪、2005 : 359）、ソフトな権威主義期は六大分類を基準に年平均 158.1 回、民主化加速期には 1758.6 回もあって、民主確立期は 319.6 回となる。台湾の国会は、ハードな権威主義期において確かに民主化関連課題に関心を示さなかった。ソフトな権威主義時期には、国会の機能が回復し、民主化加速期に入ると、国会では頻繁に民主化を促す議論が持ち出されるようになった。民主確立期に至ると、国会は引き続き民主化を推進するが、その頻度は民主化加速期には及ばなかった。

政治環境の変遷及び国会自身の構造変化に対応しつつ本来持つべき機能を回復させた国会は確かに権威主義体制時期の国会よりも環境変化に敏感になった。民主化時期以降、国会は政治環境の変化に対応するだけでなく、政治環境の変化を促し、主導する立場となった。

統計分析を用いてこの両者の関連性を検証することができる。立法院の官報と三大新聞で、六大分類した民主化課題が述べられる頻度の相関係数（Pearson r）を見た結果、ソフトな権威主義期まではその前期より高い相関係数を示している（0.631vs.0.195）。立法院の環境順応性はハードな権威主義期よりソフトな権威主義期の方が高いことを意味する。

民主化加速期においては、立法院官報に記された立法委員の民主化課題の関連発言と、メディア報道はマイナスの相関関係が見られる（-0.267）。これは、立法院とメディアの関心事項が相反していることを意味し、メディアが立法院ほど民主化課題に関心を示していないとも言える（廖達琪、2005 : 361-363）。立法院は民主化課題に関心を寄せ、主導する姿勢を見せていた。

民主政治確立期に入ると、民主化課題に対して、立法院とメディア報道の相関係数は0.903で、民主化の四段階の中では、統計上の相関水準 $P < 0.05$ を唯一越えた時期である。民主確立期の数値は民主化加速のマイナス相関関係ではなく、かえってソフトな権威主義期の0.6に近い。つまり、民主化課題をめぐって、立法院のプレゼンスとメディア報道の関係について言えば、民主確立期はソフトな権威主義期に近いということになる。民主化加速期には、政治環境の変化に対応するため、立法院が民主化課題を主導する傾向も見られる。

議会運営の角度から、立法院の役割と環境変化の間に生じる関係を探ってみよう。六大分類の民主化課題をめぐって、四つの民主化段階において立法委員による口頭質疑の回数とメディアの報道頻度を確認すると、ソフトな権威主義期と民主確立期の差異が最も明確である。ソフトな権威主義期について、この二者の順序数値の違いを取って、絶対値を合わせると12となる。四つの段階において両者の差を足した最多数はこの数値となる。つまり、ソフトな権威主義期において、新聞報道と立法委員とで、民主化課題の優先順位が全く異なる。民主確立期には、六大分類の民主化課題は立法委員から持ち出される頻度と新聞報道が触れる頻度はまったく同じでその順序もほぼ同じである。両者の順序の差を足すとゼロとなる（廖達琪、2005：365）。政治環境課題に対する国会の順応性は、民主確立期が最も高い。ソフトな権威主義期の順応性は最も弱い。その原因の一つは、ソフトな権威主義期において報道制限はすでに緩んだものの、国会の全面改選が未実施のため外部環境への順応性がまだ弱かったという点に求められる。民意とメディアからの要求と刺激には十分に対応できなかったのである。

ハード権威主義とソフト権威主義の両時期には、立法院の動きは新聞報道と似通うものを見せた。つまり、「その他」の民主化課題に示す関心はほぼ同じぐらいの程度（41% vs. 43% 及 47% vs. 45%）であった。この二つの段階では、メディアと比べ立法院は各方面の民主化課題に挑む動きはあまり見られず、関心が薄かった可能性がある。民主化加速期と民主確立期には立法院と新聞報道において民主化課題の関連議論が比較的幅広く取り上げられた。「その他」の項目で単純に見ると、この二つの段階において新聞報道の度合いは立法院より17%少ない（廖達琪、2005：367）。

全体的に言えば、立法院の役割の変化とその置かれた政治環境の変化は連動している。ハードな権威主義期においてはその機能は生かされなかったが、その機能が回復するにつれ、増員補欠立法委員の定期選挙など内部の政治環境の変化も始まり、民主化要求に応じて外部政治環境も変わって行った。ソフトな権威主義期において、立法院は蘇ろうとし、政治環境の要求に対応しようと試みたが、初歩的な範疇から踏み出すことができず、的確

に政治環境からの民主訴求に対応できなかった。民主化加速期に入ると、やっと政治環境の要求に応え、主導する立場を取り戻した。民主確立期（1992-2000）に入ると、今度は受動的に政治環境の訴求に対応する立場に戻った。

立法院の研究を通じて国会と政治変遷の関係を探ってみよう。国会の役割と民主化の変遷は直線的な因果関係にあるわけではない。立法委員は民主化推進のため、それなりの努力を惜しまないが、すぐに目に見える効果が出るわけではない。しかし、「ラグ効果⁸¹」は出る。立法機構の役割変化及びその系統の転換によって質的变化が生じる可能性もある。その影響力は量の変化に勝るとも言われる。量の変化は質の変化をもたらす一方、質の変化も量の変化を促すということである。国会と民主化の関係にも当てはまるが、その論証に必要な証拠を見つけるのが難しい。経験則から二通りの趨勢が見られる。一つは戦後初期の立法院からかすかに発されていた改革を求める声である。長い民主化の過程において、その声が、民主化訴求及び権威主義体制変化の方向と呼応する関連性は認められる。もう一つは立法院の役割の変化における質と量の変化は同等重要で、ハードな権威主義からソフトな権威主義へ移行し、さらに民主化加速期へと進み、立法院は質的な変化が生じた（構造の変化）。具体的に言えば、出自の違う新メンバーの加入は民主を表す量の変化をもたらし、権威主義体制の転換にも関連性を持たせた（廖達琪、2005：368）。

六大民主化課題が新聞報道と立法院で取り上げられたそれぞれの頻度について、四つの民主化段階に分けて相関性の検証を行い（Pearson r ）、そして得た資料を合わせて直近の50年（1953-2000）⁸²のこの二種類の資料を相関統計分析する。その結果、それぞれの民主化段階において、新聞と立法院が関心を持つ民主化課題の頻度の相関係数はほとんど統計上の顕著水準に達していない⁸³。しかし、対象年をサンプル的に取ると（1953-2000）、民主化課題が新聞と立法院に取り上げられる頻度の相関係数はすべて統計上の顕著水準（ $p < 0.01$ ）となった。中央民意代表の退職を例としてみれば、国会とメディアの間に「ラグ効果」が存在する可能性がうかがえる。すなわち、立法委員が出した民主化関連の課題が、メディアからすぐ注目されることはないものの、長期的に見れば、メディアの関心が立法院の呼びかけに呼応するようになるのである。換言すれば、統計上の相関性が現れて

⁸¹ 経済政策や財政政策を策定し、それを実行したとしても、それが直ちに効果を現すわけではない。金利や株価のようなモノは政策策定時に反応するにしても、実経済が反応するのはずっと先である。このような政策実施と効果の間にある時間的ズレを「タイム・ラグ」と呼び、そしてさらに経済学者達はこれを「内部ラグ」と「外部ラグ」に分ける。

⁸² 立法院官報記載の開始年度は1953年で、二つの資料を年度の時系列で比較するため、新聞に掲載された1951年と1952年部分の資料を切捨てにした。

⁸³ 1973年から1986年までの期間だけ、「政治参加拡大」が統計関連の顕著水準 $p < 0.05$ まで達し、「戒嚴令解除」も1992年から2000年までの期間において $p < 0.01$ の顕著水準に至った。この二つ以外は各民主化段階において立法院官報でも新聞報道でもその頻度は統計上の顕著水準に達していなかった。

いる。同時に注意すべきなのは、六大民主化課題が民主化過程においてすべて「顕著」課題 (salient issues) として扱われ、激しい議論を経て、ほとんどが法制化された点である。これらの法制化や制度化の過程を踏まえているからこそ、台湾は民主国家として認知されているわけである (表 4-1 参照)。

この六大民主化課題の中で、さらに分類すると、「戒嚴令解除」や「中央民意代表退職」は、法案成立や制度完備ができれば区切りがつく。「自由権」や「人権」の場合は広範囲に影響を及ぼす。一方で「軍の国家化」や「行政中立」は民主化過程において内包された持続的なもので、民主確立期に至っても論議され続ける。

これら持続性のある課題に立法院と新聞報道が示す関心、そしてその趨勢を見てみると、立法院は最初 (1953-1972) の段階からメディアより強い関心を示したが、メディアは 1950 年代 (1953) から 90 年代初め (1991) にかけてこれらの課題をめぐって報道や論評を行う頻度は六大民主化課題の中で一番低かった。立法委員がこれらの課題について口頭質疑を行う頻度は常に高く、四つの段階においてそれぞれ第 5、5、4、4 位を示していた。民主確立期 (1992-2000) に入ってから、メディアが立法院の訴求に呼応する関係が生まれ、その報道の頻度も 4 位まで上がった。

一歩進んで、ハードな権威主義期に立法委員が口頭質疑を行った内容を探ってみよう。彼らがこれらの課題に関心を示したのは 1954 年のときである。当時彼らの発言はそれほど注目されておらず、効果もなかった。しかし、その後、「ラグ効果」が発生した。2000 年の初めての政権交代を経て今日に至るまで、軍は民主化と権威主義体制の移行転換過程において常に中立を保った。

質的な変化をもたらした原因はおそらく立法院に新規メンバーが加わったからである。この点は国会改革と民主化の推進に重要性を持たせる。ハード権威主義とソフト権威主義の区切りを 1972 年としているが、この年から増員補欠の立法委員が新たに立法院に進出したのである。増員補欠の立法委員は「老立委」と違って⁸⁴民主化の推進に積極的な動きを見せた。もう一つの大きな構造的変化は、1986 年の民進党の旗揚げである。彼らは立法院に議員団を設立し、新勢力として国会に進出した。⁸⁵1987 年から 1991 年にかけて民進党は立法院で議員団の運営を通じてその存在感を示した。

1950-1991 年の三つの民主転換期から分析してみたい。数少ない非国民党籍の立法委員

⁸⁴ 大陸籍の老立委と違い、増員補欠立法委員は台湾地区で選ばれる。彼らの党籍や出身背景は多様である。付録二参照。

⁸⁵ 当時 6 名しかいなかった民進党の立法委員は次の通り。費希平、黃信介、江鵬堅、張俊雄、方素敏、許榮淑。蔡育倫、2002、〈台湾民主化歷程中政治菁英、選舉機制及媒體的角色探討—以第一屆立法委員的退職歷程為個案〉、高雄：中山大學政治所碩士論文参照。

と増員補欠選出の立法委員はその民主化課題をめぐる発言や発信を制限されていなかった。ソフトな権威主義期には、2%前後の非国民党立法委員からの民主化関連の発言頻度は全体の 26%を占め、一部少数の民進党の創立メンバー、当時「党外」と言われた人たちは、ソフトな権威主義期にそれなりに大きな力を発揮していた。立法院の議席は2%しか占めていないのに、民主化課題に関連する発言の頻度は全体の 37% (42) まで上っていた。それに対して、国民党籍の立法委員は 95%の議席を確保していたにもかかわらず、民主化課題についての発信は全体の 54%にとどまっていた。民主化時期に入ると、民進党は7%の議席を持ち、民主化課題についての発信頻度は全体の 45%と存在感を見せていた(廖達琪、2005 : 370-371)。増員補欠の立法委員について見ると、彼らのプレゼンスも確かに実際の議席数を越えたものであった。1973年から1986年の間、彼らはおよそ全体議席の 20%を占め、民主化課題の発信は全体の 60%を確保した。その次の段階で、92%の民主化課題の発信は全議席の 45%を占める増員補欠立法委員から行われたことから、増員補欠選出の立法委員のプレゼンスが高まっていた。

マスコミ報道や世論の分析を通して、国会改革と民主化の関係が検証される。国会改革は最初の課題として社会の多元利益を反映できるか問われる政治体制の変革が挙げられる。

第3節 民主化と国会改革に関する立法院官報及び質疑内容の分析

立法院官報は直近 50 年 (1950-2000) に関して、立法委員から発信された民主化課題をめぐる発言や動きの記録を収録した主要な資料である。そのうち、29 年分をサンプルとして記録を整えた。記録された主な内容は本会議における立法委員の口頭質疑で触れた前出の民主化課題の七大分類 (六大主要項目に「その他」を加えた) 課題関連発言や動きである。この時期の政治環境について内部と外部に分ける。内部環境は立法院自身の構造を意味する。外部環境には国際情勢、民意、憲政制度とその改革などが含まれる。前述した新聞の七大民主関連課題に関する報道をもとに分析と比較を行えば、立法院の外部環境の変化をある程度把握できるだろう。

1950 年から 1972 年までのハードな権威主義期において、立法院では民主化と国会改革の関連課題に関する動きが全くないわけではなく、ごく一部の立法委員から関連主張が提起されていた。本会議での口頭質疑など各種統計 (廖達琪、2005 : 358) を見ればその動きがわかる。すべての発言や動き 1930 件の中で 109 件が民主化課題関連であった。その中で一部の立法委員は重要な六大民主化課題について積極的に問題提起し、戒厳令解除や

政党結成など当時タブー視された課題も提出した。

このような積極姿勢を見せる立法委員はほんの一部にとどまり、12年間に58回の発言しかなかった。延べ37人が発信した。当時の立法院の定員約500名のうち、37名しか民主関連の発信をしなかった。そのうち5名が非国民党籍⁸⁶である。しかし、彼らからの六大主要民主化課題の発言回数は全体の25%を占めていた。当時の国民党が占めた95%の議席数を考えれば、非国民党籍立法委員の存在感は非常に大きい。

立法委員の本会議での口頭質疑の回数は、民主化の進展に伴って増え続けた。ハードな権威主義期は、年平均回数が160.8。ソフトな権威主義期には277.3回。民主化加速期には1033回、民主確立期は1578.2回となっている（廖達琪、2005：361-363）。

民主化課題に触れた口頭質疑の頻度と回数を検証してみると、四つの民主化時期においてかなり差が出ているのがうかがえる。各時期における年平均頻度はハードな権威主義期に9回、ソフトな権威主義期に65回、民主化加速期に274回、そして民主確立期に149回となっている。立法院における民主化関連の動きはハードな権威主義期、ソフトな権威主義期、民主化加速期という順に段々強まった。ところが民主確立期に入ると、質疑全体の年平均回数が増えているにもかかわらず、民主化課題関連の質疑の年平均頻度はかえって下がっている。国会全面改選後、すなわち民主化以降の国会は、その関心を民主化課題以外の 이슈に移したという証拠である。

民主化加速期にある1987年、立法委員は六大民主化課題において「中央民意代表退職」に最も関心が高く、質疑回数が40回もあった。しかし同年、新聞でのこの問題への注目は六大民主化課題の中で「自由権」、「人権」に次ぐ三番目になっていた。報道回数は344回で、一番多い「自由権」（1314回）とかなりの差があり、四番の「戒嚴令」関連（341回）とほぼ同じぐらいであった。1988年になると、「中央民意代表改選」の関連情報が大きく取り上げられ、報道の回数は764回と第二位につけた。一位の「自由権」（882回）関連との差は縮まった⁸⁷（廖達琪、2005：366）。

民主化加速期の立法院では、民主化課題についてメディアと違う関心の方向が示された。立法委員の民主化六大課題に触れた発言や動きで突出して多いのが中央民意代表退職問題であった。この傾向は報道の頻度にも反映され、新聞などメディアでも大きく取り上げられた。立法委員が議題の設定を通じて世論を主導しようとし、功を奏した。立法院が自身も含まれる国会改革を主導し、第一期中央民意代表退職とその後の国会全面改選につながった。

⁸⁶ 青年党の李公權、董徹、王夢雲。さらに後に入った無所属の費希平、58年に入った黃信介。

⁸⁷ その他の報道頻度：人権（486回）、政治参加拡大（130回）、国安法制化（103回）、戒嚴令解除（45回）。

民主化と国会改革の取り組みを党派別に見る。ハードな権威主義期には、国民党籍の立法委員が行った質疑の回数は全部で 1784 回あって、立法院におけるすべての質疑回数の 92.44%にあたる。年平均回数は 148.7 回となる。その他の立法委員による合計回数は 146 回で全体の 7.56%。年平均回数は 12.2 である。ハードな権威主義期に、国民党が立法院の 95%絶対的多数の議席を擁するため、この回数の割り当ては基本的に政党議席数の構成と一致する。民主化課題関連の質疑に絞って見ると、回数は 109 回、年平均で 9.1 回。これは全質疑回数の 5.65%にすぎなかった。国民党籍の委員が 81 回を、非国民党籍の委員は 28 回をそれぞれ行っていた。国民党籍の立法委員は民主化課題への関心が低く、ハードな権威主義期の国会においては民主化推進が静止状態に近く、明白な政党間差異も見られない。やはり戒厳令体制と動員戡乱時期臨時条項の下、行政権が優位し、国会の機能がそれほど働かないためであった。

ソフトな権威主義期に入ると、現地化と中央民意代表増員補欠選挙が実施され、社会の各所から様々な出身背景を持つ新しい立法委員が参政し、国会の構造と様相が様変わりした。この時期に現れたいわゆる党外の政治家の多くはのちに結成された民進党の創始者でもある。

表 5-5 ハードな権威主義期に立法委員が本会議の口頭質疑で民主化課題関連の発言を行った回数

年	1953	1954	1956	1958	1960	1962	1964	1966	1968	1970	1971	1972	總數	平均
口頭質疑の全回数	72	218	138	261	127	192	232	250	131	113	95	101	1930	160.8
国民党籍口頭質疑回数	71	210	127	229	113	180	216	236	122	100	86	94	1784	148.7
その他党籍の質疑回数	1	8	11	32	14	12	16	14	9	13	9	7	146	12.2
人権	0	5	0	0	4	0	0	3	2	2	0	1	17	1.4
中央民意代表改選	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5	0.4
戒嚴令解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.2
自由	0	7	0	1	1	0	0	2	1	1	1	6	20	1.7
国家安全法制化、軍隊国家化、行政中立	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0.3
政治参加の拡大	0	4	0	0	0	0	1	1	1	2	0	2	11	0.9
その他	1	13	3	4	6	0	2	1	12	4	3	2	51	4.3
民主議題の口頭質疑全回数	1	32	3	5	11	0	3	7	17	9	4	17	109	9.1
国民党籍議員による民主議題の提案にかかわる発言の回数	1	21	2	4	9	0	2	5	14	8	2	13	81	6.8
その他党籍による民主議題の提案にかかわる発言の回数	0	11	1	1	2	0	1	2	3	1	2	4	28	2.3

出典：【立法院官報】（1953-1972年）

この時期の質疑の内訳は、国民党が 1601 回、82.48%、年平均は 228.7 回。党外政治家は 188 回、9.69%で、年平均が 26.9 回。民主化課題関連では全体の質疑回数が 455 回で全回数の 23.44%を占め、ハード権威主義期の 5.65%を上回った。その中で国民党からは 245 回あり、民主化課題関連すべての質疑回数の 53.85%を占め、党外からは 169 回で 37.14%、その他の政党からは 41 回、9%である。党外の政治家は確かに民主化課題に高い関心を持ち、政権与党・国民党の立法委員より積極的に発言していた。このような差異性を打ち出しながら、民進党の前身である党外政治家たちは野党勢力として国会改革と民主化に取り組んでいた。

表 5-6 ソフトな権威主義期に立法委員が院会の口頭質疑で民主化課題関連の発言を行った回数 (1974-1986)

年	1974	1976	1978	1980	1982	1984	1986	總數	平均
口頭質疑の全回数	223	130	244	185	561	396	202	1941	277.3
国民党	200	110	203	166	447	318	157	1601	228.7
「党外」*	14	4	11	4	79	45	31	188	26.9
その他	9	16	30	15	35	33	14	152	21.7
増員補欠	65	45	77	56	348	256	120	967	138.1
非増員補欠	158	85	167	129	213	140	82	974	139.1
人権	0	1	7	1	27	6	0	42	6.0
中央民意代表改選	0	1	0	0	15	3	0	19	2.7
戒嚴令解除	0	0	2	0	21	9	19	51	7.3
自由	1	3	8	0	15	7	4	38	5.4
軍隊国家化、国家安全 法制化、行政中立	0	1	3	0	16	3	7	30	4.3
政治参加の拡大	1	1	2	5	23	7	50	89	12.7
その他	3	6	42	15	107	3	10	186	26.6
民主議題にかかわる 発言の全回数	5	13	64	21	224	38	90	455	65.0
国民党籍議員による 民主議題にかかわる 発言の回数	3	8	39	18	147	17	13	245	35.0
「党外」民主議題にか かわる発言の回数	1	2	5	0	75	12	74	169	24.1
その他党籍議員によ る民主議題にかかわ る発言の回数	1	3	20	3	2	9	3	41	5.9
増員補欠	2	8	23	8	136	28	70	275	39.3
非増員補欠	3	5	41	13	88	10	20	180	25.7

出典：【立法院官報】(1973-1986年)

註)「党外」は民進党的の前身で、国民党に不満を持つ政治集団であった。「党外」と呼称し各種の公職選挙に参加し、組織的に動き出したのは1978年10月、黄信介、王拓らが作った「台湾黨外人士助選團」に遡る。周琇環、陳世宏編註、《組黨運動》：VII、台北：國史館を参照。

民主化加速期に入ると、全体的に質疑回数が5165回と急増し、民進党が占める比重が大きい。この時期に国民党の質疑回数は2775回で53.73%、民進党が1989回で38.51%。国会の全面改選はまだ実現されていないため、国民党は95%の議席を確保していたが、質疑における民進党のプレゼンスはその政党議席割合をはるかに超えたものを見せた。

表 5-7 民主化加速期に立法委員が院会の口頭質疑で民主化課題関連の発言を行った回数 (1987-1991)

年	1987	1988	1989	1990	1991	總數	平均
口頭質疑の総回数	640	727	636	1687	1475	5165	1033.0
国民党	412	358	374	859	772	2775	555.0
民進党	167	272	183	745	622	1989	397.8
その他	61	97	79	83	81	401	80.2
増員補欠	514	628	520	1656	1457	4775	955.0
非増員補欠	126	99	116	31	18	390	78.0
人権	18	14	48	8	40	128	25.6
中央民意代表改選	40	37	27	11	42	157	31.4
戒嚴令解除	15	15	13	6	11	60	12.0
自由	29	51	10	30	81	201	40.2
軍隊国家化、国家安全法制化、行政中立	12	32	39	3	19	105	21.0
政治参加の拡大	15	9	6	3	26	59	11.8
その他	31	34	74	266	255	660	132.0
民主議題にかかわる発言の全回数	160	192	217	327	474	1370	274.0
国民党籍議員による民主議題にかかわる発言の回数	80	78	86	169	222	635	127.0
民進党籍議員による民主議題にかかわる発言の回数	59	82	103	141	230	615	123.0
その他党籍議員による民主議題にかかわる発言の回数	21	32	28	17	22	120	24.0
増員補欠	119	156	195	319	465	1254	250.8
非増員補欠	41	36	22	8	9	116	23.2

出典：【立法院官報】(1987-1991年)

よく見ると、増員補欠選出の委員と非増員補欠選出の委員による質疑回数割合に大きな差があるのが分かる。増員補欠選出の委員による質疑回数は4775回、92.45%で、非増員補欠選出の委員による質疑回数はわずか390回、7.55%にとどまる。民主化課題についても同じ傾向が見受けられる。民主化課題関連の回数は1370回にのぼり、質疑全体の26.52%を占める。この数字はソフトな権威主義期の23.44%をやや上回る。民主化加速期がソフトな権威主義期から始まる政治の変遷を継承していることがうかがえる。

国会改革と民主化を推進する力は民進党からだけでないことも分かる。民主化課題について、民進党からは615回、44.89%を占め、当時の政党勢力から見てプレゼンスが高いのは間違いないが、増員補欠選出か非増員補欠選出という分け方では、増員補欠選出の委員からの質疑が全体の91.53%を占めた。

表 5-8 民主政治確立期に立法委員が本会議の質問で民主化課題関連の発言を行った回数 (1992-2000)

年	1992	1994	1996	1998	2000	總數	平均
口頭質疑の全回数	745	1364	1832	1997	1953	7891	1578.2
国民党	389	486	706	866	1010	3457	691.4
民進党	321	738	756	718	414	2947	589.4
新党	0	104	320	358	145	927	185.4
親民党	-	-	-	-	340	340	340.0
その他	35	36	50	55	44	220	44.0
人権	25	28	7	13	7	80	16.0
中央民意代表改選	0	4	0	0	0	4	0.8
戒嚴令解除	3	0	0	0	0	3	0.6
自由	7	14	0	1	7	29	5.8
国軍化、国安法制化、行政中立	10	9	2	2	5	28	5.6
政治参加の拡大	5	10	1	8	6	30	6.0
その他	104	158	68	139	100	569	113.8
民主議題にかかわる発言の回数	154	223	78	163	125	743	148.6
国民党籍議員による民主議題にかかわる発言の回数	94	74	25	89	54	336	67.2
民進党籍議員による民主議題にかかわる発言の回数	52	117	26	50	37	282	56.4
新党議員による民主議題にかかわる発言の回数	0	20	27	18	9	74	14.8
親民党議員による民主議題にかかわる発言の回数	-	-	-	-	21	21	21.0
その他党籍議員による民主議題にかかわる発言の回数	8	12	0	6	4	30	6.0

出典：【立法院官報】(1992-2000年)

質疑の回数と民主化課題に対する関心から見ると、確かに民進党が議席数に比べ高いプレゼンスを見せていた。増員補欠選出の委員とそうでない委員による質疑の回数と民主化課題への関心から見ると、増員補欠選出の委員は 92.45%、91.53%とそれぞれ高いプレゼンスを見せた。つまり政党の差異など関係なく、彼らこそ国会改革および民主化に重要な役割を果たしていた。裏返せば、改選されない非増員補欠選出の委員には国会改革と民主化を推進する力がなく、改革される対象だった。彼らは全員 1991 年に退職に追い込まれた。

民主政治確立期に入ると、国会の質疑回数はおおむね政党の勢力構成と議席割合に一致していた。民主政治確立期の国会質疑回数は 7891 回で、国民党は 3457 回で全体の 43.81% を占めていた。そして、民進党は 2947 回で同 37.35% を、新党は 927 回で同 11.75% をそれぞれ占め、基本的に政党議席数の割合に合っている⁸⁸。中央民意代表全面改選、戒厳令解除、結社の自由、政治参加拡大など民主化改革の段階的目標が達成されつつあり、この時期の民主化課題関連の質疑回数は 743 回と明らかに民主化加速期の 1370 回より少なかった。政党別で見ると、国民党は 336 回、全体の 45.22% を、民進党は 282 回、同 37.95%、新党は 74 回で 9.96% をそれぞれ占め、これも政党議席数の割合に一致し、政党間の差異は見受けられなかった。

しかし、民主化課題関連の質疑回数の内訳をさらに見ると、人権 80 回、政治参加拡大 30 回、各種自由権 29 回、国家安全法制化及び行政中立などは 28 回、中央民意代表改選 4 回、戒厳令解除 3 回となっている。民主化課題関連が全質疑に占める割合は民主化加速期の 26.52%、ソフトな権威主義期の 23.44% とともに届かず、9.42% まで下がった。民主政治確立期は民主化の段階目標が達成される一方、政治経済の自由化と社会利益の多元化により、国会の関心はほかの民生課題に移ったとも考えられる。これは国会の役割が民主政治確立期に入ってますます重要になることを示唆している。

国会改革において、政治体制の改革は一定の成果が見られると、国会自身の専門性が求められる。立法と公共政策の質の問題、そして国会と利益団体の関係をめぐる分別と規範。

第 4 節 台湾と日本における国会選挙制度改革の比較研究

台湾の国会議員選挙においては、2004 年第六期立法委員選挙まで日本、韓国と同じように「複数選挙区(MMD、the multi-number district system) 単記非移譲式投票(SNTV、the

⁸⁸ 親民党が民主政治確立期に行った質疑の回数は 340 回あったが、同党は 2000 年に設立されたため、民主政治確立期の分にカウントしていない。

single nontransferable vote)」を採用し、地方派閥や金権政治による民主政治基盤の侵食などマイナスの面があった。

台湾の民主化は民主定着化の段階に入ると、金権政治は国会改革のテーマとして浮上した。二大政党が対立した結果、公共政策を理性的な議論できず、社会的な問題となっていた。その中で、国民の期待に応えるために、日本に倣って選挙制度改革に着手することにした。同じ問題に直面する日本と台湾の国会は1995年と2004年にそれぞれ選挙制度改革に着手した。二大政党制の確立や派閥勢力の排除、公共政策の健全化、金権政治の防止などその基本目標もほぼ一致している。

国会議員選挙制度は主に、①小選挙区による多数代表制、すなわち、一選挙区につき一人を選出する制度、②一つの選挙区で複数の議員を選出する、大選挙区による比例選挙制、③多数代表制と比例代表制の結合型の三種類に分けられる。

多数代表制は得票数によって候補者の当落を決める選挙制度で、相対多数制と絶対多数制がある。イギリスでは小選挙区の相対多数制を採用し、一つの選挙区で得票数の多い候補が当選する。フランスでは小選挙区の絶対多数を採用、該当選挙区の有効投票の1/2以上の票を獲得した候補が当選する。一回目の投票で決まらない場合は決選投票を行う。

日本において、1995年の選挙制度改革以降、五回の国政選挙を経て、政党は分裂再編を繰り返し、形式上の二大政党制は出来たが、実際の政党政治は安定的なものではない。自民党の分裂要因は政策理念の違いによるものか、権力闘争のためなのか、未だ定かではない。

一方、台湾の選挙制度改革は2004年に法制化され、新しい選挙制度は2008年、2012年と二度実施され、二大政党制が確立した。二大政党制が確立された一方、比例代表制の導入は小政党の存在にも機会を与え、これにより社会における多元的な利益と価値観を反映させることになる。新しい選挙制度のもとで、派閥の力が有効にコントロールされるかどうかも公共政策の議論のテーマである。地方の特殊利益だけではなく、国家全体の利益を反映するようにするのも国会選挙改革の重点の一つである。台湾が新しい国会選挙制度を実施してから、地方派閥の力は多少抑えられたが、地方行政制度改革、すなわち「五大都市制度」によって直轄五都市の地位が上がり、単純に地方の利益と片付けることはできなくなった。中央と地方の利益の線引きは難しくなり、そのバランスも国会選挙改革の制度設計を考える上で欠かせない視点である。

また、日本と台湾では政治家絡みの金銭スキャンダルは度々耳にするもので、首相、総統までかわり、国会議員が公共事業の口利きや便宜を図る事案もよくある。選挙制度だけでは金権政治を正すことはできず、既存の法律体系を見直す必要がある。

なお本文において日本の国会選挙を論ずる際は主に衆議院選挙を対象とし、台湾の国会は、立法院とその選挙制度を指す。

日本の国会議員選挙改革

(1) 背景

- ①かつて自民党は国会の多数を占め、政権を維持するために、かねてから選挙制度改革を目標として掲げた。国会に占める議席の最大化を追求することは、政党の理性的な計算結果であり⁸⁹、日本の場合もそうである⁹⁰。
- ②260年代以降、日本経済の形態が変わり、とりわけ、80年代以降のグローバル化の影響で、農村人口が都市に流れ、選挙民も都会に集中するため、自民党は新たに選挙基盤を探さなければならなくなった。この社会の構造変化に対応すべく、選挙制度改革に取り組みることになった⁹¹。
- ③相次ぐ不透明な政治献金や贈収賄の不祥事により、政府に対する国民の不満が増幅し、選挙制度改革につながった。
- ④冷戦の終結、世界大国を目指す日本の政界において選挙制度改革の必要が主張された⁹²。

(2) 内容の概要

①衆議院議員選挙制度改革について

- a)中選挙区から「小選挙区比例代表並立制」に変更。
- b)定員：衆議院議員の定員を511名から500名に減らし、そのうち300名を選挙区、200名を比例区に振り分ける。2000年には比例区の議席を180名に減らした。
- c)区割りの変更：中選挙区制時代の全国129選挙区に対し、新制度においては全国300の小選挙区と11の比例区に分けた。
- d)政党と政治団体の公認：中選挙区の場合、候補者は個人名義で立候補していたが、新制度においては、小選挙区での立候補について、「5名以上の国会議員を擁する」あるいは「直近の国政選挙の得票率が2%以上」の政党あるいは政治団体の公認を得るか、個人名義で立候補するかのいずれかとなる。比例区については、「5名以上の国

⁸⁹ Anthony Downs, *An economic theory of democracy* (New York : Harper, 1957).

⁹⁰ 濱本真輔『選挙制度改革による自民党の集権化：議員行動の変容』日本筑波大学博士論文(2009年)、43ページ。

⁹¹ 高島通敏『日本政治の構造転換』(三一書房、1994年)、329ページ。

⁹² 小沢一郎『日本改造計画』(講談社、1993年)、65~70ページ。

- 会議員を擁する」あるいは「直近の国政選挙の得票率が2%以上」の政党や政治団体は比例代表の候補者名簿を提出できる。選挙区と比例区の重複立候補が認められる。
- e) 自書式一票制から記号式二票制に変更：中選挙区制の時代に選挙民は自ら投票用紙に候補者の名前を書いたのに対し、新制度の場合、選挙区と比例区の投票用紙がそれぞれ配られ、選挙区用紙に候補者の名前、比例区用紙には印刷された政党名にマルを付ける。
 - f) 当選者について：選挙区では有効投票数の1/6以上で相対多数を獲得する候補が当選する。重複候補者は選挙区の当選が優先される。比例区ごとに候補者名簿が提出され、比例区ごとに集計される。ドント方式⁹³で各党の獲得議席が計算され、候補者名簿に照らし合わせて当選者を決める。

②政治資金関連の改革

- a) すべての政党が法人格をもつこと。政党の成立条件は「5名以上の国会議員を擁する」あるいは「直近の総選挙、直近あるいは前回の参議院選挙において、全国の得票率が2%を超えた政治団体」とする。
- b) 特定政治家にその指定政治資金団体を通じて提供する企業や団体の政治献金は向こう5年まで毎年50万円とし、5年を超えて以降、企業や団体の政治献金は政党を対象とするのみとする。
- c) 政治献金の公開について：政党や政治団体に5万円以上の政治献金を提供する場合、公開しなければならない。（旧制度は政党に1万円以上、あるいは政治団体に100万円以上とされていた）。政治資金を集める目的のパーティー券について、20万円以上（旧制では100万円以上）の場合、公開しなければならない。
- d) 国費による政党助成金：国民一人250円の計算で、政府から毎年300億円以上の政党助成金が支出される。議員数と得票率で各政党に割り当てるが、その助成金は各政党の年間総収入の2/3を超えないとする。
- e) 規律違反者への処罰：公職選挙法違反の場合、候補者の親族と直接責任者のほか、政治家の秘書と選挙運動の組織者も連帯責任を負うこととし、候補者本人の当選を無効にするほか、5年以内は立候補できず、罰金もそれまでの5～30万円から20～100万円まで引き上げられた。政治資金規正法違反の場合、旧制度は服役期間の公民権停止を

⁹³ ドント方式はベルギーの法学者ドントが考え出した議席割り当ての計算方式である。一、各政党の得票数を1、2、3…の整数で割る。二、一人当たりの得票数が多い順（割算の答えの大きい順）に、各政党の議席が配分される。三、通常、各党の当選者は比例代表名簿への登載者の上位から決まる。

定めたが、新制度では、罰金処分者は5年間の公民権停止とし、実刑判決を受ける者の公民権停止期間は服役期間に加えて5年間延長し、贈収賄者も同じとした。

(3) 国会選挙制度の政党に対する影響

1995年の選挙制度改革以降、1996年小選挙区比例代表並立制総選挙、2000年「神の国解散」総選挙、2003年第一次小泉内閣解散総選挙、2005年「郵政解散」総選挙、そして2009年総選挙の5回の衆議院議員選挙を経ている。（表1を参照）。

2009年の第45回衆議院総選挙では、民主党が自民党、公明党の連立政権を倒し、政権交代を果たした。これは一時の日本新党などによる連立政権を除けば、1955年以来の自民党長期政権を終結させたことを意味する。1995年の選挙制度改革をきっかけに日本における二大政党制の形が見えてきた。

2004年の参議院選挙において、自民党が1議席差で民主党に第一党の座を譲ったが、衆議院は多数を維持したため、時の首相小泉純一郎は政権の座を守った。当時郵政民営化法案が参議院で野党の抵抗に遭ったほか、自民党内にも反対勢力があったため、小泉首相は解散に踏み切り、「刺客」を立てるなど郵政法案反対勢力の落選を図り、自民党が大勝した。

①政党と民意

小選挙区制は大政党に有利、小政党に不利とされる。そのため、比例代表制を取り入れることによって小政党に道を残し、均衡を図る必要が出てくる。

小選挙区制では相対多数制も絶対多数制も小政党に不利であり、一選挙区一人の選出であるため、大政党から出馬する候補者は当然優勢に立つ。小政党の候補者は議席を確保できず、たくさんの死票が生じるため、少数派の利益は議会において代弁されることはない。イギリスを例にすると、二大政党制の下、第三党の自由民主党は1983、1987、1992年三回の下院選挙において、それぞれ25.3%、22.6%、17.9%の票を獲得したが、議席獲得率は3.5%、3.4%、3.1%にしかならず、得票率と議席獲得率に相当な乖離が生じた⁹⁴。1990年代に入ってから、同国でも比例代表制の導入を検討し始めている⁹⁵。

比例代表制は政党の得票率により議席を振り分ける制度である。この制度は選挙民の政党支持を確実に反映し、死票が少なくなるが、欠点は小政党の乱立や政局の不安定などを

⁹⁴ 五十嵐仁『一目でわかる小選挙区比例代表並立制—新しい選挙制度であなたの一票はどうなる』（労働旬報社、1993年）、46ページ。

⁹⁵ 浜中新吾『1990年代のイスラエル政党の変容—政策・イデオロギー』立命館国際地域研究第十九号（2002年2月）、165-186ページ。

もたらすことにある。戦後のイタリアはファシスト体制への反省から小政党の議会活動を保障するため比例代表制を取り入れたが、十数個の小政党が政治闘争に明け暮れ、連立内閣はすべて短命に終わっている。

②政党の権力構造

政党の最大目標は政権を担当することである。議院内閣制の国では国会の多数を占める政党が組閣権を握る。選挙区の候補者や現職議員にとって、小選挙区制のもとで政党の公認を得ることは中選挙区制よりさらに重要である。政党は公認をカードにして、候補者が党の指示に従って動くようにすることができる。そのため、中選挙区制と比べ、政党内で中央集権的な構造が形成されやすい。

政党が選挙区の公認権を握るほか、比例区の比例代表名簿も作成する。ドイツ連邦議会では全議席の 1/2 を比例代表が占めるのに対し、日本では 3/8 とやや少ない。

比例代表制も様々な形式がある。日本の参議院のように全国を一つの比例区にするものもあれば、衆議院のように、全国を 11 の比例区に分けるパターンもある。一般的に言えば、選挙区のサイズが大きいほど死票は少なく、小政党に有利となる。議席の計算方式には、日本で採用されるドント方式(d' Hondt method)の他、ノルウェー、スウェーデンなど北欧諸国が採用する聖女-Laguë 方法 (Sainte-Laguë method) 等もあり、計算方式によって、大小政党にもたらす影響も若干異なる。また、比例代表名簿については「拘束名簿式」と「非拘束名簿式」があり、「拘束名簿式」では登録される候補者の順序を変えることはできず、選挙民が自由に候補者を選ぶことができないため、「候補者が見えない選挙」とも言われる。「非拘束名簿式」では、事前に候補者の順序を定めず、選挙民の投票により決まるシステムになっている。スイスの場合、選挙民が投票の際に選挙区の定員数の候補者の名前を記入した上で、選挙管理委員会が各政党の公認候補の票数を集計し、政党の獲得議席と併せて個別の候補者の当落をも決定する。日本の選挙制度改革では公職選挙法の第 95 条の二第四項により「拘束名簿式」を採用している。これは政党の比例代表に対するコントロールが強いことを意味する。

小選挙区制の小政党に対する不利や比例代表制による政治の不安定を勘案し、日本では二者の組み合わせとも言える小選挙区比例代表並立制が採用された。議席配分は小選挙区が 60%、比例区は 40%である。イタリアにて 1992 年から採用されている小選挙区比例代表並立制では、小選挙区に 75%を、比例区に 25%を振り分けている。また、その制度には一票制と二票制がある。二票制では選挙民の選択の幅が相対的に広く、小政党に有利となる。

さらに、並立制と併用制の違いもある。並立制は、小選挙区と比例代表を分けて票数の集計を行い、それぞれの枠で当選者を決めるシステムである。併用制は、一つの基準で各政党の得票率をもとに議席を割り当てる選挙制度である。並立制を取り入れた西ドイツでは、小選挙区と比例区でそれぞれ半数の議員を選出し、投票の際に二枚の投票用紙を配布し、議席の配分は政党に投票する二枚目の得票率によって割り当て、各政党の総獲得議席から小選挙区の当選者を除いた上で、比例代表名簿に照らして比例区の当選者を決めていく。言い換えれば、並立制は大政党に、併用制は小政党に、それぞれ有利と見られる。日本の選挙制度が並立制を採用したうえ、全国を11の比例ブロックとするのは、小政党に不利と見られる。

獲得議席の最大化は政党の目標ではあるが、個別の候補者の目標ではない。小政党にとっては、政権の座につく可能性が低いため、比例代表の議席を追求するのが目標である。小政党の候補者にとっては選挙区での勝ち目が薄いため、比例代表の議席獲得に主眼を置く。政党と個別の候補者の求める利益は異なり、また大政党と小政党の利益も異なっている⁹⁶。

③個別候補者に対する影響

大政党の国会議員にとっては、比例代表の公認候補が多いものの、政党のコントロールが強いため、当選するかどうかは政党に委ねられ、自分では決められない。選挙区の選挙では経路依存 (path dependence)⁹⁷という現象によって現職に有利ということになる⁹⁸。選挙はお金がかかるうえ、知名度や人脈、支持母体などが必要なため、候補者もよく関係者の家族や派閥から人選されることになる。

小選挙区は一選挙区に一人の当選者なので党内の派閥による争いを減らせるが、完全にはなくすことはできない。中選挙区制と比べて相対的に政党による指揮系統は確かに強くなると見られるが、派閥は存在し続け、派閥政治と利益の絡み合いは依然と続く。政治の腐敗を排除するという政治改革の旗印のもと、地方派閥の解体は表向き支持されるが、実際のところ、これら派閥組織は無くならない。

選挙制度改革の提唱者は小選挙区制により腐敗を一掃し、コストのかからない選挙ができると唱えるが、実際はそうではない。かつての中選挙区制の場合、自民党が議会の過半

⁹⁶ 濱本真輔、前掲論文、44、51ページ。

⁹⁷ 経路依存性とは、制度や仕組みが過去の経緯や歴史的な偶然などによって拘束 (ロックイン) されることをさす。それで、過去に行なってきた「経路」により、現在が制約を受け、将来もその影響を受けるという「経路依存」が生まれ、根の深い組織体質、組織文化になっていきます

⁹⁸ 浅野正彦『市民社会における制度改革：選挙制度と候補者リクルート』（慶應義塾大学出版会、2006年）、20~22ページ。

数の議席を獲得するためには、同じ選挙区に二名以上の当選者が必要という計算になる。そうすると、同党所属の候補者が同一選挙区で争うことになり、党の地方組織はよく機能することができなくなる。政治家は後援会を組織し、選挙運動を行う。後援会の事務所を設置し、会員を世話し、公共事業の口利きなども後援会が請け負う。最も重要なのは、選挙資金集めのために自民党の議員がそれぞれ各地でスポンサーを探した点にある。また党内の派閥に身を寄せ、指導者から資金を受け取る代わりに、その指導者を支える。このような現象は一連のスキandalにつながっていく。リクルート事件や佐川急便事件、ゼネコンの贈収賄事件など相次ぐ不祥事はすべて政治家の資金集めと関連している⁹⁹。

では、選挙制度改革はこの現象を改善できたのであろうか。実際のところ、政治制度と政治の腐敗とはそれほど関係がないといえる。歴史的に見ると、日本では1889年から1990年の衆議院議員選挙は小選挙区制を採用し、1900年には大選挙区制に変更した。その理由の一つは「選挙区が狭いと腐敗を引き起こす」点にあった。1919年から1924年まで小選挙区制が復活したが、1925年には再び小選挙区制から中選挙区制に変更しており、その理由は「競争が激しいため選挙に使う費用がかさむ」からであった¹⁰⁰。

例えば、鹿児島県奄美大島において1953年から1992年まで行われていた衆議院議員選挙は一人区のため、事実上、小選挙区であった。そこでは競争が激しく、選挙活動費は当時の他の複数定員の中選挙区よりかなり多かったという。毎回選挙後、必ず運動員らが公職選挙法や政治資金規正法などの違反事件で逮捕された。特に1983年以降の選挙では二大陣営に分かれ、すべての有権者が買収されており、有権者一人あたりが得た賄賂は2~3万円が相場であった¹⁰¹。参議院議員選挙の一人区も同じである。たとえば、自民党所属議員だった後藤田正晴が1974年に参議院選挙に初出馬した際、選挙区は徳島の一人区で、選挙後、後藤田個人選挙組織のメンバー268人が買収の罪に問われて、24人が逮捕された¹⁰²。

他国の例から見ても、選挙制度と政治の腐敗の関連性はあまり見られない。小選挙区制を採用するフランスでは、社会党政権で10名あまりの閣僚が汚職の罪に問われたが、1993年に政権の座についた保守中道政党は汚職で罪に問われる高官がさらに増え、そのうち内務相を含む3名の閣僚が辞職に追い込まれた。同じく1993年に、比例代表制を取るイタリアでは、元大統領、元首相、国会議員を含めて7、000人以上が汚職の罪に問われ、3、000人以上が逮捕された。

⁹⁹ 王新生「日本的選挙制度改革」『日本學刊』1995年第四期（北京：中国社会科学院日本研究所、1995年）、頁68~69。

¹⁰⁰ 五十嵐仁、前掲書、29ページ。

¹⁰¹ 阪上順夫『小選挙区制が日本をもっと悪くする—腐敗政治・金権選挙・独裁政権 日本を危険な国にする小選挙区制のワナ』（ごま書房、1994年）、128ページ。

¹⁰² 五十嵐仁、前掲書、31ページ。

腐敗防止に役立つのが小選挙区制というが、実際そのような効果は見られない。企業献金の制限に対しては迂回献金の方法がとられ、期待された金権政治の改善は一向に見られないままであった¹⁰³。2009年3月、民主党は西松建設による政治献金の事件によりダメージを受け、当時の小沢一郎代表は代表職を辞し、鳩山由紀夫が後を継いだ。

④政党制度

小沢一郎はかつて「小選挙区制度を導入すれば、日本にも二大政党制が生まれる」と考えた。一部の世論はその考え方に賛同し、新進党や民主党などが出現し、最終的に政権交代を実現したのはこの主張を裏付けたとも言える。しかし、日本には二大政党制の伝統もなければ、その社会的基礎もない。ほぼ単一民族という民族構成であるうえ、階級意識もそれほど強くない国家、日本での二大政党制の形成は難しいと指摘されている¹⁰⁴。国民は政党の区別がつけられず、政治に対する関心も高まらない¹⁰⁵。

二大政党制が定着している国としてアメリカの例を見てみたい。独立戦争以降、すぐに二大政党制の形が現れ、南北戦争後に二大政党制の基礎が固まった。最終的に、大企業の利益を代弁し、自由貿易と小さな政府を主張する共和党と、都会の低収入階級の利益を代弁し、社会福祉を強調する民主党という二大政党の構図が定着した。もう一つの二大政党制の国、イギリスは、名誉革命が終わってすぐに二大政党が出現し、後に企業経営者と労働者の対立によって保守党と労働党の対立構造が定着した。

イタリアとフランスでは、小選挙区制か比例代表制かという問題と関係なく、民族文化の特徴と価値観の多元化により、より多数の政党が並存し、政治の安定さを欠いた状態が続いている。イタリアでは、1992年に小選挙区比例代表並立制を導入したが、二大政党制に発展せず、かえって200あまりの小政党が誕生することとなり、政治の混乱が度を増していった。

経済発展にともない、産業構造が変わり、国民の職種や利益要求、価値観などが益々多元化し、それぞれの利益を代表する政党も多元化すると、二大政党制は社会の潮流に合わなくなる。日本の細川護熙元首相は「二大政党制は完璧な政治モデルではない。8から10の政党は多すぎるかもしれないが、幾つかの政党が組む連立政権は国民の多元的価値観を反映する最良な方式である」と述べている¹⁰⁶。伝統的な二大政党制国家、イギリス、アメリカでもその政治システムは挑戦を受けてきた。80年代以来、イギリスの第三政党・自由

¹⁰³ 柳沢尚武『二大政党制と小選挙区制：アメリカ、イギリスの制度研究』（新日本出版社、1996年）、16~19ページ。

¹⁰⁴ 王新生、前掲書、頁70~71。

¹⁰⁵ 柳沢尚武、前掲書、20~21ページ。

¹⁰⁶ 阪上順夫、前掲書、48ページ。

民主党の勢力が強まり、今や20%の地方議会の議席をもち、下院選挙では得票率22.6%を得るまで成長した。1992年のアメリカ大統領選挙で独立系候補者のロス・ペローが18%の票を獲得したことは記憶に新しい。

日本政治の設計者、小沢一郎にとって、二大政党制自体は真の目標ではなく、強いリーダーシップと効率の高い意思決定を求め、国会に多数の議席を獲得できる大政党を求めたのである。小沢一郎と同郷の大正時代の政治家、原敬はある程度、小沢の目指すものに近いことを成し遂げたと言ってよい。「日本改造計画」で小沢は「原敬は政友会を通じて、政治（立法）と行政を一括に掌握することを目標とし、政友会に近い勢力を明治憲法下、分立する政治、行政機構の中に浸透させ、衆議院の中で政友会を絶対多数派にし、貴族院多数派の研究会を親政友会派に取り込んだ。行政機構においては、内務省を政友会化し、陸海軍と司法相も親政友会に取り込んだ。原敬はこのように権力を確立し、藩閥と派閥を抑えて政党政治を確立した。さらに、1920年代の対米協調路線をひいた」と指摘している¹⁰⁷。

日本史上初の本格的政党内閣（1918-1921年）の総理大臣として、原敬は選挙制度改革にも取り組んだ。当時、政友会は衆議院381議席中、半数以下の165議席しか持っていなかった。局面を変えるため、原敬は大選挙区制を小選挙区制に変更し、結果として464議席中、政友会が276議席を獲得し、安定的多数の掌握に成功した。

小沢一郎の戦略は選挙制度改革を通じて社会党と中道政党を潰し、自民主党を分裂させて、日本を政治大国に押し上げられる新しい大きな保守政党を作るというものであったが、彼の豪腕ぶりがその目標達成を阻むこととなった。2012年7月、小沢は野田内閣の消費税増税法案に反対し、民主党を出て新党「国民の生活が第一」を設立した。

(4) まとめ

政治の腐敗を正すには厳格な法律を作り、確実に執行することが肝要である。イギリスの場合、早くも1883年に腐敗防止法を制定し、その違反者を厳罰を処することとした。その影響もあって、政治の腐敗には歯止めがかかったように見受けられる。日本でも公職選挙法と政治資金規正法があるが、「ザル法」と称されるようになかなか有効に機能できていない。金丸信が佐川急便から5億円の政治資金を提供されても、収賄罪には問われず、政治資金規正法違反扱いで罰金20万円で済んでいる（その直後に金丸は脱税の疑いで逮捕された）。議員周辺の側近やスタッフ、関係者が公職選挙法や政治資金規正法違反で逮捕

¹⁰⁷ 1993年8月11日朝日新聞。

されても、政治家本人は知らないと言え、議員の資格を失う可能性があるものの、罪から逃れることができるのである。日本では裁判の期間が比較的長く、有罪とみられる当事者に対しても直ちにその政治活動を停止させるわけにはいかず、ロッキード事件当事者の田中角栄は裁判中に何度も当選し、国会議員として政界に君臨し続けた。

日本の新選挙制度の関連規定はやはり政治腐敗や政治資金関連の不祥事を防ぐのに力不足である。連座制とはいえ、「事前了解要り」という付随約款が付き、「政党助成法」が政治腐敗防止に役に立つかどうかとも疑問が残る。イタリアでは1993年に政党公費助成法を廃止し、ドイツでは公費による選挙の助成を制限している。

表5-9 日本の主要政党の歴代衆議院議員選挙における得票率及び議席獲得数

党派	1996	2000	2003	2005	2009	
自由民主党	38.63%	40.97%	43.85%	47.77%	38.6%	小選挙区得票率
	169	177	168	219	64	小選挙区議席
	32.76%	28.31%	34.96%	38.18%	26.7%	比例代表得票率
	70	56	69	77	55	比例代表議席
	239	233	237	296	119	総議席
民主党	10.62%	27.61%	36.66%	36.44%	47.4%	小選挙区得票率
	17	80	105	52	221	小選挙区議席
	16.10%	25.18%	37.39%	31.02%	42.4%	比例代表得票率
	35	47	72	61	87	比例代表議席
	52	127	177	113	308	総議席
公明党		2.02%	1.49%	1.44%	1.1%	小選挙区得票率
		7	9	8	0	小選挙区議席
		12.97%	14.78%	13.25%	11.4%	比例代表得票率
		24	25	23	21	比例代表議席
		31	34	31	21	総議席
日本共産党	12.55%	12.08%	8.13%	7.25%	4.2%	小選挙区得票率
	2	0	0	0	0	小選挙区議席
	13.08%	11.23%	7.76%	7.25%	7.0%	比例代表得票率
	24	20	9	9	9	比例代表議席
	26	20	9	9	9	総議席

社会民主党	2.19%	3.80%	2.87%	1.46%	1.9%	小選挙区得票率
	4	4	1	1	3	小選挙区議席
	6.38%	9.36%	5.12%	5.49%	4.2%	比例代表得票率
	11	15	5	6	4	比例代表議席
	15	19	6	7	7	総議席
新進党	27.97%					小選挙区得票率
	96					小選挙区議席
	28.04%					比例代表得票率
	60					比例代表議席
	156					総議席

出典：日本総務省選挙管理委員会

(根據http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/links/senkan/index.html提供之資料整理)

(注) 公明党は1964年に創立し、1994年には解散。のちに公明新党と公明に分党。同年、公明新党と新進党が合流。1998年に新進党から分かれた新党平和と黎明クラブが公明と小沢派自由党の一部とともに公明党を再結成した。

台湾の国会議員選挙制度

(1) 背景

台湾では 2008 年の第七期立法委員選挙まで「複数選挙区(MMD、the multi-number district system)単記非譲渡投票法(SNTV、the single nontransferable vote)」が採用されていた。この選挙制度は過去に日本と韓国でしか使われることはなかった。

学者の間では、この選挙制度は政党得票率と議席獲得率に「比例性」(proportionality)があり、大政党の過剰代表(over-representation)の現象が起こらないと見られている。小政党と無所属候補にも国会進出の機会が与えられ、彼らの代表する利益を反映することが可能である。同時に、派閥乱立、党紀の乱れ、候補者の暴走、選挙風紀の悪化(買収、暴力)など欠点も多く、これらは立法委員の素質低下、国会議事効率低下、金権政治に左右される政治運営¹⁰⁸等につながる。同様の制度を採用していた韓国、日本もそれぞれ 1988 年と 1994 年に選挙制度改革に着手し、「単一選挙区」と「政党比例代表制」を合わせた選挙

¹⁰⁸ 謝復生『政黨比例代表制』(台北：理論與政策雜誌社、1992年)、頁21。

制度を取り入れた。台湾でもかねて国会選挙制度改革を求める声が強かった。その背景をまとめると、以下のとおりである。

①地方派閥

SNTV 選挙制度の場合、同一選挙区内に複数の議席が振り分けられ、政党は国会の多数を確保するため、多くの候補を立てる。党内競争が熾烈になり、党内組織の派閥化や派閥の勢力強化につながる¹⁰⁹。

②公共政策

候補者中心の政策なき選挙では、候補者が特定の選挙民、団体とのつながりや利益を重視しがちで、相対的に政党と政策を重要視しないため、政策論争を中心とする政党政治が実現しにくい¹¹⁰。

③金権政治

候補者の選挙戦略は主に特定の選挙民とのつながりや利益に着眼し、暴力、金権政治と贈収賄の風潮を助長する。国会議員は法律を制定することなど本来の責務より、地元選挙民へのサービスに力を入れる傾向がある¹¹¹。

④政党政治

SNTV 選挙制度のもと、政党は派閥を安定させる役割を果たし、資源の分配を司り、金権政治をさらに悪化させる¹¹²。2004 年の国会選挙制度改革は国民党と民進党の二大政党に支持された。その新制度は二大政党制の安定的な発展に寄与し、その政治運営の基礎を築いた。その中で、民進党などの推し進めた公民投票制度が成立したことによって、公民の複決権（法令の可否を投票で決める権利）も確立された。

(2) 選挙制度改革の要点

2004 年 8 月、立法院において「国会改革」関連の第七次憲法増修条文修正案が可決し、憲法の規定により告示六ヶ月後に任務型国民大会にて再議、可決された。2005 年 5 月、任務型国民代表選挙が行われ、憲法改正案に賛成する国民党、民進党は総議席の八割にあたる 249 議席を獲得した。同年 6 月に国、民二大政党主導の任務型国民大会において第七次憲法増修条文が可決され、「単一選挙区二票制」を中心とする国会選挙制度が完成した。

¹⁰⁹ 黄德福「我國立法委員為何選擇並立式混合選舉制度？2004 年選舉制度改革之觀察」『政治學報』第 47 期（2009 年 6 月）、頁 9。

¹¹⁰ 劉義周「國民黨責任區輔選活動之參與觀察研究」『政治大學學報』第 64 期（國立政治大學、1992 年）、頁 209~233。

¹¹¹ 黄秀端『選區服務：立法委員心目中連任之基礎』（台北：唐山、1994 年）、頁 49~50。

¹¹² Jih-Wen Lin, “The Politics of Reform in Japan and Taiwan,” *Journal of Democracy*, Vol. 17, No. 2, (April 2006), pp. 118~131.

第七次憲法増修条文第四条は「立法委員は第七期から 113 人とするとともに、単一選挙区と政党比例代表の混合式選挙制度を導入する」とある。いわゆる「単一選挙区二票制」は台湾の政党政治を二大政党による競争政治に導いた。これは国、民二大政党が党利を考慮した上でのベストな選択であった¹¹³。

この「単一選挙区二票制」は国により比例代表の割合が異なる。日本の衆議院議員選挙では 3/8、ドイツ連邦議員選挙では 1/2 である。台湾は 30% で日本に近く、比例代表を通じて議会をコントロールする力はドイツほど強くない。ドイツの場合は、まず政党の得票率で獲得議席を決めた上で、選挙区の獲得議席を差し引いた残りの議席を比例代表に割り当てる。各政党の総獲得議席の割合はそれぞれの政党得票率とおよそ一致し、小政党も 5% の得票率を超えれば、その得票率にあわせた議席を獲得できる。選挙区で全滅してもその議席配分の権利に影響せず、小政党にも生き残る道が開かれる¹¹⁴。台湾の比例代表制度は日本の制度に近いものの、比例代表の議席獲得に必要な最低得票率を日本の 3% ではなく、ドイツと同じ 5% の高いハードルを設けている。

立法委員の定数は 113 人とし、任期満了までの 3 ヶ月以内に選挙によって選ばれる。その関連規定は次の通りである。

- ①自由地区直轄市、縣市で 73 人。縣市ごとに最低一人。
- ②自由地区平地原住民と山地原住民で各 3 人。
- ③全国比例区と海外在住国民で計 34 人。

①については、各直轄市、縣市の人口比で議席を割り当てたうえ、選挙区を画定する。③については政党比例代表名簿のもとで選ぶ。5% 以上の得票率を確保する政党にその得票率に応じて議席を割り当てる。ただし、各比例区の党当選者において女性は 2 分の 1 を下回らないこととする。

斯くして 2008 年の第七期立法委員選挙から、定数半減の上、「小選挙区、原住民選挙区と政党比例代表二票並立制」（略称：「単一選挙区二票制」）を導入した。選挙民一人につき二枚の投票用紙が配布され、選挙区の候補者と政党にそれぞれ一票を入れる。選挙区では、最多票を獲得したものが当選する。政党比例代表では、政党の総得票数をもとに議席配分を決め、全国政党比例総得票数の 5% 以上を獲得した政党に相応の議席を割り当

¹¹³ 黄德福、前掲論文、頁 11~12。

¹¹⁴ 陳俊昇「細談速食文化移植中的單一選區兩票制」『壹號人物雜誌』2008 年第二期、(2008 年)、頁 36。

てる。ただし厳密に言うならば台湾の選挙制度は「単一選挙区二票制」とは若干異なっている¹¹⁵。

(3) 国会選挙制度改革の政党に対する影響

新国会選挙制度は第七期立法委員選挙から実施された。複数選挙区単記非譲渡投票法(SNTV)から小選挙区、原住民選挙区と政党比例代表二票並立制へ変更され、この制度は混合制の一種であり、単純多数決(小選挙区)と比例代表制が取り入れられている。比例代表制では併用制と並立制に分かれる。併用制の代表格はドイツである。台湾は日本に近い並立制を導入している。単一選挙区二票並立制は政党得票率によって各党の政党比例代表選出議席が決まる。これは各政党の選挙区における獲得議席とは関係なく、政党比例代表と選挙区の議席は別々に計算される¹¹⁶。単一選挙区二票制を採用する国は、日本、韓国、ロシア、ハンガリー、アルゼバイジャン、クロアチア、リトアニア、ウクライナなどがある。

選挙制度改革によって立法委員の議席は113席と半減され、そのうち、選挙区が73議席、山地、平地原住民が各3議席、比例区が34議席となり、これは既存政党と二大政党に有利で、新興政党には不利になる。これにより、台湾の二大政党制に向かう環境が整った。

①政党と民意

比例代表制は政党内部における候補者のコントロールが容易であるのに対し、単純多数決を取る単一選挙区では政党より地元の派閥の影響力の方が強くなる傾向がある。台湾で過去に採用した複数選挙区単記非譲渡投票法では、複数選挙区のもとで実施され、単一選挙区における単純多数決と比例代表制の間にある。学者の一部では、単記非譲渡投票法を半比例制とも呼ぶ。この選挙制度では、小政党は単一選挙区より生き残る可能性が高い¹¹⁷。台湾では第七期立法委員選挙から単一選挙区相対多数決方式が取り入れられ、小政党は生存空間を圧縮され、政党の公認を得ていない候補者の当選が難しくなった。2001年12月、第五期立法委員選挙においては、新党と台湾團結連盟が全国比例区と海外在住者を除き、選挙区では、それぞれ32名と39名の候補者を立てた。第七期立法委員選挙に至っては、これら小政党は選挙区では候補擁立をかなり減らし、比例の政党票に期待するし

¹¹⁵ 謝相慶「我國第7屆立法委員新選舉制度及其可能效應」發表於「制度、治理與秩序」學術研討會(台北：中國政治學會年會、2007年9月29日)。

¹¹⁶ 謝相慶「淺談立法委員選舉制度改革——單一選區兩票制」『今日生活』第363期(2002年3月)、頁50~52。

¹¹⁷ 楊泰順『選舉』(台北：永然圖書公司、1991年)、頁32~36。

かなかった。国民党、民進党を除く勢力は5議席しか確保できず、無党団結連盟が3議席、無所属とその他1議席、そして親民党1議席を、それぞれ獲得したが、政党票では、得票率5%のラインを超えた小政党はなく、二大政党制がますます定着していくこととなった（表2を参照）。単一選挙区のもと、単純多数決が政党組織の力を弱める一方、二つの大政党の争いに化していく。選挙民は投票の際に自分の票を無駄にしないようにする傾向がある。候補者は当選しやすいように政党のお墨付きを求める。一選挙区一人選出のため、政党が公認候補を決める際、党本部と地方が協議し、相応しい候補者を選び出す。このため、党本部と地方のやりとりが頻繁になり、政党の連結には強い組織が必要となる。

②政党の権力構造

台湾における新選挙制度実施以降の政党の権力構造を見ると、全国比例区と海外在住枠の選出方法から比例代表制の政党票による国会の30%の議席を決める方式に変更したことから、候補者の公認権を握る政党の力が強くなり、中央集権的になった。

③候補者に対する影響

選挙区の広さは政党の候補者に影響を与える一大要素である。台湾の立法委員選挙において、選挙区の画定は政党間協議の重要なテーマである。その画定状況によって政党の選挙区における影響力が左右される。各選挙区では一人ずつ選出するので、政党のラベルと大量の行政手段によるサポートを得られない候補者は選挙を勝ち抜くことが難しい。また、全国比例区と海外在住枠の候補者には政党の公認や推薦が欠かせない。政党の公認や推薦で当選した立法委員こそが立法院内で一目を置かれる立場になりうる。

④政党制度

選挙制度が政党体系に与える影響は大きい。単一選挙区二票制は二大政党制に向かわせる。比例代表制は多党性に向かわせる。国会の選挙において、定員削減と、制度の変更は、どのように政党体系に影響を及ぼすのか、以下のように分析を試みた。

a)政党間競争：

一人区選挙区では、相対多数決を用いるため、「勝者がすべてを取る」ゼロサムゲームの様相である。各政党の獲得議席と得票数に比例関係は薄い。また、単一定員選挙区では、政党の選挙態勢がとても重要である。選挙区において、国民党あるいは

民進党は公認候補の人選調整がうまくまとまらなければ、劣勢に転じかねない¹¹⁸。

小政党にとって、一人区の選挙区における議席獲得が難しいが、できるだけ多くの候補者を擁立することによって、多くの政党票を狙おうとする。また、比例代表の候補者選びに最善を期すため、二大政党に属しない社会的影響力のある、知名度の高いオピニオンリーダーを比例代表の候補に立てる。

b) 政党システムの変化：

選挙区で一人しか選ばれないため、選挙民は自分の一票を無駄するのを嫌い、勝ち馬に乗る傾向があるとされる。これは「戦略的投票」、あるいは、台湾で「棄保」効果と呼ばれるものである。二大政党の公認候補の一騎打ちになる場合が多い。二大政党制が定着した国では、相対多数決は新政党の誕生を妨げ、政党数も減る¹¹⁹。

台湾の政治においては、国民党を中心とする青陣営と民進党を中心とする緑陣営による対抗は定番になっている。政党政治は二大政党制に向かいつつある。全国選挙区は比例代表制を取り入れるが、定員は 30%と少ない上、比例議席獲得に最低得票率 5%というラインを設け、小政党の乱立にブレーキをかけている。選挙結果を見ると、「二大政党制」の様相を呈し、小政党は泡沫化せずとも、影響力は限られる。

c) 国会の構造

世界各国で採用される選挙制度は大政党に有利、小政党に不利なものが多い。国会に過半数の議席を占める政党は大抵、過半数の得票率を獲得できない。それは選挙制度による「作られた過半数」(manufactured majority)と言われている¹²⁰。

台湾の立法委員選挙では、政党比例代表の定員は全議席の 30%しかないため、選挙区で多く票を獲得できれば、過半数の議席を確保する可能性が高い。2008 年第七期立法委員選挙の結果によると、選挙区で国民党は 61 議席を、比例区と海外在住枠では 20 議席をそれぞれ獲得、立法院過半数の議席を確保することができた。2012 年第八期立法委員選挙では、選挙区において国民党の得票率は 48.18%、民進党は 43.80%で、政権与党の国民党は過半数の 64 議席を獲得し、民進党は 40 議席を、そして台湾団結連盟、親民党がそれぞれ 3 席を取った。そのほか、無党団結連盟は 2 議席、無所属は 1 議席だった。台連と親民党は単一選挙区二票制を導入して以来、はじめて最低得票率のラインを超えて全国比例代表の議席獲得となった。前回の立法委員選挙と比べ民進党は議席を増やし、国民党は減らしたが、全体では、やはり青陣営が緑陣営に

¹¹⁸ 謝相慶、前掲「我國第 7 屆立法委員新選舉制度及其可能效應」。

¹¹⁹ Giovanni Sartori、*Comparative constitutional Engineering: An Inquiry into Structures, Incentives and Outcomes*(New York: New York University Press、1994)、p.41.

¹²⁰ 謝相慶「選舉制度與選舉結果不比例性之比較研究」國立政治大學政治學系博士論文(1996 年)、頁 343。

勝った。

2008年の立法委員選挙の結果によると、国民党と民進党の選挙区、比例区の得票率はそれぞれ53.5%、51.23%と38.17%、36.91%とあるが、議席数はそれぞれ81議席と27議席であった。その割合は71.68%と23.89%であり、この数字を見ると、政党の得票数と獲得議席には明確な乖離が生じている¹²¹。一方で、2012年立法委員選挙の結果を見ると、国民党の得票率が選挙区と比例区においてそれぞれ48.18%、44.55%とあるのに対して、民進党は同43.80%と34.62%であった。議席数は国民党が64議席を、民進党は40議席をそれぞれ確保した。その割合は56.64%と35.40%であり、明らかな乖離があるようには見えない。現行の選挙制度は勝者総取り（Winner takes the all）という小選挙区制と政党得票率に連動する比例代表制の組み合わせであるから、二大政党が接戦の場合には選挙区の得票率と獲得議席に乖離が生じかねない。これは制度設計によるものではない。この組み合わせはすでに比例代表制の取り入れによって選挙区における乖離現象の中和を図っている。

台湾の選挙制度改革において政治献金に関わる規制を設けることはなかったが、行政機関情報公開法（sunshine law）や政治献金法（Political Donations Act）、立法委員職権行使法など関連法によってすでに規制をかけているので、これらは広い意味での台湾における国会制度改革の一環とも言えよう。

(4) 終わりに

第一に、日本の新国会選挙制度は1995年からすでに五回の総選挙に適用され、台湾の新選挙制度より成熟していると言える。民主党と自民党の二大政党の構図が見られるが、小政党もそれなりに勝ち残っている。比例代表制によって社会の多元的な価値観が反映される面がある。一方、台湾では2008年の新選挙制度の実施が始まって以来、二度の立法委員選挙しか経ておらず、比例代表の議席獲得に日本より高いハードルを設けたこともあって、2008年の選挙結果は完全に二大政党の構図となった。小政党はなかなか勝てず、2012年の選挙では何とか踏ん張ったが、キャスティングボートを握れるまで成長できるかどうかは未知数である。小政党が生き残る道をつくるために、ドイツのように比例代表の議席獲得に設けられるハードルを5%から3%へと下げる方向での検討も可能であろう。

小選挙区制は二大政党制の確立に、比例代表制は多党制につながるといわれる。イギリスは二大政党制国家の典型と見なされてきたが、ドイツが比例代表制を導入した影響に加

¹²¹ 陳俊昇、前掲論文、頁37。

えて、イギリス社会における価値観とイデオロギーの多元化により、1990年代から同国でも比例代表制の導入を検討しはじめている¹²²。このような点では、日本と台湾が比例代表制を取り入れたことはかなり先駆的な動きであったと言える。

第二に、政党にとって選挙制度改革の最大の意義は獲得議席の最大化にある。しかし、これは政権を取る力を持ち合わせた大政党の立場である。小政党は生存空間を求めただけで、政権を取ることはまずない。候補者を立てる戦略においても、小政党は当選よりも政党の得票数を増やすことに主眼を置き、その制度に対する要求は大政党とは異なる。大政党所属の候補者と小政党所属の候補者がそれぞれ求める利益も異なる。大政党の候補者にとっては、小選挙区制の方が当選に有利で、政党の公認による縛りも少ない。一方で、小政党の候補者にとっては、比例代表の方が好まれるのである。

第三に、金権政治と公共政策は表裏一体の関係にある。金権政治がなくなれば、公共政策は少数の関係者ではなく、多数の人々に利益をもたらすことになる。しかし、新しい選挙制度が金権政治を一掃することはできなかった。新しい選挙制度を導入しても、違法の政治献金や贈収賄事件などは度々起こっている。金権政治を根本的に正すためには、選挙制度改革に期待するだけでは無理なのであり、議員の財産申告を義務付ける情報公開法の制定なども必要である。その情報公開法による規制が中心のため、広い意味での国会改革の一環ともいえる。

第四に、派閥の問題である。新国会選挙制度を実施し、小選挙区制を採用してから、確かに派閥間の悪質な競争が減った。比例代表制では、その公認名簿は政党によって作成、決定される。政党は30%（台湾）あるいは3/8（日本）の議席のコントロールが可能のため、地方派閥による地元利益重視の偏りを牽制し、全国民の利益に資する公共政策を取るように仕向けることが可能である。また、そのアプローチを通じて、政権獲得のために全国の有権者にアピールすることができる。

小選挙区の実施は、二大政党制を定着させるほか、「世襲政治」と「派閥継承」の傾向も多く見られるようになる。これが民主政治における参政権の平等原則に反するか否かは、引き続き検証すべき課題であるといえる。

国会議員と利益団体の過度な親密関係を防がなければならない。その過度な親密関係は利益相反など不祥事につながりかねない。金権政治を未然に防ぐ。公共政策の質を高めるため、台湾と日本は選挙制度改革に着手し、これも国会改革の一環と見られる。もちろん、民主深化と確立の重要テーマでもある。

¹²² 浜中新吾、前掲書、165~186ページ。

表 5-10 台湾の主要政党の歴代立法委員選挙における得票率及び議席配分一覽表

政党	2008	2012	
中国国民党	53.48%	48.12%	小選挙区得票率
	57	44	小選挙区議席
	51.23%	44.55%	比例代表得票率
	20	16	比例代表議席
	4	4	原住民議席
	81	64	総議席
民主進歩党	38.65%	44.45%	小選挙区得票率
	13	27	小選挙区議席
	36.91%	34.62%	比例代表得票率
	14	13	比例代表議席
	0	0	原住民議席
	27	40	総議席
親民党	0.02%	1.12%	小選挙区得票率
	0	0	小選挙区議席
	0	5.49%	比例代表得票率
	0	2	比例代表議席
	0	1	原住民議席
親民党	1	3	総議席
無所属団結聯盟	2.25%	1.08%	小選挙区得票率
	2	1	小選挙区議席
	0.70%	--	比例代表得票率
	0	--	比例代表議席
	1	1	原住民議席
	3	2	総議席
台湾団結聯盟	0.96%	--	小選挙区得票率
	0	--	小選挙区議席
	3.53%	8.96%	比例代表得票率
	0	3	比例代表議席
	0	0	原住民議席
	0	3	総議席

政党	2008	2012	
新党	--	0.08%	小選挙区得票率
	--	--	小選挙区議席
	3.95%	1.49%	比例代表得票率
	0	0	比例代表議席
	0	0	原住民議席
	0	0	総議席

出典：中央選挙委員会、<http://web.cec.gov.tw/bin/home.php> (2012.4.17)

(注) 1.2008 年、親民党が比例代表に候補を立てた。親民党と新党の候補者の多数は国民党籍で出馬。

2.比例代表議席には全国比例区と海外在住枠が含まれる。

3.小選挙区の得票率は原住民選挙区（原住民の部分は複数定員を維持、平地と山地にそれぞれ三議席）を除く。

第5節 民主化と国会改革が相互に影響する実例の分析

国会改革は必ず内外の環境要素による制限と影響を受ける。わが国における政治民主化の進展ペースも国会によって左右されるところがあり、両者の関係は密接で互いに影響し合う。筆者は1999年2月から2009年10月まで四期11年の立法委員を務め、2003年2月から2004年1月まで当時野党の中国国民党立法院議員団の国対委員長を兼務していた。同党所属すべての立法委員同志の意見を調整し、まとめ上げる役割を果たした。議事運営や与党議員団と行政院の折衝などにあたる中で、公民投票法案と立法委員の議席半減にかかわる憲法改正案の二つの重要法案の成案に携わり、台湾の国会改革と民主化の相互影響の状況を経験した。本節はこの二つの重要法案の成立について筆者の体験に沿って述べてい。

(1) 公民投票法案の制定：国会立法が民主発展を促す。

公民投票法案が制定されるまでは、国民の中央レベルの創制複決権¹²³は国民大会の代表が代理行使していた。国民大会は自ら行使のルールを決めた上で、全国半数以上の県市において行使されるべし、ほかの機関あるいは公民全体が行使すべきでないとする。これ

¹²³ 「創制」とは立法機関が職権を怠った場合、公民は法律に則り投票の手段によって強制的に立法機関に法律や法規の制定を着手させる制度。「複決」とは公民は法律に則り投票の手段によって立法機関が制定した法律や法規に対して存続か廃止を決める制度。

は国民主権の原則に反する。公民投票法案が憲法に盛り込まれることは、国民主権と制憲権の実行にほかならない。直接民主という現代国家の主流に符合するもので、与野党が期待する政治訴求でもある。立法院与野党の努力により 1993 年 12 月にコンセンサスを得た草案内容がまとまったが、2003 年 11 月 27 日にやっと採決に至った。総統は同年 12 月 31 日に公布、実施にした。国会が公民投票法案の制定に成功したため、わが国の政治発展を加速させ、民主世界の潮流に追い付かせることができた。

①協議審査の過程

1993 年 6 月 11 日、立法院 100 名の与野党委員は臨時国会において初めて公民投票法案の草案を提出したが、その後、民進党は本会議で 8 回も提出し続けた。この 9 回の法案提出はすべて国民党に封殺された。7 月 13 日、民進党が 10 回目の提案の際、奇をてらった結果、内政と法制二つの委員会審査の交付まで漕ぎ着けた。それと同時に、民進党委員林濁水氏提出の草案と同党委員蔡同榮氏提出の草案も併せて受け付けれることになった。その後、ほかの政党所属の黄爾璇委員と郁慕明もそれぞれ草案を提出し、全部で 5 つのバージョンの草案が出揃い、提案者らは何度もの協議を経て、同年 12 月 27 日に一つの統一草案にまとめた。

当時、国民投票はすでに世界の潮流となり、各国の報道や情報など国内に伝わってきていた。社会各界において議論の的ともなっていた。1993 年 4 月 13 日、行政院研考会は 74% の国民は重大政策の帰趨は国民投票によって決めるべきという結果の世論調査を発表した。それは民主潮流の趨勢が止められないことの証拠といえる。わが国の政治発展はすでにハードな権威、ソフトな権威、民主深化、民主確立などの過程を経て、国民は国際社会における民主の常識に豊富な知識と見地を持つ自信のもと、自らは国家の重大政策や進路について議論に参加する意欲も高まった。1994 年 1 月 17 日から 3 月 16 日まで立法院の内政と法制合同委員会では国民投票法案関連 17 条条文の審査を終えた。

国民投票法案を本会議上程させるため、与野党は公民投票法案推進 PT を立ち上げた。当時の副院長王金平氏は座長に指名され、メンバーは国民党 6 名、民進党 4 名、新党 2 名、無所属 2 名、計 15 名。主なアジェンダーは 4 つある：①法の名稱：国民投票法案にするか創制複決法案にするか。②除外約款：国名、国旗、国家は公民投票のテーマにできるか。③法的地位：憲法より上か下。④その他：署名の人数は何人か、投票出席の人数は何人か。

同 PT において議論が激しく紛糾し、時間も長引いたが、最終的にもっとも民主かつ有効的な国民投票制度が創設され、人民は直接国家の重要政策の決定に参加できたことは民

主の精神に合致するのみならず、国民の期待にも応えた。この議論の過程は立法院の与野党に妥協を迫り、法案の成立につなげた大切な要素ともなった。

②国民投票設定の原則

国民投票には創制投票、複決投票、一般政策投票が含まれる。中華民国憲法第2条は主権は国民全体に属する、第17条は国民は創制複決の権利を有する、そして第136条は創制複決の両権の行使は法律をもって決めるとある。なお、増修条文第1条には立法院憲法修正案、領土變更案複決等があり、これらは国民投票法の実施にあたって憲法上の根拠となる。

国民は直接投票権を行使する場合、必ず立法機関の制度設計を伴うべきである。国民投票の結果は重大な公共利益に関係すると、法律の保留の範疇になるため、わが国の国民投票制度の設計に下記のようないくつかの原則がある（程漢正：78~80）。

a) 補充性の原則—代議制民主の不足を補う

現代の民主制度は代議政治が主流で、特殊な重大政策のみ最終決定に対する国民の意思表示が求められる。ただ国政は多岐にわたりすべてを国民の意思決定に委ねることはできない。

b) 権限尊重の原則—機関権限の相互尊重

横並びの行政機関及び中央と地方の権限は互いに尊重すべきで、国民投票の手段を乱用すべきではない。議会権限に属する法案会議案に関連する国民投票は議会自身あるいは一定の国民数よってのみ発動されるもので、よその国家機関は関与できない。

c) 利己防止の原則—利益事項の除外

一般予算案、租税案、給与案など財政効果にかかわる案件は例外なしに国民投票の対象から除外される。それは一般国民は利己心から理性的でない決定を下すと、日常的な政務の遂行すらできなくなる。

d) 少数権益尊重の原則—少数を犠牲し、多数を通すべきでない

少数の権益のための案件を国民投票の対象にしない。多数暴力になると、国家社会の安定と平和を破壊する。

e) 外部決定排除の原則

外部性を持たない特定地区の国民生命、身体、財産安全に影響を及ぼす事項は特定区域の国民にのみ決定させるべきで、第三者は間接的な影響を受ける場合でも外部性を理由に公民投票に反対すべきではない。

f) 專業重視の原則

プロや科学技術上の認定は国民の多数決によって変えられるべきではない。ただ、政策評価にかかわる案件なら国民投票の対象にしてもいい。

③ 国民投票の実施状況

国民投票法でいう国民投票とは国家レベルと地方レベルの国民投票二種類ある。

国レベルの国民投票の適用事項：

- a) 法律の複決。
- b) 立法原則の創制。
- c) 重大政策の創制あるいは複決。
- d) 憲法改正案の複決。

地方レベルの国民投票の適用事項：

- a) 地方自治法規の複決。
- b) 地方自治法規立法原則の創制。
- c) 地方自治事項重大政策の創制あるいは複決。

予算、租税、投資、給与、人事事項は国民投票の対象としない。国民投票事項の認定は国民投票審議委員会が行う。

国民投票法は 2004 年に実施開始、全国レベルの国民投票の発動には次の 3 つの方式がある。立法院提案、総統提案、公民提案。公民提案の場合はその提案者の人数は直近の総統、副総統選挙の有権者数の 0.5% 以上、そして署名人数はその 5% 以上とある。

地方レベルの国民投票は国民提案の一種類しかない。提案者の人数は直近の直轄市、県（市）長選挙の有権者数の 5% 以上。直轄市、県（市）政府の審査を経て、有権者数の 5% 以上の署名を集めてはじめて採決に付する。

全国レベルと地方レベルの国民投票は全国あるいは直轄市、県（市）有権者総数の 50% 以上が投票し、有効票の 50% 以上は同意すれば成立となる。

国民投票法が 2004 年より実施されて以来、すでに 3 回 6 議案の全国レベルの国民投票（主旨及び結果は表 5-11 をご参照）を行った。同 6 議案はすべて同意票が不同意票を高く上回ったが、投票人数が投票有権者総数の 50% 以上というハードルを越えることができず、6 回とも否決とみなされた。

表 5-11 全国レベルの公民投票の第 1 議案から第 6 議案の主旨及び結果

案号 投票期日	主文	投票率 賛成率	結果
第 1 案 2004.3.20	台湾人民は台海問題を和平解決すべきと堅持。中共側は台湾向けのミサイル撤去も台湾への武力行使の放棄もしなければ、政府がミサイル防衛システムを追加購入し、台湾の自己防衛能力を強化することに同意するか？	45.17% 91.80%	否決
第 2 案 2004.3.20	两岸平和安定の枠組みを構築し、两岸のコンセンサスと人民の福祉を追求するため、政府と中共が交渉を始めることに同意するか？	45.12% 87.40%	否決
第 3 案 2008.1.12	次の原則をもって「政党不当取得財産処理条例」を制定することに同意するか。中国国民党党の財産を全国民に返す：国民党およびその所属組織の財産（党費、政治献金および選挙補助金を除く）は不当取得の財産として人民に返すべき。処分済みのものは相応の金額で償還すべき。	26.34% 91.46%	否決
第 4 案 2008.1.12	国家の指導者とその部下が故意や重大な過失で国家に損害を与えた責任を問うための法律を制定し、立法院における調査委員会が調査し、全国民の利益を守るため、政府各部門は拒否せず協力し、違法の関係者に弁償を求めることに同意するか？	26.08% 58.17%	否決
第 5 案 2008.3.22	1971 年中華人民共和国が国連加盟する一方、中華民国は国連から脱退した。台湾は国際孤児になり、台湾人民の意志を訴え、台湾の国際地位および国際参加のために、政府は「台湾」の名義で国連加盟することに同意するか？	35.82% 94.01%	否決
第 6 案 2008.3.22	わが国は国連再加盟あるいはほかの国際組織の加盟を推進するにあたって名称についてより実務的な、柔軟的な戦略を用いる。すなわち、中華民国名義、台湾名義あるいはその他の目標達成に資するかつ尊厳も保てる名称で国連の再加盟申請すること、ほかの国際組織へ参加することに同意するか？	35.74% 87.27%	否決

出典：中央選挙委員会選挙告示。

同じく 2004 年以降、地方レベルの国民投票は 3 回実施された(主旨及び結果は表 5-12 をご参照)：高雄市の国民投票は法定投票者数の 50%以上というハードルを越えず無効となった。澎湖県と連江県のカジノ関連にかかわる国民投票は離島建設条例第 10 条の 2 特別規定により国民投票法における投票人数が法定有権者総数の 50%以上という規定から除外される。よって、澎湖県の投票結果は否決、連江県の投票結果は成立。(李昌麟：233-234)

表 5-12 台湾地方レベル公民投票案の主文及び結果

縣市 投票期日	主文	投票率 賛成率	結果
高雄市 2008.11.15	学生のクラス定員を適宜に減らせば、学生の学習効果を上げられる。本市公立国民小学校一、三、五年生および国民中学新入生のクラス分けは 96 学年度から 1 クラスは 31 人を超えないこと、以降学年度毎に 2 人ずつ減らす。99 学年度から 1 クラスは 25 人を超えないこととする。	5.35% 91.21%	否決
澎湖県 2009.9.26	澎湖では国際観光リゾート地域にカジノを併設するか否か。	78.37% 43.56%	否決
連江県 2012.7.7	馬祖では国際観光リゾート地域にカジノを併設するか否か。	40.76% 57.24%	成立

出典：中央選挙委員会選挙告示。

④国民投票制度の検証

国民投票の実施は主権が民にありという実現でではなく、国民の政治的覚醒とも言える。高度な経済成長と民主化の進展に伴い、台湾の人々の教育水準は大幅に高くなったが、国民の知識水準の向上は公共事務教育の推進に頼らざるを得ない。公民の参加や国民の公共事務スキルと能力の養成を続けることによって公民投票の環境を作り出すことこそ国家の民主進化へ歩む道にほかならない。

国民投票はすべての問題を解決できるわけではない。政治的に込み入った案件や独立、統一の議論のような国際的な影響をもたらす政治問題など一般的な公共政策と違い、為政者は高度な知恵を生かし、慎重に対処すべきものである。国民投票の制定、実施は主権が

民にありという理念の実現にはかならない。国内外及び兩岸の特殊政治情勢を背景に、台湾社会では国民投票制度の設計と実施にいまだに異論や議論が残る。たとえば、事前司法審査、諮詢性公投、人民の憲法創制複決権、署名提案投票人数のハードル、適用テーマの対象など、これらは政治社会情勢や変遷の状況を勘案しつつ、国民投票制度と実施を適宜に検証、修正していくべきものである。民意を反映しつつ、民主のステップを着実に踏んでいく。民主のモデルケースを確立し、さらに明るい民主の未来を切り開く。

⑤結論

国民投票法の成立までの立法院における審査過程は長い道のりであったが、いまだにその議論は止まない。ただし、法律はすでに実施され、全国レベルにおいても地方レベルにおいてもこれまで何度もの採決が行われた。ほとんどは否決に終わったが、国民投票の実施にあたって提案、署名、討論、動員、投票など政治のプロセスは踏まれてきた。これらによって国民の政治教育や素養も向上し、国家の重大政策に対する最終決定権を国民に与えることにもなる。これは国会が自らの改革を通じて国内外の政治発展趨勢及び民意の傾向を察し政治民主化発展に寄与するよう主導的に法案制定を行った一つの典型的な事例である。これは世界民主発展史上の新たな一ページともいえる。

(2) 立法委員の議席定数半減：民主の力が国会改革を促す。

立法委員選挙制度改革は1995年12月、当時行政院長連戰氏が演説で提唱したのがきっかけであった。多くの国は「大選挙区」という選挙制度を廃止している。比例代表の選出も「一票制」を採用しなくなった。同氏は民意代表の選挙は「単一選挙区」と「二票制」の可能性を検討すべきと主張した。2000年総統選挙の結果、政権交代が実現、民進党は与党の座についた。立法院では野党の国民党が過半数を占める（第4届立法委員225席、國民黨123席）ネジレ国会で行政の施政はままならず、重要法案は立法院でなかなか通らなかった。そのため、国民に立法委員の議席半減を訴え、選挙制度を「単一選挙区二票制」に変更するよう働きかけていた。

2001年第5期立法委員選挙において民進党は「推動國會改革、立法委員席次減半、単一選區兩票制」というコミュニケを掲げ、民進党87議席、國民黨68議席、親民党46議席、台聯党13議席、新党1議席、無所属10議席という選挙結果を獲得した。全議席225議席の中、民進党ははじめての立法院の最大勢力となったものの、国民党、親民党、新党、いわゆる青陣営は依然として過半数を維持した。

第5期の立法委員は2002年2月1日に就任した。同年3月民進党、台聯党、いわゆる

緑陣営の立法委員 81 人が 1 件目の憲法改正案を提出した。その内容は立法委員の議席半減であった。その後、他党所属の立法委員からの憲法改正提案も相次いだ。立法院では 2004 年 1 月に憲法改正委員会を立ち上げ、同年 8 月 23 日臨時国会において第 7 回「中華民国憲法増修条文改正案」が提出された。これを機に、国会改革が始動した。2005 年 6 月に任務型国民大会では立法院が提出の憲法改正案を再議決し、第 7 期目の立法委員から議席の定員を 113 席に減すと同時に、選挙制度も「単一選区兩票制」を導入することに決めた。2008 年 1 月に第 7 期立法委員選挙、2012 年 1 月第 8 期立法委員選挙はそれぞれ行われる。「単一選区兩票制」の選挙制度改革についてはすでに本章第 3 節にて説明し、日本の制度とも比較分析を行った。本節では立法委員の議席定数半減についての論述とした。

①改革の動機と理由

民進党と台聯党の主張は次の通りである。世論から非難の多い立法院議事進行効率の悪さや混乱は長らく続いている。2000 年政権交代以降、その混乱の現象は以前に増して酷くなり、国会改革を求める機運がさらに高まる。その改革のターゲットはとりわけ立法委員の定員半減と選挙制度改革の二つに絞られる。定員半減が主張される理由は：

a) 議席の定数が多すぎるため、代表する民意は少ない。

立法委員の定員は第 3 期の 164 人から第 4 期の 225 人に増え、平均 10 万人に一人の立法委員が選出される。日本の 25 万人に一人の衆議員、アメリカの 60 万人に 1 名の下院議員と比べれば、明らかに代表する民意は少なく、議席数が多すぎる。

b) 量を増やし、国会審議の質を上げる。

立法委員の人数が多すぎると、発言権は限られてしまい、政治理念を訴える機会も減る。定員半減で効率の向上も見込まれ、政治家の国会における議論や審議も増え、国会政治の質も上げられる。

c) 行政の人事費用削減に寄与できる。

議席の定数半減により一任期に 30 億円の経費削減が見込まれる。この経費は社会福祉、老人年金、学生給食費用などに回すことができるため、社会福祉の向上に寄与する（謝相慶：37-52）。

②各国国会議員定数の状況

世界各国の国会議員の定数に関する規定はそれぞれの憲法に盛り込まれるとは限らない。日本の衆、参議員の定数は法律によって定められる。日本憲法第 43 条では「両議院

は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。兩議院の定数は法律でこれを定める。」とある。

中華民国憲法では立法委員の定数に関連する規定がない。1991年第1回増修条文改正の際には、原住民、海外の居住者（華僑）及全国比例区選出の定数を盛り込んだが、選挙区選出の議員定数に関しては省、直轄市の人口に応じて算出、という記述にとどまる。定数は明文化されていない。この規定により選挙区の議員定数は人口の増減によって変わることになる。たとえば、第2期の161人から第3期の164人に増えた。1997年第4回憲法増修条文の改正では第4条「自第4屆起、立法委員名額定為225人」という増額の定数規定が初めて盛り込まれた。その背景には台湾省議會議員の民選制度の廃止により元省議員らに政治参加の機会を与えざるをえない事情があった。

国会議員定数はどのぐらい必要か定かでないが、人口の多い国は大きい国会を好む傾向にある。国会が大きいほど小政党の代表性が現れやすい。Taagepera と Shugart(1989:17~176)の研究によると、ほとんどの国の国会議員定数はその全国人口の立方根と同半数の立方根の間にある。この計算に基づくと、1996年5月の時点で中華民国の人口を2,140万人として立法委員の定数は277議席から220議席の間になる。1997年憲法改正の際に、民進党が定数を250人と、国民党は225人とそれぞれ主張した。この二つの数字は前出の研究結果と一致する。最終的に国民党の提案が通って第4期から立法委員の定数は225人と変更された。そして、2004年立法院における憲法改正の議論では、民進党からは定数半減を主張し、定数を113人にすると提案された。国民党は113議席中の県市行政区単位で区割りされた10選挙区のうち（各選挙区定員1名）8選挙区と原住民枠の6議席は国民党優勢と判断し、それに同調した。

③立法院における憲法改正提案の過程

立法委員定数半減を実現するには憲法の規定により立法院から憲法改正案を提出した上で、これを国民大会で再議決しなければならない。

憲法第174条第2款によると、立法院憲法改正案の発案にあたって全議員の四分の一が提案、四分の三が出席、出席議員の四分の三が決議する必要がある。今回の憲法改正では各党から多数の提案があがったが、国民党と民進党の提案だけ採決に付された。二つの改正条文草案とも第4條に同様の規定が盛り込まれる。「立法院立法委員は第七期から一百一十三人、任期四年...」。記名採決の結果、出席議員201名、賛成200名、反対1名。最終採決では、出席198名、賛成198名、よって憲法改正案成立。

④任務型国民大会¹²⁴の憲法改正

2000年4月第6回憲法改正の際、増修条文第1条に：「国民大会代表300人。立法院から憲法改正案を提出された場合... 公示して半年、三ヶ月以内に比例代表制でこれを選出する。比例代表制の選挙方式は法律でこれを定める。」と書き込まれる。つまり、国民大会の職権を立法院の提出する憲法改正案を再議決することとする。「任務型国民大会」と言われるゆえんである。

国民大会代表選挙法では：①定数：300名選出；②選挙区：全国区一つ；③当落の基準：政党比例代表方式によって選出；④選挙参加対象：政党あるいは20人から組成する連盟；⑤投票用紙の表示：政党名及び賛成、反対を表示；⑥法定ライン：選挙結果はハードルなど設けない；⑦封閉式政黨名單：事前に政党候補者を順番に決め、政党得票率によって当選者を割り当てる；⑧女性保障枠：政党当選者の4人に1人の女性を確保すること；⑨原住民保障枠：30人に1人の原住民とある。

12 政党、連盟が中央選挙委員会に申請し、候補を立てる。立法院から提出された憲法改正案に対するそれぞれの姿勢は次の通りである。

賛成：民進党、国民党、中国民衆党、農民党、公民党。

反対：台聯党、親民党、新党、無所属連盟、建国党、張亞中連盟、王廷興連盟。

2005年5月14日投票、投票率23.35%、選挙結果は表5-13の通り。

¹²⁴ 任務型国民大会代表は憲法改正を単一任務とする特殊の代表。任務型国民大会が召集され、憲法改正案を決議し、本来の国民大会と立法院の二院制を一院制に変えたあと、解散される。それ以降、国民大会がなくなり、憲法改正は立法院にゆだねられることになる。

表5-13 任務型国民大会代表選挙結果

政党別	得票率	獲得議席数	獲得議席率
民進党	42.52%	127	42.33%
国民党	38.92%	117	39.00%
台聯	7.05%	21	7.00%
親民党	6.11%	18	6.00%
張亞中連盟	1.68%	5	1.67%
中国民衆党	1.08%	3	1.00%
新党	0.88%	3	1.00%
無所属連盟	0.65%	2	0.66%
農民党	0.40%	2	0.66%
建国党	0.30%	1	0.33%
公民党	0.22%	1	0.33%
王廷興連盟	0.19%	1	0.33%
合計	100%	300	100%

出典：中央選挙委員会選挙告示。

2005年6月6日、7日国民大会は召集され、立法院から提出された憲法改正案を再議決した。記名採決で、賛成 249 票、賛成率 83%、国民大会代表の定員の四分の三以上を超え、成立した。(謝政道：471-484)

⑤結論

第7次改正憲法増修条文第4条では、立法委員の定員が113議席に減らされる。世界多数の民主国家における国会議員の定員より少ないが、これによって国民からあがった立法院改革に対する声に具体的に答えることができた。台湾の民主化は定着化と確立に時期に入り、立法院の乱れた状況と不満に対する国民の改革を求める意識が高まった。そのため、憲法増修条文規定の改正を通じて立法院の改革を促すことになった。国民は選挙制度の変更という外部の民主政治の力を使い、立法院に立法改革を迫り、公民主権による政治効能を促し、代議制の国会民主の欠陥を補った。これは台湾の民主化がかえって国会改革を促した一つの成功例である。

公民投票は人民が直接政治権利を行使する手段であり、代議制度の不備を補うものでも

ある。直接民主の方式によって国会改革を進め、国会の場で反映しきれない民意を示すことは民主深化と確立にさらに補強、寄与するものになる。

終章

台湾の民主化発展と政治の変遷過程を見ると、民主政治の憲政枠組みに民主化発展の法政基礎が提供され、国会の機能に可能性を与えたことが分かる。日本殖民統治時代に議会議設置の請願運動や政党組成の動きなど始まっていた。その後、国民政府のもと、ハードな権威主義期、ソフトな権威主義期、民主（化）加速期、民主（化）確立期と民主化発展の過程を経て、国会は行政に対するけん制と監督の機能が発揮される。国民主権の精神も体现できるようになる。台湾の民主化に関する研究論文は数多く存在する。解釈方法こそ異なるものの、基本的にはハンチントンの五つの要素に沿って組み立てられている。すなわち、政治的合法性、経済発展、市民社会、儒教、そして国際要素である。台湾の民主発展は日本殖民統治時代に始まり、今日に続く。台湾民主発展のモデルは世界の民主模範の一つになりうる。ハンチントンが提唱する経済発展の要素は台湾の民主発展にとって大きな鍵となる。経済の成長に伴い、国民は自由、開放的な民主制度を求める。為政者は徐々に制限を外し、規制を緩和していく。そのため、憲政制度も良性に運営される。国会改革と民主環境が相互に影響し、促進される。この過程において台湾の民主発展はますます高い段階に入っていく。この特殊な発展過程と成果は研究、分析に値し、台湾民主発展の歴史にも特筆すべきものである。

(1) 台湾モデル

政治学の範疇において民主主義研究は古代ギリシャまで遡ることができるが、当時の体制は奴隷制度という社会的基礎の上に築かれていた。近代の古典的民主主義理論が哲学的な論理構造から離れられなかったのもそのためである。19世紀に見られた社会の変容を経ても、フランス革命もしくはアメリカ独立革命はいずれも直ちに民主体制の強化につながらなかった。フランスでは王制が復活し、アメリカでは南北戦争が勃発した。政治学者はそこに民主体制の脆弱性と欠陥を見いだした。加えて、経済危機がもたらす社会の不安と動揺が民主制度の基礎を揺るがした。古典的民主主義理論は経験的民主主義理論に転向せざるを得なくなり、実際の政治的变化を通じて新しい民主主義理論を構築するようになったのである。

二十世紀になると、民主政治はさらなる挑戦を迎えた。二度の世界大戦により各国で経済危機が発生した一方、ファシズムが台頭した。人類の文明は崩壊の危機に瀕していた。民主体制はこの過程において浮き沈みを繰り返していた。第二次大戦後になると、冷戦体制が形成され、共産陣営と自由陣営が対峙した。最終的には冷戦体制が瓦解し、東ヨーロ

ッパの民主化潮流を論拠としてフクヤマ (Francis Fukuyama) から自由民主政治による「歴史の終わり」という主張がなされた。冷戦後の世界秩序において民主政治は確かに主流となったが、冷戦期に築かれたアメリカの学術覇権が企んでいた民主モデルは成功しなかった。歴史の進展につれ、異なる歴史や伝統に基づいて発展した文明には自身に適応している民主化の軌跡と経路を有していることが証明されつつある。政治経済の発展条件が異なれば、民主化の進路も違ってくる。アメリカの学者ハンチントン (Samuel Huntington) の研究はそれを説明するものであり、国を跨ぐ比較研究も求められるようになった。特別な意義をもつ事例も研究の範例になる可能性がある。

1980年代から台湾社会は劇的な変化を成し遂げた。権威主義体制が転換を迫られ、その過程にはアイデンティティの危機とエスニックの矛盾と衝突が含まれていた。結果から見て、政治改革が権威主義体制の転換を促したため、民主化過程に見られる流血は避けられた。国会の総選挙という歴史的な任務を果たした後、1996年には総統直接選挙、2000年には初めての政権交代、そして2008年の二度目の政権交代に続き、「静かなる革命」が達成された。これはかつての経済的奇跡に続く政治的奇跡といえる。

台湾式民主化モデルは民主化を目指すほかの国にとっての模範となるのだろうか。民主化の理論と経験を検討すると、これは確かに興味深い課題の一つである。

ハンチントンが提唱した民主化の一般的な理論では、正統性危機(declining legitimacy and the performance dilemma)、経済発展と危機(economic development and economic crises)、宗教の変化(religious changes)、外部アクターの新政策(new policies of external actors)、モデル効果あるいは雪だるま式(demonstration effects or snowballing)という民主化過程に見られる要素を五つ挙げている。自身の経験と比較して研究を行ったハンチントンは、この五つの要素に基づく基本的な枠組みを維持しつつ、各国が備える条件を変数とした。その上で、ポッターらが主張した民主化の六条件、すなわち経済の発展、社会の差異、国家と政治制度、市民社会、政治文化と概念、「国を跨ぐ」、国際介入を考慮に入れると、合法性の問題、経済要素、社会要素、宗教とイデオロギー、外部要素という五大要素でそれをまとめることができるが判明した。本論文はこの修正されたハンチントンの民主化理論を枠組みに基づき、研究を進めてきた。台湾の民主化と国会改革を研究することによって台湾の民主化モデルとは何かを明らかにした本論文は、正統性危機、経済発展、市民社会、イデオロギー、国際要素の五つの主要変数が台湾式民主化の発展過程においてどのような役割を果たしたのか、どのように機能していたのか、どのような条件があったのか。そして、変化の過程においてどのような制約があったのか。どのような困難と問題に遭遇したのか、そして将来はどのように発展するのかを詳しく研究、分析した。

台湾の民主化を検証する場合、日本植民地時代から研究を進める必要がある。総督府による専制植民地統治の下で合流した台湾の民族運動と民主運動は議会設置請願運動をその民族運動と民主運動の核心とした。この民主運動は日本植民地統治以前のものとは異なっていた。それまで中国の専制統治の下で起きた民衆運動は重税に起因するものが多く、最終目標は専制統治を倒すことであった。民衆運動の指導者が想定する新政府もまた君主専制であり、民主政体ではなかった。そのため、日本植民地時代の民主運動は新しい意義を有しているといえる。日本植民地時代の台湾において近代民主政体の下で政党が初めて設立された。それは民主化過程の一環として、市民が近代的政党制度を通じて政治的権利を求める動きであったのである。

(2) 権威主義体制の転換

第二次世界大戦以降に構築されたほとんどの政治体制は権威主義体制 (Authoritarian regime) である。当初、ラテンアメリカの政治体制を説明する際に使用されたその概念は、のちに東アジア国家の民主化過程にも当てはめられた。戦後の台湾では、権威主義体制転換の末、1987年に戒厳令が解除された後、1992年の国会総選挙を経て、自由化の過渡期を終えた。1996年の総統直接選挙、2000年の初の政権交代、2008年の二度目の政権交代が民主政治の確立と定着化を象徴するマイルストーンと言える。台湾の憲政体制が半大統領制から大統領制へ移行した際、総統の職権が如何に民意の監督を受けるかは民主政治の定着化と確立にとって重要な課題であったため、それが国会改革の議論につながっていったのである。

権威主義体制の転換、すなわちハードな権威主義から、ソフトな権威主義へ、そして民主政治の確立と定着化の段階に至るまでの変化を引き起こした要因と動力は何だろうか。権威主義体制を転換させた要因として、民主政治の確立と定着化が重要な役割を果たしていると思われるが、それよりも重要な別の要素が存在しているか否かについても留意すべきである。

台湾は戦後、国際冷戦体制に組み込まれた。アメリカの援助を受けていたため、アメリカの自由主義によって構築された学術覇権とイデオロギーも流れ込んだ。多くの人材はアメリカに留学し、最新の科学技術を学び、アメリカの人文社会科学の洗礼を受けた。資本輸出、技術輸出、そして文化の輸出を通じて、アメリカは発展途上国の経済発展と政治民主化に関与していた。当時の代表的な社会科学理論は近代化理論である。台湾の民主化を説明する場合、この歴史の文脈と冷戦構造が必要不可欠な要素であり、冷戦体制の下での文化覇権と理論的基礎に留意しなければならない。

台湾は冷戦体制と国際分業体系の下でアメリカの援助を生かす一方、土地改革を通じて土地資本を産業資本へ転換させることに成功した。官僚システムによる政策の制定と執行によって、台湾経済は「輸入代替」から「輸出主導」へと転換した。二度の石油危機を無事に乗り越え、1980年代の経済的奇跡を実現した。経済自由化が政治自由化と民主化を促すという近代化理論の基本論理は、台湾には当てはまる。しかし、台湾の経済発展には近代化理論だけでは説明しきれない部分があり、台湾の民主化も各方面の要素を考慮に入れなければ説明しにくいところがある。

経済の近代化理論は自由市場の形成を経済発展の基礎と見做すことである。だがラテンアメリカの自由化は悲惨な教訓をもたらした。経済発展が停滞し、政治が不安定化したことで、軍人が国家経済危機を救うと称してクーデターを起こした結果、民主体制が崩壊した。これに対し、東アジアの発展型国家（developmental state）は穏健な経済発展の道を切り開いた。台湾では権威主義体制の下で、財政政策、市場の発展、産業高度化などに積極的に取り組んだ官僚システムが経済政策を主導し、国家統合主義方式で内外の危機に対応した。労働運動の発展を抑える一方、国家と経営者が主導する組合組織のモデルを作り上げた（張瑞雄、2007：93）。このモデルによって二度の石油危機から国民経済を守った。また、1990年代にアジア金融危機が襲った際、台湾は中央銀行の為替調整および外資に対する効果的な管制により影響を最小限にとどめたため、国際金融界から高く評価された。これは台湾の官僚主導型経済のもう一つの成功例と言える。経済の安定的発展と成長は政治秩序安定の基礎であり、権威主義体制の転換に見られる流血革命を防ぐ重要な要素となっている。経済の安定的発展と成長は中産階級と市民社会を育て、そこからの圧力が言論と報道の自由、結社の自由および社会運動の合法化などにつながる。国会の総選挙によって国民の普通選挙権が実現され、中産階級の政治参加に多元的かつ合法的なルートが与えられるようになった。この劇的な変化と社会運動が頻発する段階において、政府の対応性（responsiveness）、国民の政治效能感（political effectiveness）は正統性危機（crisis of legitimacy）が発生した際に現れる。経済発展の面において、開発志向国家の従属発展モデルは経済の近代化理論を検証、修正した。一方で、政治民主化の面において、権威主義体制の転換は政治近代化理論に対する検証と修正であると考えられる。

(3) 国際情勢の影響

冷戦体制の中でアメリカは共産主義陣営に対し封じ込め政策をとっていた。台湾はアメリカが構築した東アジア安全保障体制の枠組みの中で第一列島線に位置しているため、その戦略的意義と重要性は高かった。冷戦期からポスト冷戦期に移行する過程において、台

湾政治の変容と民主化が国際政治に与えた影響は大きかった。

中国大陸の共産党政権とソ連のフルシチョフとの関係が悪化したことにより、中共とソ連共産党の長期的な依存関係が断ち切られた。アメリカのアジア戦略も頓挫した。1969年、中共とソ連の間で珍宝島事件という国境問題が起こり、軍事衝突にまで発展した。これがアメリカの戦略転換につながった。1971年10月25日《国連第2758号決議案》が採択され、中華人民共和国が「中国代表権」と安保理の常任理事国の地位を確保した。中華民国は国連から脱退し、外交上の敗北を喫した。だが、これは冷戦構造転換の始まりにすぎなかった。権威主義体制の正統性危機もここから現れた。アメリカ国務長官キッシンジャーの助言もあり、泥沼化になったベトナム戦争の解決に苦悩していたニクソン大統領は「連中（共）制ソ（連）」の外交政策を採択した。ニクソンは1972年2月21日、中国大陸を電撃訪問した。その後、中華民国は1972年に日本と断交した後¹²⁵、1979年にアメリカと断交した。一連の激変は大きな波紋をもたらした。こうした国際政治と外交上の危機が権威主義体制の正統性に打撃を与えたため、蔣経国は現地化政策¹²⁶、1972年の地方と中央民意代表増員補欠選挙の実施など一連の政治改革に踏み切った。一方、1973年、1979年に二度の石油危機に見舞われた際、権威主義体制の正統性は経済発展の面で脅かされていた。蔣経国は1973年に「十項建設」、1976年に「新経済建設六カ年計画」、1977年に「十二項建設計画」を立て続けに打ち出し、流通、電力などのインフラ整備に取り組んだ。それと同時に、産業の高度化と構造転換を推進しつつ、インフレ抑制に成功したため、企業倒産や失業問題に有効に対応した。多くの大型企業が戦略性産業の投資に参画する機会を得て発展し、大財閥へと変身した。セメントの辜振甫（台湾セメント）、金融の辜濂松（中国信託）、紡績の徐有庠（遠東紡織）、石油化学の王永慶（台湾プラスチック）、趙廷箴（台達化学）などがその典型的な例である。

(4) 民主政治の確立と定着化

権威主義体制が転換する原因は何だろうか。国際政治と国際経済がもたらした正統性危機に対応するため、政治指導者は対策を考えなければならない。経済危機を解決するには、権威主義体制のコルポラティズム方式（corporatism model）による経済管理が行われる。

¹²⁵ 1972年9月29日、日本と中華人民共和国が「日中共同声明」を発表、正式に国交を結んだ。同日、中華民国政府は「漢賊不兩立」の原則をもって、日本と外交関係を断絶すると宣言した。

¹²⁶ 1972年6月1日蔣経国が行政院長に就任。人事で「専門化」、「台湾化」、「若返り」という政策をとり、閣僚の平均年齢が61.8歳まで下がった。行政院副院長徐慶鐘、内政部長張豊緒、交通部長林金生、政務委員李登輝、高玉樹、邱創煥、司法院長戴炎輝、監察院副院長周百鍊、台湾省主席謝東閔、初の台湾籍の副院長徐慶鐘など台湾籍も多く登用。国民党内では李煥に「現地化政策」の執行を命じ、1973年から1977年まで李煥が国民党組織工作会主任、革命実践研究院主任、救国団主任の要職を兼務。李煥が革命実践研究院で育てた徐立德、許水徳、吳伯雄、施啓揚らがのちに政界の重要人物となった。

国家組織が市場に介入し、産業政策を有効に策定、実行するのである。為替政策や金融政策を駆使しながら、産業高度化をはかり、為替市場の安定を保つことで、インフレを抑制する。それにより、市民社会の経済秩序が維持される。

また、市場を開放させることで、経済の自由化もまた着実に進められる。市場経済が活発になったため、中産階級が経済運営に参加する機会も増えた。経済自由化は大型企業と財閥に国家組織に対抗できる実力を持たせる側面もあった。しかし、労資の衝突に関して、統合主義方式ではそれを調整できなくなった。1980年代からストライキが頻発し、社会における富の分配にも格差が生じてきた。その上に、生態破壊や環境、エスニック、男女均等、農業の萎縮などの社会問題が山積していたため、様々な社会団体の利益も衝突し始めた。経済及び政治の自由化に伴って各種の利益が互いに衝突、競争していることが顕在化したこの時期に、政治体制も転換した。言論と報道の自由、結社と集会・デモの合法化によって様々な利益を求める世論が追い風となって社会運動を起こした結果、集団行為を通じて政府に要求を突き付ける風潮が強まった。しかし、社会運動は、民衆の目を国家組織と財閥の利益結合に向けることもあった。すなわち金権政治への注目である。

政治と財界の関係を如何にルール化するのだろうか。これは民主政体に長く存在している課題である。労働者、被雇用者、消費者の權益を無視した形で財閥の利益に偏重した政策と法律が制定されることを防ぐことができなければ、民主政体は正統性危機に陥る可能性がある。幸い、民主政体では言論と報道の自由が保障される上に、メディアには監督する力が与えられている。その機能を通じて政策や法律制定を監督し、財閥と適切な距離を保つことができる。

(5) 国会改革の課題と方向性

国会は政府の施政を監督すると同時に、法律を制定する責任を負う。さらに政府予算と政策を審議することもその任務である。従って国会は各種利益団体が折衝する重要な場所となる。台湾の立法院は一連の「情報公開法」を制定し、国会議員と利益団体の関係をルール化した。政治献金は公開され、合法化された。各種利益団体は政策と法律の制定に関与する過程を透明化させたことで、一定の平等性を維持することができた。社会正義と資源分配の合理化が達成され、政権の正統性も保たれた。2004年、国会議員の選挙制度改革が行われた。（李嘉進、2012：89-117）その目的は金権政治の防止、健全な国会運営の確保、そして地方勢力による国会議員選挙への過度の介入を減らし、公共政策を通じて合理的かつ公平な利益、資源の分配を実現することにある。

2008年から現時点まで、国政選挙は新しい選挙制度のもとでまだ二回しか実施されてい

なかったため、その影響や効果はまだ予断を許さない。地方勢力を抑制できるのか、金権政治を断ち切れるのか、そして公共政策の制定は国民の期待に応えられるか、ひいては社会の公平正義が実現されるのか、これからも引き続き注目する必要がある。国会改革は効を奏するのだろうかについて、もう一つ重要な基礎はメディアによる監督である。権威主義体制の転換に伴い、新聞が解禁された後、メディアは重要な立場に置かれるようになった。イデオロギーに左右されるメディアの立場が特定政党に近づくことはあるものの、財閥とは一線を画している政治平行主義現象も起きていた。

最近、台湾のメディアが財閥に掌握される動きが顕在化した。メディアが報道や評論を通じて特定の財閥に肩入れしないのか、もしくは特定の政治目的に利用されないのか。これはメディア業界の発展にかかわる問題にとどまらず、民主政治の確立と深化の過程において足かせになるのではないかと心配されている。

台湾は第三の波に直面した国の一つで、国会改革にかかわる課題は欧米先進諸国とはそれほど変わらない。金権政治による民主政治の基盤侵食を如何に防ぐか。国会審議の透明性と専門性を如何に向上させるか。公共政策の品質を如何に確保するか。これらは台湾の国会改革の課題であり、その解決のアプローチこそ改革の方向性を示唆するものである。

(6) 台湾式民主化の困難と挑戦

台湾民主化の過程（参照本章末図6-1）からみると、国際政治において台湾は受動的な立場にある。加えて、輸出主導の経済政策をとっているため、国際経済要因による影響を受けやすい。台湾政治の変容は国際システムの影響を受けた台湾内部の政治反応といえる。台湾を一つの政治システムになぞらえると、その民主化を促した動力は次のように説明できよう。政治システムの外部要素から刺激を受け、政治システム内部の正統性危機につながり、国家組織と政党内の政治エリートと官僚体制は危機感を募らせ、政策の執行などの対応に当たる、という動的反応である。

ハンチントンの民主化解釈に使う五つの要素をもう一度検証してみると、時系列的な因果関係として捉え直すことができる。国際システム変動が政治システム内部の正統性危機および経済危機を引き起こし、国家組織、政党、官僚体制が政治自由化や経済自由化の対策に乗り出し、市民社会が台頭し、その自主性が確立されるというものである。最終的にイデオロギーまでが変えられ、民主政治の深化と確立の段階に入っていく。これが台湾民主化のモデルである。

台湾式民主化が民主政治の確立と深化の段階に入ると、政治理念の伝播と論述は市民社会に影響を及ぼすものとなり、政治スタンスの進行方向と変化を形成する重要な要素とな

る。台湾民主化の外部危機の国際要因によってもたらされうる部分がかかなり大きいといわざるをえない。ポスト冷戦体制の変容過程において、中国の台頭は東アジア情勢にとっての大きな変数として登場している。中国大陸は現在、アメリカに次ぐ世界第二の経済大国まで上り詰めた¹²⁷。日本は三位に下がった。中国大陸は米国債の保有金額が最大で、2014年1月の時点で1.2736兆米ドル¹²⁸、米中両国は互いに軍事面や安全保障上はにらみ合いながら、高い経済依存の関係にある。日本も中国大陸への依存度が高まり、対中貿易が貿易総額に占める割合は20.0%に達している¹²⁹（日本貿易振興機構，2014）。やはり最大の貿易相手国である。釣魚台列島や竹島など島をめぐる主権の争議が続いている中で、日中韓3カ国は2013年年初からFTA締結交渉に入ることに正式に合意した。東アジアの経済連携の形成が加速する中、台湾の立場はいつそう厳しいものとなるおそれがある¹³⁰。

台湾の財政部統計処の資料によると、台湾は2013年対中国大陸と香港の輸出金額が輸出総額の39.7%を占め、金額は1212億米ドル。輸入は総額の16.4%を占め、金額は442億米ドル。対中国大陸の貿易依存度は28.8%で、貿易相手国・地区の一位である。1981年から2013年までの台湾の対中国大陸の貿易依存度を見れば、ある趨勢が見られる（表6-1参照）。台湾経済の従属関係は対日、米従属から対中国大陸従属へと転換しているのである。この現象は国際政治経済の変化と符合している。台湾政治の進路はこれまでは日米から強い影響を受けたが、「先経後政」を方向とする兩岸関係の発展により中国大陸北京政権からの影響が日増しに強まっている。

¹²⁷ 2011 中国大陸の GDP は 5.8786 兆米ドルで日本の 5.4742 兆米ドルを超え、世界第二の経済大国になった。日本が三位。2012 年 9 月末の時点で、中国大陸の外貨準備高は 3.285 兆米ドルで世界一位となり、二位は日本の 1.274 兆米ドル。

¹²⁸ アメリカ財務省が 2014 年 1 月に発表した月次国際資本流動(Treasury International Capital, 略称 TIC) 報告による。日本は 1.2014 兆米ドルの米国債を保有し、中国に次ぎ第二の保有額。
<<http://www.treasury.gov/resource-center/data-chart-center/tic/Documents/mfh.txt>>

¹²⁹ 二位がアメリカで、日本の貿易総額に占める割合は 18.5%。

<<https://www.jetro.go.jp/news/releases/20140219093-news?ref=rss>>

¹³⁰ 2012 年 5 月 13 日、中国大陸国务院総理温家宝、日本・野田佳彦首相、韓国・李明博大統領は日中韓サミットで年内に日中韓 FTA 交渉を始めると宣言し、6 月、8 月、9 月三回の予備会議を経て、一時釣魚台問題の影響もあったが、11 月 20 日には中国大陸商務部長陳德銘、日本経済産業大臣枝野幸男、韓国外交通商部通商交渉本部長朴泰鎬がカンボジアでの閣僚級会議で 2013 年年初に第一回日中韓 FTA 交渉会議を行うことに決めた。中華経済研究院は多国 GTAP 模型を用いて、韓国が世界各国と FTA のネットワークを形成した場合の、台湾に対する影響を分析した。現段階で韓国と他国の間に発効した FTA をベースに分析した結果によると、中国大陸、日本、韓国 3 カ国が FTA を締結した場合、台湾の輸出に衝撃を与えるばかりではなく（0.76%から 1.17%の押し下げ）、実質 GDP も 1.155% 減少。その金額は約 45 億米ドル。社会福祉の面では 62 億米ドルの損失が発生する。全体的に産業界の影響はおおよそ 159 億米ドルの損失が見込まれる。

表 6-1 台湾の中国大陸と香港に対する貿易依存度の統計表 (1981-2013)

年	輸出依存度	輸入依存度	貿易依存度
1981	10.1	1.9	1.6
1982	8.0	2.0	5.3
1983	7.3	1.9	4.9
1984	8.3	2.3	5.8
1985	11.5	2.2	7.8
1986	9.4	2.2	6.7
1987	10.0	2.8	7.2
1988	12.9	4.9	9.3
1989	15.6	5.4	11.1
1990	19.2	4.1	12.4
1991	26.1	4.8	16.5
1992	31.9	4.1	18.8
1993	38.2	3.6	21.7
1994	40.0	4.0	22.7
1995	40.8	4.8	23.5
1996	41.0	4.7	24.1
1997	41.9	5.1	24.1
1998	40.4	5.8	23.5
1999	38.8	5.9	23.2
2000	38.0	6.0	22.5
2001	26.6	7.4	17.0
2002	32.1	8.7	20.4
2003	35.7	10.1	22.9
2004	38.0	11.3	24.7
2005	39.1	12.2	25.7
2006	39.8	13.2	26.5
2007	40.7	13.6	27.2
2008	39.0	13.7	26.4
2009	41.1	14.7	27.9

年	輸出依存度	輸入依存度	貿易依存度
2010	41.8	15.0	28.4
2011	40.2	16.1	28.2
2012	39.4	16.1	28.4
2013	39.7	16.4	28.8

出典：香港政府税関統計（2001）、中華民国政府財政部統計処（2014）。

（注）台湾の対中国大陸の輸出入の依存度及び貿易依存度は行政院大陸委員会の予測値による。

台湾と中国大陸との政治交渉はしかるべき時期に始まるだろう。目下、台湾の対中国大陸貿易依存度がかかなり高いため、北京政権の台湾政治の進路に対する影響力も日増しに強まっている。

（7）台湾民主化の経験から中国大陸への啓示

①経済発展

1980年代中国大陸の新権威主義¹³¹の考え方によると、経済発展には安定的な政治指導力が必要とされる。中国大陸に民主の条件がまだ揃わない段階ではその通りだろうが、その理論によって共産党政権の合法性と経済の発展が支えられてきた。一部の学者は中国大陸の経済発展が続き、国民所得は2,500ドルに達した際、政治の自由化に向かうだろうと主張。¹³²そして、中国大陸の経済が安定的に発展していくと、中産階級の誕生は中国大陸の民主化をさらに推し進めるだろう。台湾民主化の経験をモデルに、経済発展は政権維持の万能薬ではないと論じられる。中国大陸では改革開放による経済合法性の維持は、中国大陸の民主化を平穏に促せるかもしれないが、永久的に政権を維持するわけにはいかない。改革開放以降、中産階級は台頭することによって政治参加の拡大を求める機運が高まっていた。共産党の指導部は資本家の入党で対応した。ハンチントン「経済発展は民主を可能なものにする」という。多数の意見を集約するのにコストがかさむなど、経済発

¹³¹ 新権威主義は国家の力を強化し、市場経済の運営を確保すべきと主張。国家の力を用いて市場の運営に直接関与することもありうる。そして、経済の「効率」を追求し、「人民の一部が先に裕福になれ」という。蔡文軒、〈中国該往何處去？知識社群的思考〉、《政治科學論叢》、第29期、2006年9月、p.123-158を参照。

¹³² Larry Diamond, *Developing Democracy: Toward Consolidation* (Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press, 1999), p. 264. 国民所得は3,200ドルに達したら、「転換ゾーン」に入るが、民主化の圧力も経済と社会の発展に伴い出てくるという学者の主張もある。Bruce Gilley, *China's Democratic Future: How It Will Happen and Where It Will Lead*, p. 64. をご参照。中国大陸統計局の統計によると2006年中国大陸地方の国民平均所得が11,759人民元（約1,500米ドル）、農村住民の収入は3,587人民元（約460米ドル）、北京では、国民の平均所得6,000米ドルに達し、広州でも同10,000米ドルを超えた。

展の初期には民主化が妨げになるところもあるだろうが、ある程度の段階に達すると、短期的な経済危機や経済破産により権威主義体制が崩壊し、民主体制に転換する可能性もある。¹³³

②合法統治権威の危機

共産党政権の指導者は統治権威を脅かされた場合、威信を回復するため、その合法性の弱まりを認めず、高圧の態度で強制的に承服させる手段を取りがちである。近年、各地で暴動が多発し、2005年8万7千件あまりにも達した。¹³⁴改革開放以来、社会の不安定が目立ち、格差問題¹³⁵はその重要な原因とも言われる。これは共産党政権の合法性を弱めかねないものと見られる。共産党政権の指導部はこの問題の重大さに気がつき、前政治局委員陳良宇の汚職に対する厳しい対応にも見られたように、諸々の対応措置が講じられていたが、貧富の格差社会は短期間で改善されるものではない。この不満はさらに高まり、もっと多くの抗議活動や暴動につながりかねない。このような「下から上へ」(bottom-up)の抗争は中国共産党政権の合法性には厳しい挑戦と言える。¹³⁶

③覇権国家外交政策の転換

冷戦体制が崩壊以降、中国共産党と西側諸国の関係は紆余曲折なものであった。1989年天安門事件が発生、米中関係はどん底に陥った。中国大陸の経済利益をにらみ、クリントン米大統領(William J. Clinton)は対中政策を転換。1994年、「関与と拡大」(Enlargement and Engagement)を取ることに決めた。¹³⁷2000年以降、保守勢力の代表ともみられるブッシュ大統領が(George W. Bush)当選、2001年「911同時多発テロ」以降、反テロを各国に協力を求めている。当然、中国大陸も米側が協力を求める相手であった。共産党指導者の胡錦濤は2006年4月訪米の際、反テロを進める上で「建設的合作」関係の構築を呼

¹³³ Samuel P. Huntington, *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, pp. 59-72. 経済危機や経済崩壊の際、権威体制が民主体制に転換する可能性はあるが、それは必然的なものではない。言い換えれば、危機が発生の際に民主体制の国家でもクーデターにより体制転換を迫られることもあり、権威体制に戻ることもすらある。

¹³⁴ 何清漣, 〈撥開統計数字上籠罩の迷霧: 分析群體性事件為何大幅「下降」〉, 《何清漣文集》, 2007年3月28日, <http://boxun.com/hero/2007/heq1/2_1.shtml>。

¹³⁵ 2006年世界銀行の世界発展報告によると、中国大陸のジニ係数は0.45と0.4の警戒線を上回った。邢予青, 〈基尼係數不專為中國定做, 為何要有中國特殊論〉, 《新華網》, 2006年8月26日, <http://news.xinhuanet.com/fortune/2006-08/26/content_5009297.htm>を参照。

¹³⁶ 中国大陸ではまだ西洋式の民主制度を実施することはできない。現段階では競争のある民主体制を導入的ないため、一部の地方で民主的な選挙を実施することによって、民生、民心、民意に留意し、政権党の合法性を固めようとする。林琳文, 〈從臣民走向公民—中國大陸政治文化的變遷與民主化前景〉, 《遠景基金會季刊》, 第7卷第1期, 2006年1月, 頁128。を参照。

¹³⁷ The White House, *A National Security Strategy of Engagement and Enlargement* (Washington, DC: White House, 1994), pp. 1-25.

びかけた。¹³⁸米側は中国大陸を国際社会に取り込むべく「競争者」の中国大陸を、責任を持つ国際社会の一員として「ステックホルダー」(Stakeholder)に看做そうとしていた。¹³⁹アメリカにとっては中国大陸とそもそも価値観が異なるし、中国大陸の平和的台頭により、政治的にその内部に食い込むことも難しくなった。一方で、台湾の民主化にはアメリカの影響は顕著であった。

1986年フィリピンのマルクス政権の崩壊、韓国キム・スファン枢機卿の事案は、同年秋、大陸の民主化運動に範を示した。中国大陸の一方独裁政権はその周辺の香港と台湾の民主化と強烈な対比となる。民主政治体制の香港や台湾、日本、韓国における政治文化も必ず中国大陸に影響する。¹⁴⁰一部の学者から、台湾は中国大陸の民主化の良き範例となるという。¹⁴¹

④指導者の決断

民主化の道を進む国にはその政治エリートたちは民主体制が一番悪くない(The Least Worst)政治体制と認めるのが最低限必要である。(Huntington, 1991: 316) 政治領袖は民主を目的として作り出そうとするが、実際、民主はほかの目標を達成するための手段か副産物にすぎない。中国共産党は改革開放以降、高い経済成長率が続き、ある意味で社会に極端の圧力と緊張をもたらしていた。それに不平等と挫折感が加わり、中国内部の社会団体による政治制度改革の要求を促した。これは共産党の指導者にとって試練になる。¹⁴²改革開放以降、共産党は幹部の養成制度を設けることによって、軍部の出身者や低学歴の革命幹部を高学歴、自然科学の専攻を持つ官僚に置き換えていった。つまり、イデオロギーではなく実務的、プロのセンスによる施政のスタイルに替えることによって指導者の対応力を試す。¹⁴³近年第四、五世代の指導者はごく一部の地方選挙を容認した。党内の民主、党内の監督により法治的な国の運営を進めようとすることは、実務主義に基づくものであ

¹³⁸ 胡錦濤、〈全面推進中美建設性合作關係〉、《人民網》、2006年4月20日、<http://politics.people.com.cn/GB/1024/4319953.html>。

¹³⁹ Ding Ying, "From 'Competitor' to 'Stakeholder'," Beijing Review, February 23, 2006, p. 10.

¹⁴⁰ 趙建民、〈中共權力移轉與未來的政治民主化問題〉、曾建元主編集、《東亞自由化、民主化與區域和平：中國民運民主台灣之旅紀實》(臺北：唐山，2003年)，P.183-192。

¹⁴¹ Larry Diamond, "Foreword," in Suisheng Zhao, ed., China and Democracy: The Prospect for a Democratic China (New York and London: Routledge, 2000), pp. x-xi; Henry J. Hyde, "The U.S., China, and the Future of East Asia," WebMemo, No. 84, March 2002, <http://www.heritage.org/Research/AsiaandthePacific/WM84.cfm>。

¹⁴² 中国大陸の経済發展は憂うことがない。経済改革はさらに深層的な体制改革を臨み、経済の急速な成長に伴い、公正的法治制度保障の欠如、官僚機構の汚職腐敗、公平競争と行政効率のなさ、経済活動が短期的に市場や社会に良好な制度環境を提供できないことなどさまざまな問題が顕在化する。錢穎一、〈中國市場化過渡的的制度基礎〉、胡鞍鋼主編、《中國走向》(杭州：浙江人民出版社，2000年)，頁166-198。を参照。

¹⁴³ 趙建民、張鈞智、〈菁英循環或再生：十二大以來中共技術官僚的發展趨勢〉、《中國大陸研究》，第49卷第2期，2006年6月，頁69-98。

る。これは経済発展に加え政権の合法性を強化するのが狙いで、本気の民主化を目指すものではない。¹⁴⁴ とはいえ、欧米諸国の民主化理論を中国大陸でも実践できる可能性を示唆するものに違いない。この実務主義の実践は台湾でも見られた。¹⁴⁵ 「党国体制」を起点に漸進的に進む民主改革は可能という示唆でもある。¹⁴⁶ Huntingtonいわく、「政治のリードが民主を真実にする」。中国民主化の鍵は中国大陸の指導者の決断にかかっている。

つまり、台湾民主化の経験から見ると、中国大陸の民主化を促す要素は経済発展、政権合法性の弱体化、国際要素、指導者の決断が挙げられる。とりわけ、経済発展、政権合法性の弱体化、指導者の決断の三つは台湾も同じ経路を辿ってきた。ただ、中国大陸の場合には恐らく大国の政策転換を受ける影響は台湾ほど大きくなく、「雪だるま式」にもならないだろう。

(8) 台湾民主化の展望

台湾の民主化は中国大陸民主化の希望と模範になりうる。最近、中国大陸の一部の民主化活動家は中国民主化の希望は台湾にある、と訴えている。民主化が成功した台湾の経験は中国大陸の参考指標となる。

アメリカの民主化理論の権威Larry Diamondが言う。台湾が成功したのは経済発展でも、民主発展でもない、経済発展を基礎とした民主発展こそが一番の成功である。中華民国は国家として経済、自由民主、国家尊厳を同時に発展させ、東アジアだけではなく、世界の模範とも言える¹⁴⁷。フクヤマ (Francis Fukuyama) は台湾の歴史発展の軌跡が権威主義体制になじむ東アジア文化の下でも民主政治を誕生させることが可能であることを裏付けたと言う。フクヤマは今、中国大陸は法治と責任政治に欠けていると指摘する。北京政権は大企業の役員と同じように、取締役会と株主に責任を負うが、従業員と顧客には関心がない。

台湾は第三の波の民主化潮流において東アジアにある輝く新星であるといわれる。アメリカの政治学者 Edward Friedman は世界史に残る民主化された台湾の意義は民主アテネ (Democratic Athens) とフランス革命(The Great French Revolution of 1789)に匹敵するほど

¹⁴⁴ 劉曉波は「80年代半ばから始まった一部の地方農村組織の選挙は改革開放以降20年、もっとも有意義な政治改革で、90年代半ばまでにこのような選挙は形式的な意味に過ぎず、社会的に重視されなかった。... 実は農村の基礎選挙は最初から政権党に操られ、『反汚職のショー』に等しい。村の委員会選挙も共産党による『民主ショー』であるという。劉曉波、〈郷村民主実験の真相〉、《動向》、2000年12月3日、http://www.chengmingmag.com/new_page_47.htm。

¹⁴⁵ Cheng Li & Lynn White, "Elite Transformation and Modern Change in Mainland China and Taiwan: Empirical Data and the Theory of Technocracy," *China Quarterly*, No. 121, March 1990, pp. 1-35. を参照。

¹⁴⁶ 朱雲漢、〈台湾民主發展的困境與挑戰〉、《台湾民主季刊》、第1巻第1期、2003年3月、頁143-162。

¹⁴⁷ 聯合報 2011.8.15によると、Larry Diamondが訪話し、出席したフォーラムでこのコメントを出した。

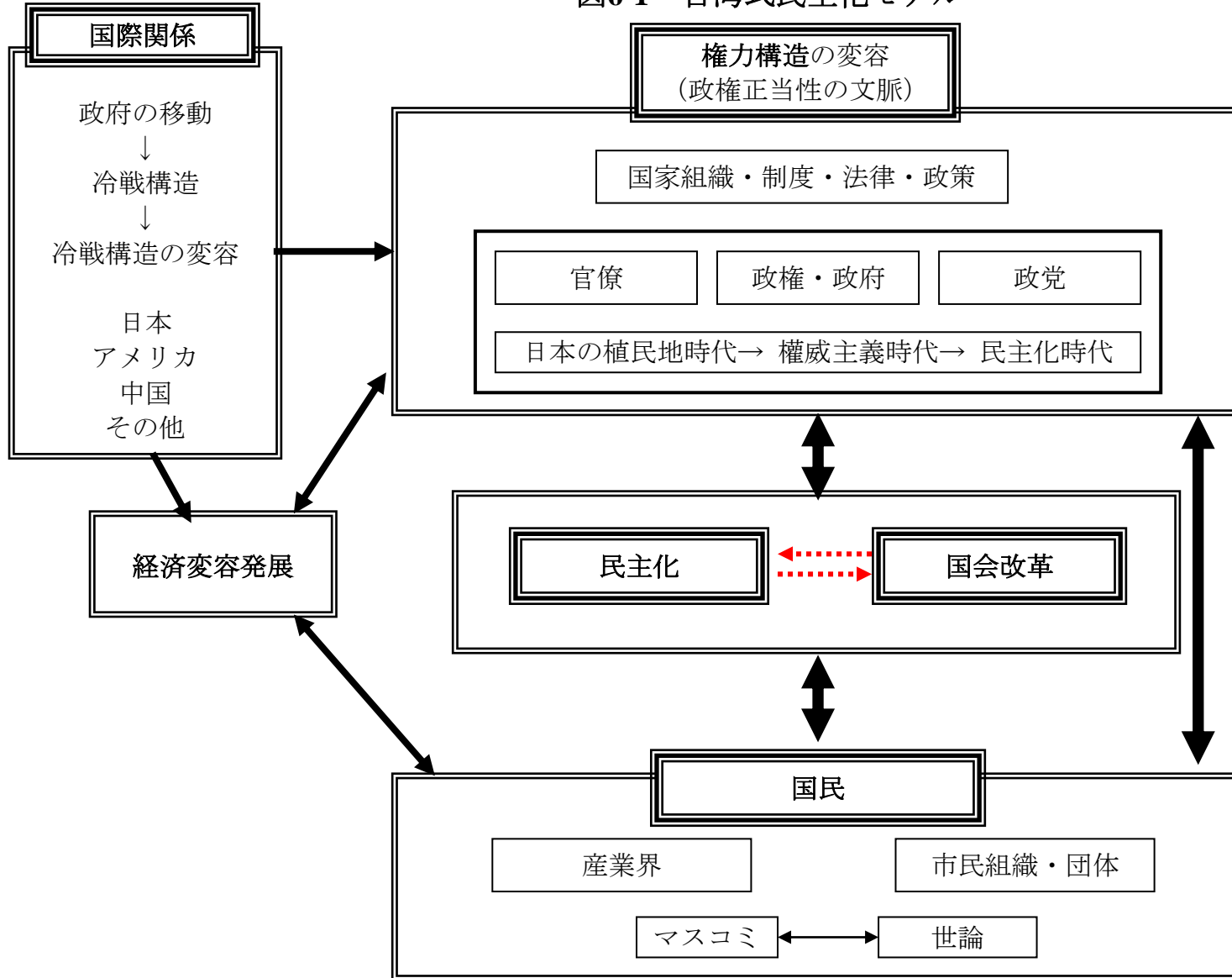
のもので、アメリカの独立革命すらそれに及ばないと説明している。アメリカの独立はフランス革命より早いですが、Friedman から見れば、それはイギリスの植民地が国王に自身の権利を奪われないために戦っただけの話である。アテネ、フランス、台湾の民主化はそれぞれの歴史の脈絡から民主制度に向かった世界史上の三つのモデルといえる。アテネ、フランスは西方世界の古典民主主義及び近代民主主義の模範となり、台湾は東方世界の近代民主主義の模範となるのである。

台湾における市民社会形成の過程において、市民文化の育成と定着化は社会団体の努力と自主運営を必要としていた。民主化過程において、民主政治の定着化と確立の段階に入ると、国会改革とメディア改革に対する要望が強くなるため、国会改革とメディア改革にかかわる政策の立案と法律の制定も促される。これは市民社会に根付いている自主性を反映する文化の力でもある。中国大陸は経済発展を成し遂げた後、民主化を進める前にまず市民文化を作り出さなければならない。

民主政治の確立と定着化の段階においては、政府組織の改編に引き続き取り組む必要がある。台湾は「グッドガバナンス」(good governance) の原則をもって自己検証を続けるべきである (UNESCAP、2011)。グッドガバナンスの原則には参加 (participation)、法の支配 (rule of law)、コンセンサス志向 (consensus-oriented)、公平と包容性 (equity and inclusiveness)、対応力 (responsiveness)、透明度 (transparency)、効率と效能 (efficiency and effectiveness)、責任究明 (accountability) が含まれている。

民主化に終点がない。民主制度は政治制度というよりも、生活スタイルに近い。この生活スタイルは政府組織と市民社会によって維持されている。台湾は権威主義体制から民主主義体制に転換する一つの範例を提供した。しかし、ポスト冷戦時代に置かれた台湾を、現実主義を中心とする国際政治経済の枠組みの下で様々な困難が待ち受けている。台湾の民主化モデルは政府と民衆の努力によって維持され、将来に向けて挑戦し続ける。それが、中国大陸の北京政権にとって参考できる民主化モデルを提供することにもなるのであろう。

図6-1 台湾式民主化モデル



参考文献(氏名筆画順)

- 內政部. 1997. 『內政統計年報』 行政院內政部.
- 司法院大法官會議. 2011. 『大法官會議解釋彙編』 首席文化出版社.
- 公民監督國會聯盟. 2011. 『國會改革承諾書』 公民監督國會聯盟.
- 文馨瑩. 1990. 『經濟奇蹟的背後—台灣美援經驗的政經分析 (1951-1965) —』 自立晚報出版社.
- 王作榮. 1964. 「尹仲容先生在經濟方面的想法和作法」『自由中國之工業』 21卷1期、1-9頁.
- 王振寰. 1989. 「台灣的政治轉型與反對運動」『台灣社會研究季刊』 2卷1期.
- 王新生. 1995. 「日本的選舉制度改革」『日本學刊』 1995年4期.
- 王業立. 1998. 「選舉、民主化與地方派系」『選舉研究』 5卷1期、77-94頁.
- 王靖興. 2009. 「立法委員的立法問政與選區服務之分析」『台灣政治學刊』 11卷2期、116-117頁.
- 台灣總督府. 1989. 「台灣社會運動史」『台灣總督府警察沿革誌第二篇領台以後的治安狀況』 (中卷) .
- 史明. 1980. 『台灣人四百年史』 蓬島.
- 田弘茂等編. 1997. 『鞏固第三波民主』 業強.
- 矢內原忠雄. 周憲文譯. 1987. 『日本帝國主義下之台灣』 帕米爾.
- 石之瑜. 2001. 「鑿開霸權：普世主義與相對主義之外關於「民主」的知識」『中國大陸研究』 44卷3期.
- 立法院國會圖書館編. 1996. 『國會改革』 國會圖書館.
- . 2002. 『國會改革』 (續篇一) 國會圖書館.
- 任育德. 2003. 「台灣情、本土心—蔣經國先生逝世十五週年紀念口述歷史座談會紀錄」『近代中國』 153期、3-43頁.
- 伊慶春. 1992. 『臺灣地區社會意向調查：1992年2月定期調查』 行政院國家科學委員會.
- . 2002. 『社會意向電話調查：2002年12月』 中央研究院社會學研究所.
- 伍柳氏. 2006. 「民主化模式與中國民主化路徑選擇」『安慶師範學院學報』 25卷1期.
- 列寧. 1972. 「民族和殖民地問題綱初稿」『列寧選集』 4卷、270-276頁.
- 朱雲漢. 1989. 「寡佔經濟與威權政治體制」『壟斷與剝削—威權主義的政治經濟分析—』 台灣研究基金會.
- . 2003. 「台灣民主發展的困境與挑戰」『台灣民主季刊』 1卷1期、143-162頁.
- 行政院大陸委員會. 2003. 『兩岸經濟統計月報』 130期.

- 行政院經濟建設委員會. 1989. 『中華民國七十七年經濟年報—邁向經濟自由化之路—』行政院經濟建設委員會.
- 吳介民. 2002. 「解除克勞塞維茲的魔咒：分析當前社會改革運動的困境」『台灣社會學』5期、159-198頁.
- 吳文程. 1995. 「台灣政治轉型理論的分析架構的探討」『東吳政治學報』4期、135-183頁.
- 吳重禮. 2007. 「分立政府與經濟表現」『台灣政治學刊』12卷2期.
- 吳燕玲. 1996. 「閣揆同意權前途坎坷有立委揚言將會跑票」『新新聞週刊』456期、16頁.
- 呂亞力·吳乃德編. 1993. 『民主理論選讀』風雲論壇.
- 宋學文·陳亮智. 2011. 「美國對台灣民主發展之影響—一個霸權穩定論演化的分析觀點—」『東吳政治學報』29卷3期.
- 宋興洲. 1994. 「民主化及其困境」『理論與政策』8卷4期、15-29頁.
- 李永熾. 1991. 『日本的近代化與知識份子』水牛出版社.
- 李酉潭. 1997. 「從民主化相關概念探討台灣民主轉型的歷程—兼論孫中山建國三程序的意義與作用—」『政治學報』29期、141-192頁.
- . 2002. 「第四波民主化的浪潮是否可能在中國發生？」『政策論壇電子報』1冊25号、156-158頁.
- 張孝評. 2002. 「台灣民主化分析—Rustow與Huntington模式的檢驗—」『中山人文社會科學期刊』10卷2期、45-87頁.
- 張孝評. 2004. 「民主化與台海和平之分析」『問題與研究』43卷4期、1-34頁.
- . 2006. 「民主鞏固或崩潰：台灣與俄羅斯之觀察（1995-2005年）」『問題與研究』45卷6期、33-77頁.
- . 2007. 「台灣民主化經驗與中國未來的民主化」『遠景基金會季刊』8卷4期.
- . 2008. 「民主化與台灣國家安全：新世紀政策建言討論會」『新世紀智庫論壇』42期.
- 李佳哲. 1990. 『亞洲四小龍的政治經濟分析』駱駝出版社.
- 李怡庭. 1989. 「台灣惡性通貨膨脹之始末（1945-1951）」『台灣社會研究季刊』夏季號.
- 李昌麟. 2013. 『比較公民投票制』五南圖書公司.
- 李金銓. 2004. 『超越西方霸權：傳媒與文化中國的現代性』牛津大學出版社.
- 李國鼎. 1997. 『中華民國台灣地區經濟發展政策演進過程圖解』行政院經濟建設委員會.
- 李筱峰. 1986. 『台灣戰後初期的民意代表』自立晚報.
- . 1987. 『台灣報業自由四十年』自立報業.
- 李嘉進. 2012. 「台灣民主化的起源（1895-1945）：兼論中山思想對台灣人爭取民主的影響」『孫學研究』13期、73-103頁.

- 俞可平. 1999. 『社群主義』 風雲論壇.
- 谷蒲孝雄. 1992. 『台灣的工業化：國際加工基地的形成』 人間出版社.
- 阮銘. 2000. 『民主在台灣』 遠流出版社.
- 周育仁·謝文煌編. 2011. 『台灣民主化的經驗與意涵』 五南圖書出版公司.
- 周婉窈. 1989. 『日據時代的台灣議會設置請願運動』 自立晚報.
- 周琇環·陳世宏編. 2000. 『組黨運動』 國史館.
- 周萬來. 2004. 『立法院職權行使法逐條釋義』 五南圖書出版公司.
- 林佳龍. 1999. 「解釋台灣的民主化」『兩岸黨國體制與民主發展：與哈佛大學東西方學者的對話』 87-152頁.
- . 2000. 臺灣民主化與政黨體系的變遷：菁英與群眾的選舉連結『台灣政治學刊』4 期、3-55頁.
- 林美娜編. 1990. 『憤怒的野百合—三一六中正堂學生靜坐紀實』 前衛出版社.
- 林瓊珠·蔡佳泓. 2010. 「政黨信任、機構信任與民主滿意度」『政治與社會哲學評論』.
- 林麗雲. 2008. 「變遷與挑戰：解禁後的台灣報業」『新聞學研究』95期、183-212頁.
- 南民. 1987. 『國民黨無望論—診斷危機時刻的國民黨—』 台灣文藝.
- 柯喬治. 陳榮成譯. 1992. 『被出賣的台灣』 前衛出版社.
- 胡元輝. 2009. 『台灣報業的明天不在昨天』 財團法人卓越新聞獎基金會.
- 若林正文編. 廖兆陽譯. 1988. 『中日會診台灣—轉型期的政治—』 日本文摘.
- 著. 洪金珠·許佩賢譯. 1994. 『台灣：分裂國家與民主化』 月旦出版社.
- 夏文字. 2010. 『形塑分裂社會的制度認同—多數決困境下我國立法程序的再造—』 台灣大學法律學研究所碩士論文.
- 徐正戎·呂炳寬. 2005. 「法國公民投票否決歐憲條約的憲政啟示」『台灣本土法學雜誌』72期、1-5頁.
- 徐永明·陳鴻章. 2002. 「老狗學把戲：立委選舉政黨提名的有效性」『東吳政治學報』15期.
- . 2006. 『國會改革配套措施與選度變革：從民眾政治參與觀點分析』 行政院研考會.
- 徐立德. 2010. 『情義在我心—徐立德八十回顧—』 天下文化、298-306頁.
- 高永光. 1998. 「政黨競爭與政黨聯合：議題取向分析」『理論與政策』12卷4期、157-173頁.
- 高希均·李誠. 1994. 『台灣經驗四十年』 天下文化、444-445頁.
- 崔江紅·朱德清. 2006. 「試論當代中國民主化的路徑選擇」『玉溪師範學院學報』22卷5期.
- 張孝評. 2003. 『轉型、鞏固與深化—台灣民主化的分析—』 國立政治大學中山人文社會研究所碩士論文.
- 張炎憲. 1984. 「台灣文化協會的成立與分裂」『中國海洋發展史論文集』 中研院三研所.

- 張茂桂. 1989. 『社會運動與政治轉化』 國策中心.
- 張茂桂等. 1992. 『民國七十年代台灣地區「自力救濟」事件之研究』 行政院研考會.
- 張剛嘉. 2001. 『政治安定、經濟結構與民主鞏固：比較台灣與南韓』 東海大學政治學系碩士論文.
- 張瑞雄. 2007. 『日本式勞資關係與勞工問題』 致良出版社.
- 盛杏潁. 2002. 「民主國家國會議員選制改革的經驗」『國會改革與憲政發展』、77-108頁.
- . 2005. 「選區代表與集體代表：立法委員的代表角色」『東吳政治學報』 21期.
- . 2006. 「台灣民眾為什麼討厭立法院？」『台灣民主季刊』 3卷3期、85-128頁.
- 莊智. 2002. 『學運世代—眾聲喧嘩的十年—』 光華雜誌.
- 許介麟·李文志·蕭全政. 1991. 『台灣的亞太戰略』 國策中心.
- 許湘濤·吳彥然. 「2011.Potter與 Huntington民主化解釋因素之比較」『國立嘉義大學通識學報』 6期.
- 郭正亮. 1988. 『國民黨政權在台灣的轉化』 台灣大學社會學研究所碩士論文.
- 陳俊昇. 1993. 『近代台灣國家建構過程中的政權與社會形構』 私立東吳大學社會學研究所碩士論文.
- 曾怡仁. 2007. 「台灣憲政變遷過程中「國民主權」的論述分析（1990-2007）」『2007年台灣政治學會年會暨學術研討會』 政治大學.
- . 2008. 「細談速食文化移植中的單一選區兩票制」『壹號人物雜誌』 2008年2期、36-39頁.
- 陳建仲. 1995. 『政體轉型期政商關係的法制化』 國立台灣大學政治學研究所碩士論文.
- 陳健民·周育仁編. 2002. 『國會改革與憲政發展』 國家政策基金會.
- 陳曉開. 2011. 『政治社會轉型的媒體與政治—台灣與義大利的媒介制度比較分析—』 世新大學傳播研究所博士論文.
- 陳澤美. 2010. 『七十九年報紙出版業概況2009出版年鑑』 行政院新聞局.
- 彭懷恩. 1984. 『台灣發展的政治經濟分析』 風雲論壇出版社.
- . 1987. 『台灣政治變遷四十年』 自立晚報.
- 景躍進. 2011. 「民主化理論與當代中國政治發展」『新視野』 2011年1月.
- 曾冠球. 2004. 「立法授權的政治：交易成本的觀點」『東吳政治學報』 19期.
- 游清鑫. 2008. 『台灣的公民意識:理論與實踐計畫』 國立政治大學選舉研究中心.
- 程玉鳳·李福鐘編. 2001. 『國會改造（1948-1972）』 國史館.
- 程漢正. 2008. 『我國公民投票制度之制定及施行』 國立台灣師範大學政治學研究所碩士論文.
- 隋杜卿. 2001a. 「國會選舉制度對聯合政府影響之探索」『新野論壇』 新台灣人文教基金會、

- 219-248頁.
- . 2001b. 「我國政府定向的回顧與前瞻」『民主與憲政的論文彙編』國立政治大學中山所.
- 黃秀端. 1994. 『選區服務：立法委員心目中連任之基礎』唐山.
- . 2001. 「單一選區與複數選區—相對多數制下的選民策略投票—」『東吳政治學報』13期.
- . 2008. 「立法院內不同類型委員會的運作方式」『東吳政治學報』11期.
- 黃昭堂. 1989. 『台灣總督府』自由時代.
- 黃德福. 1996. 「政黨合作的必要性以及瓶頸」『理論與政策』10卷4期、132頁.
- . 2001. 「少數政府與責任政治—台灣半總統制之下的政黨競爭—」『憲政體制新走向』新台灣人文教基金會.
- . 2009. 「我國立法委員為何選擇並立式混合選舉制度？2004年選舉制度改革之觀察」『政治學報』47期、1-27頁.
- 楊日青. 1996. 「立法院生態改變後的組閣問題」『問題與研究』35卷1期、1-16頁.
- . 2001. 「政府體制、選舉制度、政黨制度與內閣組閣的關係」『新野論壇』新台灣人文教基金會、195-218頁.
- . 2002. 「從憲政走向探討立法院角色以及其應有的調查權與聽證權」『理論與政策』61期、59-60頁.
- 楊永明. 2004. 「台灣民主化與台灣安全保障」『台灣民主季刊』1卷3期、1-25頁.
- 楊泰順. 1991. 『選舉』永然圖書公司.
- 楊婉瑩·陳采葳. 2004. 「國會改革風潮下黨團協商制度之轉變與評估」『東吳政治學報』19期.
- 楊碧川. 1988. 『日據時代台灣人反抗史』稻鄉.
- 楊德源. 2003. 「論臺灣的國會改革：人數是重要因素」『東吳政治學報』17期.
- 群策會. 2004. 『台灣新憲法—群策會「台灣新憲法」—』『國際研討會論文集』群策會.
- 葉榮鐘. 2000. 『台灣民族運動史』自立晚報.
- 葛永光. 1997. 「一黨優勢與台灣民主的轉型」『研考雙月刊』21卷1期、25-34頁.
- 雷飛龍. 2002. 『社會科學與比較政府』韋伯文化.
- 廖志剛·劉太兵·任中平. 2006. 「有序民主化—中國政治發展的路徑選擇—」『宜春學院學報』28卷3期.
- 廖達琪·黃志呈. 2002. 「制度、企圖、選舉結果與聯合政府—臺灣2001年國會改選後個案分析—」『理論與政策』16卷1期、27-54頁.
- . 2003. 「民主化與地方的行動效能—從臺灣兩波（1993-2001）地方菁英的認知判斷探析—」『政治科學論叢』19期、85-112頁.

- . 2003. 「議會與民主化——一個理論架構的考量——」『兩岸立法制度與立法運作』 韋伯文化、359-381頁.
- . 2005. 「橡皮圖章」如何轉變為「河東獅吼」？——立法院在臺灣民主化過程中的角色轉變之探究（1950-2000）——」『人文及社會科學集刊』17卷2期.
- 謝承璋. 2006. 「修憲對立法院功能與角色之影響——從表演場到表演場——」『台灣民主季刊』3卷1期.
- . 2010. 「國會議員生涯類型變遷與民主體制的取向分析」『東吳政治學報』28卷2期.
- 等. 2012. 「半總統制下的國會監督——從法制面比較台灣與法國國會的監督能量——」『半總統制與民主學術研討會』國立台灣大學.
- 趙永茂·吳若予. 2009. 『台灣省諮議會應有之功能與執掌』台灣省諮議會.
- 趙春麗. 2008. 「全球化與民主化：市場邏輯與政治邏輯的矛盾互動——對全球化與民主化關係的再認識——」『天府新論』2008年2期.
- 劉子琦. 2008. 『利維坦的威靈會重現』中國時報2008年1月27日.
- 劉淑惠. 1997. 「立法院議事過程的非法制面因素」『理論與政策』11卷3期、23-26頁.
- 劉進慶. 1992. 『台灣戰後經濟分析』人間出版社.
- 劉義周. 1992. 「國民黨責任區輔選活動之參與觀察研究」『政治大學學報』64期、209-233頁.
- . 2004. 「政黨民主與台灣民主化」『台灣民主季刊』1期、41-63頁.
- 劉獄雲. 2001. 『政治理論與方法論』五南.
- 劉鳳珍. 2010. 「國會研究評析」『東吳政治學報』7期.
- 劉鴻暉. 2000. 「民主化與產業發展之政治經濟分析」『民主轉型與經濟衝突』桂冠圖書公司.
- 蔡育倫. 2002. 『台灣民主化歷程中政治菁英、選舉機制及媒體的角色探討——以第一屆立法委員的退職歷程為個案——』國立中山大學政治所碩士論文.
- 蔡東杰. 1998. 『民主之進程：台灣與墨西哥發展經驗之比較研究』博士論文. 國立政治大學政治學系.
- 蔡培火等. 1971. 『台灣民族運動史』自立晚報.
- 鄭友揆·程麟蓀·張傳洪. 1991. 『舊中國的資源委員會（1932-1949）：史實與評價』上海社會科學院.
- 鄭勝元. 2005. 『立法院召集委員議題設定之研究』國立政治大學政治學系碩士論文.
- 憲政時代. 1995. 『立法怠惰之回應學術研討會』21卷1期、1-57頁.
- 盧文吉. 1998. 『土地改革之政經含意』華泰圖書公司.
- . 2005. 『政治民主化與經濟發展關係之研究——以台灣為例——』真理大學.
- 蕭全政. 1989. 『台灣地區的新重商主義』國策中心.

- . 2001.「台灣威權體制轉型中的國家機關與民間社會『威權體制變遷—解嚴後的台灣—』中央研究院台灣史研究所籌備處、63-88頁.
- . 2004.「經濟發展與台灣政治的民主化」『台灣民主季刊』1卷1期、1-25頁.
- 蕭新煌. 1989.「民間社會的反支配性格」『台灣未來的趨勢』社會大學文教基金會、45-58頁.
- 薛化元·楊秀菁. 2003.「強人威權體制的建構與轉變」『人權理論與歷史論文集』國史館.
- 薛心鎔編. 1996.『變局中的躍進—俞國華的政院五年—』正中書局、88-89頁.
- 薛月順·曾品滄·許瑞浩編. 2000.『從戒嚴到解嚴（1945-1987）』國史館.
- 薛毅. 2005.『國民政府資源委員會研究』社會科學文獻出版社.
- 謝正道. 2007.『中華民國修憲史』（二版）揚智文化公司.
- 謝相慶. 1996.『選舉制度與選舉結果不比例性之比較研究』國立政治大學政治學系博士論文.
- . 2002.「淺談立法委員選舉制度改革—單一選區兩票制—」『今日生活』363期、50-52頁.
- . 2007.「我國第7屆立法委員新選舉制度及其可能效應」『制度、治理與秩序學術研討會』2007年中國政治學會年會.
- . 2011.『我國立法委員選舉制度改革及其政治效應：以第七屆選舉為例』韋伯文化公司.
- 謝復生. 1992.『政黨比例代表制』理論與政策雜誌社.
- . 1995.「內閣型態與憲政運作」『問題與研究』34卷12期、1-10頁.
- 韓毓傑. 2001.「實施綜合立法的迫切需要」『國會改革：台灣民主憲政的新境界?』新台灣人文教基金會、397-399頁.
- 瞿宛文. 2009.「台灣經濟奇蹟的中國背景：超克分斷體制經濟史的盲點」『台灣社會研究季刊』74期、49-93頁.
- . 2010.「台灣戰後工業化是殖民時期的延續嗎？兼論戰後第一代企業家的起源」『台灣史研究』17卷2期、39-84頁.
- . 2011.「民主化與經濟發展—台灣發展型國家的不成功轉型—」『台灣社會研究季刊』84期、243-288頁.
- 瞿海源. 2003.『社會意向電話調查2003年12月』中央研究院社會學研究所.
- . 2010.『國會改革建議書』中央研究院社會學研究所.
- 顏明聖·李炳南編. 1999.『國會改革方案之理論與實際』揚智文化.
- 羅俐雯. 2002.『台灣民主轉型（1980-2000年）之研究—以Samuel P. Huntington 的理論作驗證—』中國文化大學政治學研究所博士論文.
- 羅傳賢. 2004.『國會與立法技術』五南圖書出版公司.
- 蘇子喬. 2010.「台灣憲政體制的變遷軌跡—歷史制度論的分析—」『東吳政治學報』28卷4期.

- ・王業立. 2010. 「為何廢棄混合式選舉制度？義大利、俄羅斯與泰國選制改革之研究」
『東吳政治學報』28卷3期.
- 蘇永欽編. 2001a. 「國會改革：台灣民主憲政的新境界?」『新野論壇』新台灣人文教基金會.
——編. 2001b. 「聯合政府：台灣民主體制的新選擇?」『新野論壇』新台灣人文教基金會.
——. 2002. 「從五二〇號解釋看行政立法關係」『走入新世紀的憲政主義』元照出版社.
- 蘇蘅. 2003. 「消息來源與新聞價值—報紙如何報導「許歷農退黨」效應—」『新聞學研究』
50期. 15-40頁.
- 鹽見俊二・王曉波編. 1985. 『日據時代台灣之警察與經濟』帕米爾.

参考文献(あいうえお順)

- 浅野正彦. 2006. 『市民社会における制度改革：選挙制度と候補者リクルート』慶應義塾大
学出版会.
- 井尻秀憲. 1993. 『台湾経験と冷戦後のアジア』勁草書房.
- 五十嵐仁. 1993. 『一目でわかる小選挙区比例代表並立制—新しい選挙制度であなたの一票
はどうなる—』労働旬報社、29頁、31頁、45頁.
- 小沢一郎. 1993. 『日本改造計画』講談社、29頁、65-70頁.
- 江村榮一. 1976. 「自由民権運動とその思想」『岩波講座日本歴史15』岩波書店.
- 阪上順夫. 1994. 『小選挙区制が日本をもっと悪くする—腐敗政治・金権選挙・独裁政権日
本を危険な国にする小選挙区制のワナ—』ごま書房、48頁、128頁.
- 清水麗. 2002. 『戦後日中台関係とその政治力学：台湾をめぐる国際関係』清水麗.
- 高島通敏. 1994. 『日本政治の構造転換』三一書房、329頁.
- 辻中豊. 1988. 『利益集団』東京大学出版会.
——. 1996. 『先進産業国家における利益集団構造の形成および変容に関する比較政治学的
統計分析』筑波大学.
——. 2009. 『現代中国を中心とした利益団体および市民社会組織の比較実証的研究』筑波
大学.
——・森裕城. 2010. 『現代社会集団の政治機能：利益団体と市民社会』木鐸社.
- 濱本真輔. 2009. 『選挙制度改革による自民党の集権化：議員行動の変容』筑波大学博士
学位論文.
- 浜中新吾. 2002. 「1990年代のイスラエル政党システムの変容—利度・政策・イデオロギー」
『立命館国際地域研究』19号、165-186頁.
- 菱山謙二・中本博通. 1980. 『社会原論』青木書店.

- . 1990. 『人権と同和問題』 明石書店.
- . 1998. 『人権社会論』 筑波大学博士学位論文
- 西川潤・蕭新煌編. 2007. 「東アジアの市民社会と民主化：日本、台湾、韓国にみる「東アジアの市民社会と民主化」」 『台湾研究叢書』 明石書店.
- 柳沢尚武. 1996. 『二大政党制と小選挙区制：アメリカ、イギリスの制度研究』 新日本出版社.
- 若林正丈. 1987. 『台湾—転換期の政治と経済』 田畑書店.
- . 1989. 『転形期の台湾：「脱内戦化」の政治』 田畑書店.
- . 1991. 『台湾海峡の政治：民主化と「国体」の相剋』 田畑書店.
- . 1992. 『台湾：分裂国家と民主化』 東京大学出版会.
- . 1994. 『東洋民主主義：台湾政治の考現学』 田畑書店.
- . 2001. 『台湾：変容し躊躇するアイデンティティ』 筑摩書房.
- . 2008. 『台湾の政治：中華民国台湾化の戦後史』 東京大学出版会.
- . 2010. 『ポスト民主化期の台湾政治：陳水扁政権の8年』 日本貿易振興機構アジア経済研究所.
- 田弘茂・中川昌郎訳. 1994. 『台湾の政治：民主改革と経済発展』 サイマル出版会.
- 李嘉進. 2012. 「台湾と日本における国会選挙制度改革の比較研究—台湾の「単一選挙区二票制」と日本の「小選挙区比例代表並立制」の政党政治に対する影響—」 『問題と研究』 41巻3号.

参考文献(アルファベット順)

- Alda, Mercedes and Lourdes L. Nieto. 1994. "Parliament in the Transition and in the Consolidation Process: The Case of Spain." *Research Committee of Legislative Specialists(RCLS), International Political Science Association(IPSA)*, Wisconsin: Lawrence University Press, pp.179-202.
- Amsden, Alice H. 1979. *Taiwan's Economic History: A Case of Etatism and a challenge to Dependence Theory*, *Modern China*, Vol.5, No.3, pp.341-379.
- Amsden, A. H., 1989. *Asia's Next Giant: South Korea and Late Industrialization*, Oxford: Oxford University Press..
- Barro, Robert.1999. "Determinants of Democracy." *Journal of Political Economy*, Vol.107, No.6.
- Barro, R. and S. i. M. Xavier. 2004. "Economic Growth." *M. I. T.*, pp.528-529.

- Barro, R. J. 1996. "Democracy and Growth." *Journal of Economic Growth*, Vol.1, pp.1-27.
- Barro, R. J. 2000. "Inequality and Growth in a Panel of Countries." *Journal of Economic Growth*, Vol.5, pp.5-32.
- Bealey, Frank. 1999. *The Blackwell dictionary of political science : a user's guide to its terms* Malden, Ma. : Blackwell Publishers. (=2007. 張文揚等譯. 『布萊客威爾政治學智點』 韋伯.)
- Blumler, J. G. and Gurevitch, M. 1995. "Towards a Comparative Framework for Political Communication Research." Blumler, J. G. and Gurevitch M. eds. *The Crisis of Public Communication*.
- Bollen, Kenneth. 1979. "Political Democracy and the Timing of Development." *American Sociological Review*, Vol.44, No.4.
- Burkart, Ross and Lewis-Beck, Michael. 1994. "Comparative Democracy: The Economic Development Thesis." *American Political Science Review* , Vol.88, No.4.
- Chao, Chien-min and Lee, Yeau-tarn. 2006. "Transition in a Party-State System: Taiwan as a Model for China's Future Democratization." Kjeld Erik Brodsgaard and Zheng Yongnian eds. *The Chinese Communist Party in Reform*, New York: Routledge, pp.210-230.
- Cheng, Tung-jen. 1989. "Democratizing the Quasi-Leninist Regime in Taiwan." *World Politics*, Vol.41, No.4, pp.471-499.
- Cheng, Tung-jen. 1990. "Political Regimes and Development Strategies: South Korea and Taiwan." Gereffi, G. and D. Wyman eds. *Manufacturing Miracles: Paths of Industrialization in Latin America and East Asia*, Princeton: Princeton University Press.
- Christensen, Tom and Per Lægveid. 2005. "Trust in Government: The Relative Importance of Service Satisfaction, Political Factors, and Demography." *Public Performance & Management Review*, Vol.28, No.4, pp.487-511.
- Chou, Yangsun and Andrew J. Nathan. 1987. *Democratizing Transition in Taiwan*. *Asian Survey*, Vol.27, No.3, pp.277-299.
- Chu, Chi-hung and Richard L. Eengstrom. 1984. "The Impact of the 1980 Supplementary Election on Nationalist China's Legislative Yuan." *Asian Survey*, Vol.24, No.4, pp.447-458.
- Chu, Yun-Han. 1992. *Crafting Democracy in Taiwan*. Taipei : The Institute for National Policy Research.
- Chu, Yun-Han. 1996. *Taiwan's Unique Challenges*. *Journal of Democracy*, Vol.7, No.3, pp.69-82.

- Chu, Wan-wen, 2009. "Can Taiwan's Second Movers Upgrade via Branding?" *Research Policy*, Vol.38, pp.1054-1065.
- Cohen, Jean L. and Andrew Arato. 1992. *Civil Society and Political Theory*, Cambridge : Cambridge University Press.
- Cooper, Joseph and David W. Brady. 1981. "Institutional Context and Leadership Style: The House from Cannon to Rayburn." *American Political Science Review*, June, pp.411-425.
- Copper, John F.. 1994. "Taiwan's 1991 and 1992 Non-Supplemental Elections: Reaching a Higher State of Democracy." *Lanham, MD:University Press of America*.
- Cooper, Joseph. 1999. *Congress and the Decline of Political Trust*. Boulder, Colorado: Westview.
- Cox, Gary W., and Emerson Niou. 1994. "Seat Bonuses under the Single Nontransferable Vote System: Evidence From Japan and Taiwan." *Comparative Politics*, Vol.26, No.2, pp.221-236.
- Dahl, Robert A.. 1956. *A Preface to Democratic Theory*. Chicago: University of Chicago Press.
- Dahl, Robert A..1971. *Polyarchy: Participation and Opposition*. New Haven and London, Yale University Press.
- Dahl, Robert A.. 1973. *Regimes and Oppositions*, New Heaven: Yale University Press.
- Dahl, Robert A.. 1998. *On Democracy*, New Heaven and London: Yale University Press.
- Dalton, Russell J. 2004. *Democratic Challenges, Democratic Choices: The Erosion of Political Support in Advanced Industrial Democracies*, New York: Oxford University Press.
- Diamond, Larry, Juan J. Linz, and Seymour Martin Lipset. 1988. *Democracy in Developing Countries*, Boulder, CO.: Lynne Rienner Publishers, pp.xvi.
- Diamond, Larry, 1999. *Developing Democracy: Toward Consolidation*, Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press.
- Diamond, Larry, 2000. "Foreword." Suisheng Zhao eds. *China and Democracy: The Prospect for a Democratic China*, New York and London: Routledge, pp.ix-xv.
- Diamond, Larry, 2000. "The End of the Third Wave and the Start of the Fourth." Marc F. Plattner and Joao Carlos Espada eds. *The Democratic Invention*, Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press, pp.13-33.
- Diamond, Larry. 2011. "East Asia amid the Receding Tide of Third-Wave Democracy." *In an International Conference on Democracy in East Asia and Taiwan in Global Perspective*, organized by the Department of Political Science, NTU.

- Dickson, Bruce J.. 1997. *Democratization in China and Taiwan: The Adaptability of Leninist Parties*, New York: Oxford University Press.
- Donovan, Mark. 1995. "The Politics of Electoral Reform in Italy." *International Political Science Review*, Vol.16, No.1, pp.47-64.
- Dore, Ronald. 1990. "Reflections on Culture and Social Change." Gereffi, G. and D. Wyman eds. *Manufacturing Miracles: Paths of Industrialization in Latin America and East Asia*, Princeton: Princeton University Press.
- Downs, A. 1957. *An economic theory of democracy*, New York: Harper.
- Easton, David. 1957. "An Approach to the Analysis of Political Systems." *World Politics*, Vol.9, pp.383-400.
- Eckert, Carter. 2000. "Korea's Transition to Modernity: A Will to Greatness." Merle Goldman and Andrew Gordon eds. *Historical Perspectives on Contemporary East Asia*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, pp.119-154.
- Evans, Peter. 1995. *Embedded Autonomy: States and Industrial Transformation*, Princeton: Princeton University Press.
- Fei, John. C. H., Gustav Ranis, and Shirley W. Y. Kuo. 1979. *Growth with Equality : The Taiwan Case*, London : Oxford University Press.
- Fei, J. C. H. and Y. P. Chu. 1996. "Liberalization Promotes Development." *Conference On Government and Market: the Relevance of the Taiwanese Performance (1945-1995) to Development Theory and Policy*, Cornell University.
- Fell, Dafydd. 2006. "Democratization of candidate selection in Taiwanese political parties." *選舉研究*, 13 卷 2 期.
- Fiorina, Morris. 1980. "The Decline of Collective Responsibility in American Politics." *Daedalus*, Vol.109, No.2, pp.25-45.
- Freedom House. 1997. *Freedom in the World: The Annual Survey of Political Rights and Civil Liberties, 1996-1997*, New York: Freedom House.
- Freedom House. 2006. *Freedom in the World 2006: The Annual Survey of Political Rights and Civil Liberties*, New York: Freedom House.
- Fukuyama, Francis. 2011. "The Historical Pattern of Political Development in East Asia." *In an International Conference on Democracy in East Asia and Taiwan in Global Perspective*, organized by the Department of Political Science, NTU.
- Gilley, Bruce. 2004. *China's Democratic Future: How It Will Happen and Where It Will Lead*,

- New York: Columbia University Press.
- Gold, Thomas B. 1986. *State and Society in the Taiwan Miracle*, New York: M. E. Sharpe.
- Greider, William. 1992. *Who Will Tell the People: The Betrayal of American Democracy*, New York: Simon and Schuster.
- Habermas, Jurgen. 1975. *Legitimation Crisis*, Bacon Press.
- Hachten, W. A.. 1981. *The World News Prism*, Iowa State University.
- Hall Peter A.. 1993. "Policy paradigms, social learning, and the state: the case of economic policymaking in Britain." *Comparative Politics*, Vol.25, No.3, pp.275-296.
- Held, David. 1987. *Models of Democracy*, Stanford, Calif. : Stanford University Press.
- Hibbing, John R. and Samuel C. Patterson. 1994. "Public Trust in the New Parliaments of Central and Eastern Europe." Lawrence D. Longley eds. *Working Papers on Comparative Legislative Studies II*, Research Committee of Legislative Specialists, International Political Science Association, pp.87-105.
- Hibbing, John R. and Elizabeth Theiss-Morse. 1995. *Congress As Public Enemy: Public Attitudes Toward American Political Institutions*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hibbing, John R. and James T. Smith. 2001. "What the American Public Wants Congress to Be." Lawrence C. Dodd and Bruce I. Oppenheimer eds. *Congress Reconsidered 7th ed*, Washington, DC: A Division of Congressional Quarterly Inc, pp.45-65.
- Hibbing, John. 2002. "How to Make Congress Popular." *Legislative Studies Quarterly*, Vol.27, No. 2, pp.219-44.
- Hillin, D. C. and Mancini, P.. 2004. *Comparing Media System: Three Models of Media and Politics*, Cambridge and New York: Cambridge University Press.
- Hsiao, Hsin-huang Michael. 1992. "The rise of social movements and Civil protests." Cheng, Tun-Jen and Stephan Haggard eds. *Political change In Taiwan*, London : Lynne Rienner Publisher, pp.57-74
- Hu, Jason C. 1997. *Say yes to Taiwan*. Arlington, Virginia: SIFT, Inc.
- Hu, Shaohua. 2000. "Confucianism and Western Democracy." Suisheng Zhao eds. *China and Democracy: The Prospect for a Democratic China*, New York and London: Routledge, pp. 55-72.
- Huang, Mab. 1976. "Intellectual Ferment for Political Reforms in Taiwan, 1971-1973." *Michigan Papers in Chinese studies*, No.28, Center for Chinese Studies, the University of Michigan.

- Huntington, Samuel P. 1968. *Political Order in Changing Societies*. New Haven: Yale University Press.
- Huntington, Samuel P and Nelson, Joan. 1976. *No Easy Choice : Political Participation in Development in Developing Countries*, Cambridge, Mass : Harvard University Press.
- Huntington, Samuel P.. 1984. "Will More Countries Become Democratic?" *Political Science Quarterly*, Vol.99, No.2, pp.193-218.
- Huntington, Samuel P.. 1991. *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Norman and London: University of Oklahoma Press. (=1994. 劉軍寧譯『第三波：二十世紀末的民主化浪潮』五南.)
- Ilonszki, Gabriella. 1994. "From Systemic Change to Consolidation: The Hungarian Legislature-An Institution in Search of Roles." Longley eds. *The Role of Legislatures and Parliaments in Democratizing and Newly Democratic Regimes*, RCLS, IPSA, Wisconsin: Lawrence University, pp.216-276.
- Jackman, Robert. 1973. "On the Relation of Economic Development to Democratic Performance ." *American Journal of Political Science*, Vol.17, No.3.
- Jacobson, Gary C.. 1992. *The Politics of Congressional Elections*, 3rd ed. Boston: Little, Brown, and Company.
- Jen, Teh-hou. 1978. "The Constitutional Development of the R.O.C: Law and Politics in Taiwan, 1949-75." Ph.D. Dissertation. *New School for Social Research*, Vol.3 (Unpublished).
- Karatnycky, Adrian, 2002. "Muslim Countries and the Democracy Gap." *Journal of Democracy*, Vol.13, No.1, pp.99-112.
- Kim, Eun-Mee, 1997. *Big Business, Strong State: Collusion and Conflict in South Korean Development, 1960-1990*, New York: SUNY Press.
- Kim, Seok Ki. 1987. *Business Concentration and Government Policy: A Study of the Phenomenon of Business Groups in Korea, 1845-1985*. Ph.D. thesis, Graduate School of Business Administration, Harvard University.
- Kirby, W. C.. 1990. "Continuity and Change in Modern China: Economic Planning on the Mainland and on Taiwan, 1943-1958." *The Australian Journal of Chinese Affairs*, 24, July, pp.121-141.
- Kornblith, Miriam, and Daniel H. Levine. 1995. "Venezuela: The Life and Times of the Party Systems." Scott Mainwaring and Timothy R. Scully eds. *Building Democratic Institutions: Party Systems in Latin America*, Stanford: Stanford University Press, pp.37-71.

- Kuo Cheng、 Huang. 2003. “Are structure or Agency based approaches more persuasive to the study of democratization?” *國家發展研究*、 2 卷 2 期.
- Li、 Cheng and Lynn White. 1990. “Elite Transformation and Modern Change in Mainland China and Taiwan: Empirical Data and the Theory of Technocracy.” *China Quarterly*、 No.121、 pp. 1-35.
- Liao、 Da-chi. 1990. *The Influence of Culture on Information Gathering in Organizations*、 Ph.D. Dissertation、 University of Michigan、 Vol.244 (Unpublished).
- Liao、 Da-chi、 1994. “An Authoritarian Regime Legislature’s Role in Promoting Democracy: An Examination of the Extra-Institutional Strategies of Taiwan Legislators.” Longley eds. *The Role of Legislatures and Parliaments in Democratizing and Newly Democratic Regimes*、 RCLS、 IPSA、 Wisconsin: Lawrence University、 pp.203-226.
- Liao、 Da-chi、 1997. *Taiwan’s Legislature*、 ” in *the World Encyclopedia of Parliaments and Legislatures*、 Washington、 D.C.: Congressional Quarterly Books、 pp.657-663.
- Liao 、 Da-chi 、 2000. “Parliaments and Democratization-A Theoretical Framework Consideration.” *Paper presented at the 18th World Congress*、 IPSA、 August 1-5、 pp.2-5.
- Lin、 J.. 2006. “The Politics of Reform in Japan and Taiwan.” *Journal of Democracy*、 Vol.17、 No.2、 pp.118-131.
- Linz、 Juan J. 1973. “Opposition in and under and Authoritarian Regime.” Robert Dahl eds. *Regimes and Oppositions*、 New Haven : Yale University.
- Linz、 Juan J. and Alfred Stepan. 1996. *Problems of Democratic Transition and Consolidation*、 Baltimore: Johns Hopkins University Press、 pp.3-15.
- Lipset、 Seymour. 1959. *Some Social Requisites o f Democracy*. *American Political Science Review*、 Vol.53、 No.1.
- Lipset、 Seymour Martin. 1981. *Political Man*、 Baltimore : John Hopkins University Press. (=1991.張明貴譯『政治人』桂冠.)
- Loewenberg、 Gerhard、 and Samuel C. Patterson.1979. *Comparing Legislatures*、 New York:University Press of America.
- Longley and Hoffman. 1999. “Parliamentary Members and Leaders as Agents of Reform.” Longley、 Agh、 and Zajc eds. *Parliamentary Members and Leaders*、 RCLS、 IPSA、 Wisconsin: Lawrence University.
- Longley and Zajc. 1998. “The First Years of the New Democratic Parliaments.” Longley and Zajc eds. *The New Democratic Parliaments*、 RCLS、 IPSA、 Wisconsin: Lawrence University、

- pp.3-25.
- Longley, Lawrence D.. 1994. *The Role of Legislatures and Parliaments in Democratizing and Newly Democratic Regimes*, RCLS, IPSA, Wisconsin: Lawrence University.
- Longley, Lawrence D.. 1996. "Parliaments as Changing Institutions and as Agents of Regime Change: Evolving Perspectives and A New Research Framework." *Journal of Legislative Studies*, Vol.2, No.2, pp.22-44.
- Longley, Lawrence D. and Drago Zajc. 1998. *The New Democratic Parliaments: The First Years*, RCLS, IPSA, Wisconsin: Lawrence University.
- Longley, Lawrence D., Attila Agh., and D. Zajc. 1999. *Parliamentary Members and Leaders: The Delicate Balance*, RCLS, IPSA, Wisconsin: Lawrence University.
- Longley, Lawrence D. and Taylor M. Hoffman. 1999. "Parliamentary Members and Leaders as Agents of Reform: Parliamentary and Regime Change Revisited." Longley, Agh, and Zajc eds. *Parliamentary Members and Leaders*, RCLS, IPSA, Wisconsin: Lawrence University, pp.135-182.
- Lynch, Daniel. 2002. "Taiwan's Democratization and the Rise of Taiwanese Nationalism as Socialization to Global Culture." *Pacific Affairs*, Vol.75, No.4, pp.557-574.
- Mainwaring, Scott. 1992. "Transitions to Democracy and Democratic Consolidation: Theoretical and Comparative Issues." Scott Mainwaring, Guillermo O'Donnell and J. Samuel Valenzuela eds. *Issues in Democratic Consolidation*, Indiana: University of Notre Dame Press, pp.295-341.
- Marcuse, Herbert. 1999. *Reason and Revolution: Hegel and the Rise of Social Theory*, New York: Humanity Books, pp.251-388.
- Mayhew, David. 1974. *Congress: The Electoral Connection*, New Haven and London: Yale University Press.
- Mezey, Michael L.. 1985. "The Functions of Legislatures in the Third World." Loewenberg, Gerhard Samuel C. Patterson, and Malcolm E. Jewell eds. *Handbook of Legislative Research*, Cambridge: Harvard University Press, pp.733-772.
- Moody, Peter R. Jr.. 2002. "East Asia: Democratization from the Top." Howard J. Wiarda eds. *Comparative Democracy and Democratization*, Orlando: Harcourt College Publishers. pp. 84-102.
- Nie, Norman H., G. B. Powell and Kenneth Prewitt. 1969. "Social Structure and Political Participation Developmental Relationship, Part ." *APSR*, Vol.63, No.2, pp.361-378.

- Nie, Norman H., G. B. Powell and Kenneth Prewitt. 1969. "Social Structure and Political Participation Developmental Relationship, Part II." *APSR*, Vol.63, No.2, pp.808-832.
- O'Brien, Kevin J.. 1990. "Is China's National People's Congress A 'Conservative' Legislature?" *Asian Survey*, Vol.xxx, No.8, pp.782-794.
- O'Connor, James. 1973. *The Fiscal Crisis of the State*, New York : St.Martin'Press.
- O'Donnell, Guillermo. 1973. *Moderization and Bureaucratic Authoritarianism*, Berkley: University of California.
- O'Donnell, Guillermo and Philippe C. Schmitter. 1986. *Transitions from Authoritarian Rule: Tentative Conclusions about Uncertain Democracies*, Baltimore: John Hopkins University Press.
- Offe, Claus. 1973. *The Capitalist State and the Problem of Policy Formation. In Stress and Contradiction in Modern Capitalism*, Mass: D.C. Heath.
- Ogden, Suzanne. 2002. *Inklings of Democracy in China*, Cambridge and London: Harvard University Press.
- Olson, David. 1994. *Democratic Legislative Institutions: A Comparative View*, Armonk, New York: ME Sharpe.
- Olson, David. 1998. "The Parliaments of New Democracies: The Experience of Central Europe." George Kurian eds. *World Encyclopedia of Parliaments and Legislatures*. Washington, D.C.: Congressional Quarterly Books, pp.838-848.
- Packenham, Robert A.. 1970. "Legislatures and Political Development." Kornberg, Allan and Lloyd D. Musolf eds. *Legislatures in Developmental Perspective*, Durban, N.C.: Duke University Press, pp.521-81.
- Polsby, Nelson W.. 1975. "Legislature." Greentin, Fred I. and Nelson W. Polsby eds. *Handbook of Political Science*. Mass: Addison-Wesley, Vol.5, pp.212-289.
- Potter, David, David Goldblatt, Margaret Kiloh and Paul Lewis. 1997. *Democratization*, Cambridge : The Open University. (=2000. 王謙等譯『民主化的歷程』韋伯.)
- Przeworski, Adam. 1986. "Some Problems in the Study of the Transition to Democracy." Guillermo O'Donnell, Philippe C. Schmitter, and Laurence Whitehead eds. *Transitions from Authoritarian Rule: Comparative Perspectives*, Baltimore: Johns Hopkins University Press. pp. 47-63.
- Ramseyer, J. Mark, and France McCall Rosenbluth. 1993. *Japan's Political Marketplace*. Cambridge, Mass: Harvard University Press.

- Rasch, Bjorn Erik. 1998. "Parliamentarism and Legislative Dominance: Democratic Institutionalization in Europe." Lawrence D. Longley and Drago Zajc eds. *Working Papers on Comparative Legislative Studies III: The New Democratic Parliaments: The First Year*, Research Committee of Legislative Specialists, International Political Science Association, pp.39-56.
- Rawnley, G. D.. 2007. "The Media and Democracy In China and Taiwan." *Taiwan Journal of Democracy*, Vol.3, No.1, pp.53-78.
- Ronald Inglehart and Christian Welzel. 2005. *Modernization, Cultural Change and Democracy: The Human Development Sequence*, New York: Cambridge University Press.
- Rundquist, Paul S.. 1991. "Legislative Assemblies: The Seed of Democratic Reform." Paper presented at the XVth World Congress of the IPSA, July, pp.21-25.
- Rustow, Dankwart A.. 1970. "Transitions to Democracy." *Comparative Politics*, Vol.2, No.3, pp. 337-363.
- Sartori, G. 1994. *Comparative constitutional Engineering: An Inquiry into Structures, Incentives and Outcomes*, New York: New York University Press.
- Shiau, Chyuan-Jenq. 1996. "Elections and the Changing State-Business Relationship." Tien, Hung-Mao eds. *Taiwan's Electoral Politics and Democratic Transition: Riding the Third Wave*, New York: M.E. Sharpe, Inc, pp.213-225.
- Shiau, Chyuan-Jeng. 1999. "Civil Society and Democratization." Tsang, Steve and Hung-mao eds. *Democratization in Taiwan-Implications for China, Hong Kong*: Hong Kong University Press, pp.101-115.
- Shin, J-S., and H-J Chang. 2003. *Restructuring Korea Inc*, Routledge Curzon, London.
- Skocpol, Theda. 1979. *States and social revolutions: a comparative analysis of France, Russia, and China*, Cambridge, New York: Cambridge University Press.
- Smolar, Aleksander, 2001. "History and Memory: The Revolutions of 1989-1991." *Journal of Democracy*, Vol.12, No.3, pp.5-19.
- Sorensen, Georg. 1993. *Democracy and Democratization: Processes and Prospects in a Changing World*, Oxford: Westview Press. (=2003. 李酉潭等譯『最新民主與民主化』韋伯.)
- Strahan, Randall. 1994. "Leadership and Institutional Development in the Early Nineteenth Century US House of Representatives." Longley eds. *The Role of Legislatures and Parliaments in Democratizing and Newly Democratic Regimes*, pp.311-320.
- Taagepera, R., and M. S. Shugart. 1989. *Seats and Votes: The Effects and Determinants of*

- Electoral Systems*, New Haven : Yale University Press.
- The White House. 1994. *A National Security Strategy of Engagement and Enlargement*. Washington, DC: White House.
- Tos, Nito, and Adolf Bibic. 1998. "Support for the Democratic System: Confidence in Institutions." Lawrence D. Longley and Drago Zajc eds. *Working Papers on Comparative Legislative Studies III: The New Democratic Parliaments: The First Years*, Research Committee of Legislative Specialists, International Political Science Association, pp.87-99.
- Vowles, Jack. 1995. "The Politics of Electoral Reform in New Zealand." *International Political Science Review*, Vol.16, No.1, pp.95-115.
- Wade, Robert. 1990. *Governing the Market: Economic Theory and the Role of Government In East Asian Industrialization*. Princeton, New Jersey : Princeton University Press.
- Wiarda, Howard J.. 2000. *Introduction to Comparative Politics: Concepts and Processes*, Belmont, CA: Wadsworth/Thomson Learning.
- Wilensky, Harold L.. 1975. *The welfare state and equality: structural and ideological roots of public expenditures*, Berkeley: University of California Press.
- Winckler, E. A.. 1984. "Institutionalization and Participation on Taiwan: From Hard to Soft Authoritarianism." *China Quarterly*, Vol.99, pp.481-99.
- Wong, Joseph. 2003. "Deepening Democracy in Taiwan." *Pacific Affairs*, Vol.76, No.2, pp. 235-256.
- Wu, Jaushieh. 1992. "Politics of Constitutional Reform in the Republic of China: Problems, Process, and Prospects." *Issues and Studies*, Vol.28, No.9, pp.85-106.
- Yu, Keping. 1997 "The People's Congress System in Reform China." *Paper presented at the 17th World Congress*, IPSA, pp.17-21.
- Zajc, Drago. 1998. "From Systemic Change to Consolidation: The Slovenian Parliament in a Process of Transition." Longley and Zajc eds. *The New Democratic Parliaments*, pp.333-350.
- Zheng, Youngnian. 2004. *Will China Become Democratic? Elite, Class and Regime Transition*, Singapore: Eastern University Press.